

国史跡

但馬国分寺跡保存活用計画

2025年3月

豊岡市

例 言

- 1 本書は、史跡但馬国分寺跡を対象とした保存活用計画である。
- 2 本計画は、豊岡市史跡整備委員会での検討にもとづき、令和7年（2025）3月に策定したものである。
- 3 本計画策定は、豊岡市単独事業として実施し、豊岡市文化・スポーツ振興課文化財室が事務局として行った。
- 4 本書の執筆・編集は豊岡市文化・スポーツ振興課文化財室が行った。
- 5 基本的な用語の定義は、それぞれ以下による。
 - (1)本計画において「但馬国分寺跡」とは、発掘調査によって確認された1辺160m四方の想定寺域の全体をさす。また、「史跡但馬国分寺跡」とは、文化財保護法により国史跡に指定されている範囲のみを示す。
 - (2)「史跡」とは、文化財保護法第109条第1項にもとづいて指定されたもので、文化財保護法第2条第4項で定義されている「記念物」のうち重要なものをいう。
 - (3)「周知の埋蔵文化財包蔵地」とは、文化財保護法第93条第1項に規定されている、貝塚、古墳その他の土地に埋蔵されている文化財を包蔵する土地として周知されているものをいう。

史跡但馬国分寺跡保存活用計画 本文目次

第1章 保存活用計画策定の経緯と目的

第1節	計画策定の沿革	1
第2節	計画の対象範囲	2
第3節	委員会の設置と経緯	4
第4節	計画策定の目的	7
第5節	豊岡市における関連計画	10
第6節	計画の実施	13

第2章 豊岡市の概要

第1節	自然的環境	14
第2節	社会的環境	18
第3節	歴史的環境	21
第4節	指定文化財の概要	27

第3章 史跡但馬国分寺跡の概要

第1節	史跡但馬国分寺跡の周辺環境と歴史	28
第2節	発掘調査からみた史跡但馬国分寺跡	32
第3節	指定に至る経緯と経過	52
第4節	指定告示と説明文	54
第5節	指定地の状況	58

第4章 史跡の本質的価値

第1節	史跡の本質的価値の明示	62
第2節	新たな調査成果に基づく価値評価の視点	62
第3節	各構成要素の概要と捉え方	63
第4節	構成要素の特定	65

第5章 史跡但馬国分寺跡の保存活用の基本方針

第1節	史跡但馬国分寺跡保存活用の基本理念	71
第2節	基本方針	72

第6章 保存管理の方向性と方法

第1節	保存管理の現状と課題	73
第2節	保存管理の方向性	75
第3節	地区区分と保存管理方針	76
第4節	各地区の概要と保存管理の方法	78
第5節	現状変更の取り扱い方針および基準について	81
第6節	但馬国分寺跡の推定寺域外における取り扱いについて	85

第7章 活用の方向性と方法

第1節	活用の現状と課題	86
第2節	活用の方向性	90
第3節	活用の方法	90

第8章 整備の方向性と方法

第1節	整備の現状と課題	93
第2節	整備の方向性	95
第3節	整備方法の検討	98

第9章 調査の方向性と方法

第1節	調査の現状と課題	103
第2節	調査の方向性	105
第3節	発掘調査の方向性と調査計画	105
第4節	出土遺物の保存・保管	108
第5節	関連遺跡の調査・研究	108
第6節	関連文化財の調査	108
第7節	社会的環境に関する調査	108

第10章 管理・運営体制の整備

第1節	管理・運営体制の現状と課題	109
第2節	管理・運営体制整備の方向性	110
第3節	管理・運営体制整備の方法	110

第11章 施策の実施計画と経過観察

第1節	施策の実施計画	112
第2節	経過観察	114

巻末資料		115
------	--	-----

図 版 目 次

<p>図 1 史跡但馬国分寺跡保存活用計画 対象範囲 1 …… 2</p> <p>図 2 史跡但馬国分寺跡保存活用計画 対象範囲 2 …… 3</p> <p>図 3 『但馬国分寺跡保存管理計画・整備基本計画』 地区区分と現在の主要伽藍、史跡指定地、 公有化した土地の範囲 …… 8</p> <p>図 4 『但馬国分寺跡保存管理計画・整備基本計画』 整備基本計画 …… 9</p> <p>図 5 『但馬国分寺跡保存管理計画・整備基本計画』 整備イメージ図 …… 9</p> <p>図 6 関連計画との位置づけ …… 10</p> <p>図 7 地形図・水系図 …… 15</p> <p>図 8 地質分布図 …… 16</p> <p>図 9 現存植生図 …… 17</p> <p>図 10 豊岡市の位置 …… 18</p> <p>図 11 豊岡市の変遷 …… 18</p> <p>図 12 人口・世帯数の推移 …… 19</p> <p>図 13 交通網 …… 20</p> <p>図 14 豊岡市の主要遺跡と但馬国分寺跡 …… 21</p> <p>図 15 但馬国分寺跡と周辺の遺跡 …… 29</p> <p>図 16 但馬国府推定地と古代の主要遺跡 …… 30</p> <p>図 17 川見時蔵氏の調査により確認された礎石 …… 33</p> <p>図 18 但馬国分寺跡発掘調査地位置図 …… 34</p> <p>図 19 塔跡平面図 …… 37</p> <p>図 20 金堂跡平面図 …… 38</p> <p>図 21 中門跡平面図 …… 39</p> <p>図 22 講堂跡平面図 …… 40</p> <p>図 23 寺域東側復元イラスト …… 42</p> <p>図 24 寺域東側調査平面図 …… 43</p> <p>図 25 東回廊南面、中世建物跡平面図 …… 44</p> <p>図 26 発掘調査写真 1 …… 45</p> <p>図 27 発掘調査写真 2 …… 46</p>	<p>図 28 発掘調査写真 3 …… 47</p> <p>図 29 発掘調査写真 4 …… 48</p> <p>図 30 発掘調査写真 5 …… 49</p> <p>図 31 出土遺物写真 1 …… 50</p> <p>図 32 出土遺物写真 2 …… 51</p> <p>図 33 国史跡の指定状況 …… 53</p> <p>図 34 但馬国分寺跡周辺の土地利用状況 …… 58</p> <p>図 35 但馬国分寺跡の公有地化状況 …… 59</p> <p>図 36 但馬国分寺跡周辺の土地利用規制区域図 …… 61</p> <p>図 37 但馬国分寺跡を構成する要素の分類 …… 65</p> <p>図 38 但馬国分寺跡を構成する要素の位置図 1 …… 67</p> <p>図 39 但馬国分寺跡を構成する要素の位置図 2 …… 68</p> <p>図 40 本質的価値を構成する要素の状況写真 …… 69</p> <p>図 41 副次的価値を構成する要素の状況写真 …… 69</p> <p>図 42 活用に資する要素の状況写真 …… 69</p> <p>図 43 その他構成要素の状況写真 …… 70</p> <p>図 44 地区区分図 …… 76</p> <p>図 45 国指定史跡名勝天然記念物における現状変更等の 手続きの流れ …… 84</p> <p>図 46 史跡但馬国分寺跡における活用の取り組み 1 …… 87</p> <p>図 47 豊岡市立歴史博物館における活用の取り組み …… 88</p> <p>図 48 周辺の関連文化財周遊ルート案 …… 92</p> <p>図 49 『但馬国分寺跡保存管理計画・整備基本計画』の 変更・検討箇所 …… 96</p> <p>図 50 整備区域図 …… 97</p> <p>図 51 遺構表示の例（塔跡） …… 98</p> <p>図 52 遺構表示の例（中門跡） …… 99</p> <p>図 53 調査計画位置図 …… 107</p> <p>図 54 但馬国分寺跡の保存・活用・整備に関わる 運営・体制 …… 111</p>
--	--

表 目 次

表 1	豊岡市史跡整備委員会 委員名簿	4	表 16	追加指定告示および説明文（第 7 次）	57
表 2	委員会等の開催経過	5	表 17	追加指定告示および説明文（第 8 次）	57
表 3	豊岡市史跡整備委員会設置要綱	6	表 18	但馬国分寺跡を構成する要素の一覧	66
表 4	『但馬国分寺跡保存管理計画・整備基本計画』 地区区分概要	8	表 19	地区ごとの保存管理方針の概要	77
表 5	指定等文化財の件数	27	表 20	現状変更の許可を必要とする行為	81
表 6	国府所在地の研究と推定位置	30	表 21	現状変更の許可を必要としない行為	82
表 7	現在に残る但馬国分寺跡、但馬国分尼寺跡の 礎石	33	表 22	但馬国分寺における現状変更等の取り扱い 基準	83
表 8	但馬国分寺跡発掘調査履歴	35	表 23	整備の現状と課題 1	93
表 9	但馬国分寺跡の史跡指定	53	表 24	整備の現状と課題 2	94
表 10	指定告示および説明文（第 1 次）	54	表 25	『但馬国分寺跡保存管理計画・整備基本計画』 の変更・検討箇所一覧	96
表 11	追加指定告示および説明文（第 2 次）	54	表 26	整備区域一覧	97
表 12	追加指定告示および説明文（第 3 次）	55	表 27	整備項目と主要な整備内容	102
表 13	追加指定告示および説明文（第 4 次）	55	表 28	主要施策の実施計画案	112
表 14	追加指定告示および説明文（第 5 次）	56	表 29	各施策の実施計画案	113
表 15	追加指定告示および説明文（第 6 次）	56	表 30	自己点検票（案）	114

第1章 保存活用計画策定の経緯と目的

第1節 計画策定の沿革

但馬国分寺は天平13年(741)、聖武天皇の「国分寺建立の詔」(『続日本紀』)によって建てられた寺院である。国分寺は、「その造塔の寺は、兼ねて国華とせむ。」と語り表されたように、技術や文化の精粹を集めて建てられた、古代但馬を代表する施設であった。昭和48年(1973)より本格的な発掘調査が開始されたことにより塔や金堂などの主要伽藍や1辺160m四方の推定寺域を持つことが確認され、平成2年(1990)には国史跡に指定された。また、「実に久しく長かるべし。」という聖武天皇の願いが通じたのか、戦国期に廃絶を経ながらも復興を遂げ、現在も「護国山但馬国分寺」として、国分寺の法灯を伝えている。

史跡但馬国分寺跡は、豊岡市だけでなく、日本の歴史・文化の正しい理解のために欠くことのできない貴重な文化財である。さらには、将来の文化の向上・発展の基礎をなす資源でもあるため、これを守り、後世に伝えていく必要がある。また、単に守り伝えるだけではなく、歴史や文化を体感・体験し、市民がふるさとに誇りをもてるような学習の場や、親しみやすい憩いの場として、豊岡市の魅力向上と地域振興の促進なども目指して、整備・活用をはかっていくことも重要である。

史跡の保存や活用のための取り組みは昭和8年(1933)に標柱が立てられたことに始まり、昭和46年(1971)には日高町(当時)が塔跡の西半の土地を公有化している。そして、但馬国分寺跡全体を対象とした計画は平成12年度(2000)に日高町(当時)により『但馬国分寺跡整備基本構想』が策定され、その後は平成23年度(2011)に豊岡市により『但馬国分寺跡保存管理計画・整備基本計画』が策定されている。

『但馬国分寺跡保存管理計画・整備基本計画』の策定から13年が経過する中で、史跡の追加指定により令和6年度末(2025)現在、推定寺域の一部を除きすべての土地が史跡に指定されている。土地の公有化については買い上げ事業の進展により、面的な整備が計画できる状況となっている。また、発掘調査では従来の整備計画には記されていなかった新たな遺構が確認されるなど、計画見直しの必要性が生じている。

文化庁では平成27年(2015)3月に『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』が刊行される。その中では、史跡等に対する「保存管理計画」について保存のみならず活用・整備、運営体制等の総体を視野に入れた「保存活用計画」への改訂を目指すよう、計画の標準仕様等が提示される。その後、平成31年(2019)4月には文化財保護法の改正により国指定等文化財に対する「保存活用計画」が法文化された。

本計画においては、史跡但馬国分寺跡を取り巻く様々な要素・課題を整理し、その価値を保存・活用するための基本方針を示す計画として『但馬国分寺跡保存管理計画・整備基本計画』の方向性を継承しつつ、『但馬国分寺跡保存・活用計画』を策定する。

第2節 計画の対象範囲

本計画の対象地は指定地および推定寺域内の未指定地とする。その理由は発掘調査により1辺160㎡四方の推定寺域を持つことが判明しているためである。

但馬国分寺跡では平成2年（1990）の史跡指定後、これまで6回の追加指定を行われている。想定寺域のほぼすべてが史跡地として指定されているが、一部区域には未指定地も残る。

一方、推定寺域およびその周囲には周知の埋蔵文化財包蔵地である「但馬国分寺跡」が所在している。寺域外において関連する遺構が確認された場合は計画対象地の変更を検討する必要がある。

但馬国分寺跡の周囲には但馬国分尼寺跡、延暦23年（804）に移転した但馬国府（第二次但馬国府）といった密接に関連する遺跡が所在している。また、ガイダンス施設である豊岡市立歴史博物館－但馬国府・国分寺館－以外にも官公庁・文化施設等も立地する。これらと結びつけた整備・活用のあり方についても検討する。

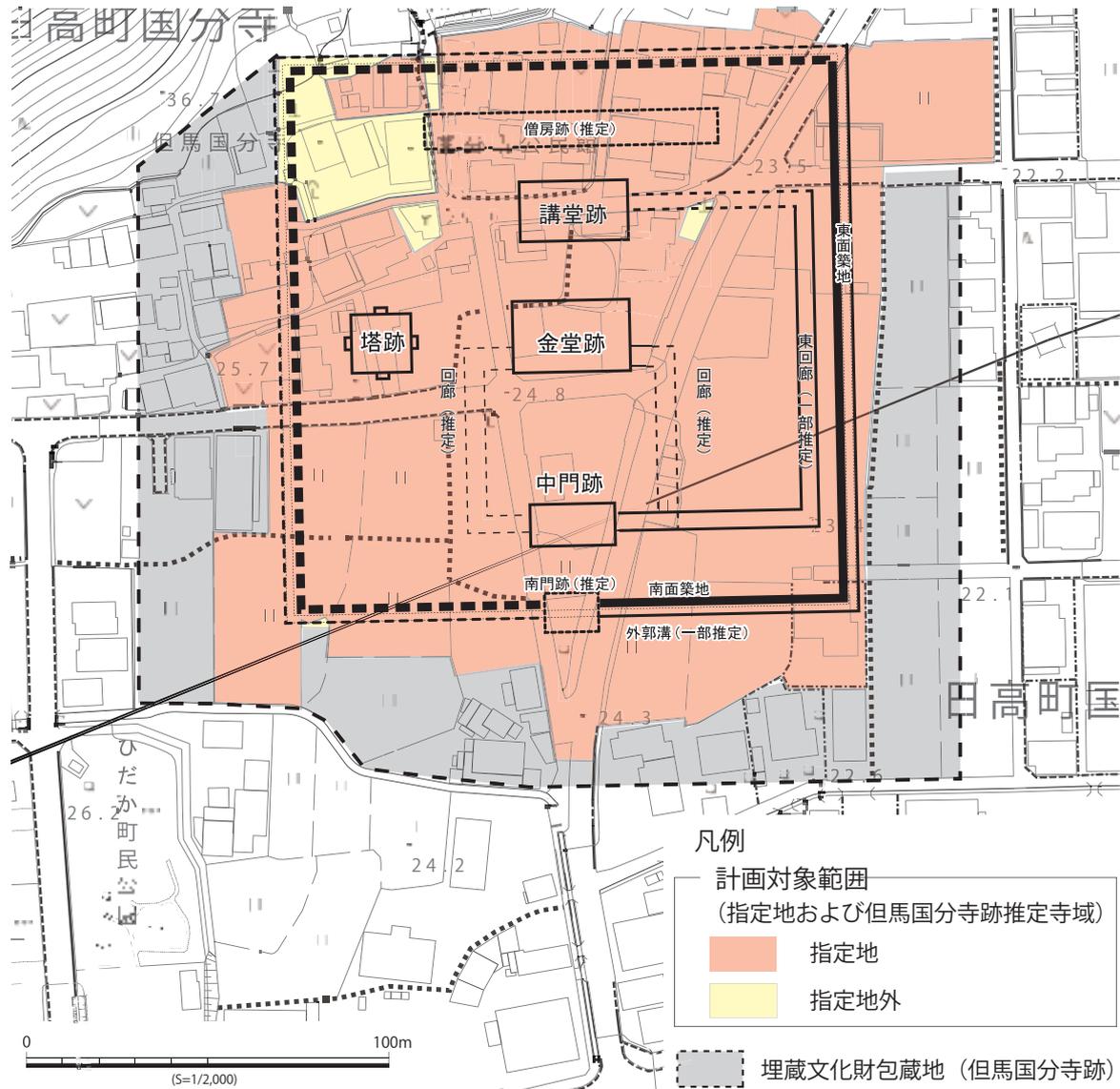


図1 史跡但馬国分寺跡保存活用計画1 対象範囲 S = 1:2000



図2 史跡但馬国分寺跡保存活用計画 対象範囲2 S = 1:7500

第3節 委員会の設置と経緯

(1) 保存活用計画の審議

豊岡市では『但馬国分寺跡保存管理・整備基本計画』の策定から現在に至るまで、但馬国分寺跡の保存、整備および活用についての事項は専門家および地域代表者からなる「豊岡市史跡整備委員会」において審議を行ってきた。

『但馬国分寺跡保存活用計画』の策定についても、同様に「豊岡市史跡整備委員会」において豊岡市が提示した事務局案の審議を行った。また、策定にあたっては文化庁記念物課ならびに兵庫県教育委員会文化財課の指導・助言を受けた。

委員会の構成については表1のとおりである。

表1 豊岡市史跡整備委員会 委員名簿

専門分野等	氏名	所属
委員長	古代史 寺崎 保広	奈良大学名誉教授
副委員長	考古学 菱田 哲郎	京都府立大学文学部史学科教授
委員	整備・活用 内田 和伸	奈良文化財研究所文化遺産部長 ※ 令和5年度(2023) 奈良文化財研究所文化遺産部シニアフェロー ※ 令和6年度(2024)
委員	考古学 中井 淳史	兵庫県立大学大学院地域マネジメント研究科教授 豊岡市文化財保護審議委員
委員	地域代表 但馬 啓吾	国分寺区長 ※ 令和5年度(2023)
	岩田 善洋	国分寺区長 ※ 令和6年度(2024)
指導助言者	浅野 啓介	文化庁文化財第二課文化財調査官
同上	大本 朋弥	兵庫県教育委員会文化財課
事務局	米田 紀子	観光文化部長
	武縄 真明	観光文化部文化・スポーツ振興課参事兼文化財室長
	松井 郁子	観光文化部文化・スポーツ振興課主幹兼文化財室係長
	西谷 昭彦	観光文化部文化・スポーツ振興課文化財室主任
	谷岡 能史	観光文化部文化・スポーツ振興課文化財室主任
	仲田 周平	観光文化部文化・スポーツ振興課文化財室主任

委員の役職等は、令和5年度(2023) 令和6年度(2024)のものである。

(2) 審議の流れ

豊岡市史跡整備委員会は、本計画の策定までに令和5年度(2023)に1回、令和6年度(2024)に3回の計4回を実施した。委員会では作成した事務局案について委員、指導助言者のアドバイスを得ながら原案の修正と検討を行った。委員会の開催日および審議内容は表2の通りである。

(3) その他審議

計画策定にあたり、地元住民および関係者の意見を繁荣させるため、令和6年8月にヒアリング調査を実施した。また、令和7年1月～2月には計画案を公開しパブリックコメントの聴取を実施したが、意見提出は0件であった。このほか、豊岡市役所内における円滑な調整・協議および情報の共有を図るため「但馬国分寺跡庁内検討委員会」を開催した。

表2 委員会等の開催経過

開催日時	実施内容	審議事項等
令和6年(2024) 2月20日	令和5年度 第1回委員会	①保存活用計画の構成、目次案 ②保存活用計画(案)1～4章の検討 ③ヒアリング調査、庁内検討委員会
令和6年(2024) 8月19～26日	ヒアリング調査	①豊岡市の但馬国分寺跡保存活用事業について ②各団体における活用案について
令和6年(2024) 10月3日	令和6年度 第1回委員会	①保存活用計画(案)第4章の修正案、第5～7章の 検討 ②ヒアリング調査結果について
令和6年(2024) 10月21日	庁内活用検討会議	①但馬国分寺跡整備事業および保存活用計画概要の説 明 ②ヒアリング調査について
令和6年(2024) 12月26日	令和6年度 第2回委員会	①保存活用計画(案)第5,6章の修正案、第7～11 章の検討
令和7年(2025) 1月24日 ～2月6日	パブリックコメント	豊岡市立歴史博物館、豊岡市役所文化・スポーツ振 興課及び各振興局地域振興課、豊岡市ホームページに て公開。 提出意見は0件。
令和7年(2025) 2月20日	令和6年度 第3回委員会	①パブリックコメントの報告 ②保存活用計画(案)全体について

表3 豊岡市史跡整備委員会設置要綱

豊岡市史跡整備委員会設置要綱	
	令和3年1月6日豊岡市告示第4号 改正 令和4年8月4日豊岡市告示第247号 改正 令和5年3月16日豊岡市告示第67号
(設置)	
第1条	史跡整備事業の実施に伴う史跡の整備、保存及び管理並びに活用についての方策を検討するため、豊岡市史跡整備委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
(所掌事務)	
第2条	委員会は、次に掲げる事務を所掌する。 (1) 史跡の復元及び整備手法についての検討 (2) 史跡の管理及び活用に関する検討及び研究 (3) 周辺整備に関する構想の検討及び助言 (4) 前3号に掲げるもののほか、史跡の整備、保存及び管理並びに活用について市長が必要と認める事務
(組織)	
第3条	委員会は、委員10人以内で組織し、市長が委嘱する。
(任期)	
第4条	委員の任期は2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 2 委員は、再任されることができる。
(委員長等)	
第5条	委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
(会議)	
第6条	委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。 2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。 3 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提供を求めることができる。
(庶務)	
第7条	委員会の庶務は、観光文化部文化・スポーツ振興課文化財室において処理する。
(委任)	
第8条	この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。
附 則	
(施行期日)	
1	この要綱は、告示の日から施行する。
(招集の特例)	
2	委員の委嘱後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。
附 則 (令和4年8月4日豊岡市告示第247号)	
	この要綱は、告示の日から施行する。
附 則 (令和5年3月16日豊岡市告示第67号)	
	この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

第4節 計画策定の目的

(1) 『但馬国分寺跡保存管理・整備基本計画』

但馬国分寺跡では、『但馬国分寺跡保存活用計画』の先駆けとして平成12年度（2000）に『但馬国分寺跡基本構想』が当時の日高町により策定された。そして、平成17年（2005）4月に日高町をはじめ豊岡市、出石町、但東町、城崎町、竹野町が合併し豊岡市が誕生する。平成23年度（2011）には新たに誕生した豊岡市として『但馬国分寺跡保存管理計画・整備基本計画』が策定された。以後、この計画をもとに保存管理および整備活用にかかる事業を進めてきた。

『但馬国分寺跡保存管理計画・整備基本計画』では、計画の対象範囲を1辺160m四方の推定寺域とし、全域の史跡指定を目指すとしている。また、発掘調査により確認された主要伽藍の位置や土地の利用状況等より推定寺域内を①主要伽藍地区、②寺域東地区、③寺域北側住宅密集地区、④寺域西南水田地区に区分し、地区毎に史跡地の活用のための整備、公有化、現状変更における取り扱いを定めている。4つの地区区分のうち、①主要伽藍地区、②寺域東地区については土地を公有化し整備を行うこととしている。整備の内容は主要伽藍の所在するため遺構表示を行う場所、寺域東側で多目的に利活用を行う場所、北側の住宅地との緩衝的な役割とするため樹林地を中心とした緑地整備を行う場所等に分けている。来訪者の導線や今後の活用を踏まえた整備基本計画を提示している。

計画の策定により、史跡として保護を図る範囲と公有化したのちに整備を行う範囲が明示され、後の史跡指定および公有地化の指針となる。

(2) 『但馬国分寺跡保存管理・整備基本計画』に基づく事業の展開

『但馬国分寺跡保存管理計画・整備基本計画』の策定当時は、それぞれの地区において史跡の未指定地や公有化が完了していない土地が多く存在していた。計画に基づき事業を進めた結果、令和7年（2025）3月現在、推定寺域のほぼすべてが史跡に指定され、未指定地は寺域北西部とその他一部の土地を残すのみとなっている。

土地の公有化については①主要伽藍地区、②寺域東地区はほぼ完了し、史跡の保存や活用のための整備が面的に実施できる状態となった。さらに、③寺域西南水田地区についても一部の土地の公有化が行われている。

追加指定および土地の公有化に併行して但馬国分寺跡の内容を確認するための発掘調査も実施し、但馬国分寺の歴史を理解するうえで重要な成果が得られた。主要な成果として、当時は未確認であった主要伽藍の一つである講堂が金堂の北側において確認された。さらに、但馬国分寺の創建より半世紀が経過した9世紀前半において、中門と講堂をめぐる推定される東回廊が確認され、寺域の東側が中心伽藍と一体の空間であることが明らかとなった。また、東回廊が建設された9世紀前半には但馬国分寺の周囲に但馬国府が移転しており、国分寺と国府の密接な関係を示している。

(3) 『史跡但馬国分寺跡保存活用計画』策定の目的

『但馬国分寺跡保存管理・整備基本計画』は策定より13年が経過した。その間の各種事業の進展により、寺域のほぼ全域が史跡に指定され、整備が面的に実施できる状況となっているが、土地の所有、利用の状況については現在も場所によって異なっており、現状に合わせた保存管理の方法に改訂する必要がある。

史跡地の保存や活用のための整備については未着手のため早急に着手する必要がある。着手に当たっては、講堂や東回廊等、発掘調査により新たに確認された遺構について時期や性格を検討したうえで整備計画に反映する必要がある。また、土地の公有化の進展により整備は従来の計画より広い範囲を対象とすることができる状況である。

今回策定する『但馬国分寺跡保存活用計画』はこれまでの計画の方向性を継承しつつ、現状等に合わせ策定を行うものである。本計画の策定後は、整備基本計画について改訂を行う予定である。

表4 『但馬国分寺跡保存管理計画・整備基本計画』地区区分概要

	①主要伽藍地区	②寺域東地区	③寺域北側住宅密集地区	④寺域西南水田地区
テーマ	重点的に保護を図る地区	整備を促進し保護・活用をはかる地区	遺跡と住民の共存をはかる地区	水田としての景観を維持する地区
概要	塔跡や金堂跡、中門跡など主要伽藍が立ち並ぶ但馬国分寺跡の中心地区	公有化が進み、まとまった史跡用地を確保しつつある地区	古くから民家が立ち並び、遺跡と住民が共存してきた地区	古くから水田耕作が行われている地区
現状変更	原則不可（史跡地内）	原則不可（史跡地内）	原則不可（史跡地内）	原則不可（史跡地内）
土地の公有化	面的な整備ができるように適切に進める	面的な整備ができるように適切に進める	居住地としての利用を優先させ、必要に応じて協議・調整を図る	水田耕作を維持するものとし、必要に応じて協議・調整を図る

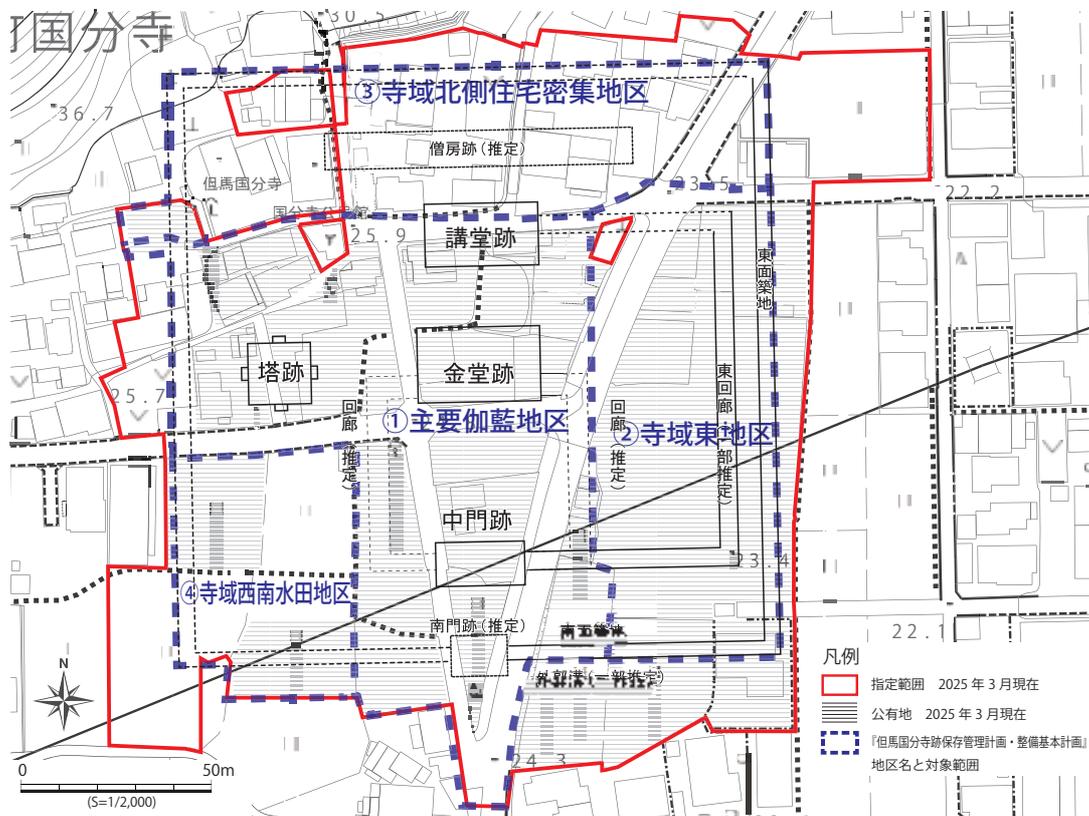


図3 『但馬国分寺跡保存管理計画・整備基本計画』地区区分と現在の主要伽藍、史跡指定地、公有化した土地の範囲



図4 『但馬国分寺跡保存管理計画・整備基本計画』整備基本計画

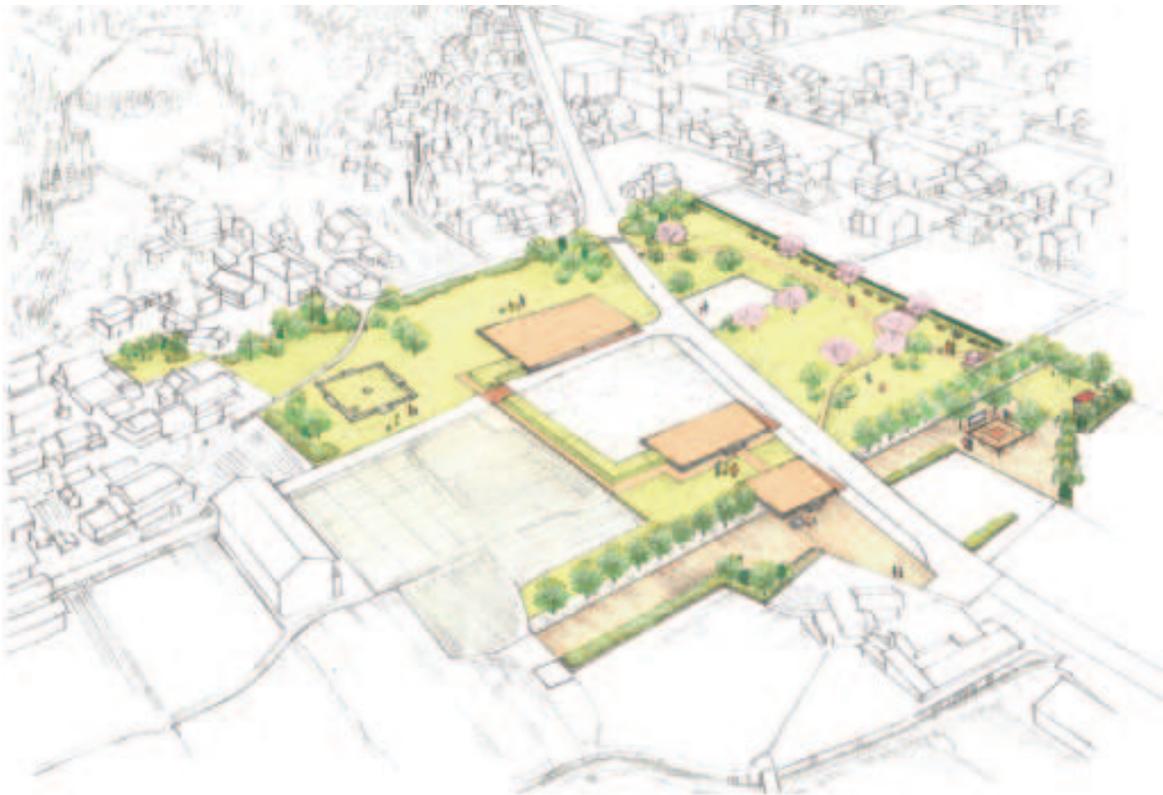


図5 『但馬国分寺跡保存管理計画・整備基本計画』整備イメージ図(作画:小沼康子氏)

第5節 豊岡市における関連計画

(1) 『豊岡市歴史文化基本構想』（平成29年度（2017）～令和8年度（2026））

この構想の中では、本市の歴史文化の特色を物語る上で欠くことのできない文化財や、まちづくりのための資源として積極的に活用していく歴史文化遺産を「豊岡の宝もの」と位置づけている。

歴史文化を「守らなければならない」といった義務感・使命感は、市民にとって大きな負担となることが予想される。この構想では基本理念を“楽しみ”が未来へ伝える ふるさと豊岡の宝ものとし、市民が地域に根差した歴史文化「豊岡の宝もの」の中に様々な楽しみを見だし、発信していくこと、その結果としてその価値や魅力を共有し、これまで以上に将来に残したいという意識を生み出すことで地域の活性化へと展開していくことを目指している。

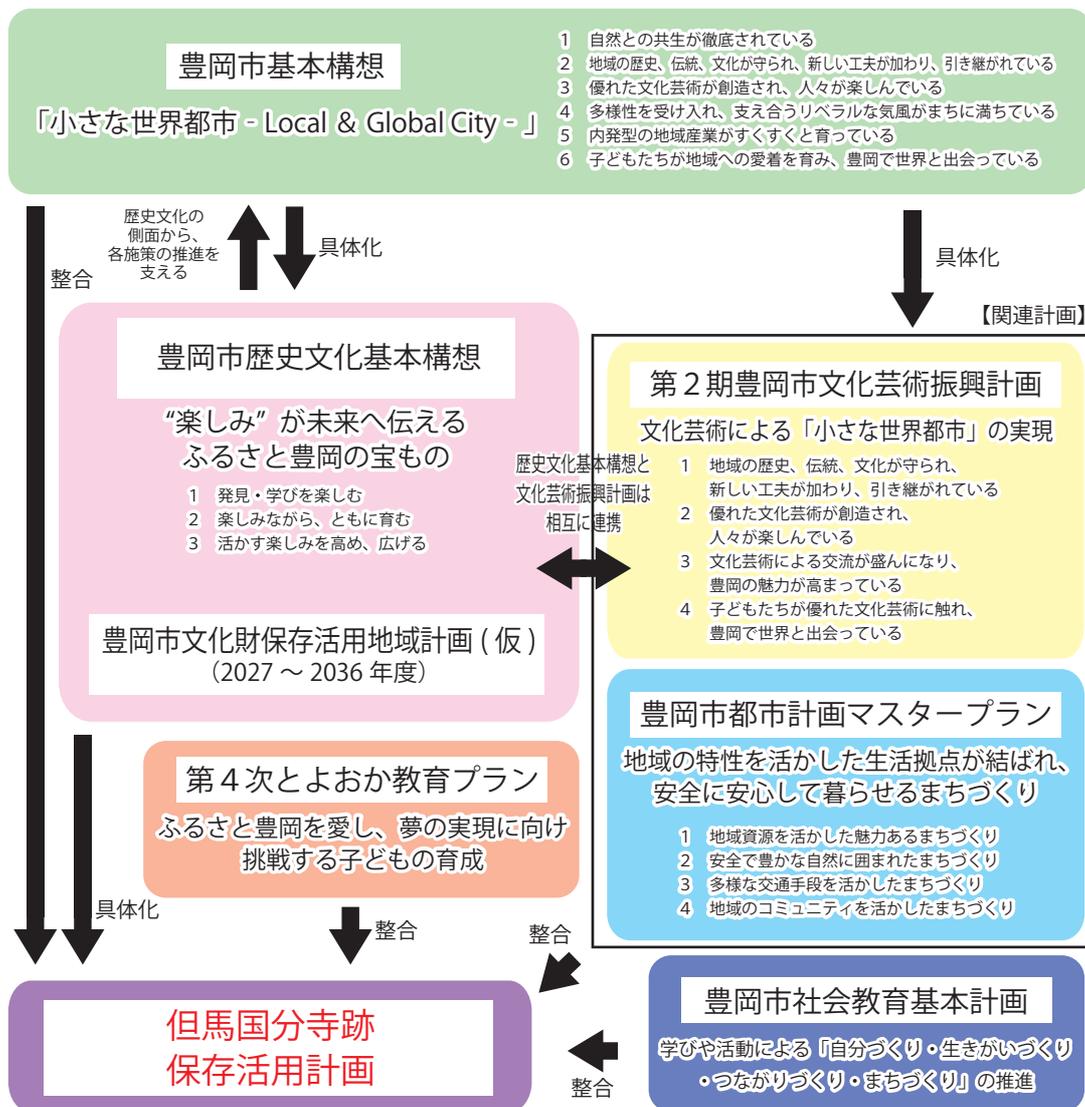


図6 関連計画との位置付け

(2) 『豊岡市基本構想』（平成30年度（2018）～令和11年度（2029））

本市では、「命は限られている」「命は支え合っている」「命はつながっている」という三つの視点をまちづくりの根幹に据え、(1) 命を守るまちづくり、(2) 一人一人を尊重するまちづくり、(3) ふるさとを愛するまちづくり、(4) 挑戦する心を育むまちづくり、(5) 人と生きものが共生するまちづくりを進め、「命への共感に満ちたまち」を実現することを長期目標として定めている。

長期目標である「命への共感に満ちたまち」を実現していくに当たり、まちの将来像ならびにその実現のための重点的な課題および取組みの方向を示す12年間の指針として、「小さな世界都市 - Local & Global City -」という目標を平成30年（2018）に掲げた。人口規模は小さくても、ローカルであること、地域固有であることを通じて世界の人々から尊敬され、尊重されるまちを目指し、その主要手段として次の6項目を定めている。

- ①自然との共生が徹底されている
- ②地域の歴史、伝統、文化が守られ、新しい工夫が加わり、引き継がれている
- ③優れた文化芸術が創造され、人々が楽しんでいる
- ④多様性を受け入れ、支え合うリベラルな気風がまちに満ちている
- ⑤内発型の地域産業がすくすくと育っている
- ⑥子どもたちが地域への愛着を育み、豊岡で世界と出会っている

(3) 『豊岡市都市計画マスタープラン』（平成30年度（2018）～令和10年度（2028））

豊岡市都市計画マスタープランは、上位計画である但馬地域都市計画区域マスタープランや豊岡市基本構想に即し、住民の意見を反映させつつ、市のまちづくり（都市計画）に関する目標や基本的な考え方、方針について定めるものである。

まちづくりの目標を、「地域の特性を活かした生活拠点が結ばれ、安全に安心して暮らせるまちづくり」とし、その基本方針として、(1) 地域資源を活かした魅力あるまちづくり、(2) 安全で豊かな自然に囲まれたまちづくり、(3) 多様な交通手段を活かしたまちづくり、(4) 地域のコミュニティを活かしたまちづくりの4つを掲げている。(1)のなかで「地域それぞれの歴史性や文化性を大切にし、継承していくこと」を基本にしてまちづくりに取り組むものとしている。

(4) 『第2期豊岡市文化芸術振興計画』（令和5年度（2023）～9年度（2027））

本市では「豊岡市文化芸術振興計画」を平成30年（2018）に策定し、令和4年度（2022）までの5年間の目標を『文化芸術による「小さな世界都市」の実現』とし各種施策を実施してきた。この期間に「豊岡演劇祭の開催」や「芸術文化観光専門職大学の開学」などを実現し、これらに基づいた諸施策・事業をさらに展開していくため、令和5年度（2023）から令和9年度（2027）までを「第2期豊岡市文化芸術振興計画」として令和4年度（2022）に策

定した。

計画の中で、地域での文化芸術を活性化するにあたっては、その前提としての自然・歴史文化資源が地域に存在することが極めて重要とし、上述の「歴史文化基本構想」に基づき、「豊岡の宝もの」を活かす工夫に努め、計画推進における相互の連携をし、文化芸術の推進を図るとしている。

(5) 『第4次とよおか教育プラン』（令和2年度（2020）～6年度（2024））

本市では、平成18年度（2006）より「子どもたちが生涯にわたって生き生きと輝く教育をめざして」（第1次4年間・第2次5年間）、「ふるさと豊岡を愛し、夢の実現に向け挑戦する子どもの育成」（第3次5年間）を基本理念とした豊岡市教育行動計画を策定し取り組んできた。

第1次計画では、「不登校問題」の改善に向け小中連携を中核に「連携教育」を重視すること、第2次計画では、確かな学力の定着を中核とした「生きる力」を育む取組を行った。第3次計画においては、小中連携教育から小中一貫教育に体制を移行、「不登校の増加」「学力の二極化」「特別な支援が必要な子どもたちの教育的ニーズへの対応」という3つの問題の改善に向けて取り組んでいる。

令和2年度（2020）からの第4次計画では、「最後までやり抜く力」「自分の心をコントロールする力」「他者と協働する力」等の非認知能力を高めることを目標とする。家庭や地域と連携しながら様々な場面で子どもたちの非認知能力を高め、夢や目標の実現に向かって挑戦する子どもの育成をめざしている。

(6) 豊岡市社会教育基本計画（令和6年度（2024）～令和10年度（2028））

本市の社会教育・生涯学習については、社会教育という広い枠組みの中で、文化芸術、スポーツ、地域コミュニティ分野など個別に計画やプランを策定し、様々な施策に取り組んできた。しかし、市の社会教育がどの方向を目指すのかといった方向性を定めたものはなかった。

近年、少子高齢化、核家族化などの社会環境の劇的な変化が進み、インターネット等の普及・進展等により生活環境やライフスタイルは急速に変化しており、本市においても人口流出や地域とのつながりの希薄化など、地域を取り巻く環境は変化しており、社会情勢の変化等に対応した社会教育を進める必要がある。

このような状況を踏まえ、本市では社会教育の意義・役割として、地域住民一人一人が学びや活動を通して、自分らしさや個性を發揮できる「自分」づくり、地域住民の学びや活動から生じる喜びや活力によりもたらされる「生きがい」づくり、地域住民の学びや活動を通して、住民相互が育む信頼や連帯を基礎にした「つながり」づくり、地域住民の学びや活動がまちの課題解決や活性化につながる、活力ある「まち」づくりの4つを基本方針の柱としている。

第6節 計画の実施

本計画期間は、令和7年度（2025）から令和16年度（2034）までの10年間とする。

なお、今後の発掘調査成果および整備・活用の進捗状況を考慮し、本計画は必要に応じて見直しを行うものとする。

第2章 豊岡市の概要

第1節 自然的環境

(1) 気候

日本海に面する本市の気候は、全国的にみても霧や雨、雪が多いことが特徴である。内陸部では年間を通じて霧の発生が顕著で、平成29(2017)～令和3年度(2021)の年間発生日は平均で約68日(約5日に1日)に及ぶ。4～9月には南寄りの風によるフェーン現象が加わり、高温となることが多い。このような、夏は蒸し暑く、冬は積雪が多く寒いという気候が、本市の歴史や文化に影響を与えている。



大岡山から望む豊岡盆地を覆う雲海

(2) 地形

市域は最高峰である蘇武岳(標高1,074m)をはじめとする山地に取り囲まれ、平野は円山川とその支川(奈佐川、稲葉川、出石川、太田川)及び竹野川沿いに発達している。

豊岡盆地や出石盆地では、円山川水系の恵みを受けた低湿地に田園が広がり、東に三開山や法沢山、西には大岡山や矢吹山、南には床尾山や須留岐山、北には来日岳などの山々が連なっている。山裾は、河川の浸食などの影響を受けて急峻である。そのため



神鍋山から蘇武岳方面を望む

集落は、山裾と平野の境や川筋に沿った谷底部分などに位置し、平坦な盆地部は田畑として活用されている。山間部では、高龍寺ヶ岳、蘇武岳などの山々から流れる支流が、いくつもの谷筋を形作りながら市域中央部の盆地へと流れ込み円山川などに合流する。

稲葉川上流には、神鍋山の火口を中心に平地が広がる神鍋高原がある。この一帯は約2万5,000年前まで火山活動が続き、その溶岩は稲葉川沿いに滝や淵などの名勝・奇勝を作りあげ、円山川まで達した。この神鍋高原の穏やかな傾斜地は、田園や果樹園として利用されたり、グラウンドやテニスコートなどの施設が整備されたりしている。また、山裾付近では、傾斜を利用してスキーやパラグライダーが行われ、四季を通じて観光やスポーツ、レクリエーションの場として活用されている。

竹野川水系の三原(竹野地域)や出石川水系の高龍寺(但東地域)などの上流域にも、小規模ながらも高原状の地形が見られ、集落と棚田を形成している。

山陰海岸国立公園に指定されている日本海沿岸部は、岬や入江が複雑に入り組んだリアス

式沈降海岸を形成しており、竹野川の河口に小規模な沖積平野をもつ以外は、磯場が続いている。また、冬季の波浪による浸食を受けた結果、海岸崖が発達し、崖面に露出した岩石が、不規則な硬軟・節理・岩脈などの性質によって波浪・雨水・氷雪の浸食を受け、白砂青松の竹野浜や気比の浜、はさかり岩、淀の洞門などの奇岩、洞窟、洞門などを形成している。平成22年（2010）には、世界ジオパークにも認定された。



図7 地形図・水系図

(3) 水系

市の中心部を南北に縦断する円山川水系と、竹野地域を流れる竹野川水系の2つからなる。竹野地域すべてが竹野川水系に属し、それ以外は円山川水系に属する。

円山川は、朝来市生野町に源を発する流域面積1,280km²、幹川流路延長68.5km、支川延長638.3kmの一級河川である。出石・但東地域に水源がある出石川水系と、日高地域に水源のある稲葉川水系と2つの大きな支流がある。陸上交通が発達するまで舟運が盛んで、多くの恵みをもたらしてきた。下流部は低平地で河床勾配が10,000分の1程度しかないので、洪水時には内水被害が生じやすい地形である。一方で、満潮時には海水が進入することや、両岸に広がる田園は平坦で地盤高が低いことなどから、コウノトリなどの生息に適した湿地状の環境が形成されており、ラムサール条約湿地に登録されている。玄武洞付近から河口にかけての約8kmの区間は、両岸に山が迫り沖積地が極端に狭く、周辺では山裾の少し上部に道や集落が位置している。

竹野川流域は概ね急峻な地形であり、円山川水系と比較すると河床勾配が高く急流で、下流部にいくほど沖積低地の幅が広がる三角洲性低地が広がっている。平坦部は竹野川沿いに分布し、特に河口部に集中している。竹野川は全長21.2kmで三川山付近を源流に、三椒川などの支流と合流しながら日本海へと注いでいる。支流延長は60～70kmにのぼり、狭い谷筋の限られた平野が耕地として利用され、その周辺に集落が形成されている。

(4) 地質

市域の地質は、大きく4種類に分けることができる。それは、基盤岩としての山陰花崗岩および矢田川流紋岩、日本海ができる時の堆積岩である北但層群、第四紀の玄武岩、そして現代の堆積層（完新統）である。

山陰花崗岩や矢田川流紋岩は、中生代末から新生代にかけての岩石で、円山川東側（出石・但東地域）の山地を中心に、竹野地域北部などに分布する。

北但層群は、約2,000万年前から1,500万年前にかけて、日本列島がアジア大陸の東端にあった頃、火山活動によって大地に割れ目が生じ、割れ目の広がりにより海水が侵入して日本海ができた際の岩石・地層のグループをいう。安山岩や流紋岩などの火山岩のほか、河川や氾濫原、海の堆積物が多く含まれている。北但層群のうち、神鍋高原周辺からは当時の海底に溜まった魚や貝の化石が、竹野浜からはゾウの足跡化石などが見つかっており、時代や当時の環境が推定できる。

第四紀の火山は、玄武洞付近と神鍋山周辺にあり、玄武岩が分布している。

完新統は、豊岡市街地を中心とした円山川周辺にみられる。低平な豊岡盆地の地下には、円山川が運んだ軟弱な粘質土・砂質土が50m前後堆積しており、日本でも有数の軟弱地盤となっている。この低湿地は、コウノトリをはじめとする多様な生物が生息する自然環境を生み出している。

豊岡市における特徴的な地質としては、玄武洞付近の玄武岩や神鍋山周辺のヒン岩（安山岩）、但東地域の蛇紋岩、竹野地域の青井浜付近で採れる青井石がある。特に、玄武岩や青井石は建材として用いられ、それぞれに地域固有の色合いを生み出している。

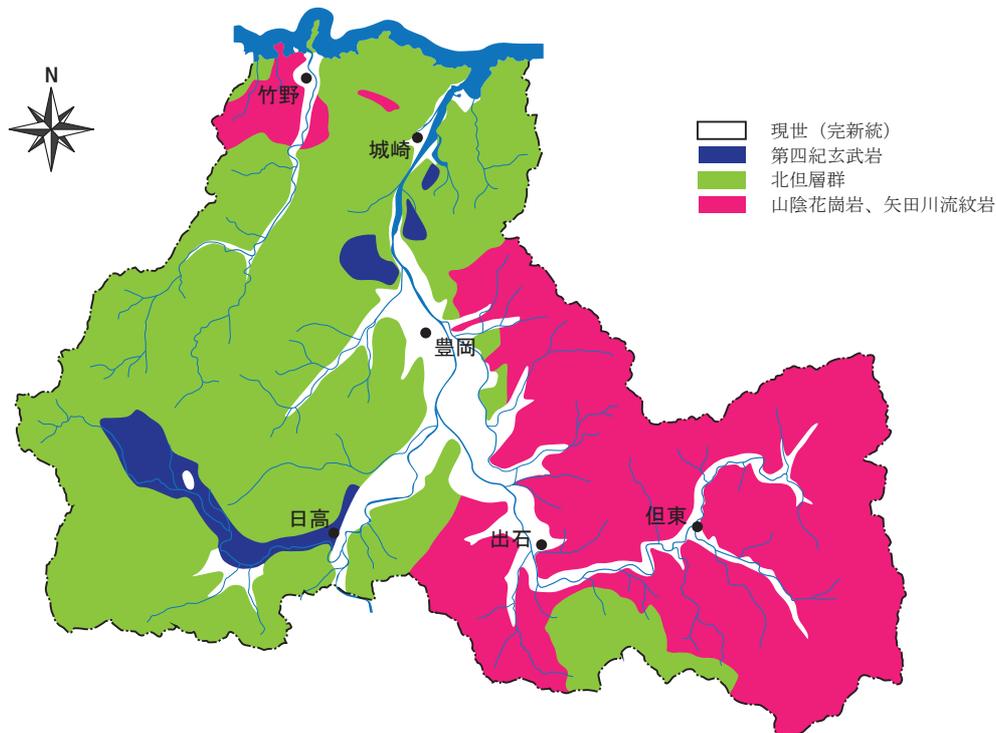


図8 地質分布図

(5) 植生

市域の約8割が山林である。現在、各地集落の背後にある里山は、コナラやアカマツを中心とした二次林と、植林されたスギやヒノキが占めている。本来の植生は、山岳部ではブナやミズナラなどの夏緑樹林で、海岸部はシイなどの照葉樹林、内陸部はカシなどの照葉樹林である。

海岸部は山陰海岸国立公園に、山岳部の一部は氷ノ山後山那岐山国定公園に指定され、保護保全対策が進められている。

広大な農耕地帯がある豊岡盆地や出石盆地などは、コウノトリの生息地として最適な環境であり、かつて細見の鶴山（出石地域）などの山の松には、多くのコウノトリが巣をつくっていた。田園では、絶滅危惧種の水田雑草のミズアオイなども近畿最大規模で自生している。

円山川や竹野川には大小の帯状の河畔林が広がる。日高地域では、長さ約1km、最も広いところで幅100mにおよぶケヤキ、エノキなどの河畔林があり、多くの生物が生息している。絹巻神社（豊岡地域）や井田神社（日高地域）には、スタジイやアラカシなどの照葉樹林がわずかに残る。また、城崎地域の円山川下流部には、渡り鳥の休息地となっている葦原が広がる中洲や河川敷がある。

猫崎半島の賀嶋山は、常緑樹の原生林で覆われ竹野地域のシンボルになっている。

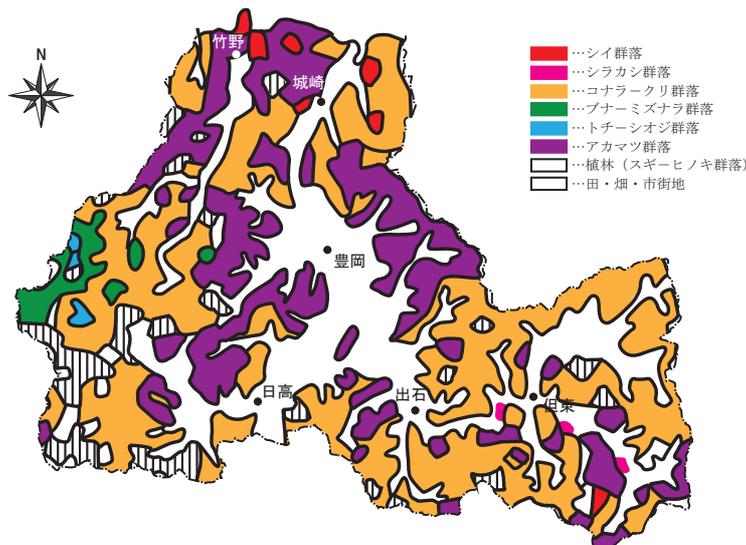


図9 現存植生図（神戸新聞社1974『兵庫探検 自然編』より一部改編）

(6) 動物

森・里・川・汽水域・海など、多様な環境に恵まれた本市では、森にはツキノワグマ、里にはコウノトリ、川にはオオサンショウウオ、汽水域にはヒヌマイトトンボなど、天然記念物や絶滅危惧種に指定されている希少生物をはじめ、多種多様な動物が息づいている。市域にしか生息していない固有種は少ないものの、多様な環境に生息する多様な動物が本市の特徴である。

近年ではシカ害が深刻化しているほか、アライグマやヌートリアなど外来種が増殖し、生態系に大きな影響を及ぼしていることが課題となっている。

(3) 人口・世帯数

国勢調査によると、令和2年(2020)の豊岡市の人口は77,489人である。市全体の人口は昭和55年(1980)をピークに減少しており、平成27年(2015)に比べて4,761人(5.8%)減少した。令和3年(2021)の人口分布は、豊岡地域が全体の53.7%、城崎地域が4.0%、竹野地域が5.3%、日高地域が20.3%、出石地域が11.7%、但東地域は4.9%で、豊岡地域が過半数を占めている。2020年の年齢3階級別人口は、年少人口(0～14歳)が12.3%、生産年齢人口(15～64歳)が53.2%、老年人口(65歳以上)が34.4%である。平成27年(2015)と比べると、年少人口は0.6%、生産年齢人口は1.9%減少し、対して老年人口は2.8%増加しており、少子高齢化の進行が顕著である。一方、世帯数は30,180世帯と、核家族化の進行により増加傾向にあるものの、その伸びは鈍化している。

人口については今後、減少ペースがさらに加速し、令和22年(2040)には約5.8万人、令和42年(2060)には約3.9万人まで減少すると推計される。豊岡市では、平成27年(2015)に「豊岡市人口ビジョン」を策定(令和2年(2020)に更新)し、令和42年(2060)の人口目標を約4.7万人とし、目標達成に向けて各種政策を展開している。

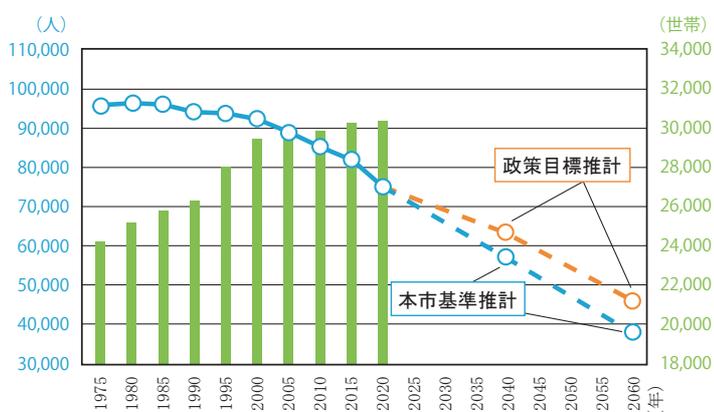


図12 人口・世帯数の推移
(国勢調査、「豊岡市人口ビジョン」より作成)

(4) 産業

地場産業は、かつては柳行李生産や養蚕が盛んであったが、現在は国内1位の出荷額を誇るかばん製造業、城崎麦わら細工、出石焼、但馬ちりめんなどがあげられる。また、地域によっては、農林水産業や観光業なども盛んである。農業では「コウノトリ育む農法」を中心とした稲作や、神鍋高原などでのキャベツ・スイカを中心とした畑作、畜産業では「但馬牛」「但馬鶏」の飼育が行われ、漁業では「津居山かに」やハタハタ、ホタルイカなどが水揚げされている。

令和2年度(2020)における産業別就業者の構成比は、第3次産業就業者が66.6%と最も高く、次いで第2次産業就業者が26.6%、第1次産業就業者が5.6%となっており、都市型の産業構造を示している。

観光客入込数は、「但馬理想の都の祭典」が開催された平成6年(1994)の710万人をピークに減少傾向にあり、平成30年(2018)までは420万人程度で推移していたが、近年は令和元年(2019)より始まるコロナ禍の影響により低迷している。

(5) 交通

道路網は、市中心部を南北に縦断する国道 312 号と主要地方道豊岡瀬戸線、北部を東西に横断する国道 178 号、南部を東西に横断する国道 482 号と国道 426 号を軸に形成されている。高速道路網は、南北軸として「北近畿豊岡自動車道」、東西軸として「山陰近畿自動車道（鳥取豊岡宮津自動車道）」が事業化・計画されている。北近畿自動車道は、円山川左岸側を通り、豊岡市正法寺から舞鶴若狭自動車道の春日 IC を結ぶ予定の路線延長約 70km の高規格幹線道路である。但馬地域の地域振興を支える道路として、平成 29 年（2017）3 月には日高神鍋高原 IC、令和 6 年（2024）9 月に豊岡出石 IC までが開通した。

鉄道では、JR 山陰本線と京都丹後鉄道宮豊線の 2 つの鉄道路線がある。JR 山陰本線は、和田山駅から円山川沿いに北上し、豊岡市中心部を通過した後、城崎方面を経て鳥取方面へ至る。市域での路線は単線で、城崎温泉駅より南は電化されている。京都丹後鉄道宮豊線は、平成 2 年（1990）4 月に JR 宮津線から転換開業した路線で、豊岡から京都府京丹後市を経て宮津市に至る。路線は単線非電化で、円山川を東に渡ってからは山地を縫うように走り、県境の馬地トンネルを経て京丹後市方面に抜けている。主要各駅の利用状況は減少傾向にある。

バス交通では、但馬地方唯一のバス事業者である全但バスが路線バスを運行している。また、城崎地域以外ではコミュニティバスが運行している。

空の交通では、平成 6 年（1994）に兵庫県管理の民間機専用空港「コウノトリ但馬空港」が開港し、大阪国際（伊丹）空港へ 1 日 2 便運航されている。

港湾では、円山川河口の津居山湾に津居山港、竹野川河口の竹野湾に竹野港があり、地方港湾として県が管理している。漁港は、津居山湾に田結漁港、竹野に田久日漁港、宇日漁港、切浜漁港、須井漁港の 5 つがあり、いずれも第 1 種漁港として市が管理している。

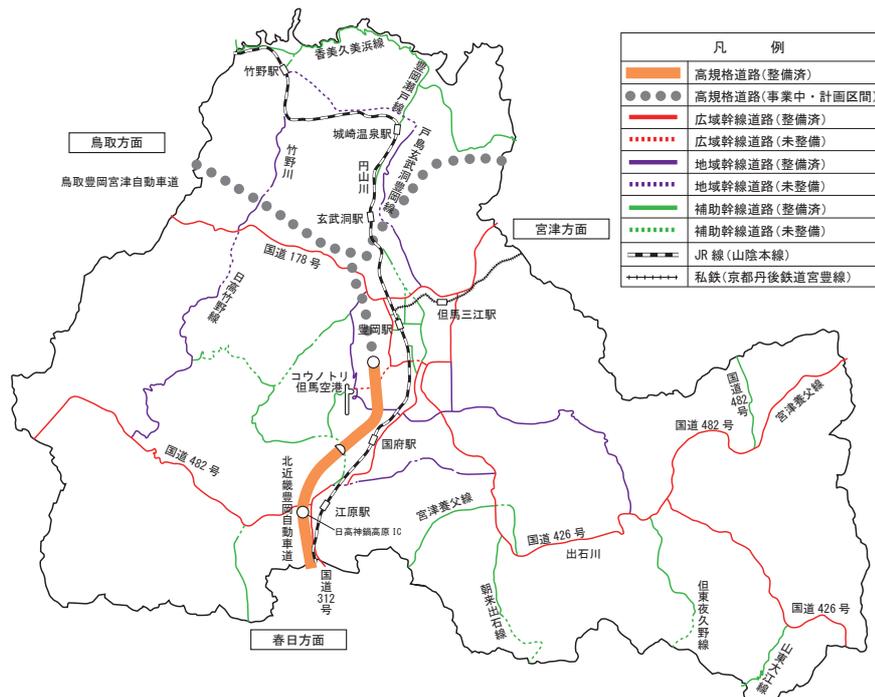


図 13 交通網（『豊岡市都市計画マスタープラン』より一部改編）

第3節 歴史的環境

(1) 旧石器時代

本市で最も古い人々の生活の痕跡は、大内谷遺跡で見つかったナイフ形石器であり、後期旧石器時代（約2万年前）に遡ることができる。当時の歴史・文化については、出土資料が少なく復元するには至らない。



大内谷遺跡出土のナイフ形石器

(2) 縄文時代

約1万年前になると地球規模で温暖化が進み、海面が上昇することで豊岡盆地をはじめ広範囲に海水が入り込むようになった。縄文時代前半の遺跡は、神鍋遺跡や辻遺跡、堂ノ上遺跡などの山岳地帯で見つまっていることから、この頃には人々が定住を始め、動物の狩り、サケなどの漁や、果実の栽培・採集によって食料を得ていたと考えられる。

縄文時代の後半になると、再び気温が低下し海面が下がり、現在の豊岡市街地から出石盆地の周辺に湿地が形成された。中谷貝塚や荒原貝塚の発掘調査では、カキなどの貝類や魚・獣骨などが出土しており、当時の食生活を偲ばせる。この頃の集落は、見蔵岡遺跡など、低地に営まれている。

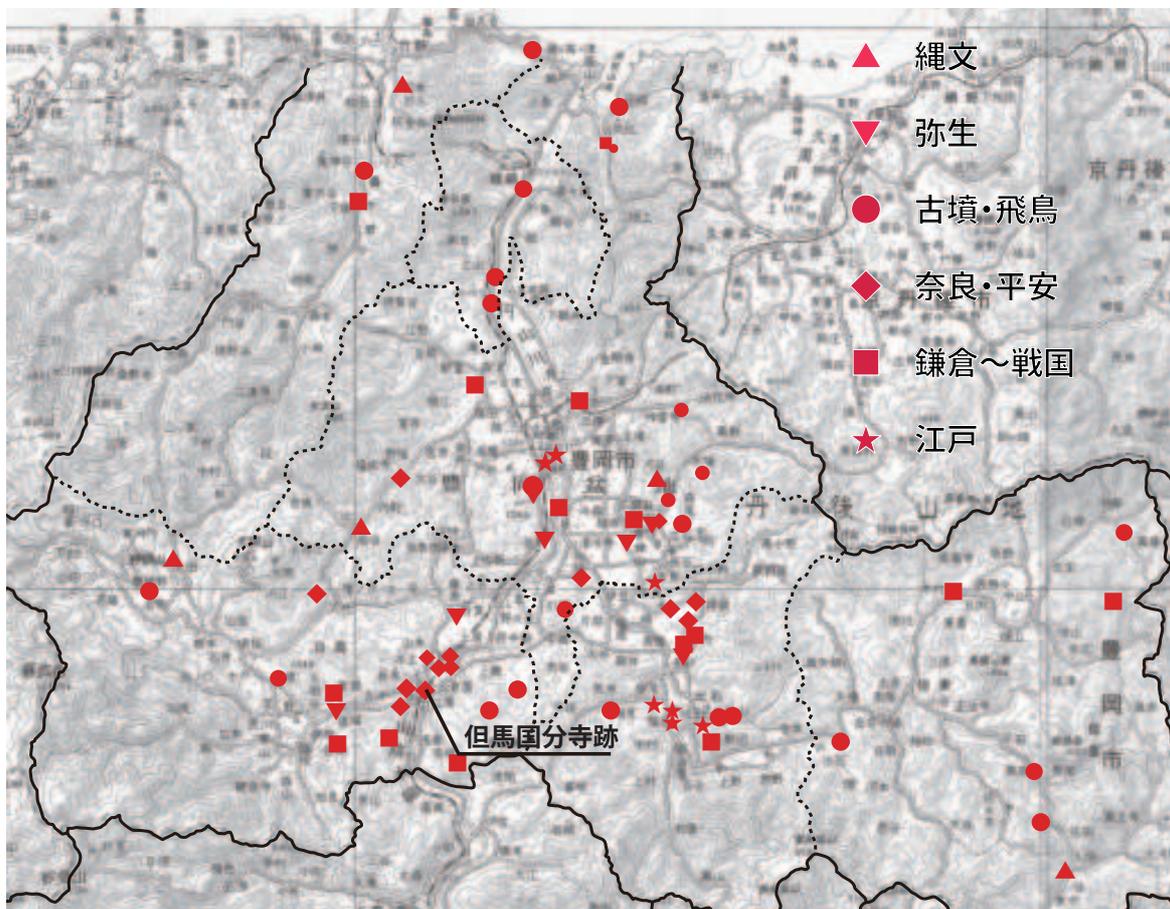


図14 豊岡市の主要遺跡と但馬国分寺跡

(3) 弥生時代

縄文時代晩期には稲作が行われるようになり、弥生時代（約 2500 ～ 1800 年前）になると、日本列島の大部分で広く普及するようになった。この頃には弥生土器のほか、金属器も使われるようになった。鉄製工具の使用は、稲作の生産力を向上させ、集落によっては食料に余剰が生まれた。やがて、食料や用水などをめぐり、ムラ同士で争いが起こるようになると、各ムラ間に貧富の差が生じ、身分による階層社会が生まれるきっかけとなった。

市域では、駄坂川原遺跡でモミ痕のある土器が見つまっていることなどから、稲作を基盤とした定住集落が各地域に形成されたと考えられる。また、気比や久田谷遺跡からは銅鐸が出土しており、新しい祭祀も行われるようになっていたと考えられる。

弥生時代後期になると、豊岡盆地を中心として、集落を見下ろす丘陵上に台状墓とよばれる墳墓が造られ始めた。これらには、当時は入手困難だった金属製武器やガラス製品の副葬がみられ、農業生産や円山川流域の舟運などを統率するこの地域の有力者が出現していたことをうかがわせる。台状墓は丹後地方（京都府北部）と共通した墓制であり、当時の但馬は丹後とのつながりが強かったことがわかっている。中国の歴史書『魏志倭人伝』には、「今、交易が可能な国は三十国ある」と記されていて、但馬・丹後はそのうちの1つだった可能性がある。



弥生時代墳墓出土遺物

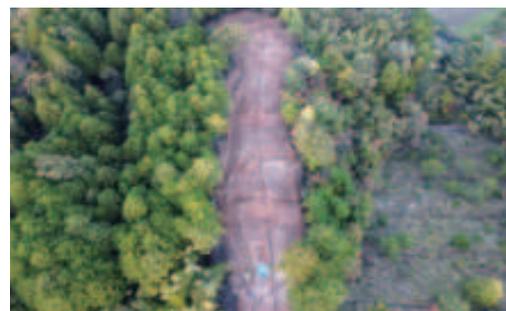


妙楽寺墳墓群出土の弥生土器

(4) 古墳時代

古墳時代（3世紀中頃～7世紀前半）には、東北地方から九州地方までの各地に大小の古墳が造られた。特に、5世紀には「倭の五王」が出現し、大和（奈良県）や河内（大阪府）に巨大な前方後円墳が造られた。

市内では、古墳は豊岡盆地の周縁部や海岸部などに8,000基以上も造られた。森尾古墳は但馬でも古い古墳の1つであり、中国・三国時代の魏の年号（正始元年／西暦240年）が刻まれた青銅鏡が見つまっている。見手山1号墳は6世紀後半に築造された前方後円墳で、全長37mを測る。楯縫古墳は7世紀前半のもので、但馬では最大級の横穴式石室をもち、大刀・金環・馬具・鉄鏃・土器などが出土している。



マムシ谷古墳群遠景



小山1号墳出土の短甲

(5) 飛鳥・奈良・平安時代

聖徳太子（厩戸王）は十七条憲法や冠位十二階を制定し、大化の改新や大宝律令の制定を経て、法によって統治される国家ができた。全国は畿内と七道に分けられ、その下に国・郡・郷（里）が設置された。豊岡市域は但馬国のうち、城崎郡・気多郡・出石郡の全域と美含郡・養父郡の一部にあたる。

但馬国府は『日本後紀』から、延暦23年（804）に「気多郡高田郷」（現在の日高地域）へ移転したことがわかっている。祢布ヶ森遺跡はこの移転後の但馬国府跡で、大型の掘立柱建物跡や木簡が見つまっている。このほか、出石に位置する袴狭遺跡群は出石郡衙、豊岡市福成寺に位置する福成寺遺跡は城崎郡衙との関係性が指摘される。

奈良時代、仏教を篤く信仰した聖武天皇は、天平13年（741）には全国に国分寺・国分尼寺の建立を命じた。但馬国分寺もその1つで、40年以上にわたる発掘調査により主要伽藍等が判明している。

延長5年（延長5）に完成した『延喜式』によると、但馬には多くの式内社があり、そのうち出石神社は朝鮮半島の新羅から渡来した「アメノヒボコ」を祀っていることで知られている。絹巻神社や中嶋神社もその歴史は古く、温泉寺、大岡寺、松禅寺などの寺院もこの頃に相次いで創建された。



出石神社拜殿

(6) 鎌倉・室町・戦国時代

平安時代末期になると、平清盛が政権を握り、やがてこれに不満をもつ源氏が立ち上がった。平氏は壇ノ浦の戦いで滅亡し、源頼朝が全国に守護と地頭を置き鎌倉幕府を開いた。鎌倉時代の土地台帳である『但馬国太田文』によると、この頃の但馬では荘園が発達し、気多神社や出石神社などの社寺が広い領地を持っていた。伊賀谷や田久日・宇日には平家の落人が住み着いたという伝説が残されている。

鎌倉幕府の滅亡後、足利尊氏は京都で幕府を開き、奈良県の吉野を拠点とした後醍醐天皇と対立し南北朝時代が始まった。但馬でもこの頃には各地で合戦が行われ、山名氏が勢力を強めた。山名氏の拠点は九日市、次いで此隅山に置かれた。山名氏は絶大な権力を持つ大名として室町幕府内に君臨した。最盛期には、山名氏は全国66か国のうち、但馬を拠点に出雲・備後など11か国を守護として支配したため「六分の一殿」ともよばれていた。

山名氏は、応仁の乱によって幕府の権威は失われたことで滅亡へと向かうことになる。永禄3年（1560）、織田信長は桶狭間の戦いで今川義元を討ち取ると、天下統一へ向け動き出した。織田軍は生野鉦山をはじめ、此隅山城などを圧倒的な軍事力で攻め落とし、但馬守護であった山名祐豊は堺に亡命した。その後、祐豊は永禄13年（1570）に但馬へ再入国し、有子山城に本拠を構えたが、羽柴秀吉・秀長の攻略を受けた。当時、山名氏の配下には「山

名四天王」とよばれる垣屋・太田垣・八木・田結庄の4氏がおり、織田氏と中国地方の毛利氏のどちらに味方するか立場が分かれていた。最終的には織田勢の侵攻を止めることができず、天正8年（天正8 1580）、羽柴秀長の攻撃で有子山城は陥落し、山名氏による但馬支配は終焉する。

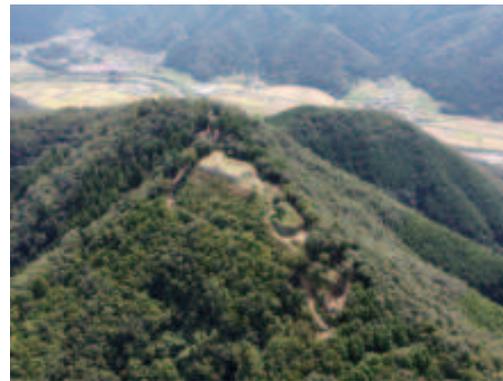


此隅山城跡（史跡山名氏館跡）と宮内堀脇遺跡

(7) 江戸時代

関ヶ原の戦いで徳川家康が石田三成に勝利し、大坂夏の陣で豊臣氏が滅ぶと、天下泰平の時代が訪れた。江戸時代の市域には、豊岡藩領・出石藩領・幕府直轄領などが混在した。

出石藩は一国一城令のもとで維持された出石城を本拠に、5万8,000石を領した。藩主には小出氏の後、松平氏、仙石氏が就いた。しかし、天保6年（1835）に「仙石騒動」とよばれるお家騒動が起きたため、仙石氏の所領は3万石に減らされた。この間、江戸時代初めには山名氏ゆかりの宗鏡寺が沢庵により再興された。仙石政辰（1723～1779）の時代には藩校「弘道館」へとつながる「学問所」が設けられた。城を中心とした碁盤目状の整然とした区割り町並みが整備され、庶民の営みも活況を呈した。出石川の水運を利用して物資の往来も盛んに行われ、川沿いには船着き場があった。



有子山城（史跡山名氏城跡）



出石城跡

豊岡藩は、杉原氏が藩主となり3万3,000石を有したが、承応2年（1653）に断絶し、豊岡城も廃された。豊岡藩は一旦、幕府直轄領となった後、寛文8年（1668）に京極氏が藩主に就き、享保12年（1727）には石高が1万5,000石となった。豊岡藩の陣屋は、神武山の北側（現・市立図書館）に置かれ、その南西には元禄13年（1700）頃に、但馬最大の規模を誇る興国寺が建立された。また、天保4年（1833）には藩校「稽古堂」が創設された。豊岡陣屋を中心として、円山川沿いには、商工業者や寺院などからなる町並みが形成された。

日本海や円山川の舟運は、両藩の繁栄に不可欠なものであった。竹野地域の海岸部は「風待ち港」として知られ、北前船の往来で栄えた。また、竹野地域の各地区では小規模ながら多くの船主が生まれ、北前船での交易で財を得た。円山川は、北前船と豊岡・出石を結ぶ中継路として機能し、多くの川船が行き来していた。

陸上交通も、多くの文物が行き交っていた。江戸時代には京都と豊岡・出石を結ぶ京街道が整備され、大名の参勤交代にも利用された。但東地域には丹波へ抜ける登尾峠が開かれ、

宿場町や関所が設けられた。

城崎温泉は、江戸時代の医家・香川修庵が、師・後藤良山の遺志を継いで著した『一本堂薬選』の中で「天下一」と称したことをきっかけに、その名声は全国に広まった。江戸時代には湯治を目的に、京都や大阪などから多くの人々が訪れた。客の増加により、現在のガイドブックにあたる『但州湯島道中独案内』や、旅行記『但馬湯嶋道之記』のほか、「城崎温泉寺之図」なども刊行された。

交通の発達による物流体制の整備や藩の奨励によって、各地で現金収入につながる産業も起こった。豊岡地域の柳行李生産は、原料となるコリヤナギを円山川沿いの湿地で栽培し、江戸でも市場を開拓した。また、出石地域では寛政年間（1789～1801）、良質な陶石が発見されたことにより、出石焼の本格的な生産が始まった。出石焼は、舟運を利用して山陰や北陸にも販路を広げていった。但東地域では、19世紀初めに丹後から縮緬産業が伝えられ、自給自足が基本だった生活の副業として山村の発展を支えるようになった。

黒船が来航した幕末には、但馬でも「生野の変」が起こった。鳥羽・伏見の戦いで新政府軍が幕府軍に勝利すると、豊岡藩と出石藩はこれに協力して版籍奉還を行い、明治時代が始まった。

(8) 明治時代以降

明治4年（1871）の廃藩置県により、豊岡・出石両藩は解体され、新たに豊岡県が誕生した。豊岡県は、但馬・丹後・丹波（京都府福知山市・宮津市・舞鶴市、兵庫県丹波市・丹波篠山市など）を含み、人口約50万人の広範囲を管轄した。豊岡地域では、江戸時代の陣屋跡に県庁が置かれたほか、公共施設や金融機関などが相次いで建てられ、北近畿の中心地として栄えた。明治9年（1876）には豊岡県は解体、兵庫県に編入されたが、県庁所在地となった6年間は、その後の豊岡地域が但馬の中心として発展する契機となった。

江戸時代において但馬の中心地だった出石地域は、明治9年（1876）に起こった大火で壊滅的な被害を受けたが、出石焼や製糸産業などにより復興し、江戸時代の町並みを継承した再建が進められた。

大正時代になると、豊岡地域で円山川改修工事や上水道整備などを柱とした「大豊岡構想」



豊岡陣屋 石垣



「元禄15年豊岡城下絵図」(部分)



竹野港に残る北前船のもやい岩

が進展し、寿ロータリーを中心とした都市計画も進められた。

こうしたなか、大正14年（1925）5月23日、豊岡市の内陸部を震源とするマグニチュード6.8の地震が発生した（北但大震災）。震源に近い豊岡地域や城崎地域では大規模な火災に見舞われた。復興にあたり、豊岡市街地では防火帯として鉄筋コンクリート造の建物が多く建てられた一方、城崎温泉街では公共施設や橋を鉄筋コンクリート造としつつも、木造の旅館や店舗はそのまま再建するなど、温泉街の雰囲気維持した復興がなされた。

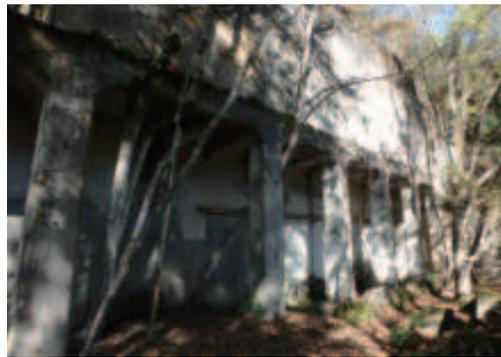
震災復興と時を同じくして、近代スポーツであるスキー観光の開発が始まった。神鍋高原では、大正12年（1923）にスキー場が開業する。1957昭和32年（1957）には神鍋高原が国民体育大会冬季大会のスキー会場となり、レクリエーション施設が地域経済の一翼を担うようになった。

内陸部では、繊維産業や鉱山開発、養蚕も盛んだった。日高地域では、明治時代後半には製糸工場が稼働しており、但東地域では、工場の機械化等によって縮緬がより発展した。竹野鉱山では昭和14年（1939）に精錬所も設けられて活況を呈した。鉱山が閉じられると、離職した兼業農家によって但馬牛の飼育戸数が増加し、品質の高い子牛を生産した。これに対し、海岸部では昭和に入ってから漁業の近代化が進んだ。動力船の導入により、漁場が広がったため、水揚げ量・漁獲高とも増加の一途をたどった。

それぞれの地域の特徴を活かして発展してきた豊岡市、城崎町、竹野町、日高町、出石町、但東町は、平成17年（2005）4月1日に合併し、新しい豊岡市が発足した。



旧豊岡県庁門



竹野鉱山跡



出石明治館



北但震災発生時の豊岡市街地

第4節 指定文化財の概要

豊岡市には、令和7年（2025）3月現在 357 件の文化財が指定、登録を受けている。国による指定・選定は 27 件、登録は 21 件であり、県による選定・登録は 58 件、市による指定は 251 件である。

文化財の種類別では「建造物」が指定と登録を合わせて 77 件と最も多く、「彫刻」が 49 件、「天然記念物」（地域を含めない天然記念物・特別天然記念物 9 件を含む）が 42 件、「史跡」が 38 件と続いている。合併前の旧市町村別にみると、旧出石町域が 92 件と最も多く、旧豊岡市域の 74 件、旧但東町域の 61 件、旧日高町域 54 件、旧城崎町域 42 件、旧竹野地域 27 件である。

表 5 指定等文化財の件数

種別等		国	県	市	計		
指定文化財	有形文化財	建造物	6	6	43	55	
		計	6	6	43	55	
	美術工芸品	絵画	1	6	23	30	
		彫刻	4	13	32	49	
		工芸品	1	1	18	20	
		書籍・典籍	0	1	33	34	
		古文書	0	0	8	8	
		考古資料	0	6	15	21	
		歴史資料	0	1	3	4	
	計	6	28	132	166		
	無形文化財	無形文化財保持者	0	0	1	1	
		計	0	0	1	1	
	民俗文化財	有形文化財	0	1	8	9	
		無形文化財	0	2	9	11	
		計	0	3	17	20	
	記念物	史跡名勝 天然記念物	史跡	2	6	30	38
			名勝	1	3	8	12
			天然記念物	2	11	20	33
			天然記念物（地域を定めず）	7	0	0	7
特別天然記念物			0	0	0	0	
特別天然記念物（地域を定めず）			2	0	0	2	
計			14	20	58	92	
小計		26	57	251	334		
選定	伝統的建造物群	重要伝統的建造物群保存地区	1	0	0	1	
		計	1	0	0	1	
登録	有形文化財	建造物	21	1	0	22	
		計	21	1	0	22	
合計		48	58	251	357		

令和7年（2025）3月現在

第3章 但馬国分寺跡の概要

第1節 但馬国分寺跡の周辺環境と歴史

(1) 位置と地理的環境

史跡但馬国分寺跡は、豊岡市の南端に近い日高町国分寺地内にあり、旧但馬国ではその中央部にあたる。但馬を南北に流れる円山川とその支流である稲葉川が形成した、標高約 24 m の小規模な河岸段丘および小扇状地上に立地する。

周囲には標高 120 m から 400 m の小高い山が連なり、盆地状となるが、北には円山川とその支流により形成された広大な国府平野が広がる。但馬国分寺跡の発掘調査では、河川によりもたらされた粘質土を主体とする堆積土の上に遺構が構築されていることが確認されている。その一方、地表面下 3 m 前後で神鍋山から噴出した溶岩が見つかっており、溶岩流に覆われた土地であることが判明している。

但馬国分寺跡周辺の丘陵には、スギを中心とした人工林と竹林が広がり、また平野部は水田や住宅地になっているため、古環境は想定しづらい。但馬国分寺跡の東約 3km にある井田神社社叢（豊岡市指定天然記念物）には、シイやカシ、タブノキ、カゴノキなどで形成された照葉樹林が広がっており、低地の照葉樹林を考える上で高い価値をもつ。周辺にも、このような照葉樹林が広がっていた可能性もあろう。

(2) 史跡但馬国分寺跡周辺の歴史的環境

但馬国分寺跡および西に広がる祢布ヶ森遺跡では、縄文土器や打製石器、弥生土器などが出土するため、古くからこの地が安定的な居住地であったことが分かっている。古墳時代には、但馬最大級の畿内系横穴式石室を有する楯縫古墳（直径 29 m、県史跡）をはじめ、円山川を望む丘陵尾根部に数多くの中小規模の古墳が築かれている。

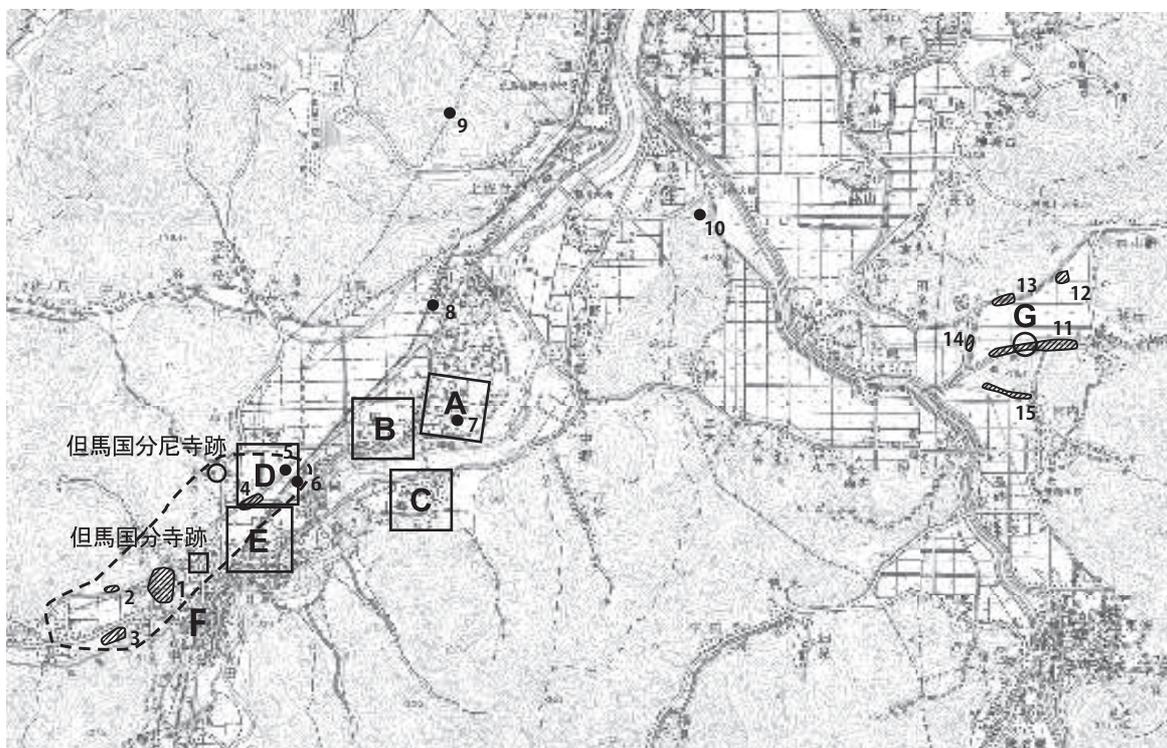
奈良時代になると、天平 13 年（741）聖武天皇の詔により但馬国分寺、但馬国分尼寺が建立される。但馬国分尼寺跡は、但馬国分寺跡の北 1 km、現在の豊岡市日高町山本で豊岡市立日高東中学校の西隣に位置する。本格的な発掘調査は実施されておらず伽藍配置については不明であるが、3 石の礎石が現地に保存されている。

一方、奈良時代の国府については古くからその所在について研究が行われているが、遺構等は確認されておらず、位置は不明である（表 6、図 16）。国府所在地の候補として、但馬国分寺の所在する気多郡と気多郡の東に位置する出石郡が挙げられている。このうち、出石郡（出石説）について、豊岡市出石町袴狭およびその周囲に位置する袴狭遺跡群は出石郡衙の関連施設と推定される遺跡であるが、出土遺物等の様相から移転前の国府であるとする説が提唱されている。

なお、但馬国分寺の周囲では奈良時代の官衙に関連する遺跡として、定谷遺跡において建物跡や木簡等の文字資料、南構遺跡において倉庫群とみられる建物跡が確認されている。

表6 国府所在地の研究と推定位置

研究・記述と発表年		延暦23年(804)以前の国府	延暦23年(804)以後の国府	文献
『日本後紀』	840	—	気多郡高田郷	
『和名類聚抄』	930年代	—	気多郡	
櫻井 良翰	1951	—	日高町「国府」地区	櫻井 勉 1922『校補但馬考』私立但馬総合教育会 所収
大槻 如電	1915	出石郡出石郷	—	
櫻井 勉	1922	出石郡出石郷	日高町「国府」地区	櫻井 勉 1922『校補但馬考』私立但馬総合教育会
井垣 寿一郎	1967	日高町「国府」地区	日高町「国府」地区	井垣 寿一郎 1967『但馬国府考』日高町文化財研究会
藤岡 謙二郎	1969	出石郡出石郷	B(土居)	藤岡 謙二郎 1969『国府』吉川弘文館
石田 松蔵	1973	C(日置)	A(府市場)	石田 松蔵 1973「但馬の国府」『但馬史1』のじぎく文庫
石田 松蔵	1976	A(府市場)	D(八丁路)	石田 松蔵 1976「但馬国府」『日高町史』上巻
田中 忠雄	1976	E(鶴岡・国分寺)	日高町「国府」地区	田中 忠雄 1976『国府随想』温泉町教育研究所
加賀見 省一	1990	—	祢布ヶ森遺跡	加賀見省一・青木哲哉 1990『祢布ヶ森遺跡 日高文化体育館建設に伴う発掘調査』日高町教育委員会
渡辺 晃宏	2000	袴狭遺跡群	—	渡辺 晃宏 2000「袴狭遺跡群出土木簡—木簡の内容と遺跡の性格—」『袴狭遺跡』兵庫県教育委員会
大平 茂	2004	袴狭遺跡群	祢布ヶ森遺跡	大平 茂 2004「但馬国の古代遺跡と但馬国府」『わたしたちの町但馬—木簡からみた古代の但馬—』日高町教育委員会



- | | | | | |
|----------|----------|----------|-----------|-----------------|
| 1、祢布ヶ森遺跡 | 7、権現遺跡 | 13、砂入遺跡 | A…府市場説 | G…出石説 |
| 2、定谷遺跡 | 8、上石遺跡 | 14、嶋遺跡 | B…土居説 | (袴狭遺跡群) |
| 3、南構遺跡 | 9、広峰遺跡 | 15、入佐川遺跡 | C…日置説 | ※11 袴狭遺跡および周辺遺跡 |
| 4、深田遺跡 | 10、大市山遺跡 | | D…八丁路説 | の総称 |
| 5、カナゲ田遺跡 | 11、袴狭遺跡 | | E…鶴岡・国分寺説 | |
| 6、川岸遺跡 | 12、荒木遺跡 | | F…第二次但馬国府 | |

図16 但馬国府推定地と古代の主要遺跡 S=1:2,5000

(3) 但馬国分寺跡の歴史

文献に残る但馬国分寺についての記述は少ない。『続日本紀』には、天平勝宝8歳(756)12月に、聖武天皇一周忌の法要に用いる荘厳具を但馬国分寺など26国に頒下した記事がみえる。これは、天平勝宝年間に、法要を営むことのできる塔や金堂などの施設が完成していたことを示す史料である。また、発掘調査により出土した木簡より760年代には様々な施設が存在し、寺院としての活動が行われたことが判明している。このほか、『続日本紀』には宝亀8年(777)7月に「震但馬国国分寺塔」とあり、塔への落雷があったことを記す。この記事からは、宝亀年間に但馬国分寺に塔が存在していたことが分かるものの、この落雷による塔の損傷具合や、その後の再建や修理の有無などは不明である。

平安時代に入ると、9世紀前半には中門から講堂を取り囲む回廊が新たに造られ、寺院の空間配置が変化したことが発掘調査により確認されている。この時代、延暦23年(804)には但馬国分寺跡の所在する気多郡高田郷に移ったことが記されている。国府は但馬国分寺跡から西に200m離れた祢布ヶ森遺跡を中心として広がっていたことが判明しており、寺院を取り巻く環境が大きく変化している。『日本三代実録』貞観4年(862)11月には、但馬権守豊井王が幡18旒を但馬国分寺に施入したとあり、平安時代前期における活発な活動を示す。

中世に入ると、これまであった但馬国分寺跡の主要伽藍は消失する。その一方、寺域の中央部および北部において築地塀跡や建物跡等、寺院に関連するとみられる遺構が確認されている。文献資料では、弘安8年(1285)に作成された『但馬国太田文』には、「法勝寺末寺国分寺」とあり、さらに明德2年(1391)には奈良・西大寺の末寺となっていることが記されている(『西大寺諸国末寺帳』)。このように、中世には中央の有力寺院の末寺として存続したことが確認されている。ただし、『但馬国太田文』には約30町の寺田が記されている。その面積は同文献の寺院では最大級であり、地域の有力寺院であったことを示す。また、但馬国分寺跡から約3キロ北東に位置する三野神社(豊岡市日高町野々庄)に伝えられていた大般若経はその作成に法勝寺が関連する。当時、法勝寺は但馬国分寺の本山であり、地域内における関係性も伺われる。

中世期但馬国分寺については天正8年(1580)、羽柴秀長による第2次但馬討伐の際に焼亡したと伝えられる。寺域北側で行った発掘調査(第12次)では、中世の灰層を確認しており、この伝承との関わりが注目される。

江戸時代に入ると、再興の動きがみられる。延享・宝暦年間(1740～60年代)には国中を托鉢するなど堂の再建を図られたことが護国山但馬国分寺に残る棟札に記されている。護国山但馬国分寺はこの時に再興された寺院であり、現在に法灯を伝える。また、本尊の薬師如来像(市指定文化財)は、寺に残る覚書によると、元々は但馬国分寺にあったことから宝暦9年(1759)に京都仏師より送り戻されたものである。

第2節 発掘調査からみた但馬国分寺跡

(1) 但馬国分寺跡調査・研究略史

但馬国分寺跡の位置については、少なくとも江戸時代中期（延享年間）から、豊岡市日高町国分寺に残っている礎石周辺に比定されてきた。また、文化11年（1814）に但馬の測量に訪れた伊能忠敬も、測量日記において但馬国分寺跡が礎石を残すのみであり、その近くに再興された国分寺が建っていたことを記している。

大正時代以降、現地に残された礎石や地名等をもととした調査・研究が行われるようになる。大正元年（1912）に神宮寺健亮氏により記された『但馬国分寺考』では寺域の推定が行われている。昭和5年（1930）に刊行された『兵庫県史跡名勝天然記念物調査報告』第7輯において、魚澄惣五郎氏は、現存する2個の礎石を塔跡と推定している。昭和13年（1938）に刊行された『国分寺の研究』では武藤誠氏により、礎石以外に採集遺物の紹介が行われている。このほか、川見時造氏は現地に残る礎石以外に国分寺および国分尼寺について外に持ち出されたと伝わる礎石を含め調査を実施し、その成果は昭和38年（1963）に刊行された『但馬国分寺の礎石の調査考証』にまとめられている（表7、図17）。但馬国分寺跡に関するものとして、護国山但馬国分寺、豊岡市立日高小学校に所在する2基の礎石は国分寺地区の「字大門」より出土したことが記されている。これら礎石の出土地点は古代但馬国分寺の寺域外で約100m南に離れた場所にあたる。礎石そのものは古代但馬国分寺の建物礎石と遜色ないことから、出土地点は中世以降、礎石を転用して門が建てられていた可能性が考えられる。

昭和40年代に入ると、国分寺跡周辺で住宅の建設計画が生じ、町役場の移転や道路の建設が計画されるなか、遺跡の保存に対する声が高まった。日高町では、「但馬国分僧寺、尼寺、国庁跡調査十年計画」を策定し、高井悌三郎氏を団長とする「但馬国分寺跡発掘調査団」を組織して、昭和48年度（1973）から本格的な発掘調査を開始した（第1～4次調査）。これらの調査では塔跡、金堂、中門跡といった主要伽藍が確認され、地表面に残されていた礎石が原位置を保った状態であることが明らかとなった。また、昭和52年度（1977）の調査（第5次調査）では、寺城南東隅を区画する溝が確認され、推定寺域を1辺160mと復元するに至る。さらに、全国の国分寺で初となる木簡が出土するなど、寺院の運営や空間構成を考える上で貴重な成果が得られた。

このように、但馬国分寺跡では発掘調査が本格的に開始されたことにより、主要伽藍を確認し、さらに推定寺域が判明したことで寺院の輪郭が明らかとなった。そして、平成2年（1990）12月26日に地域および地元住民の協力により史跡指定されるに至る。

発掘調査は遺跡の保護と今後の活用に向けた情報を得るため、史跡の指定後においても継続して行われている。平成22年度（2010）に行われた第29次調査では5次調査出土木簡に記載された「鋳所」を示す金属加工施設に係る遺構・遺物が確認されている。創建期における寺院空間の利用状況や文字資料との関係を知るうえで重要な成果を得ている。

近年の発掘調査では主要伽藍の一つである講堂が金堂の北側で確認されている。また、寺

域東側では創建より半世紀が経過した9世紀前半に建設された東回廊が確認されている。

東回廊については南北69.6m以上の長さで中門と講堂を結ぶと推定される。創建期に建てられた回廊は中門と金堂を結ぶとされているため、以前より規模が拡大している。このため、東回廊の建設された9世紀前半は但馬国分寺の歴史において最も寺院が荘厳な姿となった時代である。同じ時代、但馬国分寺の周囲には但馬国府が移転しており、国分寺と国府との関係性を考える上で重要な成果である。

令和6年(2024)4月までに行った発掘調査は44次、調査面積は約4500㎡に及ぶ。

表7 現在に残る但馬国分寺跡、但馬国分尼寺跡の礎石

	元所在地		現所在地		来歴
1	但馬国分寺	塔	豊岡市日高町	原位置のまま	昭和8年(1933)、保存記念碑を建立
2	但馬国分寺	塔心礎	豊岡市日高町	原位置のまま	上半分が割られている
3	但馬国分寺	南大門 (字大門出土)	豊岡市日高町	護国山但馬国分寺境内	昭和30年(1955)発見、翌年現所在地に移設
4	但馬国分寺	南大門 (字大門出土)	豊岡市日高町	日高小学校	大正4年(1915)発見
5	但馬国分寺	—	豊岡市日高町	護国山但馬国分寺境内	明治年間に発見。講堂跡付近出土?
6	但馬国分寺	—	豊岡市日高町	日高小学校	—
7	但馬国分寺	—	豊岡市日高町	日高小学校	昭和31年(1956)発見
8	但馬国分寺	—	京都市左京区	橋本閑雪記念館	—
9	但馬国分寺?	—	豊岡市日高町	鹿島神社境内	—
10	但馬国分尼寺	—	豊岡市日高町	原位置のまま	昭和8年(1933)、保存記念碑を建立
11	但馬国分尼寺	—	豊岡市日高町	但馬国分尼寺跡	礎石破片3点の上に石仏地藏を安置
12	但馬国分尼寺	—	豊岡市日高町	法華寺境内	昭和33年(1958)発見
13	但馬国分尼寺	—	豊岡市日高町	法華寺境内	昭和33年(1958)発見
14	但馬国分尼寺	—	豊岡市元町	養源寺境内	明治7年(1874)移設
15	但馬国分尼寺	—	豊岡市出石町	宗鏡寺境内	弘化2年(1845)移設
16	但馬国分尼寺	—	豊岡市日高町	個人墓地	明治年間に移設
17	但馬国分尼寺	—	豊岡市出石町	個人墓地	文化7年(1810)移設
18	但馬国分尼寺	—	豊岡市	個人宅	大正年間に移設
19	但馬国分尼寺	—	豊岡市	個人宅	—
20	但馬国分尼寺	—	豊岡市	個人宅	—
21	但馬国分尼寺?	—	豊岡市	個人敷地内	—

※川見時造 1969『但馬国分寺の礎石の調査考証』より



塔跡心礎



塔跡礎石

図17 川見時蔵氏の調査により確認された礎石

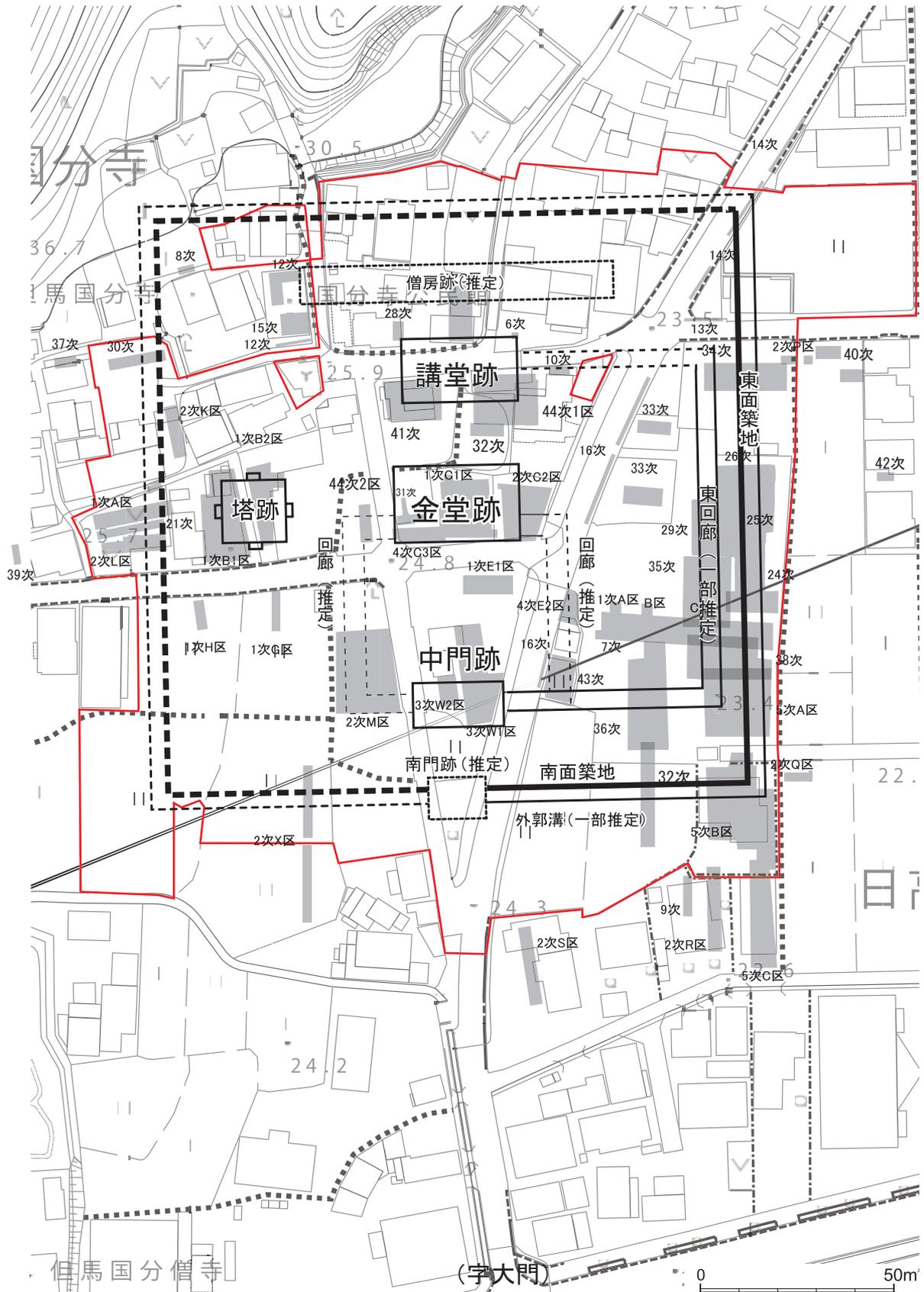


図18 但馬国分寺跡発掘調査地位置図 S=1:1,500

令和6年4月現在。一部の調査区は、この図の範囲外にある。

表8 但馬国分寺跡発掘調査履歴

次数	年度	調査機関	調査原因	面積(m ²)	概要	文献
1次	1973	但馬国分寺跡発掘調査団	確認調査	310	塔の規模などを確認	高井悌三郎ほか1975
2次	1974	但馬国分寺跡発掘調査団	確認調査	214	金堂と回廊と取り付きなど	発掘調査団 1974
3次	1974	但馬国分寺跡発掘調査団	確認調査	213	中門などを確認	発掘調査団 1974
4次	1976	但馬国分寺跡発掘調査団	確認調査	221	金堂などを確認	日高町 1980
5次	1977	但馬国分寺跡発掘調査団	宅地開発		寺域東南隅を確認。木簡出土	高井悌三郎ほか1981
6次	1977	日高町教育委員会	住宅建設			
7次	1981	日高町教育委員会	店舗増築	223	南北溝、柱穴、瓦溜	加賀見省一 1985
8次	1981	日高町教育委員会	車庫建設			
9次	1981	日高町教育委員会	住宅建設			
10次	1981	日高町教育委員会	車庫建設			
11次	1982	日高町教育委員会	店舗増築	36	鬼瓦片出土	加賀見省一 1985
12次	1983	日高町教育委員会	公民館建設	43	礎石建物、中世灰層	加賀見省一 1986
13次	1986	日高町教育委員会	町道拡幅	12	礎敷	加賀見省一 1988
14次	1989	日高町教育委員会	町道拡幅	18	東西溝、巻斗出土	
15次	1989	日高町教育委員会	公民館建設	55	溝、ピット	
16次	1989	日高町教育委員会	町道拡幅	157	大型井戸、木簡出土	加賀見省一 1990
17次	1992	日高町教育委員会	住宅増築			
18次	1998	日高町教育委員会	墓地建設	50	溝、ピット	
19次	1999	日高町教育委員会	確認調査	32	柱穴	
20次	1999	日高町教育委員会	墓地建設			
21次	1999	日高町教育委員会	車庫建設			
22次	2002	日高町教育委員会	-	126	東西溝	
23次	2004	日高町教育委員会	-		塔跡東側	
24次	2007	豊岡市教育委員会	確認調査	200	寺域東端の諸施設、掘立柱建物	豊岡市教委 2015
25次	2008	豊岡市教育委員会	確認調査	151.5	寺域東端の諸施設、掘立柱建物	豊岡市教委 2015
26次	2009	豊岡市教育委員会	確認調査	211	寺域東端の諸施設、掘立柱建物	豊岡市教委 2015
27次	2009	豊岡市教育委員会	住宅建設	6	古代の遺構・遺物なし	豊岡市教委 2015
28次	2010	豊岡市教育委員会	住宅建設	12	近世の堀。古代の遺構なし	豊岡市教委 2015
29次	2010	豊岡市教育委員会	確認調査	291	炉跡、鋳造関連遺物「鋳所」か	豊岡市教委 2015
30次	2011	豊岡市教育委員会	確認調査	49.5	溝、ピット	豊岡市教委 2015
31次	2012	豊岡市教育委員会	確認調査	61	金堂礎石	豊岡市教委 2015
32次	2013	豊岡市教育委員会	確認調査	87	寺城南端の溝、築地塀	豊岡市 2023a
33次	2014	豊岡市教育委員会	確認調査	82	整地層、溝	豊岡市 2023a
34次	2015	豊岡市教育委員会	確認調査	184	東回廊東面、溝	豊岡市 2023a
35次	2016	豊岡市教育委員会	確認調査	300	東回廊東面、溝	豊岡市 2023a
36次	2017	豊岡市教育委員会	確認調査	330	溝	豊岡市 2023a
37次	2017	豊岡市教育委員会	確認調査	17		豊岡市 2023a
38次	2020	豊岡市	確認調査	240	東回廊東面、溝、築地塀暗渠	豊岡市 2023a
39次	2021	豊岡市	住宅建設	4		豊岡市 2023a
40次	2021	豊岡市	確認調査	50	弥生時代の溝	豊岡市 2023b
41次	2021	豊岡市	確認調査	150	講堂南西部基壇、礎石、雨落溝	豊岡市 2023b
42次	2022	豊岡市	住宅建設	4		豊岡市 2024
43次	2022	豊岡市	確認調査	77	東回廊南面、中世建物跡	豊岡市 2024
44次	2023	豊岡市	確認調査	240	講堂南東部基壇、雨落溝	豊岡市 2025

令和6年(2024)4月現在

文献一覧

発掘調査報告等（表 文献に対応）

- 高井悌三郎・櫃本誠一ほか 1975『但馬国分寺跡Ⅰ 昭和48年度調査概報』日高町教育委員会
 但馬国分寺跡発掘調査団 1974『但馬国分僧寺跡 1974年発掘調査現地説明会資料』
 日高町史編集専門委員会 1980『日高町史』資料編
 高井悌三郎・今泉隆雄ほか 1981『但馬国分寺木簡』日高町教育委員会
 加賀見省一 1985「但馬国分寺跡」『兵庫県埋蔵文化財調査年報』昭和57年度 兵庫県教育委員会
 加賀見省一 1986「但馬国分寺跡」『兵庫県埋蔵文化財調査年報』昭和58年度 兵庫県教育委員会
 加賀見省一 1988「但馬国分寺跡（第13次）」『兵庫県埋蔵文化財調査年報』昭和60年度 兵庫県教育委員会
 加賀見省一 1990「但馬国分寺跡」『木簡研究』第12号 木簡学会
 豊岡市教育委員会 2015『但馬国分寺跡Ⅱ－金堂・講堂・大衆院地区等の調査－』豊岡市文化財調査報告書 第5集
 豊岡市 2023a『但馬国分寺跡Ⅲ－寺域東側（大衆院地区）を中心とした調査－』豊岡市文化財調査報告書 第17集
 豊岡市 2023b『令和3年度豊岡市埋蔵文化財調査概要報告書』豊岡市文化財調査報告書 第18集
 豊岡市 2024『令和4年度豊岡市埋蔵文化財調査概要報告書』豊岡市文化財調査報告書 第19集
 豊岡市 2025『令和5年度豊岡市埋蔵文化財調査概要報告書』豊岡市文化財調査報告書 第20集

その他の主要文献（年代順）

- 神宮寺健亮 1912『但馬国分寺考』日高村教育委員会
 魚澄惣五郎 1930「但馬国分寺址」『兵庫県史蹟名勝天然記念物調査報告書』第7輯 兵庫県
 武藤 誠 1938「但馬国分寺」『国分寺の研究』考古学研究会
 川見時造 1962『但馬国分寺の礎石の調査考証』日高町教育委員会（1994年に復刻増補版を刊行）
 櫃本誠一 1975「但馬国分寺」『仏教芸術』103号
 日高町史編集専門委員会 1976『日高町史』上巻
 奈良国立博物館 1980『特別展 国分寺』
 光谷拓実 1993「兵庫県但馬国分寺跡出土井戸用材の年輪年代」『新版古代の日本』第10巻 角川書店
 武藤誠 1991「但馬」『新修国分寺の研究』第4巻 吉川弘文館
 今泉隆雄 1994「但馬国分寺の木簡は語る」『日高町文化財講演会記録』第2集 日高町教育委員会
 日高町教育委員会 1994『但馬国分寺展』
 今泉隆雄 1998「但馬国分寺木簡と国分寺の創建」『古代木簡の研究』吉川弘文館
 加賀見省一 2002『但馬国府と但馬国分寺 発掘調査からその謎に迫る』日高町
 加賀見省一 2002「日高町の古代遺跡と出土木簡」『木簡研究』第24号 木簡学会
 佐竹 昭 2004「但馬国分寺木簡をめぐる諸問題」『わたしたちのまち但馬－木簡から見た古代の但馬－』
 日高町教育委員会
 但馬国府・国分寺館 2006『国府・国分寺の謎を探る 但馬国府・国分寺館 展示図録』
 市 大樹 2008「国分寺と木簡」『シンポジウム 国分寺の創建を読むⅡ－組織・技術論－』国士舘大学
 山路直充 2011「寺の空間構成と国分寺－寺院地・伽藍地・付属地－」『国分寺の創建 思想・制度編』
 吉川弘文館

(2) 発掘調査の成果

ここでは、これまでの発掘調査で確認された主な遺構を概説する。

ア 塔跡

東西 15.8 m、南北 16.6 m の基壇と、柱間 3.3 m で方 3 間 11 尺等間の規模をもつ塔平面を検出した。基壇北側は比較的遺存状況は良いが、南端付近は後世の削平が激しく、確認は困難であった。

基壇は、川原石および神鍋山産出の溶岩（ムシ石）によって構築された乱石積基壇であり、最大で 2 段目、高さ 30 cm 程度が残る。基壇底部から西南隅礎石の上面までは 1.05 m を測ることから、本来の基壇高は 0.6 m ～ 0.9 m 程度と推定される。また、基壇の造成は掘り込み地業後に版築により行われる。南東隅の基壇最下層で、幅 0.4 m × 厚さ 0.1 m ほどの板材を置き、その上に割石や玉石を敷いて基壇を構築していることが確認されている。これは、この周辺の軟弱な地盤を強固にするための工夫の一つと考えられる。玉石は 2 列に敷かれ、外側では若干大型のものが使われている。この石敷の外側は、わずかに皿状に窪んで雨落溝となっているが、石組や石敷きはみられない。

西面と北面中央には、玉石積みの階段が取り付く。前述の玉石敷は、これらの階段下にも敷かれている。西面の階段は遺存状態が良く、2 段目と 3 段目には踏石が残存する。北面では階段東辺の石列を残しているため、階段の規模の推定を可能にしている。

基壇上面では礎石 5 基を確認、3 か所では根石を検出した。心礎は、2.15 m × 1.15 m の矩形を呈する。上面は打ち欠かれており旧状を留めない。礎石下部には根石が存在していることから、原位置を保つ。西南隅の側柱礎石は、2.60 m × 2.03 m、厚さ 1.25 m を測り、上面には円形の柱座を造る。柱座は南にわずかに傾いているものの、ほぼ原位置にある。側柱礎石は四隅に最大の礎石が用いられた可能性が高い。塔身の加重負担が、四隅に集中することを考慮した結果とみられる。

なお、基壇外側の周辺部では、灰層が認められた。灰層中には瓦片や風鐸、焼材などが多数堆積していた。これは、『続日本紀』宝亀 8 年（777）条に「但馬国分寺塔に震す」と記されていることから、落雷によって火災があった可能性も考えられる。

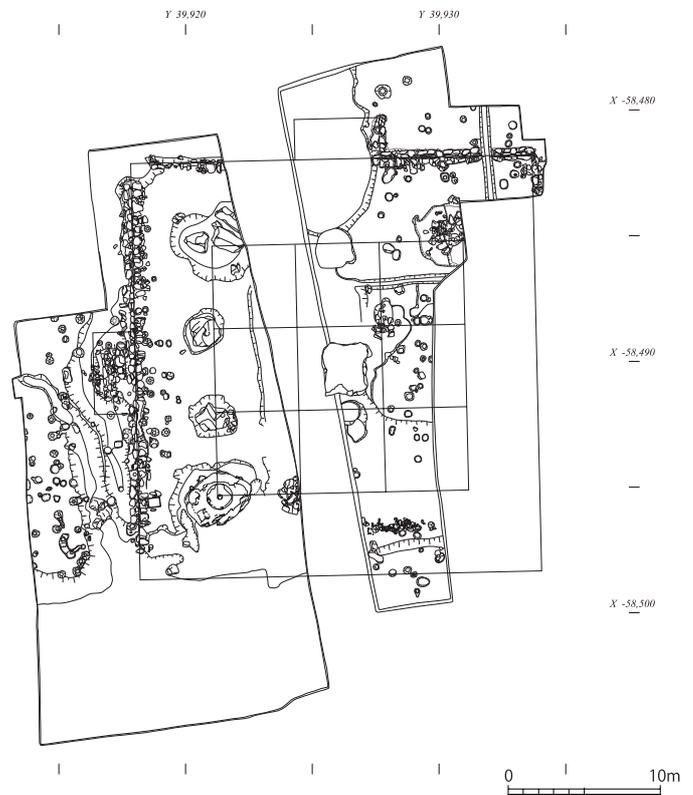


図 19 塔跡平面図 S = 1:300

イ 金堂跡

全体的に遺構の遺存状態が悪く、礎石は近世以降の開発により付近に移動されたとみられるものが1基確認されたのみである。

基壇は東西 29.4 m であることは判明しているが、北辺は未検出のため、南北方向の規模は不明である。深さ 0.6 m で 6 層の土を積んだ掘込地業を行った後に構築されており、端部には側石として幅約 0.45 m の玉石列を設ける。基壇側石の内側には、幅 0.4 m 程度の溝を掘り、直径 8cm、長さ 60cm ほどの粗く削った円柱形の木材を、密な間隔で立て並べている。この丸材列は金堂基壇の外周をめぐる石列の下にあり、金堂東辺に取り付く回廊部分には設けられていない。丸材の下端はほぼ水平に切断され、杭状には尖っていない。掘込地業の際の土留めもしくは、石敷きの不等沈下を防止する目的で施工された可能性が考えられる。このような基壇構築方法は他に例を見ないものとして注目できる。

ウ 回廊跡

金堂東面に取り付く北面回廊の東脇基壇が検出されている。南面部には 2 個の側石が残り、その外側に幅 0.65 m の玉石敷の雨落溝が設けられている。北面部は側石列がわずかに残存するが、玉石敷雨落溝は認められない。基壇の幅員は 6.84 m で単廊と推定される。

回廊は、梁行の中心を金堂基壇南辺から 4.92 m 入ったところに接続されている。基壇は削平が著しく、礎石・根石などの遺存はない。基壇の築成には黄色土や褐色土を積んで行っている。また、回廊中心から北にかけて、基壇土中に割石が混在している。

回廊は金堂と中門を結ぶものと考えられるが、金堂東側以外は確認されていない。西側の回廊については第 2 次調査 M 区、第 44 次調査において金堂や中門基壇と同じか低い位置で中世の遺構が確認されているため、中世以前に削平された可能性が考えられる。また、中門への接続を確認するために行った調査（第 43 次調査）では後述する東回廊が検出されている。回廊の全体像および東回廊との関係性は不明である。

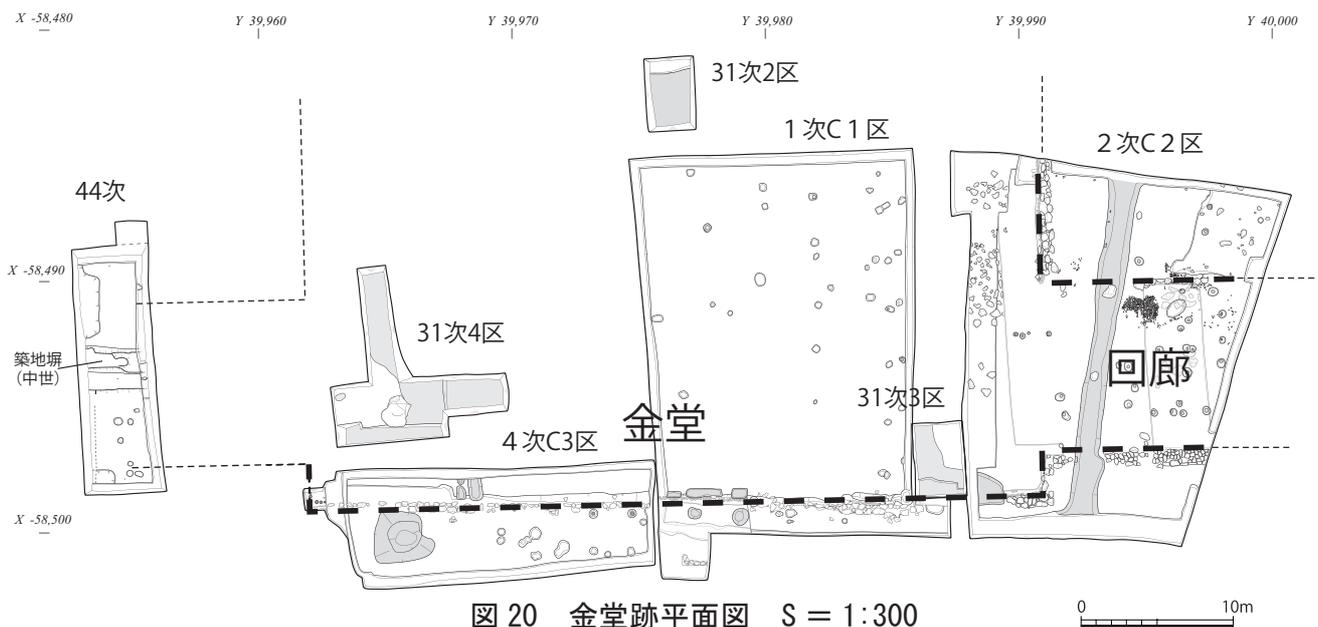


図 20 金堂跡平面図 S = 1:300

0 10m

エ 中門跡

中門基壇の南・東・北辺と、基壇築成のため堅くたたきしめた土層が確認された。西辺部は調査区外のため未調査である。基壇の南北幅は、10.9 mを測る。

南辺部は比較的良く残り、30cm × 40cmほどの自然石を2段に横積みした石列が遺存する。基壇外周の側石もしくは雨落溝の基底石であろう。基壇上面は削平が著しく、礎石は遺存しない。ただ、基壇東北隅、東辺および西辺基壇からそれぞれ

2.4 mの位置に、根石と考えられる

玉石を入れた浅い穴があり、これが礎石据え付け痕跡である可能性がある。基壇は南辺と北辺において、石列底のレベルが約0.4 mの差があり、石の設置方法に相違が認められる。この相違は、寺院の正面にあたる南辺の造りが、背面にあたる北辺よりも丁寧になされたからと理解できる。レベル差は、南へと標高を下げながら延びる地形に応じた処置によるものだろう。

中門基壇南辺から金堂基壇南辺までの距離は47.46 mを測る。中門には回廊もしくは東回廊が取り付くと考えられるが、取り付き部分は調査区外のため確認できていない。東回廊については南面が検出されており、中門の中央部に取り付くことが復元できる。

オ 講堂跡

講堂は南側は基壇、雨落溝、抜き取り穴を含む礎石が良好な状態で検出されている。一方、北側は2次調査において礎石とみられる遺構が確認されているが、近世以降の攪乱により原位置より移動している。

基壇については東西29.1 mで、南北は2次調査で確認された礎石が原位置よりあまり動いていないものと仮定すると18.5 m程とみられる。その構築方法は20 cm程度の掘り込み地業を行い、その上に基壇を造成する。版築は行われておらず、基本的には締りの強い暗褐色土のみが用いられる。基壇土と地山土についてあまり差異はみられない。基壇高は自然地形が西から東へ向かい傾斜するため、礎石上面付近の高さを基準とすると60～90 cmを測る。基壇端部には幅30 cm程度の狭い溝を掘り、厚さ4 cmの板材を密な間隔で立てて並べている。底部付近のみが残存しており上部の構造は不明である。また、板材と丸太材という違いはあるものの、金堂と共通しており基壇の補強として構築された可能性も考えられる。基壇端部よりやや内側に入った位置ではムシ石や川原石を用いた2～3段、高さ40 cm程度の石積が北面以外で確認されている。出土遺物より11世紀代に改修されたも

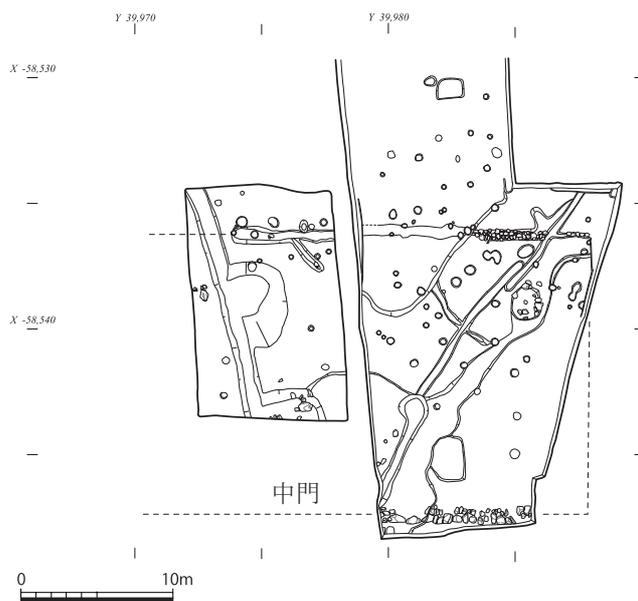


図21 中門跡平面図 S = 1:300

のであり、後述する雨落溝も同時期に改修されている。

礎石については抜き取り穴を含め南西部で6基、南東部で4基が確実なものとして確認されている。建物の東西幅は23.1mを測り、南北は12.5m程度とみられる。桁行7間、梁間4間で柱間は3.0m～3.6m（10～12尺）を組み合わせる。礎石は付近で採集できるムシ石および安山岩が用いられ、円形の柱座は設けられていない。

講堂に伴う雨落溝は創建期および11世紀の改修期の2本が確認されている。改修期の雨落溝は創建期のものが堆積したのちに構築しており、創建期より10～30cm上に位置する。いずれも柱より3m程度離れた位置にあり、軒先の位置を示す。素掘りで貼石等はなく、深さは最大で10cm程度と浅い。基壇と反対側の肩は不明瞭である。

講堂に関する遺構については南西部が最も残りが良く、礎石、基壇において比熱した痕跡がみられる。時期は不明であるが火災を受けていたことが判明している。

カ 築地塀、区画溝跡

寺域を区画する遺構としては、東部および南部において築地塀およびその内側、外側に設けられた内濠、外濠を確認している。一方、北部および西部については未だ確認されていない。

築地塀について、壁面の立ち上がり部分は残存しないものの、下層にあたる整地土が確認されており、最大で幅4m、厚さ20cmを測る。また、寺域の南東部では、たまった水を外に排出するため東西方向の暗渠が確認されている。暗渠は1段に4枚の板を組み合わ

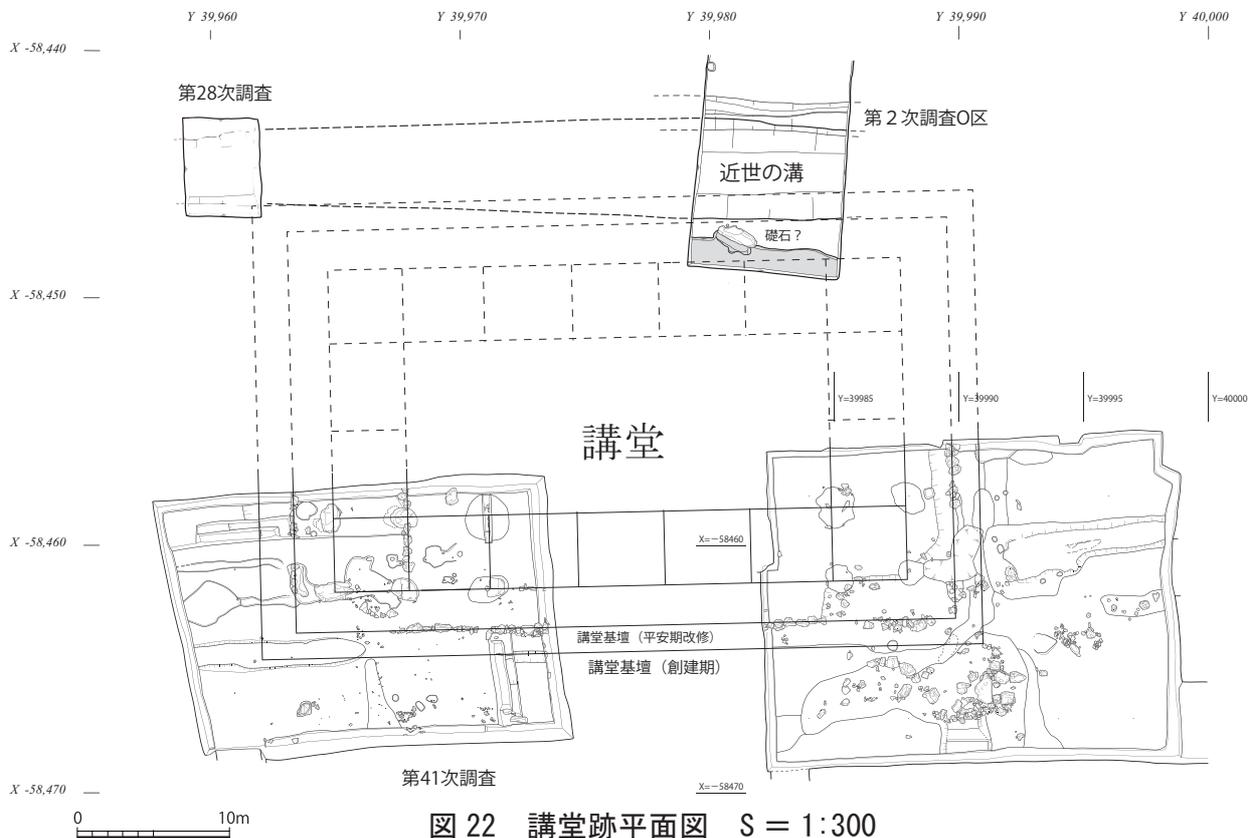


図22 講堂跡平面図 S = 1:300

せて構築されており、長さ 4.65 m、幅 30 cmを測る。創建当初より存在していたかは不明であるが、出土遺物より 10 世紀頃までは機能していたとみられ、築地塀の存続期間を示す。

築地塀の両側では、寺域側を流れる内濠および外を流れる外濠が検出されている。

内濠について南北方向は 105m 分が検出されている。幅は 3.5 m～4.0 m、深さは確認された部分で 0.6 mを測り、溝の一部では杭と横板で護岸した痕がみられる。東西方向も、幅 3.5 m～4.0 mで約 25 mが検出された。溝幅は寺域内では最大であり、標高の低い場所であることから基幹排水路として機能していたものとみられる。溝内の堆積は、8 世紀後半で溝として機能していた時期である下層および中層、9 世紀前半以降でその埋没を示す上層に分けられる。このうち中層については有機物を含む遺物が多く含み、溝の屈曲部では、34 点の木簡が木製品や土器とともに出土している。木簡の出土は溝の屈曲部が最も多くそのうちの 34 点を数える。木簡には「天平神護」、「神護景雲」の紀年があり、供伴する土器の編年や実年代を知る上でもその意義は大きい。

外濠については築地塀側の肩は確認される一方、その反対側は不明瞭である。外濠の南側では瓦や礫の散布がみられ、有機物とともに須恵器等の遺物が出土している。また、東側では南東隅に近い場所より木簡 2 点が出土している。

内濠および外濠から出土した木簡の内容は寺院の管理・運営に関するものであり、これらを担う大衆院といった施設の存在を示す。他に文字資料では「三綱」という大衆院を所管する僧の職名が記された墨書土器も出土している。

キ 東回廊跡

創建後約半世紀が経過した 9 世紀前半に建造された回廊で、中門と講堂を結ぶものとみられる。現在のところ寺域東側のみで確認され、前述した回廊とは接続する施設が異なることから東回廊と呼称する。根石のみの確認であるが、礎石立ちの単廊である。東回廊の南面は 8.1 m（3 間分）が確認され、梁間は不明であるが桁行は 2.7 m（9 尺）を測る。対して東面は 69.6 m（26 間分）が確認され、梁間 3.6 m（12 尺）で桁行 2.4 m（8 尺）を測る。基壇は幅約 6 mで厚さは最大で 30 cmを測る。版築や掘り込み地業は行われず、整地土の上に締りのやや強い灰褐色もしくは黄褐色土などを入れる。基壇端部に石敷きはみられず、金堂東側に接続する回廊とは構造が異なる。

東回廊の雨落溝について外溝は幅 1 m程度である一方、内溝については最大で幅 3.5 m、深さ 0.5 mを測り最大級の規模を持つ。9 世紀前半には築地塀の内側にある内濠は埋没が進むことから、基幹排水路としての機能が移転したものと考えられる。なお、東回廊内溝にたまった水は、東回廊をまたぐ細い溝を流れ、その先にある築地塀暗渠を経ることで寺域外へと排水される。寺院の排水施設についても計画的に配置されている。

ク 寺域東側で確認された遺構とその変遷

但馬国分寺跡の寺域東側では、前述した築地塀や区画溝、東回廊以外にも創建期である 8 世紀後半から 11 世紀にかけての遺構が検出されている。前述した築地塀や区画溝、東回廊を踏まえ、創建期である 8 世紀後半（Ⅰ期）、東回廊が建設された 9 世紀（Ⅱ期）、寺

域を区画する築地塀や東回廊が廃絶した10～11世紀（Ⅲ期）にかけての変遷が判明している。

I期については大衆院といった、食料や物品の調達・保管、建物の修繕など寺院の管理・運営を担う施設が所在したとみられる。築地塀内濠および外濠、後述する井戸より出土した木簡は合計で45点あり、大衆院で行っていた仕事の内容を示す。木簡には「北倉」「西倉」「三綱炊屋」「鑄所」など様々な施設が所在したことが記され、「鑄所」については29次調査において確認された炉跡や坩堝、鑄型などの遺構・遺物がある存在を示す。このほか、16次調査において確認された井戸は1辺1.7m四方の井桁組であり但馬では最大規模である。年輪年代法による調査で763年に伐採されたヒノキ材であることが判明している。井戸の中からは木簡以外にも^{かぎ}鑰や木工に用いられた楔も出土しており、ここで行われていた仕事の多様性を示す。

Ⅱ期になるとこの場所には中門から講堂を結ぶとみられる東回廊が新たに建設される。回廊は建物と建物を結ぶ廊下であるが、法要の際には参列者が並ぶ場所であり、主要伽藍を取り囲むことで、その内部を儀礼空間にする。I期に所在していた管理・運営施設については性格が異なることから、他所に移動した可能性が考えられる。また、構造は不明であるものの創建期に存在した回廊は金堂に取り付く。東回廊の建設により儀礼空間が拡大したことは確実である。主要伽藍の周囲は以前より荘厳な形になったことを示す。

Ⅲ期である10世紀以降には寺域を区画する築地塀や東回廊が廃絶したことが確認されている。寺院の衰退により維持が困難となった施設が廃止された結果と考えられる。寺院に関連する施設は立地していたとみられ、掘立柱建物跡や南北方向の区画溝、畑の畝とみられる小規模な溝状遺構が確認されている。特に畑とみられる遺構は葉草や野菜、花等を栽培する^{えんいん}菌院や花苑院との関連が想定される。主要伽藍についてはⅢ期においても存続していたとみられ、講堂ではこの時期に改修が行われている。



創建期 大衆院の時代

9世紀前半 東回廊の建設

図23 寺域東側復元イラスト

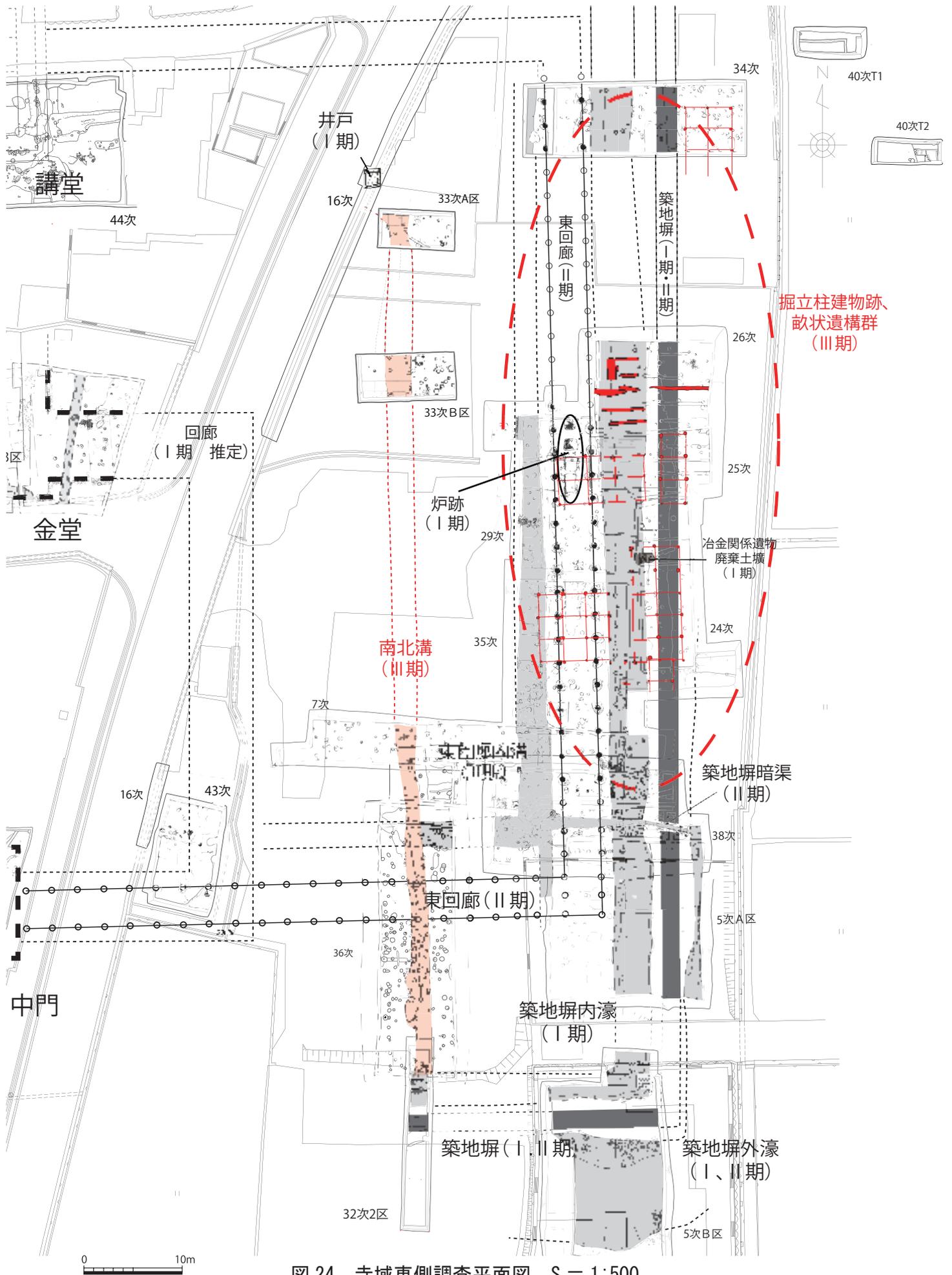


図24 寺域東側調査平面図 S = 1:500

ケ 但馬国分寺跡創建以前の遺構・遺物

但馬国分寺跡では創建以前に遡る遺構・遺物が確認されており、塔跡に設定した調査区（第1次調査区）において遺構を伴っていないものの縄文時代の土器や石棒等が出土している。寺城南東端にあたる場所（5次調査区）では整地層の下層において古墳時代前期の溝が確認されている。また、寺域の東側（第40次調査2区）では、板材で護岸された弥生時代終末期の溝もしくは流路が検出されている。

前述した調査以外でも、但馬国分寺内では全域において縄文～飛鳥時代の遺物の出土がみられる。寺域内では主要伽藍の周辺および東半部は盛土による整地層が確認されている。発掘調査は基本的に整地層までの深さで実施していることから、下層には創建期以前の遺構の存在が想定される。

コ 中世以降の遺構・遺物について

中世以降の遺構・遺物については寺域中央部および北側を中心に確認されている。一方、寺域東側については調査事例が多いものの中世以降の出土遺物は少なく、土地利用が希薄であったと考えられる。

中世の遺構について、講堂跡が確認された第41次調査、第44次調査では東西方向に走る築地塀や建物跡とみられる石列、礎石が確認されている。築地塀については講堂跡基壇上には構築されていないことから、基壇を意識した配置となっている。また、金堂西側においても東西方向に走る築地塀跡が確認されている。中門跡の付近では、東側で実施した第43次調査において建物跡とみられる石列、西側で実施した2次調査M区において掘立柱建物跡とみられる柱穴が確認されている。これらの遺構については、出土遺物等より鎌倉時代を中心とした時期が想定される。

文献史料では、弘安8年（1285）作成の『但馬国太田文』、建武5年（1338）の光厳上皇院宣、明德2年（1391）の『西大寺諸国末寺帳』等において但馬国分寺の存在が確認されている。確認されたこれらの遺構は、中世期における但馬国分寺の一端を示すものと想定される。

しかしながら、調査で確認された遺構は断片的であり、推定寺域や伽藍配置の復元には至っていない。

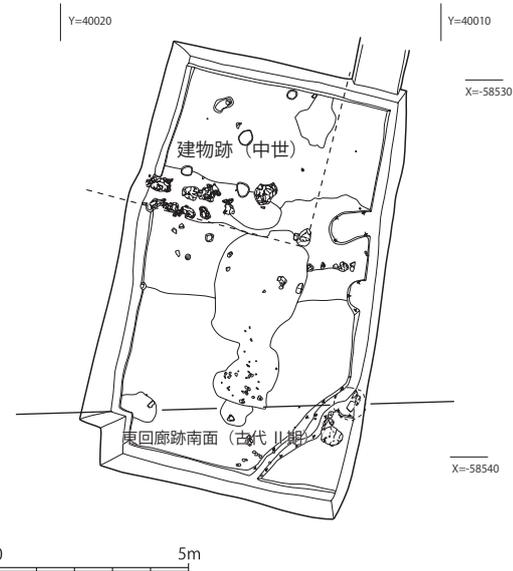


図25 東回廊南面、中世建物跡平面図
S = 1:200

(3) 史跡但馬国分寺跡の特徴

史跡但馬国分寺跡はこれまでの発掘調査により、金堂、塔など主要伽藍の存在が確認され1辺160m四方の推定寺域であることが明らかとなっている。また、9世紀前半までの資料に限られるものの、木簡や墨書土器など豊富な文字資料が出土しているほか、木簡に記された「鑄所」を示す鑄造関連遺構が確認されている。国分寺の造営過程や寺院経営を考える上で貴重な資料が多く、全国的にも注目されている。

特に木簡は、天平神護三年(767)、神護景雲二年(768)の年紀をもつものの中に、「醬殿」「西倉」「北倉」「三綱炊屋^{かしきや}」「鑄所」「官坐」「院」などの施設名も記されていた。760年代には、これらの施設が存在していたことを示すばかりか、塔や金堂などの主要伽藍も完成して寺院として機能していたことを物語るものである。

創建後、半世紀が経過した9世紀前半には運営空間である大衆院が所在していた場所に東回廊が建設され、主要伽藍の周囲は以前より荘厳な形となる。その要因については、延暦23年(808)に但馬国府(第二次但馬国府)が但馬国分寺、国分尼寺を中心とした地に移転したことがあげられる。一方、第二次但馬国府は10世紀中ごろには、他所に移転したものとみられる。但馬国分寺跡についても、この時期には主要伽藍を取り囲む東回廊や寺域を区画する築地塀はなくなっている。第二次但馬国府と盛衰を主にしていることが確認できる事例である。

国府と国分寺の位置関係において、国分寺の創建後に付近に国府が移転した例は管見の限り但馬のみである。国府の再移転を含め、その動きと連動した変化がみられる点は但馬国分寺跡の大きな特徴である。

発掘調査では他に但馬国分寺創建以前や中世期における但馬国分寺の存在を示す遺構・遺物も確認されており、寺院の重層的な歴史を示す。



塔跡検出状況 西より (第1次調査)



塔跡南西隅 基壇最下層

(第1次調査)

図26 発掘調査写真1



塔跡心礎 南東より (第1次調査)



塔跡南西隅礎石 北より (第1次調査)



金堂跡と回廊跡 南より (第2次調査)



金堂跡の掘り込み地業 北より (第2次調査)



金堂跡基壇 丸材列 (第2次調査)



金堂跡 建物礎石 (第31次調査)



中門跡 南より (第3次調査)



中門跡 北より (第3次調査)

図27 発掘調査写真2



講堂南西部 (第41次調査)



講堂南東部 (第44次調査)



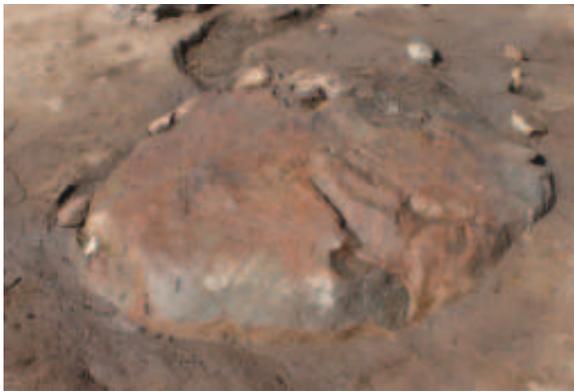
講堂南西部礎石 (第41次調査)



講堂南西部基壇 (第41次調査)



講堂北側の調査 (第2次調査0区)



赤く被熱した礎石 (第41次調査)



築地塀、外濠跡南東隅 (第5次調査B区)



築地塀内濠跡南東隅 (第5次調査B区)

図28 発掘調査写真3



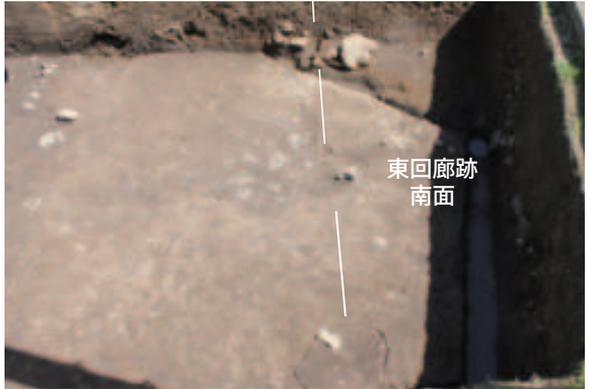
築地塀内濠跡、木筒出土状況 I期 (第5次調査B区)



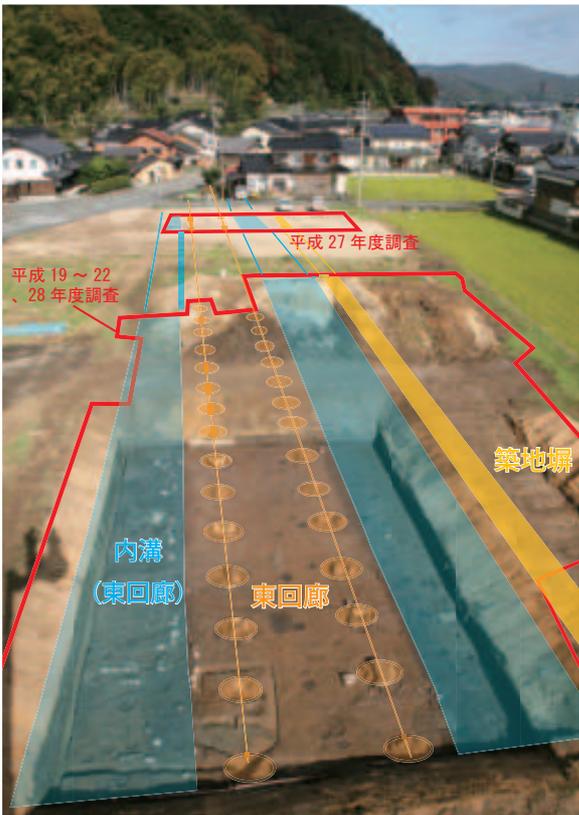
築地塀内濠跡、木筒出土層位 I期 (第5次調査B区)



築地塀跡暗渠 II期 (第38次調査)



東回廊跡南面 II期 西より(第43次調査)



東回廊跡 II期 南より (第35次調査)



東回廊跡 II期 北より (第35次調査)



東回廊跡礎石根石 II期 (第35次調査)

図29 発掘調査写真4



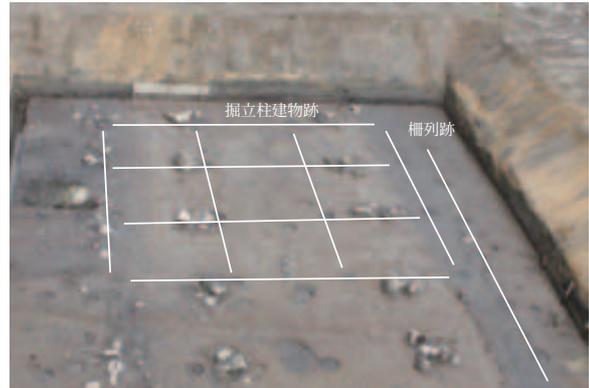
炉跡検出状況 I期 北より (第26次調査)



垣塙出土状況 I期 (第29次調査)



井戸跡検出状況 I期 (第16次調査)



掘立柱建物跡検出状況 III期 (第35次調査)



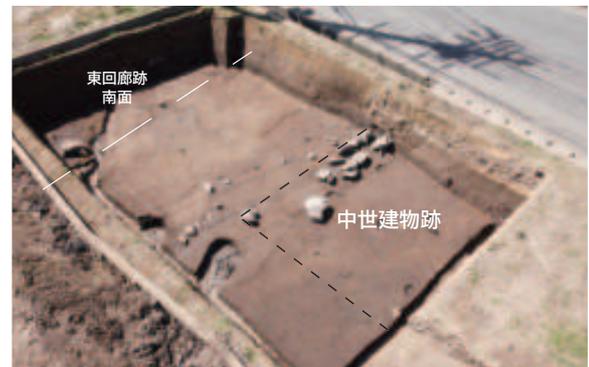
弥生時代の流路もしくは溝(第40次調査)



講堂東側、中世築地塙跡 (第44次調査)



金堂西側、中世築地塙跡 (第44次調査)



東回廊南面付近、中世建物跡 (第43次調査)

図30 発掘調査写真5



風鐸（第1次調査）



相輪片（第1次調査）



軒丸瓦、軒平瓦（第1・6次調査）



鑄所解 申請荒炭事 合十籠 □鐸鑄料 景雲二年四月廿五日物部入鹿

醬殿日下部倉主女 浄人乙女 川人小山
 □舍仕丁国万呂 金見大國 院内丈部子万呂
 砦人

高向マ綿万呂 西倉東方マ文月雀マ乙江 三綱炊屋日下マ大方呂
 □□□ □刑マ小川 北倉赤染マ得麻呂 鑄所東方マ公磐倉
 物マ乙日 官坐私マ宇万呂
 大生マ弓手

供料六斗 合一石三斗八升五合
 雜料七斗八升五合

二万郡温泉郷五戸私部庭足四斗六升 造寺料収納帳

木簡（第5次調査、第16次調査）

図31 出土遺物写真1



図 32 出土遺物写真 2

第3節 指定に至る経緯と経過

但馬国分寺跡の存在は少なくとも江戸時代中期（延享年間）から、豊岡市日高町国分寺に残っている礎石周辺に比定され、周知されていた。現在、現地に残る礎石は現在2石のみであるが、明治時代以前は数石あったとみられる。桜井勉が大正11年（1922）に刊行した『校補 但馬考』には、明治3年（1870）に現地を調査した際、礎石数石が残存していたことが記されている。

大正8年（1919）になると、史跡名勝天然記念物保存法が制定され主要遺跡の調査および指定が行われるようになる。兵庫県においても大正15年（1926）より史跡名勝天然記念物調査会による調査が実施される。但馬国分寺跡については昭和4年（1929）に魚澄惣五郎氏により行われ、その成果は翌年刊行された『兵庫県史跡名勝天然記念物調査報告』第7輯にまとめられている。

なお、この調査を受け昭和8年（1933）には当時の日高町により、塔跡礎石の周囲にはコンクリート製の囲いが設けられる。また、付近には「但馬国分寺旧址」と刻んだ標識柱を立て、遺跡の顕彰と保存が図られている。

昭和40年代に入ると但馬国分寺跡周辺で住宅の建設計画や町役場の移転、道路の建設が計画され、周囲の景観が大きく変化する契機となる。そういった中、遺跡の保存に対する声が高まる。当時、但馬国分寺跡について塔跡礎石以外の遺構は確認されておらず、遺物も採集が伝えられている状態であった。このため、日高町では「但馬国分僧寺、尼寺、国庁跡調査十年計画」を策定する。そして、高井悌三郎氏を団長とする「但馬国分寺跡発掘調査団」を組織して、昭和48年度（1973）から本格的な発掘調査を開始した。発掘調査により金堂・塔などの主要伽藍が確認され、1辺160m四方の推定寺域を持つことが明らかとなり、但馬国分寺跡の輪郭が判明する。その後、昭和52年度（1977）には、全国の国分寺で初となる木簡が出土するなど、発掘調査は多くの成果をあげてきた。

このような調査成果を受け、平成2年（1990）12月26日には、地域および地元住民の協力により史跡に指定されるに至る。

史跡指定当初の指定地は但馬国分寺跡のうち金堂およびその周辺に限られていた。その後、平成12年（2000）、平成16年（2004）、平成23年（2011）、平成25年（2013）、平成27年（2015）、平成29年（2017）、令和7年（2025）の7回にわたり追加指定が行われた。現在は一部未指定地が残るものの、推定寺院地のほぼすべてが史跡地に指定されている。その指定面積は26,795.10㎡を測る。

表9 但馬国分寺跡の史跡指定

	指定年月日	指定面積	主な指定地
第1次	平成2年(1990)12月26日	1,867.98 m ²	金堂跡、西面回廊推定地
第2次	平成12年(2000)11月15日	1,215.73 m ²	塔跡、西面回廊推定地
第3次	平成16年(2004)2月27日	9,353.33 m ²	講堂推定地、南門推定地
第4次	平成23年(2011)9月21日	1,020.56 m ²	講堂推定地、中門跡、東面回廊推定地
第5次	平成25年(2013)10月17日	4,560.50 m ²	僧房推定地、大衆院推定地、塔跡南隣接地
第6次	平成27年(2015)10月7日	2,147.91 m ²	塔跡、金堂推定地
第7次	平成29年(2017)10月13日	6,539.09 m ²	回廊跡、築地跡
第8次	令和7年(2025)3月10日	90.00 m ²	築地跡
	合計	26,795.10 m ² (1～8次)	

令和7年(2025)3月現在

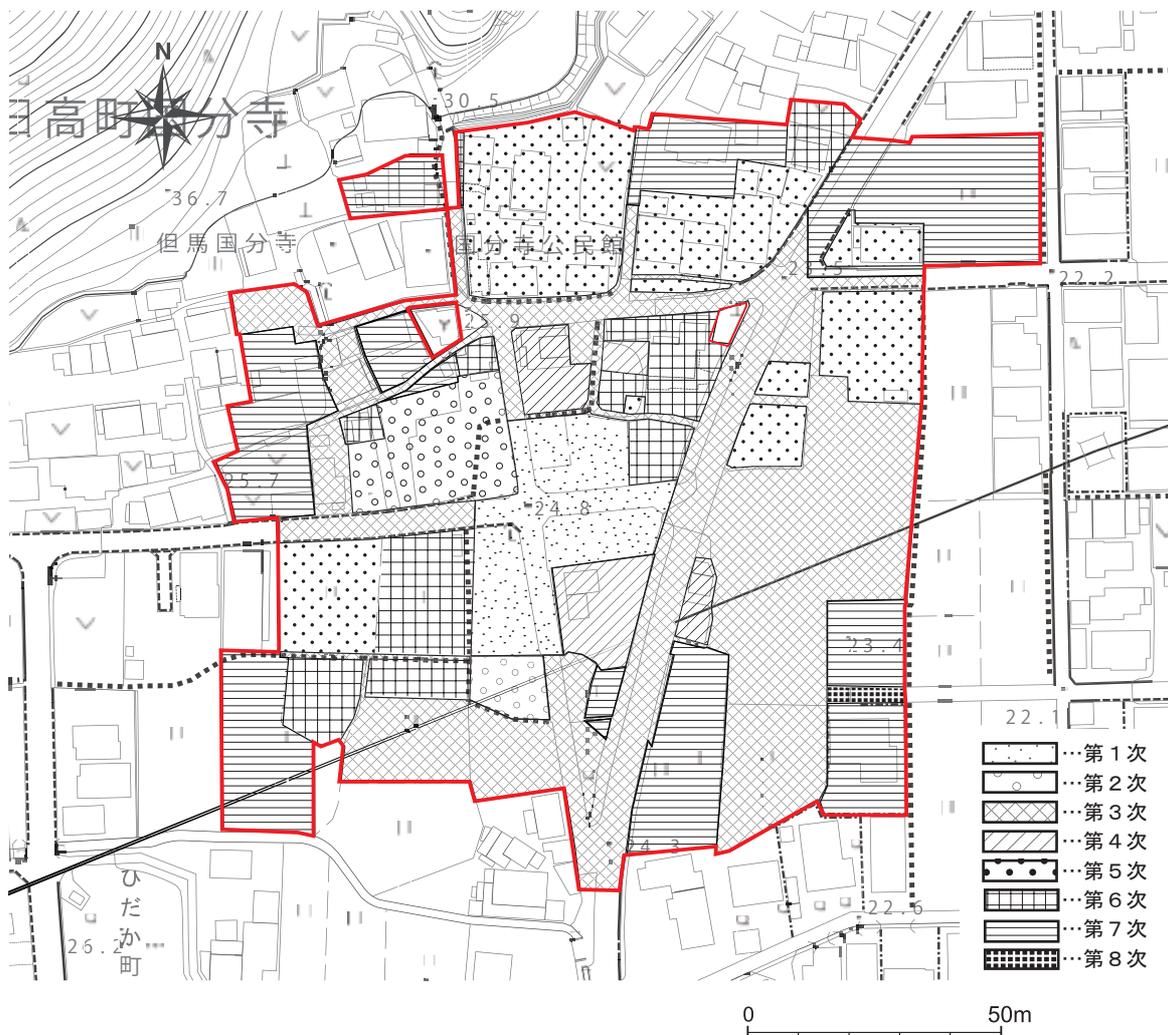


図33 国史跡の指定状況 S=1:2,000

第4節 指定告示と説明文

(1) 史跡指定時の指定告示

指定における告示および説明文は以下の通りである。種別は史跡である。

表 10 指定告示および説明文（第1次）

指定年月日 (告示番号)	平成2年12月26日（文部省告示第121号）
名称	但馬国分寺跡
所在地	豊岡市日高町国分寺字堂ノ前 651-1、651-4、651-5、651-6、652-4、653-2、654-2、658-1、658-2、 658-3、659-1、659-3、659-4、660-2、660-3、660-4、661-1、661-3
指定説明	<p>但馬国分寺跡は、円山川の中流域にひろがる沖積平野の一角に所在し、近傍に国府推定地もあって古代但馬国の中心部とみなされてきたところである。寺跡の北側は勾配の急な丘陵斜面で画されるが、一帯は国分寺の地名でよばれ、丘陵裾に薬師堂があり、また付近に礎石が遺存することなどから、早くからここに但馬国分寺の所在したことが推定されてきたのである。</p> <p>昭和48年から50年および52年の発掘調査の結果、金堂跡とその南方の中門跡、両者を結ぶと推定される回廊跡、金堂の真西に並ぶ塔跡等が確認された。中でも塔跡の遺存状況は良好で、基壇は1辺約16メートルの規模をもち、乱石積基壇化粧の基部が検出されている。基壇の周辺には約40センチ幅で玉石敷がめぐり、その外側には浅くくぼんだ雨落溝がみとめられる。基壇の北辺と西辺で玉石積みの階段のとりつくことも確かめられている。基壇上では礎石5か所・根石3か所が検出されたが、礎石は原位置から多少動かされたようで、心礎の上面も打ち欠かかれていて旧状をとどめない。西南隅の礎石には、径1メートル、高さ10センチの柱座のつくりだしがみとめられる。塔の周辺から風鐸や多量の瓦が出土している。</p> <p>金堂跡は、基壇の南辺と東辺、および東辺の回廊のとりつき部分とが確認されており、深さ約90センチの掘込地業を伴っている。中門は南北約11メートル、東西14メートル以上の規模を有し、乱石積の基壇化粧をもっていた。</p> <p>なお、昭和52年に行われた発掘調査では、寺域の東南隅を示す築地が検出され、木簡なども出土している。但馬国分寺については、『続日本紀』の宝亀8年(777)7月癸亥条に「震但馬国国分寺塔」とある。この記事とただちに結びつくとはいえないものの、塔跡は周辺の焼土などにより火災をうけた状況を示していた。いずれにしても、昭和48年以来の発掘調査によって国分寺の良好な遺構の存在することが確認されたわけであり、その学術的意義はきわめて大きい。</p> <p style="text-align: right;">(『月刊文化財』昭和54年12月号)</p>

(2) 史跡追加指定時の指定告示

追加指定はこれまでに7回行われている。追加指定における告示および説明文は以下のとおりである。

表 11 追加指定告示および説明文（第2次）

指定年月日 (告示番号)	平成12年11月15日（文部省告示第168号）
名称	但馬国分寺跡
所在地	豊岡市日高町国分寺字堂ノ前 657-1、660-1、660-6、661-2、661-4、662-6、663、663-1、664-1、664-2、665-4、663-1先から662-6までの水路
指定説明	<p>但馬国分寺跡は、但馬国を貫流し日本海に注いでいる円山川の中流域に広がる沖積平野の一角の山陰本線江原駅の北西約500メートルの場所に位置している。近くには国府推定地もあり、古代の但馬国の中心部であった場所である。寺跡の北側は、急峻な丘陵で画され、一帯は国分寺の地名が残り、付近には礎石が遺存している。昭和48年以降数次の発掘調査の結果、金堂跡・中門跡・回廊跡、および金堂の真西に並ぶ塔跡等が確認された。</p> <p>特に塔跡の遺存状況は良好で、基壇は1辺約16メートル、基部は乱石積み基壇化粧の玉石積みの階段が2か所取り付いており、基壇上では礎石5か所・根石3か所が検出された。また、塔跡周辺から風鐸や多量の瓦が出土している。</p> <p>なお、金堂跡は、基壇の南辺と東辺、および東辺の回廊の取り付き部分が確認され、中門跡は乱石積みの基壇化粧をもち、南北約11メートル、東西14メートル以上の規模を有していることが確認されている。</p> <p>塔跡は、周辺に焼土を伴い、火災を受けた状況を示しており、『続日本紀』の宝亀8年(777)7月癸亥条にある「震但馬国分寺塔」の記事との関連が注目されているところである。</p> <p>こうした遺構の検出により、平成2年に金堂跡および回廊跡の一部が指定されたが、今回塔跡および回廊跡の一部を追加指定し保存を図ろうとするものである。</p> <p style="text-align: right;">(『月刊文化財』435号 平成11年12月)</p>

表12 追加指定告示および説明文（第3次）

指定年月日 (告示番号)	平成16年2月27日（文部科学省告示第31号）	
名称	但馬国分寺跡	
所在地	豊岡市日高町国分寺字家ノ中 590-3、590-4	
	豊岡市日高町国分寺字地蔵畑 616-3、619-2、620-2、621-2、621-3、621-4	
	豊岡市日高町国分寺字本畑 622-1、622-2、622-3、623-3、623-4、623-5、623-6、624-2、624-3、625-2、625-3、625-5、625-6、625-7、626-2、626-3、628	
	豊岡市日高町国分寺字堂ノ前 638-1、638-2、641-7、641-8、642-1、642-3、643-1、643-2、644、645-1、645-5、645-6、648-3、649-2、649-4、649-5、649-6、649-8、650-2、650-4、650-5、650-6、651-2、651-3、651-11、652-2、652-3、652-5、652-7、654-3、655-3、655-5、656-1、656-2、656-3、656-4、656-6、657-2、657-3、662-3、662-4、662-5、665-2、665-3、676、677	
	豊岡市日高町国分寺字家ノ下 832-2、833-2、840-2、841	
	字地蔵畑616-2から本畑632-1までに北接する里道と水路、字地蔵畑621-3に東接する水路、字地蔵畑616-3から618までのL字型になった水路、字地蔵畑619-2と621-3に南接する水路、字家ノ中614-6から593-1までのU字型になった里道と水路、字堂ノ前652-3から650-1までに東接する水路、字堂ノ前650-6から654-3までに南接する水路、字堂ノ前656-1から656-2までに北接する水路、字堂ノ前662-4から665-2までに北接する水路、字堂ノ前677から680までに北接する水路、字家ノ下832-2と833-2に北接する里道と水路、字家ノ下831と834に南接する里道、字家ノ下836に東接する里道、字家ノ下840-2と841にL字型に接する水路、字家ノ下833-2から842までに東接する里道と水路	
	指定説明	
	<p>但馬国分寺跡は、兵庫県北部但馬地方を北流して日本海に注ぐ円山川の中流部に広がる沖積平野の一角、JR山陰本線江原駅の北西500メートルの場所に位置する。周辺には但馬国府の推定地もあり、古代の但馬国の中心地であった場所である。昭和48年以降の発掘調査によって、金堂跡・中門跡・回廊跡、金堂の西に並ぶ塔跡等が見つかり、風鐸や多量の瓦も出土した。寺域の東南隅を区画する溝から出土した木簡や井戸枠の年輪年代調査から、伽藍の完成は遅くとも天平神護2年（766）ころであることが判明している。</p> <p>平成2年に金堂跡および回廊跡の一部が指定され、平成12年に塔跡および回廊跡の一部を追加指定されている。今回、保存のための条件が整ったことから、南門推定地、講堂推定地、伽藍東回廊の東側部分等を追加指定して、保護の万全を期そうとするものである。</p> <p style="text-align: right;">（『月刊文化財』485号 平成16年2月）</p>	

表13 追加指定告示および説明文（第4次）

指定年月日 (告示番号)	平成23年9月21日（文部科学省告示第144号）
名称	但馬国分寺跡
所在地	豊岡市日高町国分寺字地蔵畑 617-1
	豊岡市日高町国分寺字堂ノ前 654-4、649-3、650-1、650-7、654-1、662-2
指定説明	
<p>但馬国分寺跡は、天平13年（741）、聖武天皇の詔によって全国に造営された国分寺の一つである。寺跡は兵庫県北部の但馬地方を北流して日本海に注ぐ円山川の中流部に広がる沖積平野の一角、JR山陰本線江原駅の北西500メートルの場所に位置する。周辺には但馬国府跡の推定地もあり、古代の但馬国中心地であった。昭和48年以降の発掘調査によって、金堂、中門、回廊、金堂の西に並ぶ塔跡等が見つかり、風鐸や多量の瓦も出土した。寺域の東南隅を区画する溝から出土した木簡や井戸枠の年輪年代調査等から、760年代には伽藍中枢部が完成していたと考えられている。</p> <p>平成2年に金堂および回廊の一部を史跡に指定し、平成12年に塔および回廊の一部を、平成16年に南門推定地、講堂推定地、伽藍東回廊の東側部分等をそれぞれ追加指定してきた。今回、中門跡とその内部空間、伽藍東回廊の一部および講堂跡推定地周辺を追加指定し、保護の万全を図ろうとするものである。</p> <p style="text-align: right;">（『月刊文化財』576号 平成23年9月）</p>	

表 14 追加指定告示および説明文（第5次）

指定年月日 (告示番号)	平成 25 年 10 月 17 日 (文部科学省告示第 147 号)
名称	但馬国分寺跡
所在地	豊岡市日高町国分寺字竹ヶ下 586-1
	豊岡市日高町国分寺字家ノ中 589-1、589-8、590-1、590-2、591、592、592-1、 593-1、593-2、594、613-2、614-1、614-2、614-4、615
	豊岡市日高町国分寺字地藏畑 616-2、618、620-3
	豊岡市日高町国分寺字本畑 624-1、625-1、626-1、627、629-2、630-1、631-1、632-1、632-2、633、634
	豊岡市日高町国分寺字家ノ下 831、832-1
指定説明	<p>但馬国分寺跡は、天平 13 年（741）、聖武天皇の詔によって全国に造営された国分寺の一つである。寺跡は兵庫県北部の但馬地方を北流して日本海に注ぐ円山川の中流部に広がる沖積平野の一角、JR 山陰本線江原駅の北西 500 メートルの場所に位置する。周辺には但馬国府跡の推定地もあり、古代但馬国の中心地であった。昭和 48 年以來の発掘調査によって、金堂跡、中門跡、回廊跡、金堂の西に並ぶ塔跡等が見つかり、風鐸や多量の瓦も出土した。寺域の東南隅を区画する溝から出土した木簡や井戸枠の年輪年代調査から、伽藍の完成が 765～766 年ころであることが判明している。</p> <p>平成 2 年に金堂跡および回廊跡の一部を史跡に指定し、平成 12 年に塔跡および回廊跡の一部を、平成 16 年に南門推定地、講堂推定地、伽藍東回廊の東側部分等、平成 23 年に中門跡とその内部空間、伽藍東回廊の一部、および講堂跡推定地周辺を追加指定してきた。今回寺域の北側を限る築地並びに外郭溝と、僧房跡が想定される場所等の条件の整った部分を追加指定し、保護の万全を図る。</p> <p style="text-align: right;">(『月刊文化財』600 号 平成 25 年 9 月)</p>

表 15 追加指定告示および説明文（第6次）

指定年月日 (告示番号)	平成 27 年 10 月 7 日 (文部科学省告示第 173 号)
名称	但馬国分寺跡
所在地	豊岡市日高町国分寺字家ノ中 589-3
	豊岡市日高町国分寺字地藏畑 616-1、617-2、619-1、619-3、619-4
	豊岡市日高町国分寺字堂ノ前 651-7、652-1、652-6、662-1、665-1
	豊岡市日高町国分寺字家ノ下 833-1、834、835、836
指定説明	<p>但馬国分寺跡は、天平 13 年（741）、聖武天皇の詔によって全国に造営された国分寺の一つである。寺跡は兵庫県北部の但馬地方を北流して日本海に注ぐ円山川の中流部に広がる沖積平野の一角、JR 山陰本線江原駅の北西 500 メートルの場所に位置する。周辺には但馬国府跡の推定地もあり、古代但馬国の中心地であった。昭和 48 年以來の発掘調査によって、金堂跡、中門跡、回廊跡、金堂の西に並ぶ塔跡等が見つかり、風鐸や多量の瓦も出土した。寺域の東南隅を区画する溝から出土した木簡や井戸枠の年輪年代調査から、伽藍の完成が 765 年から 766 年頃であることが判明している。</p> <p>平成 2 年に金堂跡および回廊跡の一部を史跡に指定し、平成 12 年に塔跡および回廊跡の一部を、平成 16 年に南門推定地、講堂推定地、伽藍東回廊の東側部分等、平成 23 年に中門跡とその内部空間等、平成 25 年に北辺等を追加指定してきた。今回、推定講堂跡や金堂跡の一角等の場所の条件の整った部分を追加指定し、保護の万全を図る。</p> <p style="text-align: right;">(『月刊文化財』624 号 平成 27 年 9 月)</p>

表 16 追加指定告示および説明文（第7次）

指定年月日 (告示番号)	平成 29 年 10 月 13 日 (文部科学省告示第 143 号)	
名称	但馬国分寺跡	
所在地	豊岡市日高町国分寺字竹ノ下 268-1	
	豊岡市日高町国分寺字竹ヶ下 586-2	
	豊岡市日高町国分寺字家ノ中 589-4、589-6、589-7、589-9、589-10、589-11、595、614-5	
	豊岡市日高町国分寺字堂ノ前 641-3、641-4、641-5、641-6、645-2、646-5、655-1、655-6、666、672、673、674、675、678、679	
	豊岡市日高町国分寺字谷口 681-2、683-1、734-1	
	豊岡市日高町国分寺字家ノ下 829	
	兵庫県豊岡市日高町国分寺字家ノ下 595 番に西接する道路敷、同字堂ノ前 666 番に北接する道路敷、堂字家ノ中 595 番に西接する道路敷に西接する水路敷を含む	
	指定説明	
	<p>但馬国分寺跡は、天平 13 年（741）、聖武天皇の詔によって全国に造営された国分寺の一つである。寺跡は兵庫県北部の但馬地方を北流して日本海に注ぐ円山川の中流部に広がる沖積平野の一角、JR 山陰本線江原駅の北西 500 メートルの場所に位置する。周辺には但馬国府跡の推定地もあり、古代但馬国の中心地であった。昭和 48 年（1973）以来の発掘調査によって、金堂跡、中門跡、回廊跡、金堂の西に並ぶ塔跡等が見つかり、風鐸や多量の瓦も出土した。寺域の東南隅を区画する溝から出土した木簡や井戸枠の年輪年代調査から、伽藍の完成が天平神護元～2（765～766）頃であることが判明している。</p> <p>平成 2 年に金堂跡および回廊跡の一部を史跡に指定し、平成 12 年に塔跡および回廊跡の一部を、平成 16 年に南門推定地、講堂推定地、伽藍東回廊の東側部分等、平成 23 年に中門跡とその内部空間等、平成 25 年に北辺等、平成 27 年に推定講堂跡や金堂跡等の一角等を追加指定してきた。今回、既指定地に隣接した条件の整った部分を追加指定し、保護の万全を図るものである。</p> <p style="text-align: right;">(『月刊文化財』648 号 平成 29 年 9 月)</p>	

表 17 追加指定告示および説明文（第8次）

指定年月日 (告示番号)	令和 7 年 3 月 10 日 (文部科学省告示第 26 号)
名称	但馬国分寺跡
所在地	豊岡市日高町国分寺字堂ノ前 641-1
	641-1
指定説明	
<p>但馬国分寺跡は、天平 13 年（741）、聖武天皇の詔によって全国に造営された国分寺の一つである。寺跡は兵庫県北部の但馬地方を北流して日本海に注ぐ円山川の中流部に広がる沖積平野の一角、JR 山陰本線江原駅の北西 500 メートルの場所に位置する。周辺には但馬国府跡の推定地もあり、古代但馬国の中心地であった。昭和 48 年（1973）以来の発掘調査によって、金堂跡、中門跡、回廊跡、金堂の西に並ぶ塔跡等が見つかり、風鐸や多量の瓦も出土した。寺域の東南隅を区画する溝から出土した木簡や井戸枠の年輪年代調査から、伽藍の完成が 765～766 年頃であることが判明している。</p> <p>平成 2 年（1990）に金堂跡及び回廊跡の一部を史跡指定し、平成 12 年に塔跡および回廊跡の一部を、平成 16 年に南門推定地、講堂推定地、伽藍東回廊の東側部分等、平成 23 年に中門跡とその内部空間等、平成 25 年に北辺等、平成 27 年に推定講堂跡や金堂跡の一角等を追加指定した。今回、東面築地の南端の条件が整った部分を追加指定し、保護の万全を図るものである。</p> <p style="text-align: right;">(『月刊文化財』738 号 令和 7 年 3 月)</p>	

(2) 土地公有化の経緯と経過

但馬国分寺跡は、本格的な調査開始前の昭和46年度（1971）に塔の一部の土地が公有化されたことに始まる。その後、発掘調査により重要な遺構が確認され、平成2年（1990）12月には国史跡に指定され、遺構の保護のため土地の公有化が進められてきた。

また、平成23年度（2011）に策定した『史跡但馬国分寺跡保存管理・整備基本計画』では寺域の北部および南西部以外は史跡公園としての整備を計画する。令和7年度（2025）現在、面的な整備が計画できる段階となっている。

なお、現在までに公有化した土地は図34のとおりである。

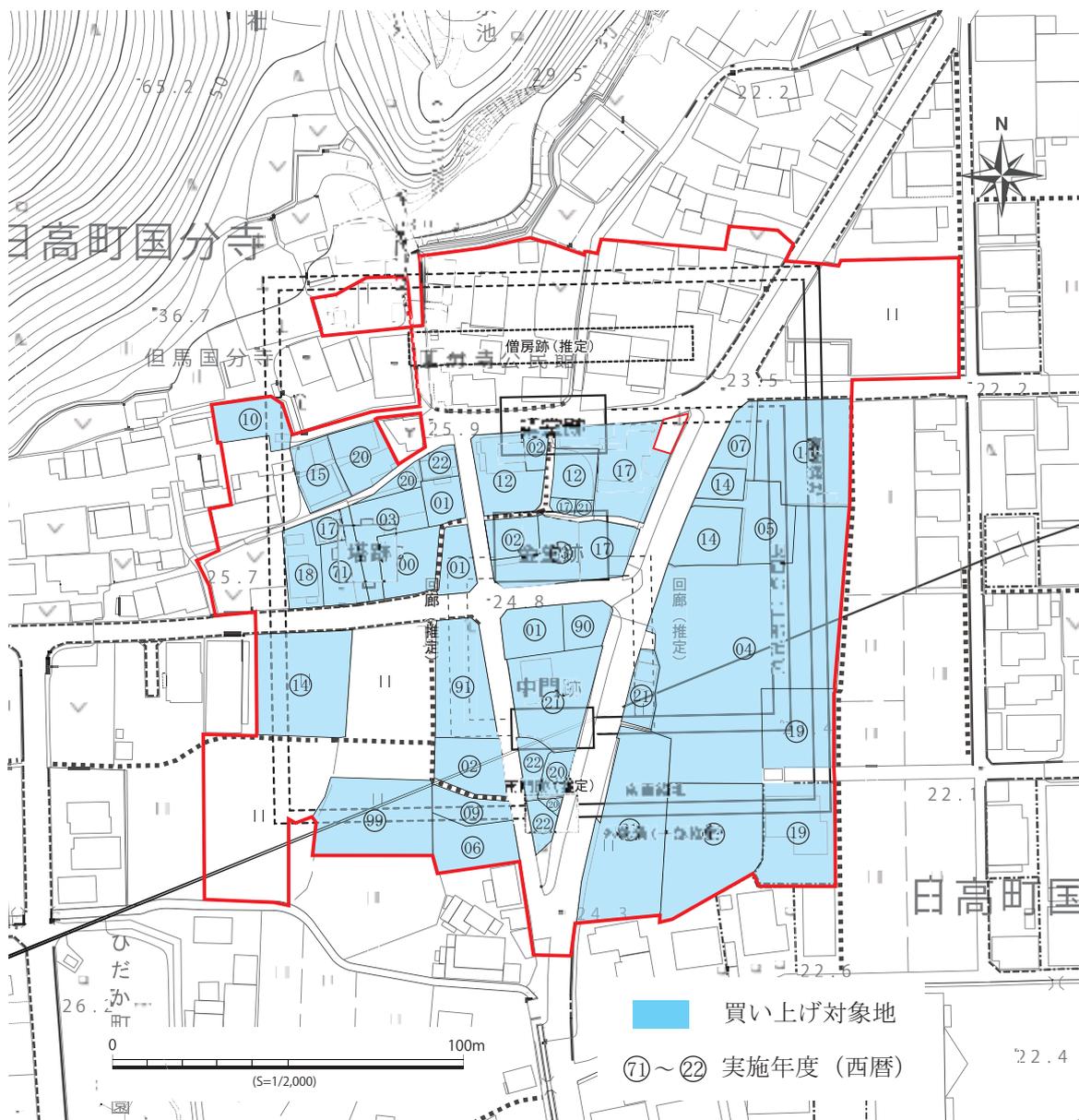


図35 但馬国分寺跡の公有地化状況 S=1:2,000

(3) 関連法規制

ア 文化財保護に関する規制(文化財保護法)

史跡指定地内において「その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合」は、文化財保護法第125条にもとづく文化庁長官の許可（国の機関である場合は法第168条の同意）が必要となる。事業主体者は、許可を得る前に、文化庁や関係機関との十分な協議を行う必要がある。

史跡を適切に保護、活用するためには、史跡指定地の土地利用状況や将来的な保存・整備・活用方法を勘案した上で、想定しうる現状変更等の取り扱い方針を明らかにしておく必要がある。そのため、現状変更申請が必要な行為や、史跡指定地内での現状変更等の取り扱い方針については、第6章において示すこととする。

なお、一辺約160mの想定寺域内は、史跡指定地外であっても文化財保護法第93条で規定する「周知の埋蔵文化財包蔵地」にあたる（兵庫県遺跡番号610648「但馬国分寺跡」）。このため、想定寺域内で建設工事や土木工事などの掘削を行う場合には、その60日前までに届出を行い、文化財保護上必要な指示を受けることが定められている（文化財保護法第93条）。

ただし、史跡指定地外といえども、但馬国分寺跡の寺域内であれば史跡指定地と同様の価値を有する可能性が高いと考えられるため、その取り扱いには慎重を期すとともに、事前に関係機関との十分な協議を行う必要がある。

イ 地の用途に関する規制

(ア) 都市計画法

但馬国分寺跡が位置する豊岡市全域は、豊岡市都市計画区域の非線引都市計画区域に指定されている。非線引都市計画区域とは、都市計画法上、「区域区分が定められない都市計画区域」（市街化区域にも市街化調整区域にも区分されない区域）をさし、3,000㎡以上の開発行為には県知事の許可が必要となる。

特定用途制限地域として日高田園住環境保全地域に指定されている。豊岡市良好な地域環境を確保するための開発行為の手續等に関する条例（市条例）により遊技場、工場、倉庫等に対し制限がある。

(イ) 緑豊かな地域環境の形成に関する条例（県条例）

条例によって定められた地域環境形成基準によって、山を守る区域では500㎡以上、その他区域では1,000㎡以上の開発行為には、事前の届出が必要である。但馬国分寺跡の一带は、その他区域に該当する。

(ウ) 豊岡市景観条例（市条例）

但馬国分寺跡一带は、「まちの区域」に指定されている。建築物等の新築時については届出対象にはなっていないものの、大規模建築物等（建築物：高さ15m超または建築面積が1,000㎡超のもの、工作物：高さ15m超またはその敷地の用に供する面積が1,000㎡超のもの）の新築等には届出が必要となる。

(エ) 豊岡市良好な地域環境を確保するための開発行為の手続等に関する条例（市条例）

豊岡市内における500㎡以上の開発行為には、豊岡市長の許可が必要である。

(オ) 関西電力株式会社による地役権設定

但馬国分寺跡の想定寺域の一部には、関西電力株式会社による地役権が設定されている。これは、上空に高圧送電線があるためであり、その目的は「電線の支持物を除く電線路を敷設すること及びその保守運営のための土地の立入、もしくは通行の容認ならびに、当該電線路の最下垂時における電線の高さから3mを控除した高さを超えた建造物および工作物の築造、爆発性、可燃性を有する危険物の製造、取扱いおよび貯蔵、電線路に支障となる立竹木の育成、その他電線路に支障となる一切の行為の禁止」である。

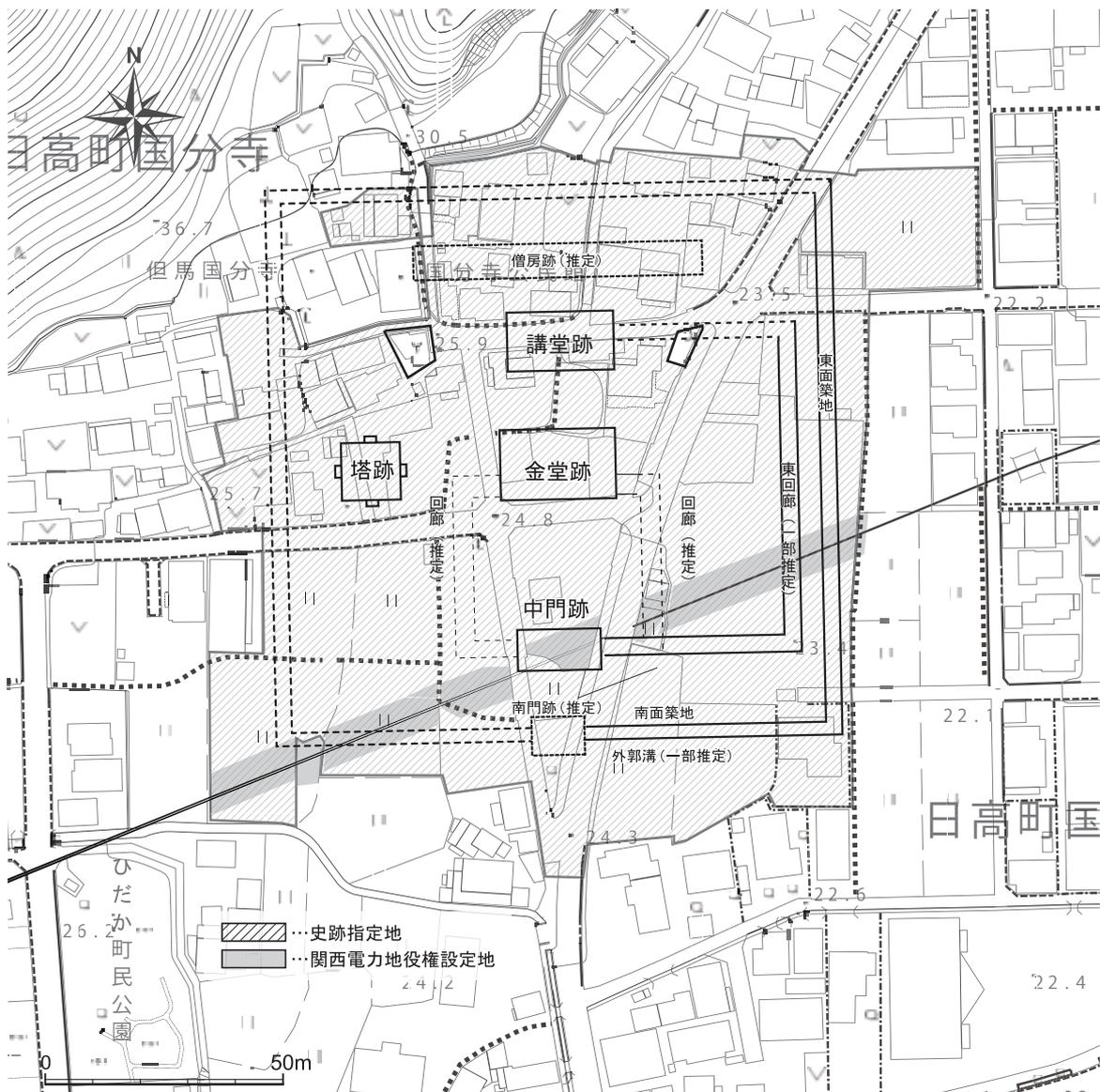


図36 但馬国分寺跡周辺の土地利用規制区域図 S=1:2,000

第4章 史跡の本質的価値

第1節 史跡の本質的価値の明示

平成2年（1990）に史跡に指定された史跡但馬国分寺跡について指定説明文および追加指定説明文に立脚し、本質的価値を次の2点に整理する。

① 古代但馬国の中核施設としての国分寺跡

国分寺は、聖武天皇の詔において、「国華」とよばれて整備が進められたものである。史跡但馬国分寺跡は、これまでの調査で塔や金堂、講堂、中門など主要伽藍の位置が判明し、築地塀の存在より1辺160mの寺域を持つことが推定されている。古代但馬国の中核施設とよぶにふさわしいものである。

② 但馬国分寺跡の造営過程・運営実態を示す遺構・遺物

但馬国分寺跡は、寺域の東南隅を区画する溝から出土した木簡や井戸枠の年輪年代調査から、伽藍の完成が760年代であることが判明している。

木簡や墨書土器などの文字資料は、国分寺の造営過程のみならず寺院経営を考える上で全国的にみても注目される貴重な資料である。例えば、木簡に記された「醬殿」「三綱炊屋」「西倉」「鑄所」は寺院を支える様々な史跡があったことを示す。また、寺域東側で確認された鑄造関連遺構は木簡に記された「鑄所」を示し、文字資料と遺構との関連性が確認されている。寺域東端および南端で築地塀に沿って構築された区画溝（内濠、外濠）の中には、木質層が厚く堆積していることから、まだ多くの木簡が遺存しているものと思われる。

第2節 新たな調査成果に基づく価値評価の視点

近年の調査によって明らかとなった東回廊の性格より、以下の点が、第1節で示した本質的価値に付加される新たな価値評価の視点として整理される。

但馬国分寺跡の変遷と但馬国府関連遺跡との密接な関係

但馬国分寺では創建から約半世紀が経過した9世紀前半、寺域の東側には中門と講堂を結ぶとみられる回廊（東回廊）が新たに建設される。中心伽藍周辺の儀礼空間は拡大し、以前より荘厳な姿となる。

同じ時期、但馬国分寺跡の周辺では延暦23年（804）に但馬国府（第二次但馬国府）が祢布ヶ森遺跡を中心とした場所に移転する。また、但馬国分尼寺も但馬国分寺の北1,200mの場所に位置することから、古代但馬の政治・行政・文化の中心地として機能するいわば「古代但馬の都」となる。但馬国分寺跡における東回廊の建設と第二次但馬国府の移転が軌を一にして行われており、国府と国分寺の密接な関係を示す。

第3節 各構成要素の概要と捉え方

(1) 本質的価値を構成する要素

第4章第1節および2節で整理した、史跡の指定説明として記載されている指定当時の本質的価値および新たな調査成果に基づく要素である。天平13年(741)に聖武天皇の詔により建立され、奈良・平安時代において古代の但馬国分寺跡が機能・存続した時期に関連する要素である。

塔、金堂、講堂、中門などの主要伽藍や築地塀などの区画施設、その他古代に属する遺構や出土遺物がこれに該当する。これらの多くは発掘調査により確認されている。遺構・遺物の概要および評価については第3章第2節で述べた通りである。後述する塔跡礎石以外の遺構は発掘調査により確認され、現在は地下に保存されている。また、発掘調査が行われていない箇所においても、推定寺域内は同等の遺構・遺物が存在しているものとみられる。

出土遺物についても主要伽藍の様相や所在した施設の性格、寺院全体の運営の様相を示し、本質的価値を構成するうえで重要な要素である。特に、寺域を区画する築地塀の内濠と外濠、寺域東側の井戸より出土した木簡は、現在までに45点にのぼる。寺院の諸施設や運営の様相を知るうえで重要な資料である。また、護国山但馬国分寺に所蔵されている但馬国分寺跡関連遺物(豊岡市指定文化財)も本質的価値を構成する要素に含まれる。

現在、原位置を保ち地表面に存在するものとしては塔心礎および塔南西隅の礎石が挙げられる。このほか、護国山但馬国分寺に所在する南大門礎石と伝わる礎石は、昭和30年(1955)に発見され、翌年に移設されたものである。発見場所は但馬国分寺跡より南でやや外れるものの、その規模や形状は主要伽藍の礎石と判断される。但馬国分寺跡と伝わる礎石については寺域外にもあり、豊岡市立日高小学校の玄関前に1基の礎石が残されている。

(2) 副次的価値を構成する要素

本質的価値を構成する要素と合わせて存在することにより、その価値を高める要素である。寺院の創建以前や中世～現代に至るまでの但馬国分寺跡に関連する要素がこれに該当する。

ア 但馬国分寺創建以前の遺構・遺物

発掘調査では但馬国分寺創建以前に遡る遺構・遺物が確認されており、土地利用が活発な好立地であったことを示す。建立の際の立地条件として詔には「必ず好きところを^{えら}びて、実に久しく長かるべし」とあり、この地が選ばれた理由の一端を示す。

イ 中世・近世の但馬国分寺を示す遺構・遺物と文化財

発掘調査では中世の但馬国分寺に関連する遺構・遺物も各所で確認されている。講堂跡の調査では、中世において講堂の廃絶後に跡地を利用して建物が立てられていたことや、施設を区画する築地塀の存在が確認されている。他にも中世の遺構は金堂跡の西側や中門跡の東側で確認されている。鎌倉時代、弘安8年(1285)に作成された『但馬国太田文』には、法勝寺の末寺であることや、但馬では最大級の約30町の寺田が記されている。発

掘調査成果では寺域や伽藍配置の推定・復元は困難ではあるものの、地域の有力寺院として存続したことを示す。また、寺域の北西部にある護国山但馬国分寺はこれらの廃絶後、江戸時代中期に再興した寺院であり国分寺の名前を現在に伝える。本尊の薬師如来像は豊岡市指定文化財であり、平安時代末期に制作されたとされる。江戸時代中期にもとは但馬国分寺にあったとの理由で京都より買い戻されたものである。但馬国分寺跡を古代から現代へとつなぐ要素として重要である。

(3) 保存活用に資する要素

本質的価値および副次的価値とは外れる要素であるが、但馬国分寺跡を保存活用するうえで必要な要素である。但馬国分寺跡に関する標柱、案内板、解説版、暫定整備時の石囲い等がこれに当たる。中には昭和8年(1933)に設置された標柱もあり、保存活用の歴史を物語る資料もある。

現在、本格的な整備に着手していないものの、将来的に整備事業を行うに当たっては移設・撤去等の調整が必要となる。

(4) その他の要素

本質的価値および副次的価値とは外れる要素である。但馬国分寺跡とは関係がない建築物、構造物、樹木、道路や水路がこれに当たる。これらの多くは、地域における活動や住民生活、寺院の宗教活動にとって必要な要素として機能している。

これらの要素については、将来的に史跡の保存管理、活用、整備を進める上で移設・撤去等の調整が必要となる。

(5) 周辺地域の関連要素

但馬国分寺跡の周辺には同時期に建立された但馬国分尼寺跡、創建後半世紀が経過した延暦23年(804)に移転した第二次但馬国府に関連する遺跡などが所在している。

これらは但馬国分寺跡と同じ時代に存在した寺院、官衙跡である。また、但馬国府が移転した時代、但馬国分寺跡では中門と講堂をめぐる回廊(東回廊)が新たに建設され、主要伽藍がより荘厳な形となる。第二次但馬国府関連遺跡が衰退する10世紀中ごろには、主要伽藍を取り囲む東回廊や寺域を区画する築地塀はなくなっている。第二次但馬国府と盛衰を共にしていることが確認できる事例であり、国府と国分寺との密接な関係を示す。

但馬国分寺跡の西600mにはガイダンス施設であり、保存活用の拠点施設と位置づけられる豊岡市立歴史博物館―但馬国府・国分寺館―が所在する。また、豊岡市立歴史博物館との間には豊岡市役所日高振興局や日高地区コミュニティセンターなどの官公庁、文化施設、祢布ヶ森遺跡公園など関連遺跡にちなむ公園が所在している。学習等の場や豊岡市立歴史博物館への誘導など保存活用に資する要素が立地する。

第4節 構成要素の特定

前節で明示した本質的価値をもとに史跡を適切に保存活用するため、保存活用すべき対象と、保存活用の際し調和を図るべき対象を明確にする。このため、但馬国分寺跡を構成する諸要素について「本質的価値を構成する要素」「副次的価値を構成する要素」「その他構成要素」に区分する。

なお、但馬国分寺跡の構成要素ではないものの、周囲には但馬国分尼寺跡や第二次但馬国府関連遺跡など同時代に但馬地域における政治・文化の中枢を構成した遺跡が所在している。これらは本質的価値を密接な関連を持つ。また、但馬国分寺跡のガイダンス施設である豊岡市立歴史博物館は活用資する要素である。これらについては「周辺地域の関連要素」として抽出する。

それぞれの関連性および分類要素の一覧は図 37、表 18 に記した通りである。

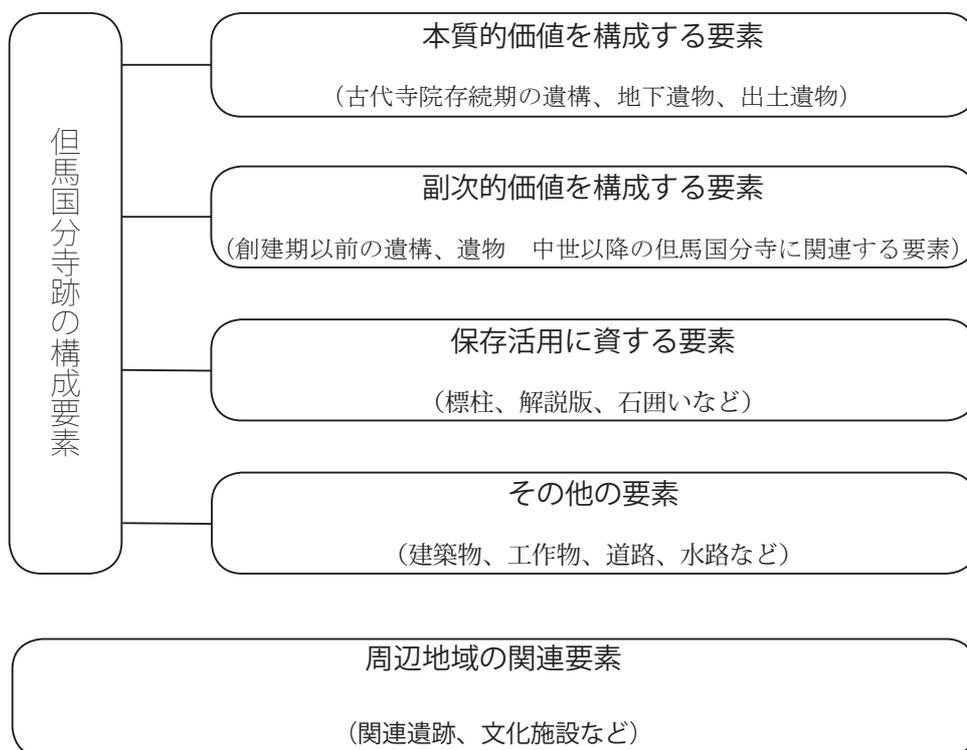


図 37 但馬国分寺跡を構成する要素の分類

表18 但馬国分寺跡を構成する要素の一覧

	分類	種別・細分	要素・性格	
但馬国分寺跡	本質的価値を構成する要素	地下遺構・遺物	古代における但馬国分寺に関連する遺構 塔、金堂、講堂、中門、回廊、東回廊、築地塀および内濠と外濠、その他寺院に関連する遺構、寺域内の空閑地	
			古代の出土遺物および地中に包蔵される遺物 瓦、土器類、金属製品、木製品（木簡含む）等 護国山但馬国分寺所蔵の但馬国分寺跡関連遺物（豊岡市指定文化財）	
		地表面にみられる要素	古代における但馬国分寺に関連する遺構 塔礎石および心礎、護国山但馬国分寺、豊岡市立日高小学校所在の礎石	
	副次的価値を構成する要素	地下遺構・遺物	創建期以前	創建期以前の遺構 柱穴、溝等 創建期以前の出土遺物および地中に包蔵される遺物 土器類、木製品、石製品等
			中世但馬国分寺関連	中世の但馬国分寺に関連する遺構 柱穴、溝、築地塀、建物跡、礎石等 中世の出土遺物および地中に包蔵される遺物 土器類、木製品、金属製品、石製品等
		指定文化財	護国山但馬国分寺薬師如来像（豊岡市指定文化財）	
		活用に関する要素	標識	暫定整備時の石囲い 史跡但馬国分寺跡に関連する標柱、案内板、解説板
	その他構成要素	建築物	護国山但馬国分寺の建物、住宅、公民館、その他建物等	
		埋設物	上水道管、下水道管、マンホール	
		道路、公共物	市道、里道	
水路、排水溝				
防火水槽、消火栓				
樹木		植栽樹木		
工作物		電柱、電線		
		交通標識、カーブミラー		
	コンクリート擁壁、石積み、柵、生垣、花壇			
	ゴミステーション 墓石、石造物			
周辺地域	本質的価値に関連する要素	但馬国分尼寺跡、第二次但馬国府関連遺跡群		
	周辺地域の関連要素	活用に関連する要素 文化施設・公園等 豊岡市立歴史博物館－但馬国府・国分寺館－、豊岡市日高振興局、豊岡市立図書館日高分館、日高地区コミュニティセンター、柵布ヶ森遺跡公園		

※本質的価値に関わる要素のうち、出土遺物については、本計画における史跡の現状変更の対象としては扱わない。

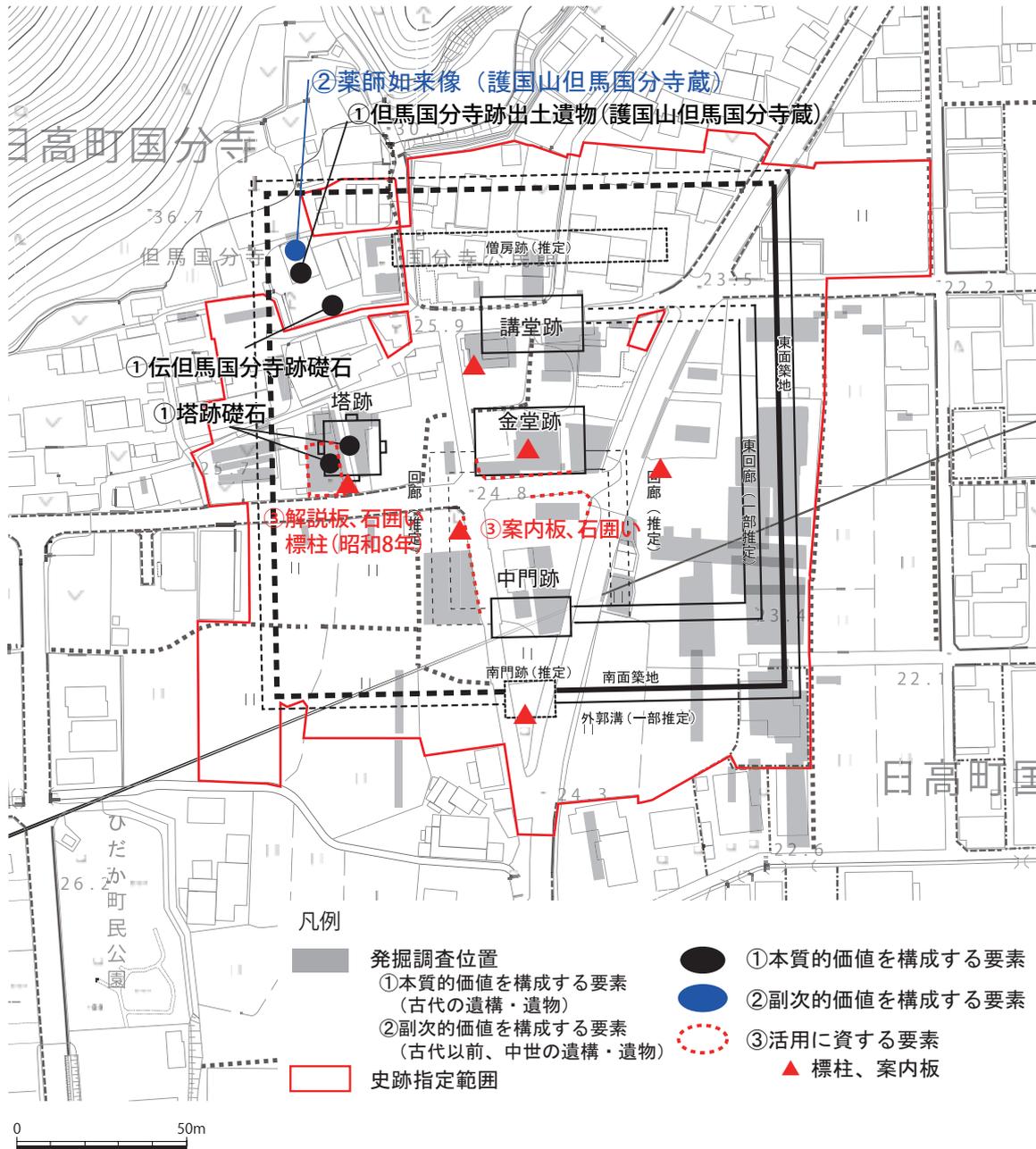


図38 但馬国分寺跡を構成する要素の位置図1 S = 1:2,000

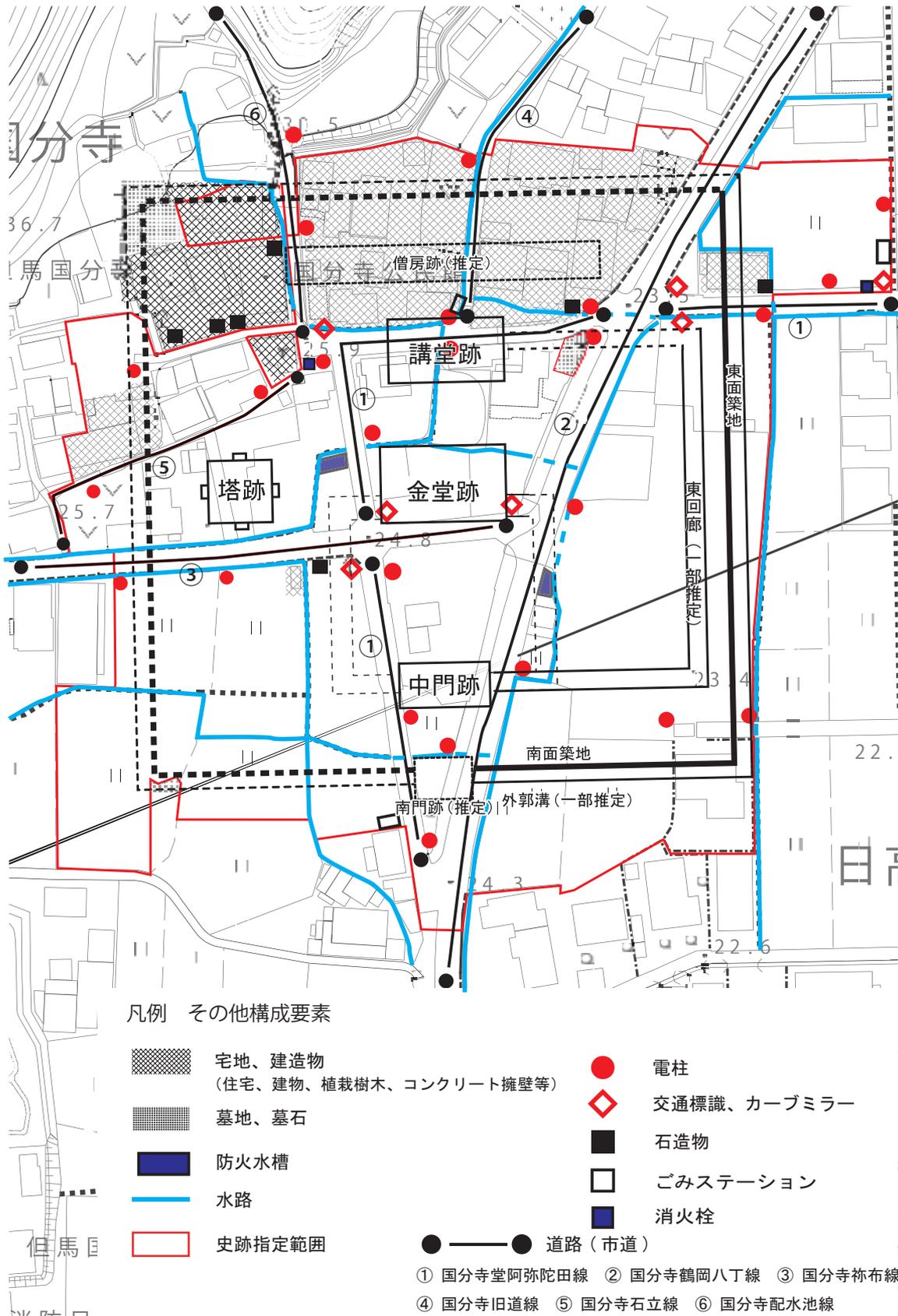


図 39 但馬国分寺跡を構成する要素の位置図 2 S = 1:1,500



塔跡礎石 南より

伝但馬国分寺跡礎石（護国山但馬国分寺）

図40 本質的価値を構成する要素の状況写真



講堂跡付近築地塀跡 中世（第41次調査）

講堂跡付近建物礎石 中世（第44次調査）

図41 副次的価値を構成する要素の状況写真



塔跡付近 解説版、案内版、標柱

塔跡付近 標柱（昭和8年設置）

金堂跡付近 石囲い、標柱

図42 活用に資する要素の状況写真



市道国分寺阿弥陀線 南門跡付近



市道国分寺鶴岡八丁線 南門跡付近



市道国分寺祢布線 金堂跡付近



道路標識 金堂跡付近



防火水槽 金堂跡東側



消防水理 講堂跡西側



水路 講堂跡南側



電柱 南門跡付近

図 43 その他構成要素の状況写真

第5章 但馬国分寺跡の保存活用の基本方針

第1節 但馬国分寺跡保存活用の基本理念

但馬国分寺跡は天平12年(741)の国分寺建立の詔により建立された寺院であり、金堂、塔、中門等の中心伽藍が確認され、1辺160m四方の推定寺域を持つことが明らかとなった。但馬国の仏教文化の中心であったことを示す貴重な遺跡であり、平成2年(1990)に国の史跡として指定された。また、出土した木簡は国分寺の造営・運営実態を知るうえで全国的にも貴重な資料である。

9世紀に建設された東回廊は、但馬国分寺の造営が創建期のみで終わらないことを示し、寺院が最も荘厳な姿となった時代である。同じ時代、延暦23年(804)には、但馬国分寺跡の周囲に但馬国府が移転する。国府・国分寺の両者の深い繋がりを示すものであり、この地が但馬の政治・文化の中心地となったことを象徴する。

但馬国分寺跡の本質的価値は中世・近世から現在に至るまで、形を変えながらも国分寺としての法灯が受け継がれ、地域住民等の手により現在まで守り伝えられてきた。今後も、本史跡を保存・活用し、地域の誇りとして未来に継承するため以下に示すとおり、将来の目標を基本理念として設定する。そして、次節において基本理念を達成するための施策として、「保存管理」、「活用」、「整備」、「調査研究」、「管理・運営体制の整備」の観点で、それぞれの基本方針を定める。

【史跡但馬国分寺跡の保存・活用の基本理念】

楽しみ、活かし、伝える

—地域の誇りとしての但馬国分寺跡—

- ①史跡但馬国分寺跡の本質的価値を確実に保存する。また、歴史や空間を体感・体験できるような整備・活用を通してその価値を伝え、次世代へと継承する。
- ②学校教育や生涯学習において日常的に歴史を学べる場として活用することを通し、ふるさとを愛する人を育てる。
- ③地域住民や来訪者等が憩いの場、交流・活動の場として史跡を身近に感じ、継続的な利用を行うことで、地域の誇りとしての活用を目指す。
- ④史跡但馬国分寺跡の価値をより深く学び、共有するため、周辺に広がる関連遺跡や豊岡市立歴史博物館が一体となり、古代但馬の政治・文化の中心地としての活用を進める。

第2節 基本方針

(1) 保存管理

但馬国分寺跡を構成する価値を将来にわたり確実に保存し、次世代に継承するため、史跡内における現状変更の取り扱い基準や追加指定、公有化の方向性を示し、適切に保存管理する。但馬国分寺跡は住宅地に立地している状況を踏まえ、史跡の保存と住民生活等との調和を図る。

(2) 活用

但馬国分寺跡の活用については、調査研究を通して得られた知見を内外に向けて広く情報発信するとともに、日常的に歴史を学べる場所として学校教育や生涯学習における活用を推進する。

来訪者や地域住民の憩いの場以外に地域活性化のための活用も積極的に取り入れる。人が集まり継続的な利用を通して地域の誇りとしての姿になるような史跡の活用を目指す。

但馬国分寺跡の周辺に所在する豊岡市立歴史博物館や但馬国分尼寺跡、但馬国府関連遺跡と一体となった活用を図り、但馬国分寺跡や古代但馬地域に対する理解を深める。

(3) 整備

地下遺構の保存をより一層確実にし、発掘調査成果に基づき、適切な整備手法により但馬国分寺跡本来の姿を表現するための整備を行う。但馬国分寺跡の空間や歴史を学習・体験できる場、地域住民や市民の憩いの場、交流・活動の場として史跡を身近に感じ、継続的に活用するための整備を進める。また、周辺に位置する豊岡市立歴史博物館や関連遺跡・文化財を一体で活用できるような整備も併せて実施する。

基本理念に沿った整備を行うことを通して、地域の誇りとして史跡を大切にしようとする意識を醸成し、適切な保存へと結び付けることを目指す。

(4) 調査研究

但馬国分寺跡の全容解明や今後行う各種事業に向け現状・課題を整理したうえで発掘調査をはじめとした調査研究を計画的に進める。また、出土遺物について、適切な保管が行えるよう必要に応じて保存処理および環境の整備を行う。

(5) 管理・運営体制の整備

但馬国分寺跡の保存管理を確実にし、活用、整備、調査研究を適切かつ効果的に行えるよう運営体制を構築する。史跡における各種事業の運営は豊岡市を主体とし、文化財担当部署以外の関連部署や庁外の関連団体、研究期間との連携も強化する。また、地域住民・市民と協働した体制を整え、持続可能な運営体制の確立を目指す。

第6章 保存管理の方向性と方法

第1節 保存管理の現状と課題

(1) 保存管理の現状

ア 土地の現況と利用状況

史跡但馬国分寺跡では、主要伽藍の位置する寺域の中央と南部、東部を中心に土地の公有化を行っている。公有化した土地については塔跡、金堂跡周辺では石囲いや整地等の暫定整備が行われているが、それ以外の土地は建物等が除却された状況である。

一方、北側および南西側は私有地が多くを占める。北側は住宅、公民館、寺院境内地等であり、住民生活、地域活動等の場であり地域の中心地として利用されている。南西側については耕作地として利用されている。

史跡地内には6本の市道や里道、水路が位置するほか、防火水槽等の公共物、道路脇を中心として電柱・電線が所在する。

イ 史跡指定、遺構・関連文化財の現状

但馬国分寺跡では推定寺域の北西部およびそのほか一部の区域を除き史跡として指定されている。

但馬国分寺跡を構成する遺構については地下に保存されている。地表面に露出する塔跡および護国山但馬国分寺に所在する礎石については保存状態は良好であり、劣化等は確認されていない。

なお、関連遺物については護国山但馬国分寺も所有しており市指定文化財となっている。

ウ 維持管理の現状

史跡地内の日常管理について公有地は豊岡市が主体として行っており、一部の土地について草刈り等の清掃を国分寺区に委託している。私有地については各土地の所有者等が維持管理を行っている。

(2) 保存管理の課題

ア 土地の現況と利用状況（状況に合わせた保存・管理方針）

但馬国分寺跡では、現在、寺域北側を中心として公民館等を含む一般住宅、農地、市道を含む生活道路等があり土地の所有状況や利用状況に違いがみられる。

こういった現状を踏まえ、本計画においては活用のため、史跡公園として整備を進める区域と史跡保護と住民生活等の共存を図る区域を区分し、地区ごとに保存管理に関する方針を定める必要がある。

イ 史跡指定、遺構・関連文化財の現状（遺構などの保存・管理）

但馬国分寺跡の推定寺域については未指定地も含まれていることから、一体として保存するため、追加指定を行う必要がある。

私有地以外にも市道や水路、電柱等の公共物も多くあることから、土地所有者をはじめとする関係者に、保存・管理についての理解と協力を求める。また、但馬国分寺跡を適切に保存・管理するため、現状変更にあたっては、遺構等に影響を与えないよう、取り扱い方針を明確にする必要がある。

但馬国分寺跡に関連する遺構は地中に保存されている一方、露出する礎石については、将来的に劣化等が起こらないよう定期的な管理や保存処理の方法について検討する必要がある。

なお、護国山但馬国分寺には但馬国分寺跡礎石以外に但馬国分寺跡関連遺物（豊岡市指定文化財）および薬師如来像（豊岡市指定文化財）が保管されている。適切な保存・管理が行われるよう理解・協力を求める必要がある。

ウ 維持管理（日常的・定期的な維持管理）

指定地・公有地については今後も増加することが見込まれ、公有地については活用のための整備も予定している。今後も関係権利者および地域住民等との理解・協力による維持管理を継続し、持続可能な手法について検討する必要がある。

第2節 保存管理の方向性

これまでの章および前節において検討・整理してきた、但馬国分寺跡の本質的価値および現状・課題を踏まえ、次のように保存の方向性を定める。

- ①但馬国分寺跡の範囲内では本質的価値を示す遺構等の分布、公有地の範囲、土地の利用状況は地区ごとに異なる。このため、特性に応じた地区区分を行い、地区毎に保存管理のあり方を定める。現状変更や史跡の保存に影響を及ぼす行為について、史跡の価値が損なわれないように明確な取り扱い基準を定める。
- ②計画の対象範囲には、史跡未指定地が所在する。追加指定の方針を示し、但馬国分寺跡全域の保存に務める。土地の公有地化については、史跡の保存・活用・整備を勘案するとともに、所有者等の理解と協力を得ながら計画的に取り組む。
- ③但馬国分寺跡がもつ歴史的価値及びその保存管理の考え方などを広く周知し、但馬国分寺跡に関する認識がより多くの人々の間で深められるよう努める。
- ④住宅地、公民館、寺院等が立地している但馬国分寺跡の北半部については、その土地利用の継続を基本とし、史跡等の保存並びに周辺の景観保全と住民生活の調和を図る。
- ⑤公有化した土地について豊岡市を主体とし、地域住民等と連携しながら日常的・定期的な維持管理に取り組む。

第3節 地区区分と保存管理方針

但馬国分寺跡について、遺構等の分布、公有地の範囲、土地の利用状況をもとに「主要伽藍地区」「寺域西南地区」「寺域北面住宅密集地区」の3地区に区分する。「主要伽藍地区」以外は史跡未指定地を含んでいる。

なお、地区区分および保存管理方針については保存活用計画の改訂時、史跡の状況等を鑑みて見直しを行う予定である。

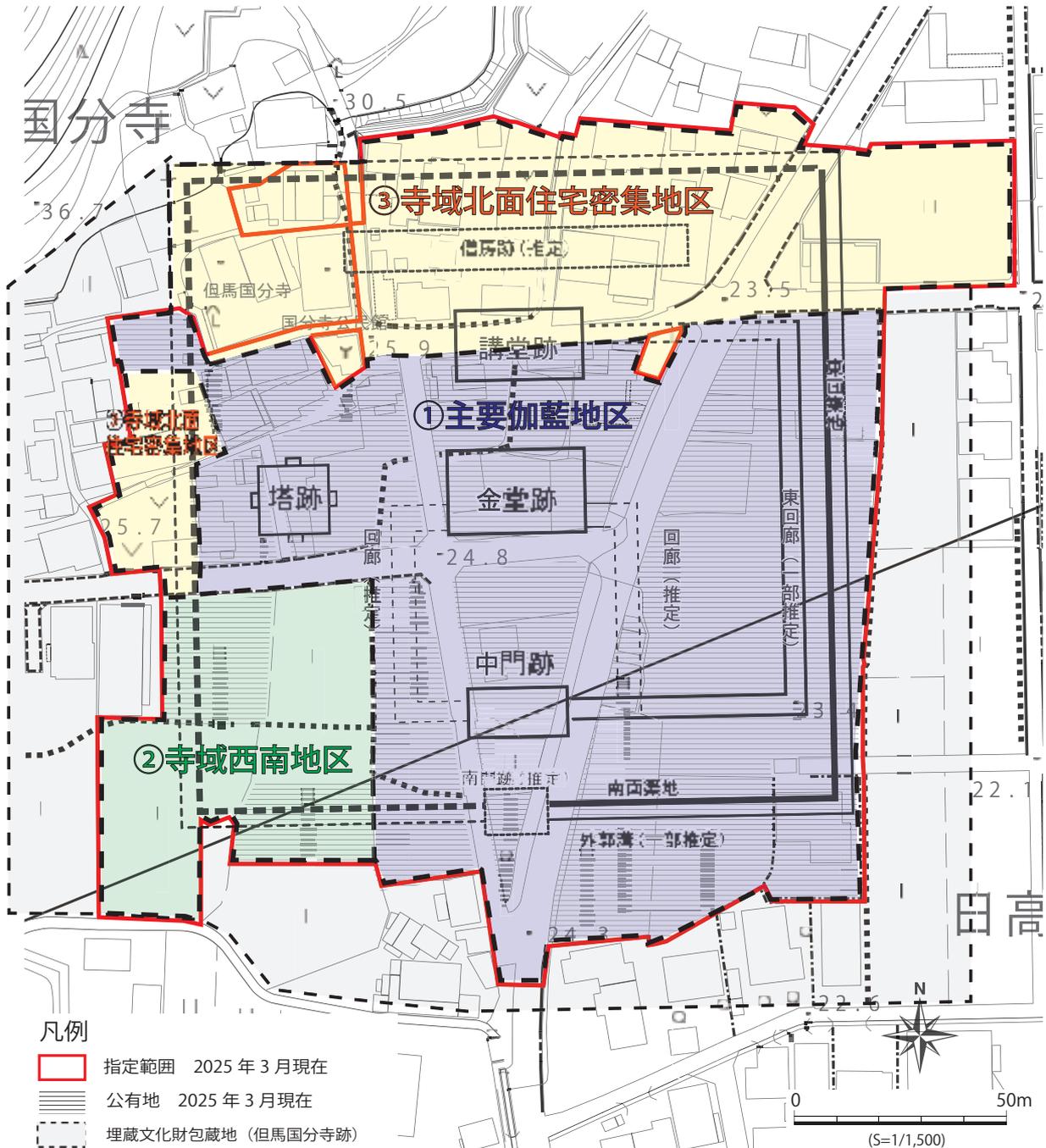


図44 地区区分図 S=1:1,500

表 19 地区ごとの保存管理方針の概要

地区	①主要伽藍地区	②寺域西南地区	③寺域北面住宅密集地区
テーマ	重点的に遺構を保護し、整備を促進する地区	整備を促進し、保護・活用を図る地区	遺跡と住民との共存をはかる地区
地区の概要	但馬国分寺跡の主要伽藍および区画施設が確認されている地区。全域が史跡指定され、公有地化はほぼ完了している。遺跡の保護や活用のための整備等の基礎的条件が確保されている。	但馬国分寺跡の推定寺域南西部に位置する地区。公有地と私有地が混在する。主要伽藍の前面にあたることから、将来的に公有地化および面的な整備を予定する。	但馬国分寺跡の主要伽藍の一つである僧房および北辺の区画施設の存在が想定される地区。古くから宅地等が建ち並ぶ場所であり、地域活動や住民の生活の場として利用されている。
現況	公有地	公有地、農地（私有地）	宅地、公民館、寺院境内地等
保存管理方針	但馬国分寺跡に関連する遺構を確実に保存し、史跡の価値を広く理解共有できる整備活用を進める。		但馬国分寺跡に関連する遺構を確実に保存しつつも住民生活等との共存を図る。生活等の場としての利用を継続するため、現状の土地・建物利用を継続する。
現状変更	史跡指定地	現状変更は原則として認めない。ただし、遺構の保存や整備上の理由、公共・公益上必要な範囲において認める。	現状変更は原則として認めない。ただし、遺構の保存を前提とし、公共・公益上または地域住民の生活等に必要な範囲で認める。
	史跡指定地外	該当なし	開発行為等に当たっては十分な協議を行い、保護への理解と協力を求める。事前の確認調査等の結果、但馬国分寺跡に関連する遺構が確認された場合は、遺構の保存や史跡の活用に悪影響を及ぼさないよう最大限の協力を求める。
追加指定	該当なし	土地所有者および関係権利者等の協力を得ながら追加指定を行う。	
公有地化	整備に向けた土地の公有化を進める。		必要に応じて協議・調整を図る
維持管理	公有地については豊岡市が主体となり定期的・日常的な維持管理を行う。また、地域住民等との協働を図る。		日常・定期的な維持管理については土地の所有者および関係権利者が行う。私有地については史跡の適切な維持管理が行われるよう、理解・協力を求める。
発掘調査	未検出の伽藍や寺域西側における回廊の確認を進める。	寺域の区画施設および関連施設の様相を明らかとする。	僧房、寺域北辺の区画施設の確認を行う。

第4節 各地区の概要と保存管理の方法

前節において示した地区区分について各地区の概要および保存管理の方法について定める。なお、現状変更の取り扱いについては方針のみ示し、詳細については次節において定める。

(1) ①主要伽藍地区（重点的に遺構を保護し、整備を促進する地区）

ア 地区の概要、現状

塔跡や金堂跡、中門跡、講堂跡など但馬国分寺跡の主要伽藍が建ち並ぶ。また、東側は創建期は大衆院等が立地する寺院の管理・運営空間であったが、9世紀前半になると中門と講堂を結ぶことが想定される東回廊が新たに建設され、中心伽藍と一体の空間となる。但馬国分寺跡の中心地区である。塔跡には礎石2基が原位置を保ち、地表面に残存している。

これまで重点的に保護が図られてきた地区であり、昭和8年（1933）建立の標柱や解説版、暫定整備時の石囲いが設けられている。現在、すべての土地が史跡に指定され、南東部の道路以外は公有地である。遺跡の保護および活用のための整備等の条件が整っている区域である。

一方、地区内には多くの市道が縦横に通っており、住民等の移動の場として利用されている。また、防火水槽、電柱等の公共物が各所に設置されている。

イ 保存管理の方針

但馬国分寺跡に関連する遺構を確実に保存し、史跡の価値を広く理解共有できる整備活用を進める。

ウ 現状変更の方針

現状変更は原則として認めない。ただし、遺構の保存や整備上の理由、公共・公益上必要な範囲について認める。

エ 追加指定・土地の公有化

当該地区についてはすべての土地が史跡に指定されている。面的な整備ができるように、所有者の協力を求めながら土地の公有化を進める。

オ 維持管理

公有化した土地については豊岡市を主体として草刈りや安全管理などの日常的な管理を行う。今後、本格的な整備を予定していることから、地域住民等との協働を今後とも継続し、体制強化を進める。

(2) ②寺域西南地区（整備を促進し、保護・活用を図る地区）

ア 地区の概要、現状

寺域の西南部で水田耕作が行われてきた地区である。塔の南側に当たることから、一般的な古代寺院では空閑地が多いことが想定される。なお、寺域の南辺および西辺を区画する築地塀や溝等の存在が想定されるが、発掘調査の面積および回数は少なく確認には至っていない。

地区の南西隅の墓地を除き、すべての土地が史跡に指定されている。土地所有の状況については、公有化した土地もあり、私有地と公有地が混在する。北側および東側には主要伽藍が所在することから、一体となった整備が見込まれる。このため、関係権利者の協力を得ながら土地の公有化を進めることで保存および活用のための整備を目指す。

イ 保存管理の方針

但馬国分寺跡に関連する遺構を確実に保存し、史跡の価値を広く理解共有できる整備活用を進める。

ウ 現状変更の方針

現状変更は原則として認めない。ただし、遺構の保存や整備上の理由、または公共・公益上必要な範囲について認める。なお、私有地については公有化までの間、遺構の保存を前提として耕作にかかわる行為は認めるものとする。

エ 追加指定・土地の公有化

所有者および関係権利者の理解・協力を得ながら追加指定を進め、推定寺域全域の史跡指定を目指す。また、面的な整備ができるように、土地の公有化を進める。

オ 維持管理

公有化した土地については豊岡市を主体として草刈りや安全管理などの日常的な管理を行う。今後、本格的な整備を予定していることから、地域住民等との協働を今後とも継続し、体制強化を進める。

私有地については適切に維持管理が行われるよう理解・協力を求める。

(3) ③寺域北面住宅密集地区（遺跡と住民との共存を図る地区）

ア 地区の概要、現状

寺域の北側で、古くから民家が建ち並び、多くの住民が生活している地区である。また、国分寺区公民館や護国山国分寺、一般住宅等が所在する。住民生活、地域活動等の場であり地域の中心として住民等が集う場所として利用されている。

住宅地については地区の北側、西側にも広がる。このうち、地区の北側については但馬国分寺跡に位置する市道が唯一の進入路となっている箇所も存在する。

当該地区では部分的に発掘調査が実施され、講堂跡の一部が確認されている。また、僧房や寺域北側の区画施設の所在も推定される。地下遺構については、多くの住宅があるものの、その基礎は浅いため大きな損傷はなく、残存しているものと考えられる。

地区北西端の国分寺区公民館や護国山国分寺等を除き、ほぼすべての土地が史跡に指定されている。

イ 保存管理の方針

地域の中心として住民等が集う場所でもあることから、但馬国分寺跡に関連する遺構を確実に保存しつつも住民生活等との共存を図る。生活等の場としての利用を継続するため、原則として現状の土地・建物利用を継続する。史跡の適切な保存のため、遺構の保護および土地・建物利用の留意点などに関する情報や啓発に務める。

ウ 現状変更の方針

現状変更は原則として認めず、現状の土地・建物利用の継続を原則とする。ただし、遺構の保存や史跡内の景観の保全を前提とし、公共・公益上または地域住民の生活等に必要な範囲で認める。

エ 追加指定・土地の公有化

所有者および関係権利者の理解・協力を得ながら追加指定を進め、推定寺域全域の史跡指定を目指す。

土地の公有化については、史跡保護と住民生活との共存を図る区域として保存管理を行うため、現状の土地利用を継続する。ただし、整備、調査研究の状況によっては必要に応じて協議・調整を図る。

オ 維持管理

土地の日常的・定期的な維持管理については所有者および関係権利者が行う。史跡が適切に維持管理が行われるよう理解・協力を求める。

カ 護国山但馬国分寺が所蔵・管理する関連文化財について

護国山但馬国分寺には但馬国分寺跡礎石や市指定文化財である薬師如来像、但馬国分寺跡関連遺物が所蔵・管理されている。但馬国分寺跡の本質的価値および副次的価値を後世する要素であるため、所有者の協力のもと適切な保存・管理に努める。

第5節 現状変更の取り扱い方針および基準について

(1) 現状変更および保存に影響を及ぼす行為の取り扱い方針と取り扱い基準（史跡指定地）

ア 現状変更等の許可を必要とする行為

現状変更において許可を必要とする行為および必要としない行為を、文化財保護法に基づき表20のとおり整理する。

史跡指定地内において現状変更等を行おうとする場合には、文化庁長官の許可（文化財保護法第125条第1項）が必要となる。また、文化財保護法施行令第5条第4項に規定された現状変更等については、豊岡市文化・スポーツ振興課文化財室がその事務を行うこととなる。

なお、同項には「ただし書き」があり、許可が必要としない行為が規定されている。

表20 現状変更の許可を必要とする行為

権限を有するもの(届出先)	根拠法令等と行為の内容(抜粋、要約)	但馬国分寺跡における例
文化庁長官	<p>■文化財保護法125条第1項</p> <p>史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、またはその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。</p> <p>○現状変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物その他の工作物の新築・増築・改築 ・土地の形質変更など <p>○保存に影響を及ぼす行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地層のはぎ取りなど(影響の軽微である場合は許可が必要ない) <p>【上記の「ただし書き」】</p> <p>※現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。</p> <p>※維持の措置の範囲は、文部科学省令(特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則第4条：次項(表7-3)を参照)の規定に基づく</p>	<p>【現状を変更する行為】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○建築物の新築・増築・改築、除却 ○建築物等の除却(建築より50年以上が経過したもの) ○園路・広場の新設、舗装及び修繕 ○地形・土地の形質の変更、掘削 ○発掘調査等各種学術調査、史跡の保存整備 ○木竹の植樹や抜根 など (文化庁長官の許可が必要かどうか文化庁と事前協議) <p>【保存に影響を及ぼす行為】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○遺構・土層断面の型取り ○地下遺構の直上または建造物における重量物の搬入や通行など、耐久構造を弱める行為 ○礎石等の露出遺構の保存処理など
豊岡市	<p>■法施行令第5条第4項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○小規模建築物(階数が2以下、建築面積が120㎡以下)で2年以内の期間を限って設置されるものの新築・増築又は改築 ○工作物(建築物を除く)の設置若しくは改修(改修にあつては、設置の日から50年を経過していない工作物)又は道路の舗装若しくは修繕(それぞれの土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないもの) ○史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修 ○電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修 ○建築物等の除却(建築又は設置の日から50年を経過していない建築物等) ○木竹の伐採 ○史跡名勝天然記念物の保存のために必要な試験材料の採取 など 	<ul style="list-style-type: none"> ○イベント等に利用される仮設建築物の整備(テントなど) ○工事に関わる仮設建築物(2年以内)の整備(プレハブ事務所、仮設トイレなど) ○建築物以外の工作物(フェンス、生垣、塀、看板、道路標識など)の設置・改修・除去 ○既存道路の舗装、修繕(再整備) ○史跡の説明版、標柱、境界標の設置・改修、除去。側溝、街渠、集水升、電柱、電線、上下水道管の設置、改修、除去。(いずれも土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更は必要最小限度の範囲に限る) ○建築物等の除却(建築より50年以上が経過していないもの) ○木竹の伐採(伐根を除く) など

表 21 現状変更の許可を必要としない行為

区分	根拠法令等と行為の内容（抜粋、要約）	但馬国分寺跡における例
維持の措置	<p>■文化財保護法 125 条（第1項ただし書き）</p> <p>○現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。</p> <p>○前項ただし書きに規定する維持の措置の範囲は、文部科学省で定める。（下記）</p> <p>■特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則（省令第4条（上記ただし書きの範囲））</p> <p>○き損等から原状復旧 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。</p> <p>○き損などの拡大を防止する応急措置 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。</p> <p>○除去（復旧が明らかに不可能な場合） 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。</p>	<p>【通常の維持の措置の例】</p> <p>○敷地内の清掃、除草、下草刈り</p> <p>○樹木の管理（剪定など）</p> <p>○景観や周辺環境に配慮した枝打ち</p> <p>○枯損木・倒木・危険木の伐採及び除却</p> <p>○水路の土砂・ゴミの除去 など</p> <p>※許可が必要な行為かどうかは、個別に判断する。</p> <p>【省令（左記）に関わる例】</p> <p>○き損からの原状復旧 ・工事等によって遺構がき損した場合における原状復旧 など</p> <p>○き損の拡大を防止する応急処置 ・整備によって露出展示した遺構の劣化が確認された場合⇒再整備までの間、シートの設置などによる保護 など</p> <p>○復旧が不可能な場合における、き損部分の除却 ・枯死した樹木の除去（保存に影響を及ぼす抜根は除く）など</p>
非常災害のために必要な応急措置	<p>■文化財保護法 125 条（第1項ただし書き）</p> <p>○現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。</p>	<p>○き損や浸水を防ぐ土のうの設置</p> <p>○シートによる遺構の保護（発掘調査の際に露出した状態の遺構、露出展示している遺構）</p> <p>○立入禁止柵などの設置</p> <p>○倒壊した樹木や流出した土砂の撤去など</p>
保存に影響を及ぼす行為で影響が軽微なもの	<p>※同上</p>	<p>○危険樹木、史跡の保存・活用において支障となる樹木の除去（部分的な除去：許可の必要な行為かどうか、個別具体的に検討する。）</p> <p>○建物、工作物等の維持にかかる軽微な修繕、生活に必要な簡易工作物（物干し台等）の設置・撤去（掘削を伴わないものに限る）</p> <p>○農地の耕作・管理、農作物の栽培</p> <p>○鳥獣害から農作物等を保護するための柵やネット等の設置 など</p>
届出	<p><許可は必要ないが届出（文化庁長官）が必要な場合></p> <p>※文化財保護法第 127 条</p> <p>○復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の 30 日前までに、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。</p> <p>○許可を受ける必要のある場合は除く。</p>	

イ 現状変更等の取り扱い基準

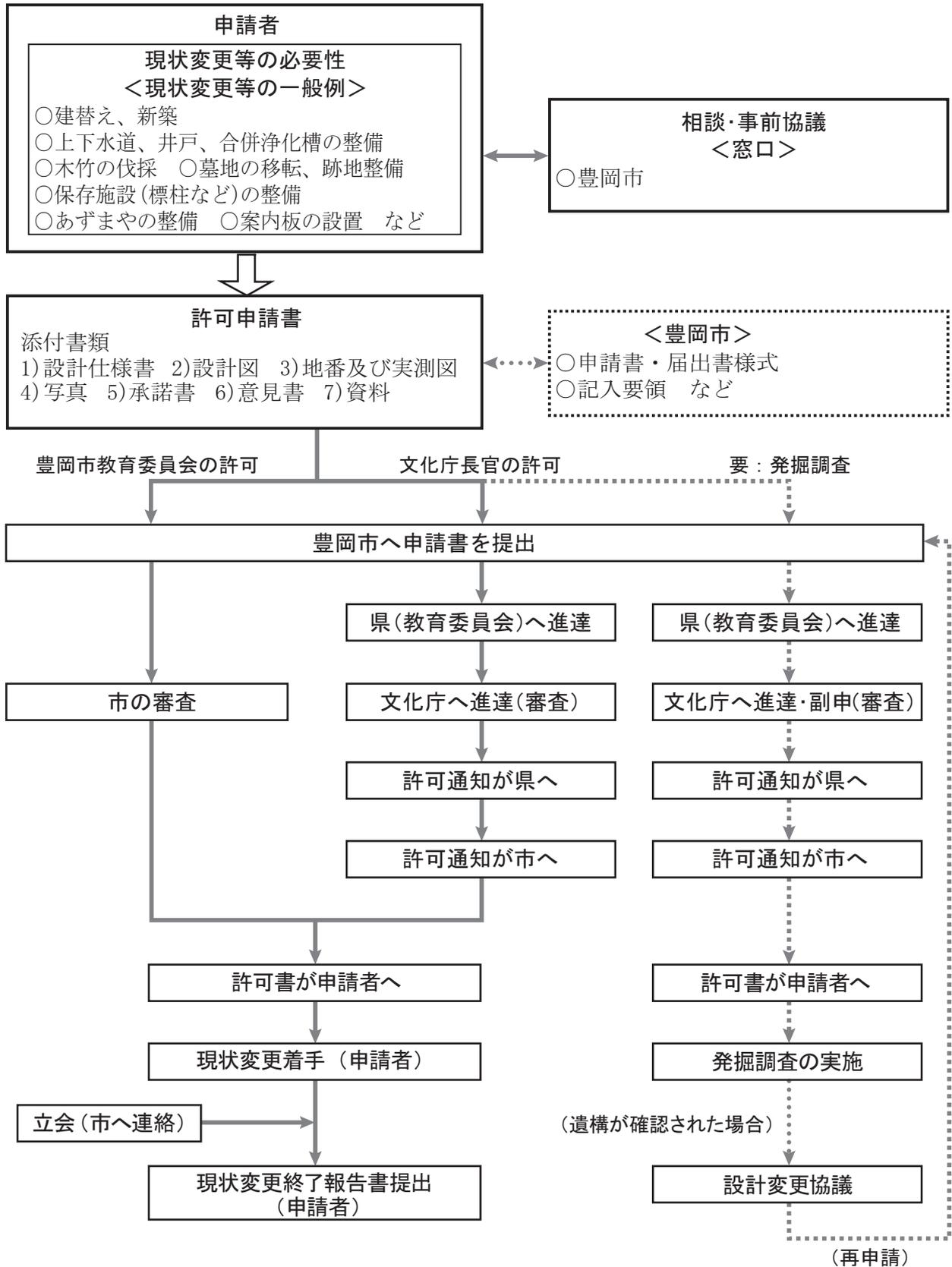
史跡指定地内における現状変更等について取り扱い基準を表22のように定める。また、現状変更等の許可が必要かどうかについては明確に判断できるものを除き、関係する行為を行う者が豊岡市に相談し確認することを基本とする。

許可された行為については、その届け出者に対して関係する法令等の遵守及び遺構の保護について周知を図ることとする。

表22 但馬国分寺跡における現状変更等の取り扱い基準

区分	①主要伽藍地区	②寺域西南地区	③寺域北面住宅密集地区
現状変更等の取り扱い方針	現状変更は原則として認めない。ただし、遺構の保存や整備上の理由、公共・公益上必要な範囲において認める。	現状変更は原則として認めない。ただし、遺構の保存や整備上の理由、または公共・公益上必要な範囲について認める。私有地は、遺構の保存を前提として耕作にかかわる行為は認める。	現状変更は原則として認めず、現状の土地・建物利用の継続を原則とする。ただし、遺構の保存や史跡内の景観の保全を前提とし、公共・公益上または地域住民の生活等に必要な範囲で認める。
現状変更の取扱基準	建築物 新築・建て替え	史跡の保存・活用に資する休憩所等の建築物以外の新築・建て替えは原則認めない。	・新築については史跡の保存・活用に資する休憩所等の建築物以外は原則認めない。 ・関係権利者の生活等において必要な建て替えについては認め、原則として従前と同程度の規模とする。
	修繕・改築等	史跡の保存・活用に資する休憩所等の建築物以外の修繕・改築は原則認めない。	・既存建築物の増築は抑制するが、関係権利者等の生活や業務等において必要な最小限度の増築は認める。 ・既存建築物の部分改修や修繕、及び模様替えは認める。
	撤去等	既存建築物の撤去は認める。	
道路・園路・広場の新設、修繕等	史跡の保存・活用に資する園路・広場以外の新設は原則認めない。	私有地において耕作に必要な侵入路の整備は認める。	私有地の活用や居住環境の向上・改善に際しての侵入路等の整備は認める。
道路の新設・修繕等	道路については、修繕のみ認める。新設・拡幅は認めない。		
上下水道・水路等の新設・改良	・史跡の保存・活用に資するもの、および生活において必要な上下水道や水路等の新設・改良を認める。 ・事業の実施に際しては、工法等について協議・調整を図り、地下遺構に影響を与えないことを前提とする。		
工作物	新設(設置)	説明版やその他史跡の保存・活用に必要な施設・設備、および公共上、防災・安全上必要な施設・設備以外の工作物については原則として設置を認めない。	関係権利者の生活や活動において必要な工作物(垣、塀、柵、看板、電気・通信設備等)について認める。
	改修、撤去等	き損や老朽化、更新(再整備)などに伴う工作物の改修・撤去を認める。	
土地の造成等	史跡の保存・活用に資する整備、防災等公益上必要な場合を除き土地の造成は認めない。		
木竹伐採等	遺構の保護や防災、生活環境の安全・改善等に配慮することを前提に認める。		
植栽等	史跡の保存・活用に資する植栽を除き、原則認めない。	私有地について、農作物の栽培を認める。その際、地下遺構の保存への配慮を求める。	・住民生活等に係る植栽、農作物の栽培を認める。その際、地下遺構の保存への配慮を求める。 ・木竹については樹種、形状、将来的な管理について十分な協議・調整を図る。

※「②寺域南西地区」「③寺域北側住宅地区」のうち公有化した土地についての現状変更の取扱いは「①主要伽藍地区」に準じる。



※原則的には実線の流れで進むが、申請内容によっては事前の発掘調査が必要となり、点線の流れで進む場合がある。

図 45 国指定史跡名勝天然記念物における現状変更等の手続きの流れ

(2) 史跡指定地外における取り扱いについて

但馬国分寺跡は、史跡指定地外においても周知の埋蔵文化財包蔵地である「但馬国分寺跡」として位置付けられている。そのため、史跡指定地外における土木工事などの開発行為等に際しては、文化財保護法（特に第93条）にもとづく手続きが必要となる。

開発行為等に際しては、原則として次の方針によるものとする。

- ①史跡指定地と同等の遺跡の価値・内容を有するものであり、文化財保護法などの関連法令にもとづき、遺構の保全に万全を期する。
- ②地域住民の生活等を最優先し、原則として現状の土地利用を維持する。

なお、開発行為等に当たっては、地下遺構に影響を及ぼさないよう、確認調査を実施し事業実施前に十分な協議を行う。

第6節 但馬国分寺跡の推定寺域外における取り扱いについて

本計画では対象範囲を但馬国分寺跡の推定寺域としているが、全国の国分寺では、武蔵国分寺跡のように寺域外においても関連施設の所在が確認される事例がある。但馬国分寺跡においても寺域の周囲について周知の埋蔵文化財包蔵地である「但馬国分寺跡」として位置付けられている。土木工事などの開発行為等に際しては、文化財保護法（特に第93条）に基づく手続きが必要となる。

開発行為等に際しては、必要に応じて確認調査を行い、関連する遺構が確認された場合は計画対象地について変更を検討する。また、地下遺構に影響を及ぼさないよう、理解・協力を求める。

第7章 活用の方向性と方法

第1節 活用の現状と課題

(1) 活用の現状

ア 史跡地の公開・情報発信

史跡地内については本格的な整備が行われていない状況にあり、2基の礎石以外の遺構は地下に埋存している状況である。一方、継続して実施している発掘調査では成果を一般に公表するため、現地説明会を年に1回程度実施し近隣住民や歴史に興味のある方が参加している。また、史跡の現地見学会や発掘調査体験事業についても随時実施している。

これらの情報発信については、おもに記者発表や市の防災無線、市立歴史博物館のホームページやFacebookを活用している。また、但馬国分寺跡の概要については現地の解説板や豊岡市立歴史博物館での展示、最新の発掘調査成果に関しては報告書（概要報告書含む）を刊行し周知に努めている。

イ 豊岡市立歴史博物館における活用

豊岡市立歴史博物館は、但馬国分寺跡の西500mの場所に位置するガイダンス施設として、周辺に位置する但馬国分尼寺や延暦23年(804)に移転した但馬国府関連遺跡を含め「国府・国分寺の時代」として一体で展示を行っている。また、関連する企画展示や発掘調査体験等の体験イベントを行っている。歴史博物館の概要およびこれまでに行った但馬国分寺跡に関する企画展示、体験イベントは巻末資料のとおりである。

発掘調査成果等最新の調査成果については、豊岡市立歴史博物館の無料スペースである総合学習室において発掘速報展として展示している。

このほか、豊岡市立歴史博物館では歴史や文化財に興味をもつ市民を対象に、「とよおか市民学芸員」の養成講座を開講している。毎年10名の申込者を受け入れ、市内文化財の学習や資料の取扱い方法、町並み見学などを行っている。修了者は、「とよおか市民学芸員の会」に任意で入会し、博物館資料の整理補助や文化財パトロール、博物館敷地内に復元した竪穴住居の屋根の葺き替え作業など、博物館活動への参加・協力を行っている。令和6年度(2024)の延べ会員数は28名。

ウ 学校教育・生涯学習

学校教育との連携では、小学校～大学を対象とした各種事業において活用が行われている。市内の小中学校については出前授業を実施している。但馬国分寺跡に最も近接している日高小学校においては、6年生の歴史の授業内で但馬国分寺跡について概説し、実際の出土遺物を持参するなどわかりやすくその価値を伝えるよう努めている。また、兵庫県内の中学2年生を対象に行われている職業体験「トライやるウィーク」では、毎年6名程度の生徒を受け入れ、出土遺物に触れる機会を設けているほか、但馬国分寺跡等での清掃活動や測量体験も実施している。高校については豊岡総合高校の就労体験で高校生2～3名

程度を受け入れており、但馬国分寺出土遺物の整理体験や博物館展示の更新作業を実施している。また、学芸員資格取得を目指す大学生の博物館実習の受け入れを毎年行っており、資料整理実習においては但馬国分寺跡で出土した遺物を用いている。

生涯学習については「市政出前講座」として、市内の歴史・文化に興味のある団体に対しての講演会を実施している。

エ 地域住民等による活用

史跡地を含む国分寺区は、周辺の交通アクセスの利便性が良く、公共施設、商業施設も多く立ち並んでいることから、宅地開発が進み周辺地区の人口が、子育て世代を中心に急増している。国分寺を題材とした市立歴史博物館での企画展示や発掘調査現地説明会については、国分寺区民向けの説明会も開催している。区の子ども会から、親子で参加する方が多く見受けられている。このほか、史跡地内については登校時の待合場所やラジオ体操の場所としても利用されている。

近隣の対象コミュニティとしては、日高地区コミュニティ「きらめき日高」があり、地域の文化祭である「ふるさと祭り」を含む地域づくり活動を積極的に実施している。

オ 関連文化施設、文化財

但馬国分寺跡付近には、市立の文化施設として豊岡市立図書館日高分館が立地している。また、豊岡市出石町袴狭に位置するいずし古代学習館は、但馬国分寺と同時期の官衙遺跡である袴狭遺跡群など出石町域の遺跡を展示している。

但馬国分寺跡の周辺には、同時代の関連遺跡として但馬国分尼寺跡や延暦23年(804)に移転した但馬国府関連遺跡である祢布ヶ森遺跡、南構遺跡(集落)、深田遺跡(曹司)、川岸遺跡・カナゲ田遺跡(祓所)などが所在する。



小学校での出前授業



中学生の職業体験

図46 史跡但馬国分寺跡における活用の取り組み1

豊岡市立歴史博物館の概要

古代但馬の中心地として栄えた但馬国分寺跡や但馬国府関連遺跡を紹介するガイダンス施設である「但馬国府・国分寺館」として平成17年(2005)3月26日に開館した。その後、平成27年(2015)年に豊岡市域全域の歴史を展示する施設として「豊岡市立歴史博物館―但馬国府・国分寺館―」に改称。

年度	活用内容
平成17年度 (2005)	但馬国府・国分寺館開館 但馬国府・国分寺館展示図録『国府・国分寺の謎を探る』刊行
平成18年度 (2006)	ふるさと文化いきいき教室(小学生への展示解説、体験活動など)
平成19年度 (2007)	但馬国分寺跡第24次調査 現地説明会
平成20年度 (2008)	兵庫県埋蔵文化財調査成果連絡会「但馬国府・国分寺館と史跡但馬国分寺・国府推定地の保存と活用」 但馬国分寺跡第25次調査 現地説明会
平成21年度 (2009)	「歩き・み・ふれる歴史の道」兵庫大会 サブウォーク「但馬国府と但馬国分寺を訪ねて」
平成22年度 (2010)	但馬国分寺跡第29次調査 現地説明会
平成23年度 (2011)	但馬国分寺跡 保存管理計画・整備基本計画策定
平成24年度 (2012)	日高地区公民館異世代交流事業 但馬国分寺跡の見学など
平成25年度 (2013)	第29回企画展「但馬国分寺跡 発掘調査40年」 We ふらざ(JR 江原駅構内) 展示「但馬国分寺展 - 最近の調査と今後の課題 -」
平成26年度 (2014)	豊岡市商工会まちゼミ 「但馬の中心! 国分寺をノルディックウォークで楽しく歩いてみよう!」 豊岡市立歴史博物館 - 但馬国府・国分寺館 - に改称
平成27年度 (2015)	とよおか市民学芸員養成講座開講 れきしまつり開催(各種体験イベント) 2017年度まで毎年開催
平成28年度 (2016)	但馬国分寺跡第35次調査 現地説明会 日高小学校土曜チャレンジ但馬国分寺跡発掘調査体験
平成29年度 (2017)	日高小学校土曜チャレンジ但馬国分寺跡発掘調査体験
平成30年度 (2018)	但馬ふるさとづくり大学 但馬国分寺跡・歴史博物館見学
平成31・ 令和元年度 (2019)	歴史博物館リニューアルオープン 但馬国分寺関係の展示改修 日高地区コミュニティウォークラリー
令和2年度 (2020)	歴史博物館新図録『とよおか歴史絵物語～むかしといまをつなぐ～』刊行
令和3年度 (2021)	第52回企画展「但馬国分寺跡 発掘調査の新発見!」
令和4年度 (2022)	但馬国分寺跡第41次調査 現地説明会(友の会、一般、国分寺区子ども会)
令和5年度 (2023)	とよおかアート縁日(木製人形しおり作りを新しく実施) 但馬国分寺跡第44次調査 現地説明会



発掘調査体験



れきしまつり



博物館での企画展示



市民学芸員養成講座

図47 豊岡市立歴史博物館の概要と活用の取り組み

(2) 活用の課題

ア 史跡地の公開・情報発信

現状では史跡但馬国分寺跡の本質的価値を構成する遺構の存在については分かりづらい状況となっている。遺構を表示することで史跡の本質的価値を顕在化させるため、史跡公園としての整備を行う必要がある。なお、現在行っている発掘調査現地説明会等や体験イ

メントについて、整備後においても史跡地を利用した活用を推進するため、これまでの取り組みを継続しつつ、効果的な方法を検討する必要がある。

情報発信についてもこれまでの取り組みを継続する必要がある。一方、但馬国分寺跡の歴史や概要について書かれた書籍等に関しては古いものが多く、最新の発掘調査成果には対応していない。また、情報については現地や博物館、発掘調査報告書等の専門書に書かれているため、入手する手段が限られている。最新の情報を、分かりやすく、入手しやすくする方法が必要である。

このほか、但馬国分寺跡に関する理解をさらに深めるため、AR、VR等、デジタルコンテンツの活用についても検討する必要がある。

イ 豊岡市立歴史博物館での活用

但馬国分寺跡の復元模型や紹介映像については開館当時と同じ内容であるため、最新の調査成果を踏まえた更新を行う必要がある。

史跡地については現在未整備の状況であるため、活用の中心施設として最新の調査成果を反映した展示、および各種体験事業の継続・充実が求められる。また、整備後においても但馬国分寺跡のガイダンス施設として機能するが一定の距離がある。一体的に活用できるよう、誘導ルートの設定や連携した体験イベント等を実施する必要がある。

ウ 学校教育・生涯学習

国分寺の建立は学校の歴史の教科書に掲載されている。身近にあった歴史であることを伝えるため、市内小中学校に対する出前授業等を継続・充実化する必要がある。また、トライやるウィーク等の職業体験を但馬国分寺跡との関連を持たせるよう充実を図る必要がある。

史跡公園の整備後については、近隣の学校教育機関の校外学習等において現地で歴史を学び体感することにつながられるよう、効果的な活用方法を検討する。

生涯学習においては、市民や来訪者が史跡での学びや活動を通して「自分づくり」「生きがいくづくり」「つながりづくり」に取り組めるような史跡の活用が望まれる。

エ 地域住民等による活用

人口が増えつつある近隣地区内で、史跡が地元であって良かったと実感できるように、歴史学習だけではなく、その他の文化活動を含めた史跡の活用を通して、地域住民・市民が心身ともに充実感を持続して感じられるような活用が求められる。史跡として指定されて以来、地域住民が共存し、守り伝えてきた但馬国分寺跡を、地域の誇りとして感じられるよう、地域住民をはじめとした市民が気軽に史跡に親しめるような活用方法の検討が必要である。

オ 周辺の関連文化財を含めた活用

史跡のみならず、同時代の関連遺跡とそれらを解説する施設を含めて学ぶことが、史跡への深い理解につながる。但馬国分寺跡の価値をより深く理解するため、関連文化施設・周辺遺跡等の関連文化財と一体的な活用が促進されるよう連携を図る必要がある。

第2節 活用の方向性

但馬国分寺跡の活用の方向性については、第5章に掲げた保存・活用の基本理念に沿ったものとし、以下に再掲する。

- ①但馬国分寺跡の本質的価値を確実に保存する。また、歴史や空間を体感・体験できるような整備・活用を通してその価値を伝え、次世代へと継承する。
- ②学校教育や生涯学習において、日常的に歴史を学べる場として活用することを通し、ふるさとを愛する人を育てる。
- ③地域住民や来訪者等が憩いの場、交流・活動の場として史跡を身近に感じ、継続的な利用を行うことで、地域の誇りとしての活用を目指す。
- ④但馬国分寺跡の価値をより深く学び、共有するため、周辺に広がる関連遺跡や豊岡市立歴史博物館が一体となり、古代但馬の政治・文化の中心地としての活用を進める。

第3節 活用の方法

(1) 史跡の公開・情報発信

但馬国分寺跡を公開し歴史や古代寺院としての空間を体感できるよう、史跡公園としての整備を実施する。継続して実施している発掘調査については、現地説明会を開催し、調査成果について広く公開し、周知することに努める。また、整備後に史跡を利用した活用が行われるよう、整備前や整備段階においても、市民を対象とした体験イベント等を継続的に実施し、史跡への意識を整備完了まで持続させるよう努める。

史跡の公開に際しては、建物等を視覚的にイメージできるよう VR（仮想現実）、AR（拡張現実）による遺構の表示、スマートフォン、タブレットで使用する解説ソフトの導入等、デジタルコンテンツの活用による情報発信や案内、解説機能の充実を図る。デジタルコンテンツの導入に際しては、進展が著しい ICT 技術の状況や利用する対象について十分な調査を行う。また、インターネット環境の整備も併せて検討する。

情報発信については、引き続き SNS や歴史博物館ホームページ、市の防災無線、記者発表などを利用する。但馬国分寺跡の概要や発掘調査成果等の情報について整理を行い最新のものに更新する。そのうえで、簡単に入手できるよう、歴史博物館ホームページの充実や、パンフレット等の作成を検討する。

(2) 豊岡市立歴史博物館での活用

豊岡市立歴史博物館では、但馬国分寺跡のガイダンス施設として、復元模型や紹介映像について新たな発掘調査成果を反映したものに更新する。また、展示内容や講座、イベント等についても継続・充実化を図る。なお、但馬国分寺と但馬国府とは強い関係性を持つことから、祢布ヶ森遺跡をはじめとした第二次但馬国府関連遺跡の展示と合わせ、一体的に学習することで但馬の古代への理解を深められるよう図る。

体験事業については、現在行っている木簡のしおり作りや発掘調査体験以外にも、軒丸瓦の形をした石鹼づくりや乾拓板を用いた拓本体験など、新たな事業についても検討する。

なお、整備後における史跡地の活用を見据え、現地の史跡と一体的、継続的に活用できる事業実施方法を検討する。

「とよおか市民学芸員の会」と、イベントや体験事業等を通じて連携・協働し、史跡の歴史的価値や魅力を内外に発信し、但馬国分寺跡での学びを広げていくきっかけとする。

(3) 学校教育・生涯学習における活用

ア 学校教育での活用

(ア) 出前授業

教科書に掲載されている歴史を身近に感じられるよう、但馬国分寺跡に関する情報提供を行うとともに、市内小中学生に対する出前授業の継続・充実化に努める。

(イ) 教職員に対する研修等

教職員に対して学習に取り入れやすくするよう、資料提供や史跡に関する研修等の実施についても検討する。また、歴史博物館における体験イベントや発掘調査における現地説明会等の情報についても積極的に配信する。

(ウ) デジタル技術の活用

学校教育現場ではタブレット端末が配布され、デジタル化が進展しているため、デジタルコンテンツの活用についても検討する。

(エ) 就業体験事業における活用

トライやるウィーク等の職業体験について、体験する学年の知識や技術に合わせ、但馬国分寺跡に関連する内容を充実させるとともに、その成果の公表等情報発信に務める。

(オ) 整備後の史跡の活用

整備後は付近の小中学校に対して、校外学習の場としての活用を促す。それとともに、教職員等との連携のもと、必要な活用事業について検討を行う。

イ 生涯学習での活用

歴史文化等に関する活動を通して、「自分づくり」「生きがいつくり」「つながりづくり」に取り組む市民団体等が、学びや活動を行ったり、その成果を生かせる場としての活用を推進する。

市政出前講座において但馬国分寺跡を専門に扱うメニューを導入するなど、生涯学習につながる事業を検討し、広く市民等が学びや活動を行うことができる場を目指す。

第8章 整備の方向性と方法

第1節 整備の現状と課題

史跡但馬国分寺跡の整備における現状と地域住民、関係機関を対象に行ったヒアリング調査等を踏まえた課題は表 23 の通りである。

なお、本章では現状と課題の項目が多岐にわたるため、一覧表とした。

表 23 整備の現状と課題 1

項目	現状	課題
整備基本計画	平成 23 年度（2011）に『但馬国分寺跡保存管理計画・整備基本計画』を策定しているものの、着手には至っていない。	『但馬国分寺跡保存管理計画・整備基本計画』の策定より 13 年が経過し、その間に進められた発掘調査により新たな遺構が確認されている。また、土地の公有化の進展に伴い、面的な整備の実施が見込まれる範囲が拡大している。一方、史跡内に位置する市道・里道については現在の利用状況より廃止が困難である。策定当時の状況と現状が一致していないため、整備事業の実施に当たっては整備基本計画の改訂が必要である。
整備 保存、維持管理のための設備	但馬国分寺跡に関連する遺構については 2 基の礎石以外は地中に保存されている。 塔跡の南側に標柱、解説板があり、史跡の境界標識が各所に設置されている。 清掃道具等、維持管理に用いる用具は持参している。また、防犯灯は設置箇所が少なく夜間は暗い。	但馬国分寺跡に関連する遺構について深さが不明瞭な場所もあるため、発掘調査等により把握し保護の方法について検討する必要がある。 標柱については指定前の昭和 8 年（1933）に当時の日高町により設置されたものであるため、現在の規定に則った標柱を設置する必要がある。史跡の境界標識についても追加指定において更新されていない部分がある。 但馬国分寺跡を適切に維持管理するにあたっては必要な用具・備品や保管庫の設置、電源・水道設備の設置を検討する必要がある。また、整備対象範囲には照明設備が少なく夜間は暗い場所になっているため、防犯や安全のため設置が求められている。
遺構の表示	遺構の表示は行われておらず、現地で主要機構の規模や主軸の方向については認識できない状況である。	但馬国分寺跡では 2 基の礎石が地表面に露出しているのみであり地形等において主要伽藍や区画施設等の遺構を認識することはできない。歴史や古代寺院の空間を体験するため、遺構の表現を行う必要がある。なお、但馬国分寺跡では発掘調査により建物配置の変遷が確認されているため、表現する遺構の対象時期についても検討する。 また、但馬国分寺跡の中では 4 本の市道が走る。来訪者の安全を確保しつつ、遺構の連続性や関連性を認識できるような整備手法を検討する必要がある。

表 24 整備の現状と課題 2

項目	現状	課題
整備 土地・地形の 状況（基盤整 備、環境整備）	<p>但馬国分寺跡は扇状地の末端部分に位置し、地形は南東方向に傾斜し、寺域内では最大6mの比高差が確認されている。なお、現況では金堂、塔を中心として仮整備による整地が行われているが、それ以外は旧来の土地利用の形態を残しおり地形の凹凸やコンクリート擁壁等土地境界を示す工作物がみられる。また、史跡内には水路や防火水槽、道路（市道、里道）といった公共物や電柱、電線が設置されている。</p> <p>なお、公有化した土地において樹木はなく、周囲の住宅地に対して遮蔽するようなものはみられない。</p>	<p>来訪者の安全および古代寺院としての一体的な空間を体感できるようにするため、整備対象区域内については旧来の土地利用により生じた段差を解消する必要がある。また、水路や里道は、元は農業用に使われていたものが多く、現在は使用されていない箇所もある。整備に合わせ付け替え等を行う必要がある。このほか、史跡内に設置されている2基の防火水槽については主要伽藍の近くにあり、上部が地表に露出しているため遺構の表示や見学の妨げとなる可能性がある。</p> <p>来訪者に対する緑影の確保や周囲の住宅地との遮蔽・修景のため植栽についても検討する必要がある。</p> <p>また、史跡内には市道が位置し、寺域東側では史跡外との間に1.5m程度の段差があり、来訪者の安全を確保するための設備が必要である。</p> <p>道路脇を中心に設置されている電柱、電線についても但馬国分寺跡としての一体的な空間を理解する妨げとなっている。撤去、移設等を検討する必要がある。</p>
案内・解説	<p>主要遺構について簡易な表示板を設置している。</p>	<p>整備内容に合わせ効率的に歴史が学べるよう、解説板・案内板の設置を検討する必要がある。また、解説は見るだけでなく、体験を通して理解を深められるような設備も求められている。</p>
来訪者の導線	<p>それぞれの遺構を周遊するような導線の設定は行われていない。</p>	<p>効率的に理解を深められるよう、導線を設定する必要がある。なお、設定に当たっては市道および隣接する住宅地との関係について配慮する必要がある。また、史跡および周辺遺跡を俯瞰的にみられる視点場についても設置が求められている。</p>
便益施設等	<p>便益施設等は設置されていない。</p>	<p>来訪者が快適に過ごせるためのベンチ、トイレ等の便益施設、駐車場の確保が必要である。また、休息や降雨時において一時的な退避ができるような東屋の設置も求められている。このほか、地域住民等がイベントの場、憩いの場として活用できるよう、広場等を整備する必要がある。</p> <p>幅広い人々が史跡に来訪し歴史を学び、体感できるよう、バリアフリー化についても手法を検討する必要がある。</p>
関連遺跡	<p>周辺の関連遺跡では但馬国分尼寺跡は標柱および解説板が設置されている。一方、但馬国府関連遺跡については公園として祢布ヶ森遺跡公園があるのみで遺跡の内容に関する説明は行われていない。また、但馬国分寺跡から豊岡市立歴史博物館および関連遺跡へ誘導するような導線および案内板は設置されていない</p>	<p>但馬国分寺跡についてより深く理解するため、周囲に所在する但馬国府関連遺跡や但馬国分尼寺跡等の関連遺跡について周遊ルートの設定や案内表示、解説板の設置を行う必要がある。</p>

第2節 整備の方向性

これまでの章および前節において検討・整理してきた、但馬国分寺跡の本質的価値および現状・課題を踏まえ、次のように整備の方向性を定める。

- ①遺構表現等、整備手法については平成23年度（2011）に策定した『但馬国分寺跡保存管理計画・整備基本計画』を基本とする。ただし、表25、図49に示したように、最新の発掘調査成果および現在の土地利用の状況、活用の方針を踏まえ改訂した後に整備事業を実施する。
- ②地域住民や来訪者が但馬国分寺跡の歴史や空間を体感し、学ぶことができるよう、遺構等の表示を行う。また、憩いの場、交流・活動の場として史跡を身近に感じ、継続的に活用するための整備を進める。整備に当たっては表26、図50に示したように主要遺構の状況や活用の目的に応じゾーン分けし手法について検討する。
- ③整備に当たっては、地上および地中に残存する遺構および遺構面の確実な保存を前提とするため、盛土による保護層の確保や遺構面の深さの把握に努める。また、適切に保存・維持管理ができるような整備手法を検討する。
- ④但馬国分寺跡では建物配置について変化したことが確認されている。このうち、9世紀は寺院の空間構成が明らかであり、中心伽藍を取り巻く空間が最も荘厳な姿となった時代である。また、遺構の残存状況も良く、最も効果的に本質的価値を顕在化することができる。このため、遺構の表示は9世紀を中心とする。
- ⑤史跡内において市道が位置するため、古代寺院としての一体性の確保や来訪者の安全に配慮した整備手法を検討する。
- ⑥但馬国分寺跡の北側は現在も生活および地域活動の場として利用されている。整備に当たっては、適切にその機能が維持できるよう、史跡と共存が図れる整備手法を検討する。
- ⑦ガイドダンス施設である豊岡市立歴史博物館や関連遺跡である但馬国分尼寺跡や但馬国府跡関連遺跡と一体として活用できるような整備を目指す。

表 25 『但馬国分寺跡保存管理計画・整備基本計画』の変更・検討箇所一覧

①新たに確認された遺構
発掘調査の結果、寺域の東側において9世紀に建設された中門と講堂を結ぶとみられる東回廊を確認している。また、金堂の北側において講堂が新たに確認され、整備計画への反映が必要である。
②西面回廊の状況
遺構の表示が計画されていた西側回廊は、但馬国分寺の創建当初に建設された金堂と中門を結ぶとみられる回廊で、金堂東側で確認されている。なお、9世紀に建設された東回廊とは性格や時期が異なるため表示の可否について検討する必要がある。
③市道の機能維持
中門、金堂、講堂の西側を南北に走る市道については廃止を計画していたが、現在も公民館や北側に広がる集落に入る道として利用されている。また、降雪時の除雪車の通るルートに支障をきたすため、今回の計画では機能を維持するものとする。
④整備対象範囲の拡大
土地の公有化の進展により整備対象範囲が拡大する見通しである。特に寺城南西側は面的に整備範囲が拡大するため、全体計画への反映が必要である。
⑤寺域東側の活用
『但馬国分寺跡保存管理計画・整備基本計画』では多目的活用ゾーンとして、広場整備や修景植栽等、来訪者の多目的なレクリエーションに供する部分と位置づけられていた。しかしながら、発掘調査による東回廊の確認により、主要伽藍と一体の空間であったことが判明している。歴史学習を主眼に置いた整備方法を検討する必要がある。

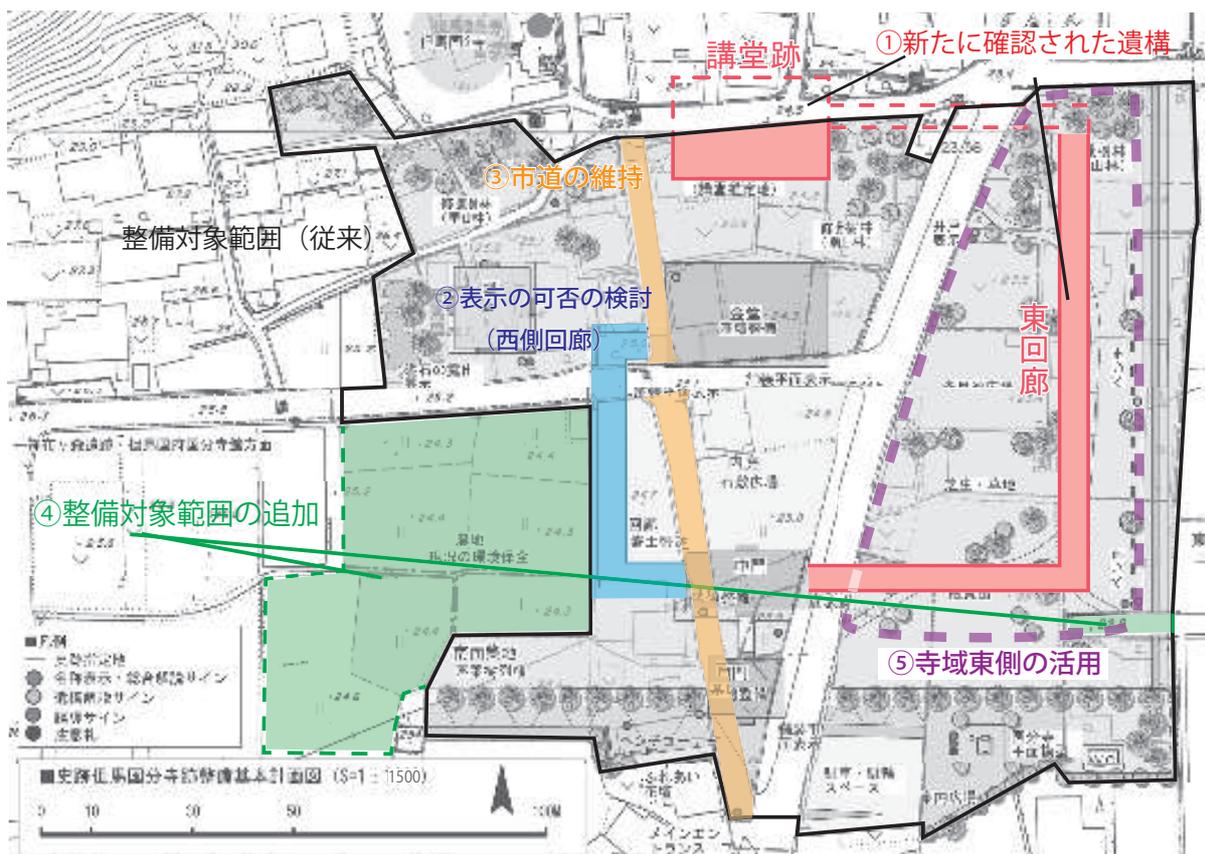


図 49 『但馬国分寺跡保存管理計画・整備基本計画』の変更・検討箇所

表 26 整備区域一覧

①歴史体感ゾーン
但馬国分寺跡の本質的価値を伝えるための整備を行うゾーン。主要伽藍および東回廊が確認された場所を中心に設定する。主要伽藍や区画施設等の遺構の表示を行うことで古代寺院の存在を体感できるようにする。
②地域活用ゾーン
広場や植栽による木陰、広場、休息施設等を中心に設置する。寺城南西側を中心とした場所に設定する。地域住民等による文化活動やイベント活用、歴史博物館による体験事業での活用を推進する。また、来訪者の散策・憩いの場としても利用する。
③エントランスゾーン
但馬国分寺跡の正面に当たる部分である。遺跡全体に関わる総合的な情報提供、エントランスとして滞留できる広場的空間と休息施設等を検討する。

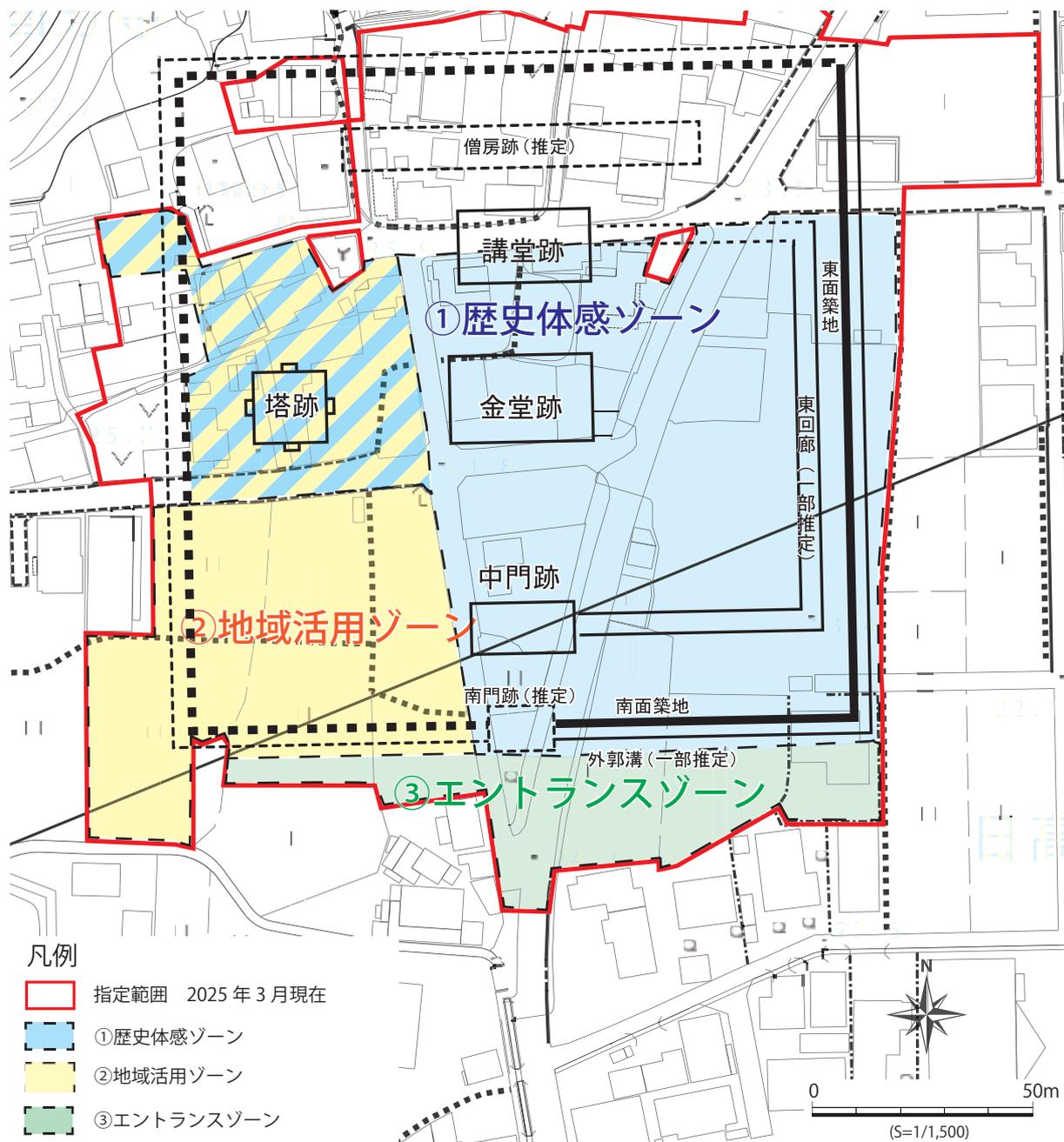


図 50 整備区域図

第3節 整備方法の検討

(1) 保存・維持管理のための整備

ア 確実な遺構の保存

整備に際しては、遺構の保存を前提とし、遺構および遺構面までの深度を十分に把握した上で遺構保護盛土等適切な保存措置をとる。なお、整備に際して遺構面までの深度および遺構の残存状況や形状等が不明な場合は必要最小限の発掘調査を実施し、その成果をもって遺構復元等の整備手法を検討するものとする。

地表面に露出している塔跡礎石については、破損や劣化が生じないように、定期的な経過観察を行う。また、必要に応じて石材の強化撥水措置等の保存策についても検討する。

イ 管理に必要な施設（標識・説明板等）の整備・更新

今後行われる整備による遺構表現の状況等を勘案しつつ、説明板について修繕・更新を図る。

標柱については規則に適合した標柱を新たに作成し設置する。また、史跡境界標については追加指定などで設置、付け替え、更新が必要となった場合、適切に対処する。

ウ 維持管理施設の整備

整備後においても良好な環境を保つため、草刈りや清掃等の適切な維持管理が必要である。そのための用具、備品、およびそれらの保管場所についての確保や整備、水道設備や電源設備の設置を図る。また、整備に際しては将来的な維持管理への負担を考慮した方法を検討する。

夜間における来訪者の安全や防犯のため、史跡としての景観に配慮した形で照明灯、防犯灯、足元灯等を設置する。



照明灯の例 史跡中宮寺跡

(2) 遺構の表示

但馬国分寺跡の本質的価値を顕在化し、来訪者に古代寺院の空間を体感してもらえるよう金堂・塔・中門等の主要伽藍および区画施設である築地塀や回廊を中心とした遺構の表示を行う。なお、表示する遺構については後述するように東回廊が建設された9世紀を中心とし、他の時代は遺構の性格や重要度より検討する。

表示手法については、平成23年度（2011）に策定した『但馬国分寺跡保存管理計画・整備基本計画』で示した主要伽藍の基壇表示、築地塀や回廊の盛土芝張等による表示と同程度かつ現状に即した効果的な手法について検討する。また、塔跡以外は表示範囲に市道が含まれている。道路面でのカラーアスファルトによる範囲表示等、遺構の連続性や関連性を認識できるような整備手法を検討する。

なお、遺構表示に当たっては最新の発掘調査成果および現在の土地利用や整備対象地域の状況、活用の方針を踏まえた検討を行う。

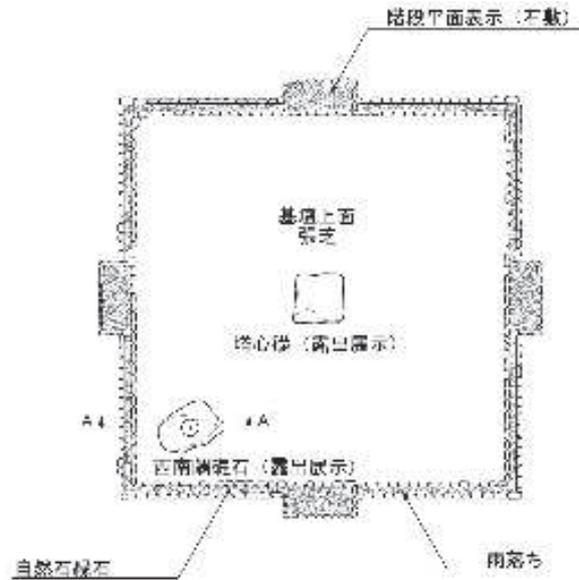


図51 遺構表示の例 (塔跡)

『但馬国分寺跡保存管理計画・整備基本計画』より

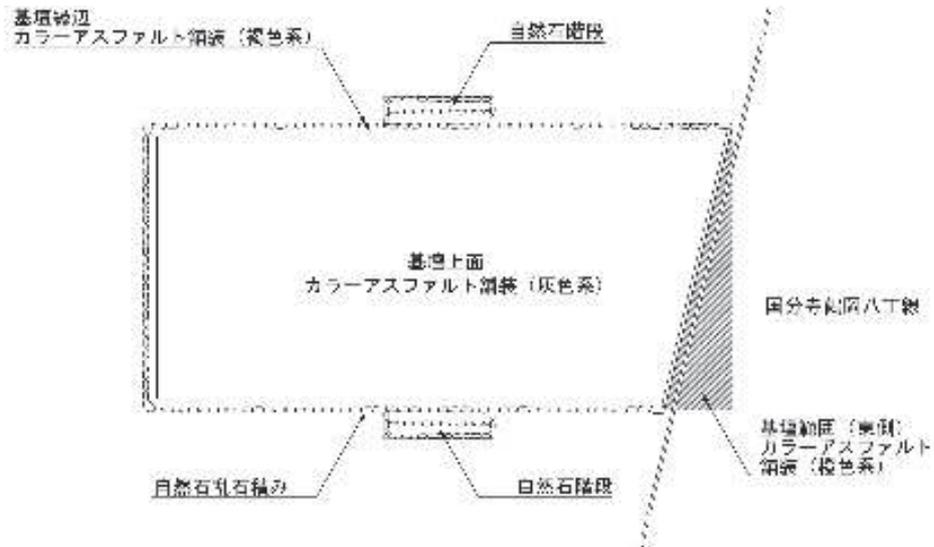


図52 遺構表示の例 (中門跡)

『但馬国分寺跡保存管理計画・整備基本計画』より



遺構表示の例 (築地塀跡)
史跡伊勢国分寺跡



遺構表示の例 (講堂跡)
史跡伊勢国分寺跡

(3) 基盤整備・環境整備

但馬国分寺跡は扇状地の末端部分に位置し、地形は南東方向に傾斜している。現在、寺域内では最大6mの比高差が確認されている。また、整備対象区域内については、宅地、商店、畑地、水田と土地利用の形態が多用であったため、段差が著しい。来訪者が当時の但馬国分寺跡の空間を体感し、なおかつ安全に見学等ができるよう、盛土造成等により地形の復元や段差の解消を行う。

水路についても来訪者の安全および遺構表示の支障とならないよう、管理者および地域住民との協議の上、付け替えもしくは暗渠化を行う。史跡内に位置する道路のうち里道は廃止を検討するが、市道は移動手段として利用されているため、今後も機能を維持する予定である。今後改訂する整備基本計画による遺構表示や導線設定等を踏まえ、関係団体との協議のもと道路標識の更新等を検討する。2基の防火水槽については整備対象区域内に設けられているため、撤去・移設を検討する。

植栽については、地下遺構の保存を前提としたうえで、史跡の活用や良好な景観形成に配慮したものとする。緑陰の確保、来訪者に憩いの場や集いの場を提供するための植栽を検討する。また、住宅地が隣接する場所については住民のプライバシーに配慮するため、植栽等による遮蔽・修景を行う。

史跡内には道路が位置しており、なおかつ寺域東側の史跡境界地は1.5m程度の段差が存在する。来訪者の安全のため、車止めや転落防止柵といった安全設備について設置を検討する。

市道沿いを中心に設置されている、電柱および電線については移設もしくは地中化について関係者との協議・調整のうえ実施について検討を進める。



転落防止柵 昼飯大塚古墳

(4) 案内・解説板の整備

整備では、但馬国分寺跡の南門付近を史跡の入口として設定し、史跡全体の様子が理解できるように、総合解説板、遺構復元模型もしくは遺構復元図の設置を行う。また、設置に当たっては外見からも入口として認識できるように、配置・表現を工夫する。基壇復元等による遺構表示については9世紀を中心としているが、案内・解説板は但馬国分寺跡を通史的に理解できるような内容とする。

個々の主要遺構に関しては、遺構の付近に名称板、説明版等を設置する。設置に当たっては史跡内に位置する市道を考慮し、来訪者の安全や遺構の連続性が認識できるよう手法について検討する。また、建物等の構造や大きさを視覚的にイメージできるように、透明板



復元模型 特別史跡キトラ古墳

等の設置についても検討する。

但馬国分寺跡の姿や出土した遺物について、見るだけでなく触れ、体験することを通して理解を深めるよう、触れることができるような模型や乾拓板の設置等を検討する。

現在、史跡内に設置されている案内・解説板については史跡の価値および歴史が理解できるよう、整備までの間は維持・修繕を行う。



乾拓板 特別史跡キトラ古墳

(5) 導線、視点場の整備

来訪者が但馬国分寺跡を訪れるための経路や安全に分かりやすく散策できるようにするため、導線を設定し適宜園路を整備する。導線および園路の設定については、史跡内に市道が位置しており住宅地とも隣接することから、来訪者の安全および周辺住民の生活に影響を与えないよう配慮する。

但馬国分寺跡の空間の広がりを俯瞰的に体感できるよう、史跡外において全体を眺望できる視点場について整備を検討する。

(6) 便益施設・休息施設等の整備

来訪者が安全で快適に過ごせるためのベンチ、トイレ等の便益施設について、史跡の景観や活用のあり方を踏まえた上で整備を行う。また、急な降雨時に退避や雨宿りができるよう東屋の設置についても活用時の人数等を考慮したうえで検討する。駐車場については史跡隣接地で設置するものとし、既存の公共施設に設置されている駐車場の活用も視野に入れる。



便益施設 トイレ 史跡中宮寺跡

地域住民や市民、関連団体等による文化活動やイベント、憩いの場としての活用、豊岡市立歴史博物館の体験事業における活用ができるよう、多目的広場の整備を行う。

多様な人々が史跡を訪れ、但馬国分寺跡の歴史を学ぶことができるよう、段差の解消やスロープの設置、凹凸を少なくした園路整備等を検討しバリアフリー化を進める。



便益施設 東屋 史跡中宮寺跡

(7) 展示施設、周辺地域の関連文化財の整備

但馬国分寺跡の周辺には密接な関係を示す但馬国分尼寺跡や延暦23年（804）に移転した但馬国府跡が所在する。これら関連する文化財および施設の活用は但馬国分寺跡に対する理解に欠かせない要素である。豊岡市立歴史博物館とともに一体で学ぶことができるような見学ルート、案内表示および解説板の整備を行う。

豊岡市内には国史跡山名氏城跡や兵庫県史跡である楯縫古墳や三宅瓦窯跡をはじめ1万近い遺跡が確認されている。その中には、奈良時代の山林寺院跡である大市山遺跡（市指定史跡）や出石郡衙で延暦23年（804）以前の国府との説がある袴狭遺跡群のように関連性を持つ遺跡も所在する。また、袴狭遺跡群を中心とした出石地域の遺跡を紹介する「いずし古代学習館」も市内に所在する。より広域の文化財、施設と連携した周遊ルートの設定および案内表示板等の整備についても検討する。



関連遺跡、文化財への案内表示
史跡恭仁京跡

表 27 整備項目と主要な整備内容

項目		整備内容
保存・維持管理 施設の整備	遺構の保存	<ul style="list-style-type: none"> 遺構面までの深さを把握し、保護盛土等適切な措置の実施 地表面に露出している礎石の定期的な経過観察
	管理に必要な施設 の整備・更新	<ul style="list-style-type: none"> 史跡説明板の修繕・更新 標柱の設置、史跡境界標の更新
	維持管理施設	<ul style="list-style-type: none"> 維持管理のための用具、備品と保管庫の整備 電源、水道設備の整備 防犯のための照明灯、防犯灯等の設置
遺構の表示		<ul style="list-style-type: none"> 基壇復元による表示を基本とする 表示対象の遺構は9世紀前半を中心とする
基盤整備・環境整備		<ul style="list-style-type: none"> 盛土造成等による地形復元や段差の解消 道路（里道）、水路、防火水槽の移転・撤去の検討 修景や緑陰の確保のための植栽 電柱・電線の移設もしくは地中化の検討
案内・解説板の整備		<ul style="list-style-type: none"> 総合案内板、個々の遺構の解説板、遺構復元模型の設置 乾拓板等、触れる、体験できるような設備の検討
導線、視点場の整備		<ul style="list-style-type: none"> 導線の設定と園路の整備 俯瞰的にみることができると視点場の整備（史跡外）
便益施設・休息移設等の整備		<ul style="list-style-type: none"> トイレ、ベンチ、東屋等休息設備の整備 史跡隣接地での駐車場の確保 活用のための多目的広場の整備 各種設備のバリアフリー化
周辺地域の関連文化財の整備		<ul style="list-style-type: none"> 周辺の関連遺跡、文化財への案内、解説板の設置。

第9章 調査研究の方向性と方法

第1節 調査研究の現状と課題

(1) 調査研究の現状

ア 発掘調査

発掘調査については公有化した場所を中心に実施し、これまでに44回の発掘調査が実施されている。調査の結果、一部未確認を含むものの、主要伽藍である金堂、中門、塔、講堂や区画施設である築地塀、回廊が確認されている。

イ 出土遺物の整理と報告書の刊行

発掘調査で出土した遺物のうち木簡等、但馬国分寺の創建期を中心とした主要なものについては整理が行われている。発掘調査の成果について主要な遺構・遺物については書籍等により調査成果が公表され、平成19年(2007)に実施した第24次調査以降については発掘調査報告書が刊行されている。

ウ 出土遺物の保管

出土遺物については、市が所管する収蔵庫において保管されており、木製品や金蔵製品については温湿度調整が可能な場所に保管している。

エ 関連遺跡の調査・研究

但馬国分寺跡の周囲に位置する但馬国分尼寺跡や但馬国府関連遺跡(祢布ヶ森遺跡、深田遺跡、カナゲ田遺跡、川岸遺跡、南構遺跡等)については発掘調査が実施されている。

オ 関連文化財に関する調査

但馬国分寺跡に関連する文化財について、古文書、彫刻は文化財の指定および『日高町史』の編纂事業等において調査が行われている。民俗行事については豊岡市が平成28年度(2016)に刊行した『豊岡市の祭礼・年中行事等調査報告書』において護国山但馬国分寺で毎年7月7日頃に行われている薬師如来像の御開帳やすり焼きを調査し、紹介している。

カ 社会的環境に関する調査

保存活用計画の策定にあたり史跡地の現況や構成要素について現状把握のための調査を実施している。また、地元地区および関係団体を対象として意見・要望等を聴取するためヒアリング調査を実施している。

(2) 調査研究の課題

ア 発掘調査

但馬国分寺跡では未確認の主要伽藍や区画施設が存在する。また、発掘調査箇所が限定的で土地利用等の様相が不明確な場所もある。但馬国分寺跡全体の解明のため発掘調査による確認が必要である。

主要伽藍である中門、金堂、塔跡の発掘調査については約半世紀が経過している。これまでの調査により但馬国分寺では建物配置が時期によって変化していることが確認されており、新たな視点を踏まえた再検証が必要である。また、過去の調査地点については、現在のように国土座標を用いた測量が行われておらず、誤差がみられる箇所も存在する。

なお、今後実施する予定である整備事業においては未確認の主要伽藍の存在など事業を進めるにあたって必要な調査箇所が存在する。各種事業の進展を踏まえた調査計画の立案が必要である。

イ 出土遺物の整理と報告書の刊行

近年の発掘調査では創建後である平安時代や中世の遺構が確認されている。創建期に加え、後の時代の展開に視点を置いた再整理が必要である。遺構や出土遺物等の詳細な情報について広く公表するため、発掘調査報告書の刊行が必要である。

ウ 出土遺物の保管

但馬国分寺跡で出土した遺物は、本質的価値を構成する重要な要素であり適切な保存・管理が必要である。特に、出土遺物のうち木簡等の木製品や金属製品については劣化を防ぐための保存処理や温室度管理下での保存環境、文化財保存に関する研究機関等との連携が必要である。

エ 関連遺跡の調査・研究

周囲の関連遺跡について、出土遺物の整理は十分に行われておらず遺跡の性格や時期について疑問が残る。周辺の関連遺跡と一体となった活用を進めるため、さらなる調査・研究を行う必要がある。

オ 関連文化財の調査

地元である国分寺地区では現在、護国山但馬国分寺境内において祭りが行われ、石造物等の文化財も各所に所在し管理されている。但馬国分寺との関係という観点で調査を行うことで、古代から現代に至る但馬国分寺の歴史の中に位置づけられる可能性が考えられる。現代に生きる歴史として、身近に感じられるよう、さらなる調査が必要である。

カ 社会的環境に関する調査

今後、史跡整備を予定しているため、整備対象地の詳細な測量や移転・撤去を検討している道路（里道）、水路、防火水槽等の現況調査等、事業を進めるにあたり必要な調査を実施する必要がある。また、事業を進めるに当たっては、地元地区および関係団体を対象に意見を聴衆するヒアリング調査等についても必要である。

第2節 調査研究の方向性

これまでの章および前節において検討・整理してきた、但馬国分寺跡の本質的価値および現状・課題を踏まえ、次のように調査の方向性を定める。

- ①但馬国分寺跡の全容解明を進めるため未確認の主要伽藍や区画施設、土地利用の様相が不明確な地点について発掘調査による確認を行う。また、これまでの調査成果の蓄積を踏まえた再検証および正確な遺構の位置の把握に務める。計画的に発掘調査を行い、史跡の価値をさらに高め保存・活用を図る。出土遺物の整理を進め、遺構等の時期や性格を解明する。調査成果の詳細について発掘調査報告書を刊行し広く公表する。
- ②出土遺物を適切に保管し、次世代へと継承する。
- ③但馬国分寺跡に関連する但馬国分尼寺跡や但馬国府跡等の調査研究を進める。但馬国分寺跡への理解を深め一体となった活用を目指す。
- ④地元の国分寺区に伝えられている祭礼および石造物等の文化財の調査を行う。
- ⑤事業を進めるに当たり現状等を把握するため社会的環境の調査を必要に応じて行う。

第3節 発掘調査の方向性と調査計画

(1) 発掘調査の方向性

発掘調査については第6章で示した保存管理における地区区分をもとに、下記の通り各地区における調査方針を示す。

ア 主要伽藍地区

金堂北辺部および南門など未確認の主要伽藍や寺域西側における回廊について解明を進める。また、講堂を除く主要伽藍の調査は約半世紀が経過している。今後の整備に向け、調査成果の精査や部分的な再発掘調査を行い、改修等の有無や遺構検出位置の正確な把握を行う。

このほか、地区の北西側は発掘調査箇所が少ないため、遺構面の深さや土地利用の状況等の把握に努める。

イ 寺域西南地区

寺域西南地区では、発掘調査の面積および回数は少なく但馬国分寺跡に関する明確な遺構は確認されていない状況である。当該地区については寺域南限・西限を区画する築地塀等の区画施設が推定される。但馬国分寺跡の寺域や主要伽藍との位置関係を確認するとともに、土地利用の状況についても解明を進める。

ウ 寺域北面住宅密集地区

寺域北側は当面の間、住宅地等としての利用を維持することから、現状変更等に際しては発掘調査を行い、遺構の保存に万全を期す。また、当該地区については主要伽藍の一つである僧房や寺域の北限の区画施設の存在が推定される。寺院の全体像解明のため、土地所有者等の協力を得ながらこれら遺構の確認を進める。

エ 但馬国分寺跡推定寺域外の調査

全国の国分寺跡では武蔵国分寺跡のように寺域外においても関連施設の広がり確認されている。このため、但馬国分寺跡の推定寺域外においても所有者等の理解・協力を得ながら発掘調査を実施し、関連施設の有無や性格を明らかにする。

(2) 発掘調査計画

史跡但馬国分寺跡の保存活用にかかる各種事業については後述する第10章で記述しているように、短期、中期、長期に分け実施する予定である。それぞれの計画段階における調査方針は下記の通りである。短期、中期計画で整備事業に伴い実施する調査箇所については図52に予定箇所を示している。

なお、発掘調査箇所については今後の発掘調査成果および各種保存活用事業の進展、史跡を取り巻く環境の変化に合わせ適宜修正を行う。

ア 短期計画（令和7年度（2025）～9年度（2027））

短期計画においては整備基本計画の改訂および、基本設計の策定をおこなう。まず、整備基本計画の策定の基礎資料とするため、主要伽藍の一つである南門および寺域西端を区画する築地塀等の確認を行う。また、遺構表示の対象としている9世紀について東回廊の対面となるような区画施設については確認されていない。金堂・講堂と塔との間に調査区を設定し有無を明らかにする。

基本設計の策定に当たっては、土地造成等の基礎資料とするため遺構面の高さが不明瞭である寺域北西側について確認を行う。

イ 中期計画（令和10年度（2028）～16年度（2034））

中期計画では実施設計および整備工事を予定している。主要遺構における基壇復元等の表示を実施するに当たっては、規模や構造の詳細、正確な位置の確認が必要である。このため、金堂、中門、南面区画施設を対象とした発掘調査を実施する。また、調査個所の少ない寺域西南側について関連施設等の確認のための発掘調査を実施する。

ウ 長期計画（令和17年度（2035）以降）

主に住宅地として利用されている寺域北面住宅密集地区では主要伽藍の一つである僧房や寺域北端を区画する築地塀等が未確認の状況である。但馬国分寺の全容解明に向け、寺域北側における発掘調査を地権者等の協力のもと検討・実施する。

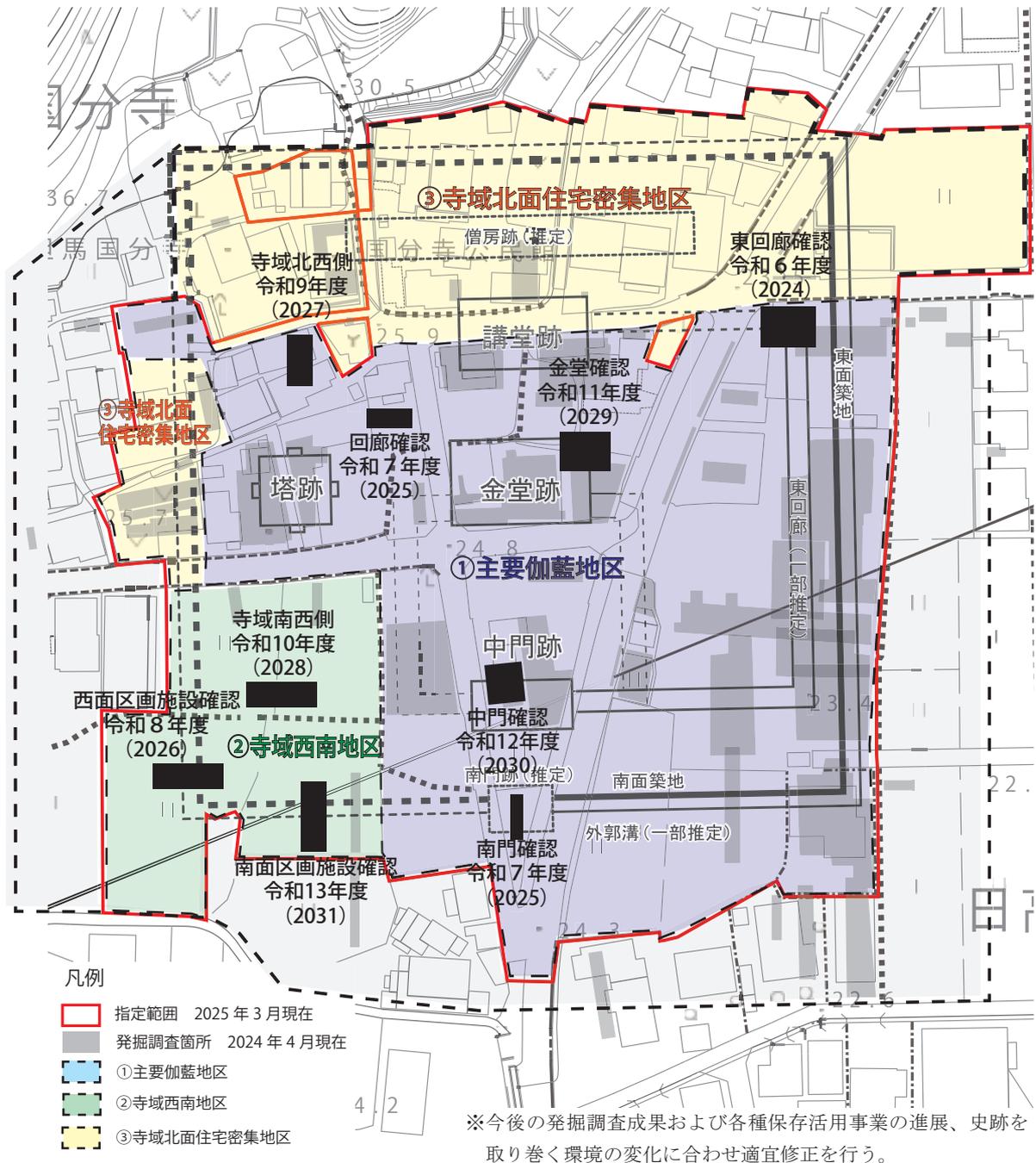


図 53 調査計画位置図

(3) 出土遺物の整理と報告書の刊行

過去の発掘調査において出土した遺物について、創建後の平安時代や中世以降の様相の解明を目的意識とした再整理を行う。出土遺物の再整理を通じ、遺構の時期や性格の精査を行うとともに、創建後から中世・近世に至るまでの但馬国分寺の様相の解明に務める。

調査成果については、豊岡市立歴史博物館における展示以外に、発掘調査報告書の刊行を行い、遺構や出土遺物についての詳細な情報を広く公表する。

第4節 出土遺物の保存・保管

但馬国分寺跡で出土した遺物は、本質的価値を構成する重要な要素であり適切な保存・管理が必要である。特に、出土遺物のうち木簡等の木製品や金属製品については劣化を防ぐため保存処理や温室度管理下での保存環境を必要とする。出土遺物の整理と合わせて管理台帳の作成についても検討し、これら出土遺物の確実な保存・管理に努める。

木簡等の木製品や金属製品は今後の発掘調査において出土する可能性は高い。今後も適切に保存・管理できるよう環境を整備するとともに、研究機関とも連携し適切な技術支援や助言等を受けることができるような体制を目指す。

第5節 関連遺跡の調査・研究

但馬国分寺跡の周辺に位置する関連遺跡のうち、豊岡市（旧日高町を含む）が実施した但馬国分尼寺跡、祢布ヶ森遺跡、川岸遺跡、カナゲ田遺跡について調査成果の精査および出土遺物の整理を行うことで時期や性格を明確にする。但馬国分寺跡との関連をより明らかにすることを通し、周辺の関連遺跡と一体となった活用につなげる。

出石町袴狭を中心に位置する袴狭遺跡群（官衙）、豊岡市加陽の加陽大市山遺跡（古代寺院）等、豊岡市内に所在する同時期の関連遺跡についても調査・研究を推進する。

第6節 関連文化財の調査

地元である国分寺地区をはじめとした周辺地域において現在に伝わる祭礼等の民俗行事や石造物等の文化財について調査を実施し、但馬国分寺跡の歴史との関連を明らかにする。古代の但馬国分寺跡の歴史を現代につなぎ、より身近なものとして感じられるような活用につなげる。

第7節 社会的環境に関する調査

整備事業では遺構の表示以外に、土地の造成や里道および水路等の公共物の撤去・移設、観覧導線の設定等について検討・実施する。円滑に整備事業を実施し、後の活用につなげられるよう、地形測量や水路・道路における利用状況の調査等、必要に応じて史跡地における各種調査を実施する。

但馬国分寺跡の保存・活用にかかる各種事業を現状に合わせ効果的に行うため、地域住民および関係団体を対象として意見等を聴取するためヒアリング調査等を必要に応じて実施する。

第10章 管理・運営体制の整備

第1節 管理・運営体制の現状と課題

(1) 管理・運営体制の現状

史跡地等の管理については、現状では豊岡市（公有地）及び土地所有者（私有地）が行っており、公有地については市の所管課が管理している。そのうち、史跡買い上げ事業により取得した土地の管理は文化・スポーツ振興課文化財室が主体となり行っているが、一部の土地の草刈り等の清掃について国分寺区に委託をしている状況である。

保存・活用に関する事業運営体制については豊岡市が主体となっている。豊岡市文化・スポーツ振興課文化財室が担当部署であり、ガイダンス施設である豊岡市立歴史博物館が活用事業を行っている。

各種事業の実施に当たっては必要に応じて専門家や地域代表者からなる「豊岡市史跡整備委員会」を開催し、事業に対する検討および助言を受けている。

(2) 運営・体制の課題

史跡地等の管理および運営体制については、市街地に位置し、地域住民の活用も期待していることから、豊岡市に加え地域住民の理解を協力を得て協働で取り組む必要がある。地元である国分寺区と共に各事業における情報共有や協議を通して運営体制の連携を行う必要がある。

現状変更および整備においては、文化庁および兵庫県教育委員会との連絡調整や指導・助言が不可欠であり、調査研究や出土遺物の適切な保管については大学等の研究期間との連携を図る必要がある。

持続的な運営体制を築くため、本史跡の整備やさらなる活用に向け、「豊岡市史跡整備委員会」を今後も必要に応じて開催し、事業について検討・助言を受ける必要がある。

豊岡市の内部組織については、庁内の関係各課とも密に連絡・調整を行うなど、連携を強化する必要がある。

第2節 管理・運営体制整備の方向性

これまでの章および前節において検討・整理してきた、但馬国分寺跡の本質的価値および現状・課題を踏まえ、次のように管理・運営体制整備の方向性を定める。

- ①但馬国分寺跡を適切に保存し、活用や整備を円滑に進めるよう、担当部署の体制および庁内関係課との連携強化を図る。また、「豊岡市史跡整備委員会」を開催し専門委員との連携を図る。
- ②適正な管理・運営体制を構築するため、文化庁および兵庫県教育委員会から適宜指導・助言を受けるとともに、広域での協力関係を構築するため関連自治体や研究機関との連携を図る。
- ③持続的な管理・運営体制の整備を目指すため、豊岡市、関係機関、地域住民等と連携・協働した体制を整える。

第3節 管理・運営体制整備の方法

(1) 事業推進体制の整備

今後の但馬国分寺跡の保存管理・活用・整備に関わる多様な業務に対応するため、担当部署である文化・スポーツ振興課文化財室、ガイダンス施設である豊岡市立歴史博物館の体制整備を図る。また、但馬国分寺跡の関連遺跡を展示するいずし古代学習館とも連携する。さらに、庁内の関係各課についても連携して事業を進めるため、関連法令や現状変更取り扱い基準の遵守、関連事業の実施等についての情報共有を行う。

事業運営に当たっては必要に応じて「豊岡市史跡整備委員会」を開催し、検討および助言を受ける。

(2) 関係行政機関等との連携

文化庁および兵庫県教育委員会との連携を強化し、保存管理・活用・整備の進め方について適宜指導・助言を受ける。また、国分寺跡を持つ自治体等と情報交換・交流等を行い、広域での連携を図る。但馬国分寺跡の調査研究および出土遺物の保存処理や保管に当たっては、大学等の研究機関と情報交換を密にし、適切な指導・助言を受けるとともに、共同研究についても検討・実施に取り組む。

活用事業については、豊岡市に所在する芸術文化観光専門職大学と連携した事業の検討・実施に取り組む。

(3) 地域住民・学校教育等との連携

但馬国分寺跡北側は、国分寺区の公民館が立地するなど地域の中心地として利用されている。各種事業を推進するにあたっては地元地区等と協議を密に行い、十分調整したうえで進める。

維持管理に当たっては、公有化した土地の一部の清掃を地元地区に委託しているが、今後とも協働で行えるよう手法等について検討、調整を図る。

活用に関しては地元地区等と協同でのイベントの検討・実施し活用事業を通じた連携の強化を図る。また、より広域の地域住民と連携するため、日高地区コミュニティとも活用事業における連携を検討・実施する。

豊岡市立歴史博物館では毎年実施している「市民学芸員養成講座」の修了生を対象として市民団体である「とよおか市民学芸員の会」を組織している。現在、展示解説や古文書の調査など博物館における調査研究・活用事業を実施している。今後、但馬国分寺跡における活用事業にも参画できるよう、連携や体制整備を進める。

但馬国分寺跡の周囲には小中学校および高校が立地している。歴史学習等の場として効果的な活用ができるよう、関係者との連携を進める。

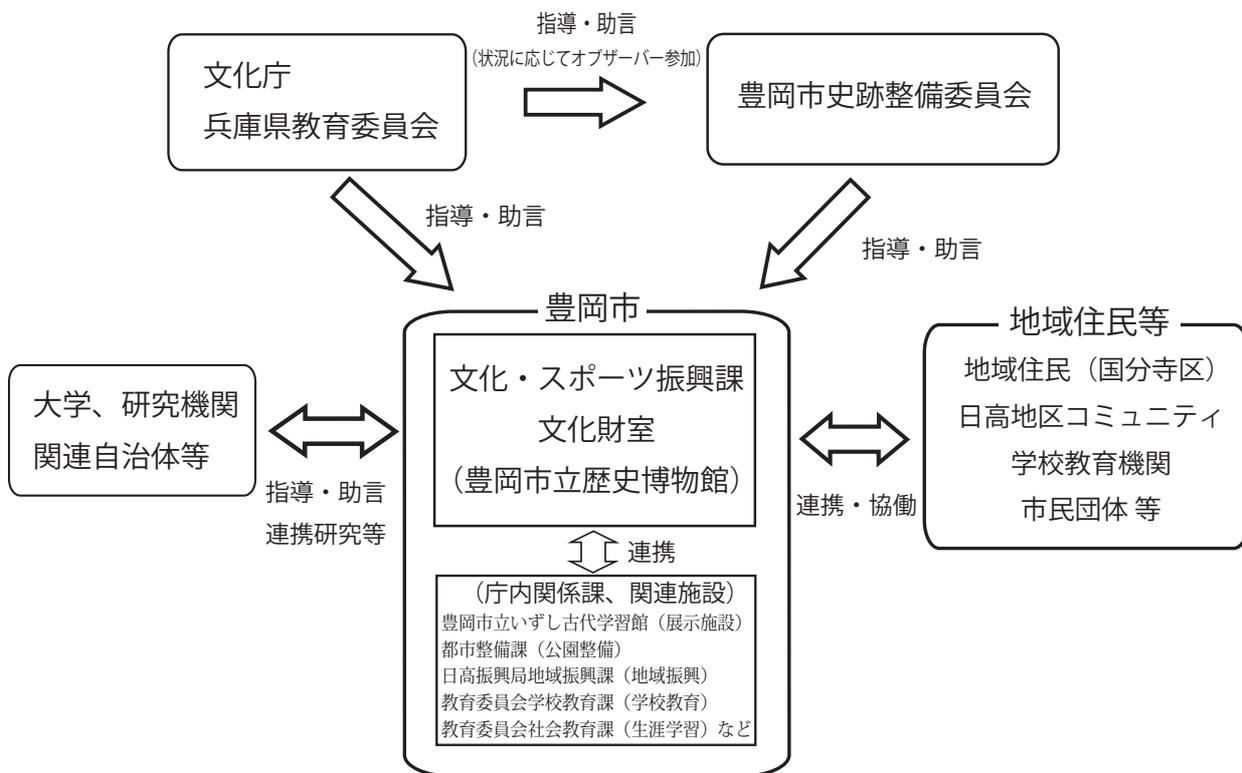


図 54 但馬国分寺跡の保存・活用・整備に関わる運営・体制

第11章 施策の実施計画と経過観察

第1節 施策の実施計画

第6章から第9章で定めた方向性と方法に基づき本計画を実施する。実施に当たっては想定される事業の内容より短期、中期、長期に分けて工程計画を立てる。短期は令和7年度(2025)～9年度(2027)の3年間、中期は令和10年度(2028)～14年度(2032)の5年間、長期は令和15年度(2033)以降とする。計画内容や期間については各事業の進捗状況や市等の財政状況、文化財に関する社会状況等を考慮し、随時検討を行うものとする。

各事業の実施計画については表28、主要な事業は下記の通りである。

(1) 短期計画(令和7年度(2025)～9年度(2027))

整備基本計画について従来の計画を改訂し、基本設計の策定を行う。基本計画・設計の策定にあたっては未確認の主要伽藍や区画施設、遺構面までの深さが不明確な箇所について発掘調査による確認を行う。また、整備事業の実施のために必要な土地の公有化を進める。

(2) 中期計画(令和10年度(2028)～14年度(2032))

整備基本計画、整備基本設計に基づき実施設計および整備工事に着手するとともに、事業に必要な発掘調査についても併せて実施する。なお、整備工事の期間内においても整備済みの場所を暫定的に公開ができるよう手法を検討する。史跡を利用した活用について、整備実施中および暫定的な公開の段階における活用方法も検討する。整備後を含めた日常管理については地域住民等との協働のもと、持続的に適切な管理が行えるよう手法等を調整する。

(3) 長期計画(令和15年度(2033)～)

歴史博物館で展示している復元模型や紹介映像の改修、デジタル技術を用いた遺構表示や案内機能の導入について検討・実施する。また、史跡を利用した活用事業を本格的に実施する。但馬国分寺跡の全容解明に向け、寺域北側における発掘調査を地権者等の協力のもと検討・実施する。

保存活用計画については令和17年(2035)3月31日までを計画期間としているため、短期・中期事業における取り組みを踏まえ、計画の改訂を行う。

表28 主要施策の実施計画案

項目	短期			中期					長期		
	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)	令和13 (2031)	令和14 (2032)	令和15 (2033)	令和16 (2034)	
保存管理	→			(日常管理、現状変更の取り扱い、追加指定等)							
	→			→							
活用	→			→							
	→			→							
整備	→		→		→					→	
	→		→		→					→	
保存活用計画改訂	→										

→ 実施予定 - - - 状況に応じて実施

表 29 各施策の実施計画案

項目	内容	年度 (西暦)	短期			中期				長期		
			令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)	令和13 (2031)	令和14 (2032)	令和15 (2033)	令和16 (2034)
保存管理	日常管理		→									
	現状変更の確認、許可		→									
	追加指定		- - -									
	土地公有化の推進		→									
活用	史跡の公開、情報発信		→ (史跡の公開、情報発信) → (デジタル技術を活用した遺構表示等)									
	市立歴史博物館での活用		→ (展示資料の充実、イベント、体験学習等) → (但馬国分寺跡復元模型、紹介映像の改修)									
	学校教育での活用		→ (出前講座、研修会等) → (史跡での校外学習等)									
	生涯学習での活用		→ (出前講座、各種講座等) → (史跡での市民団体等による活用)									
	市民、地域住民等による活用		→ (見学会、発掘調査現地説明会等) → (史跡での文化活動等)									
	関連文化財、文化施設の活用		→ (関連遺跡の展示、いずし古代学習館と連携した活用等)									
	整備基本計画の改定		→									
	整備基本設計の策定		→									
整備 事業実施 (実施 設計)	標柱、管理設備		- - -									
	遺構表示		→									
	基盤・環境整備		→									
	案内・解説設備		- - -									
	便益施設		→									
	導線・視点場の整備		→									
	周辺史跡の周遊ルート、案内板設置		- - -									
調査研究	発掘調査		→									
	発掘調査報告書の刊行		→									
	出土遺物の整理		→									
	出土遺物の保管		→									
	関連遺跡の調査		- - -									
	関連文化財の調査		- - -									
	社会環境調査		- - -									
運営・体制	庁内体制の整備		→									
	関係行政機関、研究機関との連携		→									
	地域住民、学校教育等との連携		→									
	保存活用計画の見直し		- - -									

→ 実施予定 - - - 状況に応じて実施

第2節 経過観察

本計画で示した保存管理・活用・整備・運営体制に関する方向性や方向に基づき、事業を確実に実施するために、施策の内容について経過観察を行うことが重要である

経過観察の方法としては、史跡の保存状況、整備にむけた各種計画の策定状況、事業の実施と達成状況、課題等を把握するための定期的な自己点検の実施が挙げられる。自己点検は年度毎の実績について、表 30 のような項目で各施策を対象として豊岡市文化・スポーツ振興課文化財室が主体となり行う。

事業内容や実績として用いる数値等については例示であり、今後の事業内容にあわせて適宜検討したうえで設定する必要がある。自己点検の結果はその後の事業内容の修正や保存活用計画等の見直し時に反映を行うよう務める。

表 30 自己点検票（案）

主な施策		経過観察の視点	評価・課題等	
保存管理	取扱い基準や方針の関係者への周知	協議回数、実績		
	巡回や除草等の日常管理	実施回数		
	指定地における現状変更の確認・許可	届出件数、協議内容		
	指定地外における土木工事等への対応	届出件数、協議内容		
	追加指定	追加指定の有無		
	公有化の推進	公有化面積、筆数		
	発掘調査等の調査研究等の実施	調査回数、報告書刊行数		
活用	史跡の公開、 情報発信	現地説明会の実施	開催回数	
		調査、イベント等の情報発信	開催回数、参加人数	
	市立歴史博物館での活用	但馬国分寺跡の復元模型、紹介映像の更新	改修実績	
		但馬国分寺跡に関する常設展示改修、展示会開催	開催回数、参加人数	
		体験事業の実施	開催回数、参加人数	
	学校教育、生涯学習での活用	学校教育と連携した歴史学習（出前授業等）	開催回数、参加人数	
		学校教育と連携した歴史学習（史跡での現地見学）	開催回数、参加人数	
		生涯学習における活用（市民団体等の活用、出前講座の実施）	開催回数、参加人数	
	地域住民等による活用	行事・イベントでの活用	開催回数、参加人数	
	関連遺跡、施設との活用	周辺遺跡を含めた見学ツアーの実施	開催回数、参加人数	
文化施設等と共同でのイベント開催		開催回数、参加人数		
整備	整備基本計画、基本設計、実施設計の策定	策定実績		
	史跡における各種整備事業の実施	整備実績		
	但馬国分寺跡と周辺に所在する関連遺跡等を一体的に活用する整備	整備実績		
調査研究	発掘調査等各種調査の実施	調査実績		
	出土遺物の整理・報告書の刊行	報告書刊行数		
	出土遺物の保管	管理記録		
管理・運営体制	庁内における体制強化	職員数、協議回数		
	関係機関との連携体制の強化・整備	協議回数等		
	地域との連携・協働による管理・運営体制	協議回数等		

巻末資料

1 関係団体ヒアリング調査結果

ヒアリング対象団体と実施日時・方法

団体名	調査シート 事前配布	ヒアリング 方法	ヒアリング日 時	備考（活用分野の想定など）
1 国分寺区	○	対面	8月19日（月） 19:00-21:20	地元区 地域イベントへの活用
2 日高地区コミュニティ 「きらめき日高」	○	対面	8月21日（水） 16:00-16:50	地元コミュニティ 関連イベントへの活用
3 日高小学校	○	対面	8月30日（金） 10:00-11:15	地元小学校 授業・校外学習等への活用
4 府中小学校	○	書面	—	隣接校区 授業・校外学習等への活用
5 日高東中学校	○	対面	8月23日（金） 10:00-10:50	地元中学校 授業・校外学習等への活用
6 豊岡総合高校	○	書面	—	高校（就業体験で受け入れあり） 授業・校外学習等への活用
7 日高神鍋観光協会	○	書面	—	観光資源としての意見 情報発信への協力
8 芸術文化観光専門職大学	—	対面	8月26日（月） 13:30-16:00	藤本悠准教授（情報技術）に個別にヒアリングを実施。情報発信の方法、デジタル技術の活用について

主な意見

1 国分寺区

ア 発掘現場を見るとワクワクするようなものが見てわかるが、芝生の広場だとそういうものが下に埋まってもよくわからない。

イ 前例にとらわれず、何らかの形で当時のものを可視化してもらいたい。

ウ 遺跡整備によって国分寺公民館が機能しなくなったり、区内イベント（春の桜まつり、夏の七夕、地藏まつり、秋祭り）等の継続性が危ぶまれたりすることのないよう、国分寺公民館と区内イベントが遺跡と共存できるような整備を検討してほしい。

エ 北側の山からの周辺関連遺跡を含めた眺望など、立体的な活用も検討してほしい。

オ 生涯学習や歴史を学ぶ拠点としての整備をお願いしたい。

カ イベント時に集まれるような、日・雨を防げるような簡易な建物を建ててほしい。

キ 南門に象徴的なモニュメントを考えて、建ててほしい。

ク 幼児～小中学生を抱える、新規の入区者が多い。全世代が歓迎でき、誇れるものにしてもらいたい。

ケ 地区内のゴミステーション、防火水槽、ロードミラー、防犯灯などがどのようになるか気になる。

2 日高地区コミュニティ「きらめき日高」

ア これまで日高コミュニティで歴史に関するイベントは「お地藏さん巡り」を実施している。

イ 2024年度は冬季に歴史博物館の協力で新しいイベントを企画予定。

ウ 国分寺跡に建物があったり、プロジェクションマッピング等が映し出されたりしたら興味を引くと思う。

エ 発掘調査成果等をコミュニティセンターで展示することはできる。

3 日高小学校

- ア 児童は、地域内に国分寺跡があることを授業で初めて知る。伝え方を子どもに合わせた切り口にしたほうがよいと思う（クイズやランキング形式など）。
- イ 国分寺跡のように、地域の身近なところにも足を運んだらあるということがわかれば、歴史や地域の見え方も変わってくるように思う。
- ウ 何か立体的なものがあれば、子どもたちにはインパクトがあると思う。
- エ 全国の国分寺跡が所在する市町村にある小学校とネットワークを作り、国分寺についての学習で交流がもてたら発展的な学習になる。
- オ 現地にどんなものがあつたかをデジタル画像で見せることができれば、具体的にイメージしやすいと思う（授業ではタブレットを使用）。
- カ 衣食住を切り口に。建物の大きさを知っても、なかなかその価値に辿り着くのは難しい。
- キ 6年生で国分寺跡が地域にあることを初めて知る子もいる。低学年で国分寺跡を意識する段階があれば、6年生の授業での受け止め方も変わる（2年生に「まち探検」の時間がある）。
- ク 全国の国分寺跡ではお祭りをしているところはあるか。
- ケ 豊岡市の「ふるさと教育」は、コウノトリ、豊岡市の産業、ジオパークなどについて扱うが、その中に歴史分野が入っていない。
- コ 日高小学校独自で、必ず学習するテーマに国分寺跡を位置づけることができればいい。
- サ 子ども達が、史跡を通り登校してくることにロマンを感じる。
- シ 近隣の日高高校（看護・福祉系）も、地域に根ざした教育をしたいという意向がある。保育園などもあり、そういったところを巻き込むような取り組みができれば、地域としての盛り上がりも高くなると思う。
- ス 近年、祢布や国分寺区への新規入区が多く、子どもも増えている。

4 府中小学校（アンケートのみ）

- ア 植村直己冒険館や古代学習館とタイアップしたタイムスリップツアー（バス代無料）などの企画。

4 日高東中学校

- ア 生徒はGoogle、タブレットを使っており、現地でのバーチャルな映像で当時の大きな建物が現れるようなものができるか。資料だけでは生徒はあまり反応しない。
- イ 遊び集える場所として、国分寺跡を認識できたら。簡単に足を運べる集合場所として、年に何回でも集まれるようなものにしてもらいたい（授業が終わっても振り返られるように）。
- ウ 授業のデジタル化が進み、生徒達はわからないことがあればすぐに検索できる環境にある。便利だが、知りたいことに直結させるのではなく、調べたことを生徒同士で話し合わせるなど、そのプロセスを大切にしたい。
- エ 観光面にはあまり期待できない印象。学校と連携し、いかに伝えていくかが重要である。

6 豊岡総合高校（アンケートのみ）

- ア 就業体験には、歴史に興味がある生徒が意欲的に参加しており、今後も受け入れを継続してほしい。
- イ 総合学科「総合的な探求の時間」での活用が見込まれる。見学に加え、体験できるものがあればなお良い。
- ウ 総合学科2年「日本史探求」の授業で奈良・平安時代を扱う際に、職員に現場の生の声などの話をしてほしい。発掘調査体験もさせてもらえればありがたい。
- エ 3年の「総合的な探求の時間」で社会学や地域の歴史について探究する講座があれば、フィールドワークで活用する可能性がある。「産業社会と人間」の個人での探究活動で、興味のある生徒はフィールドワークを行う可能性がある。
- オ 学習の場、観光資源として具体的にどのように活用するのか知りたい。

7 日高神鍋観光協会（アンケートのみ）

- ア 近隣住民の理解第一、駐車場問題等トラブルがないよう進めていただきたい。
- イ シンボリックなモニュメントや、何が存在したか看板設置等があれば案内もしやすい。
- ウ QRコードで読み取るとバーチャル体験ができるような（姫路城で実施中）ものがあると、子ども達や興味のない方も楽しめるのではないかな。

8 芸術文化観光専門職大学 藤本悠准教授

- ア AR、VR等のデジタル技術は毎年のように進歩しており、数年前に作ったものでもすぐに陳腐化する。
- イ 費用をかけずにシンプルな方法として、Google マイマップがある。マップ上に画像・動画・音声を配置できる。
- ウ 音声型VR「ロケトーン」というものがあり、その人自身の動きやGPSに連動した音声をイヤホン等に流せる。史跡内の音声ガイドにも使える。初期費用は150～200万円。年間維持費は50万円だが、1アカウントで国分寺以外の文化財のコンテンツを作ることもできる。
- エ 刺激的な動画に慣れすぎた現代で、目を引く動画を撮影することは難しいので、音声型VRのほうが手間も費用もかからなくて良いと思う。
- オ 文章読み上げAI（生成系AI）を報告書等の文字データに応用すれば、要約したり、誰でもわかる読みやすい文章に整理したりすることも可能。読み上げる音声も近年発達してきており、喋り方もいろいろなタイプがそろっている。
- カ 金堂跡等をフラットに整備し、仮設の舞台（ステージ）にすることができれば活用の幅も広がる。そういう多目的なエリアを一部に設けられれば。フラットな整備は、バリアフリーや管理のしやすさにもつながる。
- キ 電子ペーパー（eインク）を解説パネルに応用できないか。液晶ではないので、光が当たっていても文字がはっきり見える。
- ク Bluetooth用ビーコン（端末が近づくと反応する）を埋めたり、IDタグ（データを入れられる）を測量杭に埋め込んだりしておくことで色々な活用ができる。

2 豊岡市立歴史博物館での活用事業

施設概要

- 施設名称 豊岡市立歴史博物館 - 但馬国府・国分寺館 -
- 位 置 兵庫県豊岡市日高町祢布 808
- 開 館 2005年3月26日
- 設計監理 株式会社 栗生総合計画事務所



概要

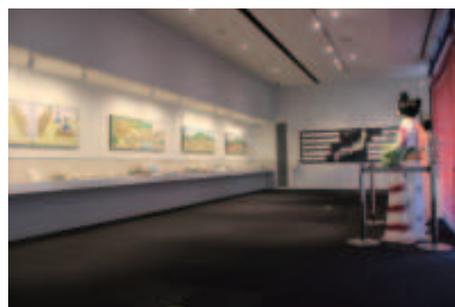
古代但馬の中心地として栄えた奈良・平安時代の遺跡である、但馬国分寺跡、祢布ヶ森遺跡のガイダンス施設である「但馬国府・国分寺館」として平成17年（2005）3月26日に開館した。

その後、開館10年目にあたる2015年4月1日、合併後の豊岡市全域の歴史を展示紹介する施設として「豊岡市立歴史博物館 - 但馬国府・国分寺館 -」に改称。

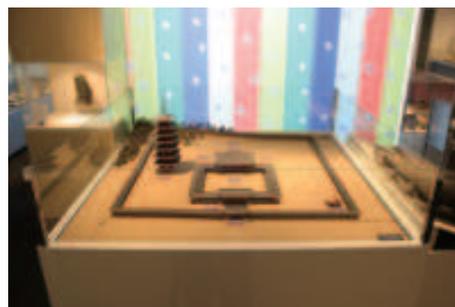
但馬国分寺跡の展示

館内の常設展示では、周辺に位置する但馬国分尼寺や804年（延暦23）に移転した但馬国府関連遺跡を一体として学べるよう、「国府・国分寺の時代」として展示を行っている。2021年7月には企画展「但馬国分寺跡 発掘調査の新発見」と題し、9世紀前半に建設された東回廊跡の確認により判明した但馬国分寺跡の変遷を中心に展示を行い、講演会や現地見学会を関連イベントとして企画した。また、発掘調査成果については、無料スペースである総合学習室において発掘速報展として展示している。

このほか、夏休みのイベントとして、国分寺跡の発掘調査体験を現地で実施している。「とよおか市民学芸員養成講座」において、現地見学や出土遺物を使った講座を毎年実施している。



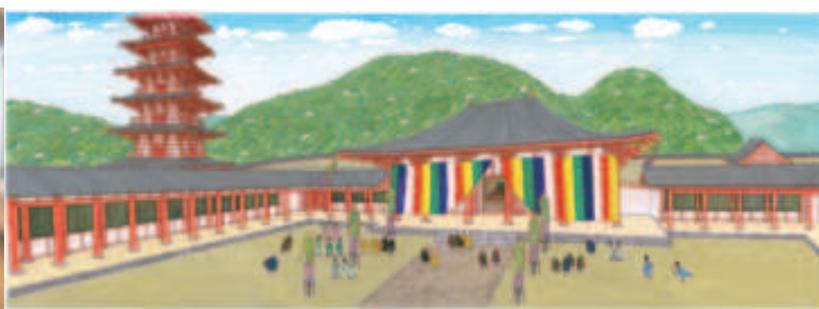
国府・国分寺の時代 展示風景



但馬国分寺跡 復元模型



但馬国分寺跡 井戸



但馬国分寺跡 展示絵パネル

年度	月	活用内容
平成16年度 (2004)	3月	但馬国府・国分寺館開館
平成17年度 (2005)	3-7月	第1回企画展「木簡は語る」内で紹介
	9月	第4回全国国分寺サミット参加(香川県高松市)
	11月	朝来市和田山公民館 歴史講座「但馬国府と但馬国分寺」
平成18年度 (2006)	1-4月	第5回企画展「貴族の時代-新豊岡市を考古学する④」内で紹介
	3月	但馬国府・国分寺館展示図録『国府・国分寺の謎を探る』刊行
	7月	ふるさと文化いきいき教室(小学生への展示解説、体験活動など)
	10月	朝来市和田山公民館 歴史講座「但馬の古代寺院」
平成19年度 (2007)	11月	日高ライオンズクラブ例会講演「但馬国分寺を掘る-発掘調査30年の成果と課題-」
	2月	歴史講演会「瓦から見た古代の但馬」(出土文化財管理センター共催)
	6月	とよおか市民歴史講座「瓦から見た但馬の古代」
	8月	とちのみ学園歴史講座「但馬国府と但馬国分寺」
平成20年度 (2008)	9-1月	第12回企画展「瓦様の考古学-瓦様の山に蓮華咲く-」内で紹介
	10月	第6回全国国分寺サミット参加(新潟県佐渡市)
	12月	第12回企画展講演会「瓦様から歴史を見る」(国分寺の瓦)
	12月	但馬国分寺跡第24次調査 現地説明会
平成21年度 (2009)	10月	兵庫県埋蔵文化財調査成果連絡会「但馬国府・国分寺館と史跡但馬国分寺・国府推定地の保存と活用」
	11月	第7回全国国分寺サミット参加(東京都国分寺市)
	11月	みてやま学園講演会「木簡にみる古代の役人」
平成22年度 (2010)	12月	但馬国分寺跡第25次調査 現地説明会
	6月	藤井区民集會「古代但馬の都、国府と国分寺」
	8・9月	みてやま学園講演会「但馬国府・国分寺」
平成23年度 (2011)	10月	「歩き・み・ふれる歴史の道」兵庫大会 サブウォーク「但馬国府と但馬国分寺を訪ねて」
	7月	ひょうご歴史文化フォーラム講座「但馬国分寺調査の成果」
	10月	但馬ふるさとづくり大学講座「瓦から見た古代の但馬」
	11月	風土記の丘教室(島根県)「但馬国分寺の施設と機能」
平成24年度 (2012)	12月	但馬国分寺跡第29次調査 現地説明会
	1月	但馬学研究会例会「木簡から但馬の古代史を紐解く」
	6月	奈良大学博物館学講座「但馬国府・国分寺館の建設」
平成25年度 (2013)	3月	但馬国分寺跡 保存管理計画・整備基本計画策定
	5月	日高地区公民館異世代交流事業 但馬国分寺跡の見学など
	6月	但馬会寺庭婦人会「古代但馬の都 国府・国分寺」
	7月	青い鳥学級「古代但馬の都 国府・国分寺」
平成26年度 (2014)	10月	第8回全国国分寺サミット参加(福岡県大宰府市)
	5-8月	第29回企画展「但馬国分寺跡 発掘調査40年」
	6月	第29回企画展講演会「但馬国分寺跡 発掘調査40年の歩み」
	7月	第29回企画展講演会「但馬国分寺の施設と機能」
平成27年度 (2015)	11月	但馬長寿の郷健康福祉大学 などが山学園講座「国府国分寺の時代の但馬」
	11月	鈴鹿市考古博物館 寺院・官衙シリーズ講演会「但馬国府・国分寺を探る」
	1-2月	Weふらざ(JR江原駅構内)展示「但馬国分寺展-最近の調査と今後の課題-」
	2月	兵庫県生活文化大学 考古学講座「但馬国府・国分寺発掘調査40年の歩み」
平成28年度 (2016)	4月	豊岡市商工会まらぢみ「但馬の中心!国分寺をノルディックウォークで楽しく歩いてみよう!」
	5月	しまごと大学講座(長崎県壱岐市) 特別講座「但馬の歴史と文化-古墳・国分寺-」
	6月	日高小学校2年生館見学
	11月	登録博物館に登録
平成29年度 (2017)	1月	考古学研究会岡山例会第19回シンポジウム「国分寺の創建を考える-中国・四国地方の様相-」
	4月	Google インドアビュー-但馬国府・国分寺館公開
	4月	豊岡市立歴史博物館-但馬国府・国分寺館-に改称
	5月	日高東中学校2年生博物館見学
平成30年度 (2018)	7月	歴史博物館友の会設立
	7月	とよおか市民学芸員養成講座開講
	10月	第10回全国国分寺サミット参加(長崎県壱岐市)
	11月	れきしまつり開催(各種体験イベント)
平成31・ 令和元年度 (2019)	5月	日高東中学校2年生博物館見学
	7月	日高小学校2年生博物館見学
	10月	ひょうごミュージアムフェア出展
	10月	れきしまつり開催(各種体験イベント)
令和2年度 (2020)	11月	日高小学校土曜チャレンジ但馬国分寺跡発掘調査体験
	11月	但馬国分寺跡第35次調査 現地説明会
	12-3月	第39回企画展「ふるさとの宝もの-日高地区の文化遺産-」内で紹介
	5月	日高東中学校2年生博物館見学
令和3年度 (2021)	6月	日高小学校2年生博物館見学
	10月	れきしまつり開催(各種体験イベント)
	11月	日高小学校土曜チャレンジ但馬国分寺跡発掘調査体験
	1月	ひょうごミュージアムフェア出展
令和4年度 (2022)	2月	日高西中学校1、2年生博物館見学
	2月	清瀬小学校3、4年生博物館見学
	5月	日高東中学校2年生博物館見学
	6月	日高小学校2年生博物館見学
令和5年度 (2023)	9月	文化財室事務所博物館内へ移転、機能集約
	10月	但馬ふるさとづくり大学 但馬国分寺跡・歴史博物館見学
	11月	但馬まるごと感動市出展(古代衣裳体験など)
	1月	ひょうごミュージアムフェア出展
令和6年度 (2024)	4月	歴史博物館リニューアルオープン 但馬国分寺関係の展示改修
	4月	日高小学校6年生博物館見学
	6月	日高小学校2年生博物館見学
	7月	日高地区コミュニティウォークラリー
令和7年度 (2025)	1月	ひょうごミュージアムフェア出展
	4-5月	新型コロナウイルスの影響により臨時休館
	2月	但馬国分寺跡第38次調査 記者発表
	3月	歴史博物館新図録『とよおか歴史絵物語~むかしといまをつなぐ~』刊行
令和8年度 (2026)	4月	日高西中学校1年生博物館見学
	7-10月	第52回企画展「但馬国分寺跡 発掘調査の新発見!」
	8月	土器をさがそう!(発掘体験)
	8,10月	第52回企画展展示解説
令和9年度 (2027)	10月	第52回企画展現地見学会「国府・国分寺を歩く」
	10月	第52回企画展講演会「但馬国分寺の変遷と但馬国府」
	1-3月	展示室の空調設備工事により休館(館外展示「いざし古代学習館に豊岡市立歴史博物館がやってくる」開催)
	4月	但馬国分寺跡第41次調査 現地説明会(AM 友の会PM一般)(国分寺区子ども会)
令和10年度 (2028)	4月	〃 (国分寺区子ども会)
	7月	とよおかアート緑日(木製人形しおり作りを新しく実施)
	11月	大中遺跡まつり出展(木製人形しおり作り)
	12月	但馬国分寺跡第44次調査 現地説明会
令和11年度 (2029)	1月	ひょうごミュージアムフェア出展
	5月	土器をさがそう!(発掘体験)
令和12年度 (2030)	3月	但馬国分寺跡保存活用計画策定



第52回企画展「但馬国分寺跡発掘調査の新発見！」
チラシ



「但馬国分寺跡発掘調査の新発見！」展示風景



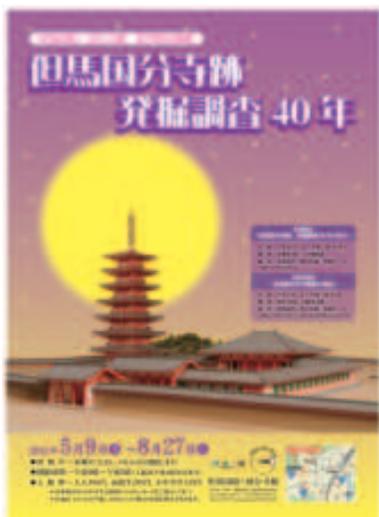
「但馬国分寺跡発掘調査の新発見！」講演会



「但馬国分寺跡発掘調査の新発見！」展示風景



「但馬国分寺跡発掘調査の新発見！」見学会



第29回企画展「但馬国分寺跡発掘調査40年」
チラシ



「但馬国分寺跡発掘調査40年」展示風景1



「歩き・み・ふれる歴史の道」兵庫大会



「但馬国分寺跡発掘調査40年」展示風景2



みてやま学園講演会「木簡にみる古代の役人」



但馬国分寺跡第25次調査現地説明会



但馬国分寺跡第41次調査現地説明会



但馬国分寺跡第44次調査速報展



但馬国分寺跡第29次調査現地説明会



Weぷらざ (JR 江原駅構内) 展示



高校生就業体験 展示作業補助

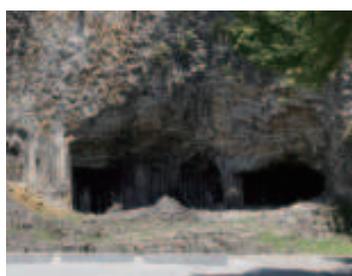
3 豊岡市の指定・登録文化財一覧

国指定・国選定文化財

番号	種別	指定年月日	名称	数量	単位	所在	所在地	年代
1	建造物	明治45年(1912) 2月8日	中島神社本殿	1	棟	豊岡	豊岡市三宅1	室町(正長元年)
2	建造物	昭和33年(1958) 5月14日	酒垂神社本殿	1	棟	豊岡	豊岡市法花寺字長楽寺725	室町(文安元年)
3	建造物	昭和33年(1958) 5月14日	久久比神社本殿	1	棟	豊岡	豊岡市下宮字谷口318	室町(永正4年)(庇は元禄15年)
4	建造物	明治37年(1904) 2月18日	温泉寺本堂	1	棟	城崎	豊岡市城崎町湯島985	室町(至徳4年)
5	建造物	昭和36年(1961) 3月23日	温泉寺宝篋印塔	1	基	城崎	豊岡市城崎町湯島985	室町前期
6	建造物	昭和45年(1970) 6月17日	日出神社本殿	1	棟	但東	豊岡市但東町畑山329	室町後期
7	絵画	大正元年(1912) 9月3日	絹本着色十六善神像	1	軀	城崎		鎌倉
8	彫刻	大正元年(1912) 9月3日	木造聖観音立像	1	軀	豊岡		平安
9	彫刻	大正元年(1912) 9月3日	木造四天王立像	4	軀	豊岡		平安
10	彫刻	明治37年(1904) 2月18日	木造十一面観音立像	1	軀	城崎		平安
11	彫刻	大正元年(1912) 9月3日	木造千手観音立像	1	軀	城崎		平安
12	工芸品	大正4年(1915) 3月26日	脇差 銘但州住国光 (外二梵字アリ)	1	口	出石		
13	史跡	平成2年(1990) 12月26日	但馬国分寺跡	26686	m ²	日高	豊岡市日高町国分寺	
14	史跡	平成8年(1996) 11月13日	山名氏城跡 (此隅山城跡)	255359	m ²	出石	豊岡市出石町袴狭字城浦26-1	
14	史跡	平成8年(1996) 11月13日	山名氏城跡 (有子山城跡)	1249330	m ²	出石	豊岡市出石町内町字蔵前1-1	
15	名勝	平成元年(1989) 9月22日	旧大岡寺庭園	4972	m ²	日高	豊岡市日高町大岡寺東西17	
16	天然記念物	昭和6年(1931) 2月20日	玄武洞(青龍洞)	5669	m ²	豊岡	豊岡市赤石竹栗1339他	
17	天然記念物	昭和26年(1951) 2月9日	畑上の大トチノキ	1	株	豊岡	豊岡市畑上字畑上1259	
18	天然記念物	昭和26年(1951) 2月9日	オオサンショウウオ			不定	地域を定めず	
18	特別天然記念物	昭和29年(1954) 3月29日	オオサンショウウオ			不定	地域を定めず	
19	天然記念物	昭和28年(1953) 3月31日	コウノトリ			不定	地域を定めず	
19	特別天然記念物	昭和31年(1956) 7月19日	コウノトリ			不定	地域を定めず	
20	天然記念物	昭和40年(1965) 5月12日	イヌワシ			不定	地域を定めず	
21	天然記念物	昭和45年(1970) 1月22日	オジロワシ			不定	地域を定めず	
22	天然記念物	昭和45年(1970) 1月23日	オオワシ			不定	地域を定めず	
23	天然記念物	昭和46年(1971) 5月19日	コクガン			不定	地域を定めず	
24	天然記念物	昭和46年(1971) 6月28日	マガン			不定	地域を定めず	
25	天然記念物	昭和46年(1971) 6月28日	ヒシクイ			不定	地域を定めず	
26	天然記念物	昭和50年(1975) 6月26日	ヤマネ			不定	地域を定めず	
27	重要伝統的建造物群保存地区	平成19年(2007) 12月4日	豊岡市出石伝統的建造物群保存地区	23.1	ha	出石	豊岡市出石町	江戸～



山名氏城跡(有子山城跡)主郭



玄武洞



日出神社



畑上の
大トチノキ

県指定文化財

番号	種別	指定年月日	名称	数量	単位	所在	所在地	年代
1	建造物	昭和45年(1970)3月16日	雷神社本殿	1	棟	豊岡	豊岡市佐野稲葉542	江戸(明暦2年(棟札))
2	建造物	昭和43年(1968)3月29日	石造九重塔	1	基	豊岡	豊岡市津居山字八幡山399	鎌倉中期
3	建造物	昭和42年(1967)3月24日	金剛寺宝篋印塔	1	基	豊岡	豊岡市金剛寺489	南北朝
4	建造物	昭和43年(1968)3月29日	観音寺仁王門	1	棟	日高	豊岡市日高町観音寺字中筋721	室町中期
5	建造物	平成20年(2008)3月21日	達徳会館(旧兵庫県豊岡尋常中学校本館)	1	棟	豊岡	豊岡市京町12-16	明治29年
6	建造物	平成10年(1998)4月28日	永楽館	1	棟	出石	豊岡市出石町柳17	明治
7	絵画	昭和62年(1987)3月24日	絹本着色両界曼荼羅図	2	幅	豊岡		室町
8	絵画	昭和46年(1971)4月1日	絹本淡彩月庵宗光像	1	棟	竹野		南北朝(永徳3年)
9	絵画	平成6年(1994)3月25日	絹本着色大日如来像	1	棟	竹野		鎌倉
10	絵画	平成6年(1994)3月25日	絹本着色愛染明王像	1	棟	竹野		鎌倉
11	絵画	昭和60年(1985)3月26日	隆国寺障壁画	36	面	日高		江戸
12	絵画	昭和58年(1983)3月29日	絹本着色十六羅漢像	16	幅	但東		南北朝～室町
13	彫刻	昭和40年(1965)3月16日	木造十一面観音像	1	軀	豊岡		平安
14	彫刻	昭和40年(1965)3月16日	木造十一面観音像	1	軀	豊岡		平安
15	彫刻	昭和43年(1968)3月29日	木造十一面千手観音立像	1	軀	豊岡		平安
16	彫刻	昭和54年(1979)3月20日	木造聖観音立像	1	軀	豊岡		平安
17	彫刻	昭和43年(1968)3月29日	木造四天王立像	4	軀	城崎		平安
18	彫刻	昭和58年(1983)3月4日	木造金剛力士立像	2	軀	城崎		鎌倉
19	彫刻	昭和23年(1948)3月29日	行道面	9	面	竹野		鎌倉
20	彫刻	昭和55年(1980)3月25日	木造地藏菩薩立像	1	軀	出石		平安後期
21	彫刻	昭和56年(1981)3月27日	木造千手観音立像	1	軀	出石		室町(天文4年)
22	彫刻	昭和57年(1982)3月26日	木造薬師如来坐像	1	軀	出石		平安後期
23	彫刻	平成16年(2004)3月9日	伝聖観音坐像	1	軀	出石		奈良末期～平安初期
24	彫刻	昭和40年(1965)4月1日	木造薬師如来坐像	1	軀	但東		平安
25	彫刻	平成3年(1991)3月30日	木造十一面観音立像	1	軀	但東		平安
26	工芸品	昭和48年(1973)3月9日	鱒口	1	口	日高		南北朝(明徳2年)
27	書跡	昭和62年(1987)3月24日	進美寺文書	2	巻	日高		鎌倉
28	考古資料	平成元年(1989)3月31日	金剛界五仏種子板碑	1	基	豊岡	豊岡市新堂字門谷310-4	室町
29	考古資料	平成15年(2003)3月25日	中郷深谷2号墳出土石棺	1	基	豊岡		古墳前期
30	考古資料	平成17年(2005)3月18日	妙楽寺出土仏具一括	34	点	豊岡		平安～鎌倉
31	考古資料	平成15年(2003)3月25日	森尾古墳出土品	107	点	豊岡		古墳前期
32	考古資料	平成17年(2005)3月18日	見蔵岡遺跡の石棒生産に関わる出土品	1	点	竹野		縄文中期
33	考古資料	昭和63年(1988)3月22日	田多地経塚出土遺物	1	一括	出石		平安後期
34	歴史資料	平成4年(1992)3月24日	金剛寺文書(足利尊氏寄進状)	1	通	豊岡		南北朝
35	有形民俗	昭和45年(1970)3月30日	農村歌舞伎舞台	1	棟	但東	豊岡市但東町虫生箱の宮	江戸
36	無形民俗	平成17年(2005)3月18日	法花寺万歳			豊岡	豊岡市法花寺	
37	無形民俗	平成12年(2000)5月2日	轟の太鼓踊り			竹野	豊岡市竹野町轟366	
38	史跡	昭和63年(1988)3月22日	中谷貝塚	173	m ²	豊岡	豊岡市中谷殿替827	縄文
39	史跡	平成14年(2002)4月9日	三宅瓦窯跡	1	基	豊岡	豊岡市三宅字家ノ上356-1	
40	史跡	昭和50年(1975)3月18日	二見古墳群	4	基	城崎	豊岡市城崎町上山1707他	6世紀後半
41	史跡	平成3年(1991)3月30日	ケゴヤ古墳	1	基	城崎	豊岡市城崎町上山523-1	6世紀末～7世紀
42	史跡	平成3年(1991)3月30日	鬼神谷窯跡	3	基	竹野	豊岡市竹野町鬼神谷字宮ノ下13他	5世紀末～7世紀
43	史跡	昭和52年(1977)3月29日	桶縫古墳	1	基	日高	豊岡市日高町鶴岡字森垣67-3	6世紀
44	名勝	昭和43年(1968)3月29日	切浜の「はさかり岩」			竹野	豊岡市竹野町切浜	
45	名勝	昭和47年(1972)3月24日	宗鏡寺本堂庭園	344	m ²	出石	豊岡市出石町東条33	江戸時代
46	名勝	平成27年(2015)3月10日	観正寺庭園	261	m ²	豊岡	豊岡市気比2141	江戸時代(文化4年)
47	天然記念物	昭和40年(1965)3月16日	白藤神社の大モミ	1	本	豊岡	豊岡市大谷687-1	
48	天然記念物	昭和40年(1965)3月16日	絹巻神社の暖地性原生林	12068	m ²	豊岡	豊岡市気比字絹巻2585	
49	天然記念物	昭和43年(1968)3月29日	小江神社の大ケヤキ	1	本	豊岡	豊岡市江野字大ベライ1523	
50	天然記念物	平成2年(1990)3月20日	鎌田のイヌマキ	1	本	豊岡	豊岡市鎌田97	
51	天然記念物	昭和47年(1972)3月24日	波食巖穴群	153	m ²	竹野	豊岡市竹野町賀嶋3	
52	天然記念物	昭和47年(1972)3月24日	宇日流紋岩の流理(流紋)	9000	m ²	竹野	豊岡市竹野町田久日字向山	
53	天然記念物	平成17年(2005)3月18日	桑野本の大イチョウ	1	本	竹野	豊岡市竹野町桑野本850	
54	天然記念物	昭和42年(1967)3月31日	栃本の溶岩瘤			日高	豊岡市日高町栃本字西畑(稲葉川南岸沿)	
55	天然記念物	昭和43年(1968)3月29日	栃が谷平のアスナロ群生	170000	m ²	日高	豊岡市日高町万劫	
56	天然記念物	平成17年(2005)3月18日	天神社のトチノキ	1	本	日高	豊岡市日高町万場480	
57	天然記念物	昭和61年(1986)3月25日	一宮神社のケヤキの森	9	本	但東	豊岡市但東町久畑875	

市指定文化財

番号	種別	種別番号	指定年月日	名称	数量	単位	所在	所在地	年代
1	建造物	1	昭和44年(1969)6月1日	宝篋印塔	1	基	豊岡	豊岡市佐野字宮谷	
2	建造物	2	昭和52年(1977)11月1日	旧豊岡県庁の門	1	棟	豊岡	豊岡市京町5-28	
3	建造物	3	昭和52年(1977)11月1日	宝篋印塔「伝田結庄は義供養塔」	1	基	豊岡	豊岡市日撫	
4	建造物	4	昭和63年(1988)4月27日	妙経寺の中世石造供養塔群	28	基	豊岡	豊岡市九日市下町292	
5	建造物	5	平成元年(1989)4月28日	「称名寺」銘 宝篋印塔	1	基	豊岡	豊岡市九日市上町192	
6	建造物	6	平成4年(1992)5月12日	妙経寺の題目印塔	1	基	豊岡	豊岡市九日市下町292	
7	建造物	7	昭和50年(1975)3月1日	弁天山宝篋印塔	1	基	城崎	豊岡市城崎町湯島261	南北朝(応安2年)
8	建造物	8	昭和50年(1975)3月1日	桃島宝篋印塔	1	基	城崎	豊岡市城崎町桃島1043-14	南北朝(応安5年)
9	建造物	9	昭和50年(1975)3月1日	温泉寺宝篋印塔(東塔)	1	基	城崎	豊岡市城崎町湯島985-2	室町末期
10	建造物	10	昭和58年(1983)5月4日	極楽寺山門	1	門	城崎	豊岡市城崎町湯島801	
11	建造物	11	昭和58年(1983)5月4日	温泉寺山門(仁王門)	1	棟	城崎	豊岡市城崎町湯島985-2	
12	建造物	12	平成4年(1992)5月19日	温泉寺多宝塔	1	基	城崎	豊岡市城崎町湯島985	江戸中期 1766年再建
13	建造物	13	昭和56年(1981)3月6日	宝篋印塔	8	基	竹野	豊岡市竹野町羽入226	
14	建造物	14	昭和52年(1977)3月29日	長楽寺薬師堂	1	棟	日高	豊岡市日高町上石664	
15	建造物	15	昭和57年(1982)4月26日	宝篋印塔	1	基	日高	豊岡市日高町栗栖野573	
16	建造物	16	昭和57年(1982)4月26日	大圓寺山門	1	棟	日高	豊岡市日高町栗栖野573	
17	建造物	17	昭和51年(1976)3月31日	見性寺鐘楼	1	棟	出石	豊岡市出石町松枝147	江戸
18	建造物	18	昭和51年(1976)3月31日	経王寺鐘楼	1	棟	出石	豊岡市出石町下谷6	江戸
19	建造物	19	昭和53年(1978)3月31日	宗鏡寺開山堂	1	棟	出石	豊岡市出石町東条33	江戸
20	建造物	20	昭和57年(1982)3月20日	須義神社本殿	1	棟	出石	豊岡市出石町荒木273-1	江戸
21	建造物	21	昭和57年(1982)3月20日	願成寺山門	1	棟	出石	豊岡市出石町東条32	江戸 文化元年棟札
22	建造物	22	昭和57年(1982)3月20日	旧郡役所建物	1	棟	出石	豊岡市出石町魚屋50	明治
23	建造物	23	昭和58年(1983)3月22日	御出石神社本殿	1	棟	出石	豊岡市出石町桐野	江戸
24	建造物	24	平成2年(1990)3月24日	出石神社社殿	1	棟	出石	豊岡市出石町宮内1141	大正
25	建造物	25	平成9年(1997)1月28日	旧福富家住宅	1	棟	出石	豊岡市出石町宵田78	明治
26	建造物	26	昭和44年(1969)3月31日	キリシタン灯籠	1	基	出石	豊岡市出石町鍛冶屋	安土桃山
27	建造物	27	昭和44年(1969)3月31日	キリシタン灯籠	1	基	出石	豊岡市出石町宵田78	安土桃山
28	建造物	28	平成2年(1990)3月24日	六十六部供養塔	1	基	出石	豊岡市出石町宵田78	室町(天文7年)
29	建造物	29	昭和51年(1976)3月5日	今井敏郎氏宅	1	棟	但東	豊岡市但東町畑山	江戸時代
30	建造物	30	昭和51年(1976)3月5日	大生部兵主神社本殿・拝殿	2	棟	但東	豊岡市但東町薬王寺宮内848	江戸時代
31	建造物	31	昭和51年(1976)3月5日	宝篋印塔	1	基	但東	豊岡市但東町佐々木116	南北朝時代
32	建造物	32	昭和51年(1976)3月5日	嘉吉断碑	1	基	但東	豊岡市但東町中山1151	室町時代
33	建造物	33	昭和51年(1976)3月5日	経塚	1	基	但東	豊岡市但東町出合市場	江戸時代
34	建造物	34	昭和51年(1976)3月5日	笠塔婆	1	基	但東	豊岡市但東町中山233	鎌倉時代
35	建造物	35	昭和51年(1976)3月5日	逆修塔	3	基	但東	豊岡市但東町中山233	室町時代
36	建造物	36	昭和51年(1976)3月5日	山本家嘉碑	1	基	但東	豊岡市但東町生字谷虫生	江戸時代
37	建造物	37	昭和51年(1976)3月5日	庚申塔	1	基	但東	豊岡市但東町河本	江戸時代
38	建造物	38	昭和51年(1976)3月5日	庚申塔	1	基	但東	豊岡市但東町佐々木116	江戸時代
39	建造物	39	昭和51年(1976)3月5日	庚申塔	1	基	但東	豊岡市但東町佐田862	江戸時代
40	建造物	40	昭和51年(1976)3月5日	庚申塔	1	基	但東	豊岡市但東町久畑	江戸時代
41	建造物	41	昭和51年(1976)3月5日	庚申塔	1	基	但東	豊岡市但東町大河内	江戸時代
42	建造物	42	昭和51年(1976)3月5日	庚申塔	1	基	但東	豊岡市但東町赤花	江戸時代
43	建造物	43	昭和51年(1976)3月5日	地境争犠牲者供養碑	1	基	但東	豊岡市但東町赤花	江戸時代
44	絵画	1	昭和48年(1973)6月15日	一遍上人絵像	1	幅	豊岡		
45	絵画	2	昭和60年(1985)3月29日	春日曼荼羅図	1	幅	豊岡		
46	絵画	3	昭和63年(1988)4月27日	涅槃像図	1	幅	豊岡		
47	絵画	4	昭和53年(1978)4月4日	海北友竹作「紙本温泉寺縁起図」	1	軸	城崎		江戸中期
48	絵画	5	昭和53年(1978)4月4日	齊藤崎庵作「那智群山区」	8	面	城崎		江戸中期
49	絵画	6	昭和53年(1978)4月4日	齊藤崎庵作「渭川煙雨図」	8	面	城崎		江戸中期
50	絵画	7	昭和53年(1978)4月4日	齊藤崎庵作「紙本山水図(林多太古樹山有四時雲)」	1	軸	城崎		江戸中期
51	絵画	8	昭和52年(1977)11月15日	絹本彩色伯英徳俊全図	1	幅	竹野		
52	絵画	9	昭和61年(1986)3月27日	悦叔宗最禅師頂相	1	幅	日高		
53	絵画	10	昭和43年(1968)3月30日	沢庵和尚自賛頂相	1	幅	出石		江戸時代
54	絵画	11	平成元年(1989)3月23日	釈迦如来十六善神画像	1	幅	出石		南北朝
55	絵画	12	平成元年(1989)3月23日	釈迦如来十六善神画像	1	幅	出石		室町
56	絵画	13	平成元年(1989)3月23日	地藏菩薩画像	1	幅	出石		室町時代
57	絵画	14	平成元年(1989)3月23日	三十六歌仙屏風	1	幅	出石		江戸時代
58	絵画	15	昭和51年(1976)3月5日	達磨像(作:白隠)	1	棟	但東		江戸時代
59	絵画	16	昭和51年(1976)3月5日	達磨像(作:祥啓)	1	棟	但東		室町時代
60	絵画	17	昭和51年(1976)3月5日	布袋像賛	1	幅	但東		江戸時代
61	絵画	18	昭和51年(1976)3月5日	寒山拾得図	2	幅	但東		室町時代
62	絵画	19	令和3年(2021)4月8日	絹本着色尊勝曼荼羅図	1	幅	城崎		室町時代
63	絵画	20	令和3年(2021)4月8日	絹本着色愛染明王像	1	幅	城崎		室町時代
64	絵画	21	令和3年(2021)4月8日	絹本墨画淡彩不動明王像	1	幅	城崎		室町時代
65	絵画	22	令和5年(2023)10月20日	絹本着色両界曼荼羅図	2	幅	日高		室町時代
66	絵画	23	令和5年(2023)10月20日	絹本着色弘法大師画像	1	幅	日高		室町時代
67	彫刻	1	昭和52年(1977)11月1日	十一面観音立像	1	軀	豊岡		
68	彫刻	2	昭和61年(1986)3月26日	聖観音立像	1	軀	豊岡		
69	彫刻	3	昭和52年(1977)11月16日	狛犬	1	対	竹野		
70	彫刻	4	昭和55年(1980)3月26日	木造聖観音菩薩立像	1	軀	竹野		
71	彫刻	5	昭和55年(1980)3月26日	木造十一面観音菩薩立像	1	軀	竹野		
72	彫刻	6	昭和48年(1973)3月29日	木造四天王像	2	軀	日高		
73	彫刻	7	昭和55年(1980)4月21日	磨崖仏	1	基	日高		
74	彫刻	8	昭和55年(1980)4月21日	薬師如来像	1	軀	日高		
75	彫刻	9	昭和58年(1983)3月28日	一石六地藏	1	基	日高		
76	彫刻	10	昭和61年(1986)3月27日	逆修供養塔	1	基	日高	豊岡市日高町松岡275	
77	彫刻	11	平成元年(1989)3月28日	石鐘	1	基	日高	豊岡市日高町山宮1352	
78	彫刻	12	平成元年(1989)3月28日	磨崖仏	1	基	日高		
79	彫刻	13	昭和44年(1969)6月3日	木造観世音菩薩立像	1	軀	出石		江戸時代

番号	種別	種別番号	指定年月日	名称	数量	単位	所在	所在地	年代
80	彫刻	14	昭和44年(1969)6月3日	木造勢至菩薩立像	1	軀	出石		江戸時代
81	彫刻	15	昭和44年(1969)6月3日	木造阿彌陀如来坐像	1	軀	出石		江戸時代
82	彫刻	16	昭和46年(1971)3月31日	木造薬師如来坐像	1	軀	出石		安土桃山
83	彫刻	17	昭和55年(1980)3月31日	木造阿彌陀如来坐像	1	軀	出石		江戸時代
84	彫刻	18	平成元年(1989)3月23日	木造釈迦如来坐像	1	軀	出石		鎌倉
85	彫刻	19	昭和51年(1976)3月5日	阿彌陀如来坐像	1	軀	但東		室町時代
86	彫刻	20	昭和51年(1976)3月5日	如意輪觀世音菩薩坐像	1	軀	但東		平安時代
87	彫刻	21	昭和51年(1976)3月5日	十一面觀世音菩薩立像	1	軀	但東		平安時代
88	彫刻	22	昭和51年(1976)3月5日	阿彌陀如来坐像(坂津・長禅庵)	1	軀	但東		室町時代
89	彫刻	23	昭和51年(1976)3月5日	聖觀世音菩薩立像	1	軀	但東		室町時代
90	彫刻	24	昭和51年(1976)3月5日	千体仏	1004	軀	但東		江戸時代
91	彫刻	25	昭和51年(1976)3月5日	四天王像(多聞天・増長天)	2	軀	但東		平安時代
92	彫刻	26	昭和51年(1976)3月5日	地藏菩薩立像	1	軀	但東		平安時代
93	彫刻	27	昭和51年(1976)3月5日	十一面觀世音菩薩立像	1	軀	但東		平安時代
94	彫刻	28	昭和51年(1976)3月5日	朽木仏像群	27	軀	但東		平安時代
95	彫刻	29	昭和51年(1976)3月5日	阿彌陀如来坐像	1	軀	但東		室町時代
96	彫刻	30	昭和59年(1984)3月31日	大日如来坐像	1	基	但東		室町時代
97	彫刻	31	令和3年(2021)4月8日	木造大日如来坐像	1	軀	城崎		平安時代
98	彫刻	32	令和5年(2023)10月20日	木造毘沙門天立像	1	軀	日高		平安時代
99	工芸品	1	昭和52年(1977)11月1日	高屋焼染付大花瓶	1	点	豊岡		
100	工芸品	2	平成8年(1996)3月27日	青銅密教法具ほか 附越前焼甕	16	口	竹野		
101	工芸品	3	昭和45年(1970)4月17日	長楽寺の茶湯釜	1	口	日高		
102	工芸品	4	昭和51年(1976)3月26日	大圓寺釣鐘	1	口	日高		
103	工芸品	5	昭和52年(1977)3月29日	気多神社の鰐口	1	口	日高		
104	工芸品	6	昭和53年(1978)3月24日	久斗文楽人形の頭	24	点	日高		
105	工芸品	7	昭和44年(1969)6月3日	經典輪藏(転輪経藏)	1	基	出石		江戸後期(文政4年)
106	工芸品	8	昭和43年(1968)3月30日	沢庵和尚夢見の鐘	1	口	出石		室町(長享2年)
107	工芸品	9	昭和43年(1968)3月30日	出石大神宮銅印	1	点	出石		鎌倉時代
108	工芸品	10	昭和46年(1971)3月31日	仙石政明具足	1	揃	出石		江戸中期(貞享3年)
109	工芸品	11	昭和46年(1971)3月31日	小出公馬印	1	点	出石		江戸時代
110	工芸品	12	昭和46年(1971)3月31日	仙石秀久馬印	1	点	出石		江戸時代
111	工芸品	13	昭和46年(1971)3月31日	雲板	1	口	出石		江戸前期(寛文9年)
112	工芸品	14	昭和46年(1971)3月31日	櫓時計	1	基	出石		江戸時代
113	工芸品	15	昭和46年(1971)3月31日	天目台	1	点	出石		安土桃山
114	工芸品	16	昭和48年(1973)3月20日	大安寺鰐口	1	口	出石		鎌倉(応永3年)
115	工芸品	17	昭和48年(1973)3月20日	猿猴の甲冑	1	揃	出石		江戸初期(元和元年)
116	工芸品	18	昭和48年(1973)3月20日	経文胴の甲冑	1	揃	出石		安土桃山(天正18年)
117	書跡	1	昭和48年(1973)3月29日	大圓寺開山悦叔禅師語録	3	幅	日高		
118	書跡	2	昭和58年(1983)3月28日	寺本久内判物	1	幅	日高		
119	書跡	3	昭和58年(1983)3月28日	光厳上皇院宣	1	幅	日高		
120	書跡	4	昭和58年(1983)3月28日	大岡寺文書	30	幅	日高		
121	書跡	5	昭和58年(1983)3月28日	山論文書		幅	日高		
122	書跡	6	昭和60年(1985)3月30日	羽柴秀長鮎魚免状	1	幅	日高		
123	書跡	7	昭和60年(1985)3月30日	前野長泰判物	1	幅	日高		
124	書跡	8	昭和60年(1985)3月30日	前野長泰判物	1	幅	日高		
125	書跡	9	昭和61年(1986)3月27日	悦岩道号記	1	幅	日高		
126	書跡	10	昭和43年(1968)3月30日	後村上天皇論旨	1	葉	出石		鎌倉(正平6年)
127	書跡	11	昭和43年(1968)3月30日	蓮華王院院宣	1	葉	出石		中世
128	書跡	12	昭和43年(1968)3月30日	家則・家朝補任状・軍忠状 他2	2	葉	出石		鎌倉
129	書跡	13	昭和43年(1968)3月30日	莊園の図	1	葉	出石		鎌倉
130	書跡	14	昭和43年(1968)3月30日	山名持豊の願文	1	葉	出石		室町(永享8年)
131	書跡	15	昭和43年(1968)3月30日	源家景補任状	1	葉	出石		鎌倉(建武元年)
132	書跡	16	昭和44年(1969)6月3日	出石城下町絵図	1	葉	出石		江戸後期(天保2年)
133	書跡	17	昭和44年(1969)6月3日	寄進文 他7葉	7	葉	出石		中世文書
134	書跡	18	昭和44年(1969)6月3日	山名文書書翰 他6葉	7	葉	出石		中世文書
135	書跡	19	昭和44年(1969)6月3日	御用部屋日記			出石		江戸後期~明治
136	書跡	20	昭和44年(1969)6月3日	東門日乗	21	部	出石		江戸後期
137	書跡	21	昭和46年(1971)3月31日	豊太閤制札本紙	1	葉	出石		安土桃山(天正8年)
138	書跡	22	昭和51年(1976)3月31日	大楳国師墨跡	1	葉	出石		室町
139	書跡	23	昭和51年(1976)3月31日	菅荘八幡宮文書(写)			出石		室町(大正時代の写し)
140	書跡	24	昭和53年(1978)3月31日	大悲山(山号)沢庵和尚筆	1	葉	出石		室町
141	書跡	25	昭和55年(1980)3月31日	中世文書山名誠豊公 他8	8	葉	出石		室町
142	書跡	26	昭和58年(1983)3月22日	仙石久行筆「弘道館」横額	1	幅	出石		江戸中期(天明2年)
143	書跡	27	昭和58年(1983)3月22日	松平定信筆横額	1	幅	出石		江戸中期(文化8年)
144	書跡	28	昭和58年(1983)3月22日	東郷平八郎筆横額	1	幅	出石		明治37年
145	書跡	29	昭和59年(1984)3月30日	沙門法音院日道筆勅進状	1	葉	出石		安土桃山(天正9年)

番号	種別	種別番号	指定年月日	名称	数量	単位	所在	所在地	年代
146	書跡	30	平成26年(2014)3月28日	豊岡藩校「稽古堂」扁額並びに「稽古堂記」	2	面	豊岡		江戸末期
147	書跡	31	令和元年(2019)7月19日	三野神社大般若経	1607	点	日高		平安末期～鎌倉初期
148	書跡	32	令和3年(2021)4月8日	温泉寺縁起帳	1	巻	城崎		室町時代
149	書跡	33	令和3年(2021)4月8日	万人講衆縁起	1	巻	城崎		室町時代
150	古文書	1	昭和44年(1969)4月1日	光行寺胎内文書	54	葉	豊岡		鎌倉時代
151	古文書	2	昭和44年(1969)4月1日	鳥井家文書	80	巻	豊岡		
152	古文書	3	昭和52年(1977)11月1日	河本家文書「宮部継潤安堵状」	1	枚	豊岡		
153	古文書	4	昭和52年(1977)11月1日	光行寺文書「寺領安堵状」	4	枚	豊岡		
154	古文書	5	昭和51年(1976)3月5日	但馬大田文(写)	1	枚	但東		江戸時代
155	古文書	6	昭和51年(1976)3月5日	わら谷地境争戦許状関係文書			但東		江戸時代
156	古文書	7	昭和51年(1976)3月5日	天正八年「検地帳」写	1	枚	但東		江戸時代
157	古文書	8	昭和51年(1976)3月5日	山名文書	1	枚	但東		室町時代
158	歴史資料	1	平成9年(1997)6月27日	大石家文書	3	通	豊岡		
159	歴史資料	2	平成15年(2003)2月4日	円山川改修測量図	1	幅	豊岡		
160	歴史資料	3	平成20年(2008)7月28日	大将野庄銘逆修碑	1	点	日高	豊岡市日高町野々庄782	室町時代
161	考古資料	1	平成14年(2002)1月28日	高屋金山鉄製経筒	2	点	豊岡		
162	考古資料	2	昭和54年(1979)3月8日	鬼神谷窯跡出土品			竹野		
163	考古資料	3	昭和55年(1980)4月21日	風鐸	1	点	日高		
164	考古資料	4	昭和55年(1980)4月21日	木簡	36	点	日高		
165	考古資料	5	昭和55年(1980)4月21日	袂状耳飾	1	点	日高		
166	考古資料	6	昭和43年(1968)3月30日	下安良古墳出土品			出石		古墳前期
167	考古資料	7	昭和43年(1968)3月30日	長持形石棺残片	1	点	出石		古墳中期
168	考古資料	8	昭和43年(1968)3月30日	長持形石棺残片	2	点	出石		古墳中期
169	考古資料	9	昭和53年(1978)3月31日	出石神社旧鳥居残欠	2	基	出石		不明
170	考古資料	10	昭和56年(1981)3月31日	弥生式土器(器台)	1	点	出石		弥生後期
171	考古資料	11	平成元年(1989)3月23日	入佐山3号墳出土品			出石		古墳前期
172	考古資料	12	昭和51年(1976)3月5日	経筒外容器	1	基	但東		平安時代
173	考古資料	13	昭和51年(1976)3月5日	奥藤古墳出土一括資料(須恵器)	15	個	但東		古墳時代
174	考古資料	14	昭和59年(1984)3月31日	古鍋器(仏具)	16	個	但東		平安～鎌倉
175	考古資料	15	昭和59年(1984)3月31日	瓦経	1	基	但東		平安～鎌倉
176	無形文化財保持者	1	平成元年(1989)7月31日	城崎麦わら細工技術保持者	2	名	城崎		
177	有形民俗	1	昭和52年(1977)11月1日	柳ごおり生産用具一式および製品	1	式	豊岡		
178	有形民俗	2	昭和54年(1979)3月8日	飾千石船	2	基	竹野		
179	有形民俗	3	昭和55年(1980)3月26日	石造十界曼荼羅	1	基	竹野	豊岡市竹野町轟366	
180	有形民俗	4	昭和55年(1980)3月26日	石棹	2	本	竹野		
181	有形民俗	5	昭和62年(1987)12月21日	興長寺熊野堂海上信仰資料	90	点	竹野		
182	有形民俗	6	昭和62年(1987)12月21日	鷹野神社海上信仰資料	3	点	竹野		
183	有形民俗	7	昭和46年(1971)3月31日	大名行列諸道具一式			出石		江戸時代
184	有形民俗	8	令和5年(2023)4月3日	永楽館歌舞伎衣裳及び関連資料			出石		
185	無形民俗	1	平成8年(1996)9月2日	奈佐節(六条さん)			豊岡	豊岡市奈佐地区一円	
186	無形民俗	2	平成8年(1996)9月2日	雷神社の御田植祭			豊岡	豊岡市佐野(雷神社)	
187	無形民俗	3	昭和54年(1979)3月8日	轟大神楽			竹野	豊岡市竹野町轟	
188	無形民俗	4	昭和52年(1977)3月29日	そうだろ節とヤチャ節			日高	豊岡市日高町神鍋	
189	無形民俗	5	平成5年(1993)3月29日	田ノ口の養の神祭			日高	豊岡市日高町田ノ口	
190	無形民俗	6	平成5年(1993)3月29日	松岡の御柱祭			日高	豊岡市日高町松岡	
191	無形民俗	7	昭和46年(1971)3月31日	大名行列槍振り			出石	豊岡市出石町菅田周辺	江戸時代
192	無形民俗	8	平成6年(1994)6月17日	織まわし			出石	豊岡市出石町宮内	江戸時代
193	無形民俗	9	昭和51年(1976)3月5日	ささ囃子(太鼓踊)			但東	豊岡市但東町虫生	
194	史跡	1	昭和48年(1973)6月15日	銅鐸出土地(跡)	1	基	豊岡	豊岡市気比	
195	史跡	2	昭和52年(1977)11月1日	森尾古墳跡	1	基	豊岡	豊岡市森尾	
196	史跡	3	昭和52年(1977)11月1日	大石りく遺髪塚	1	基	豊岡	豊岡市日撫	
197	史跡	4	昭和57年(1982)6月29日	風谷古墳	1	基	豊岡	豊岡市田結字風谷	
198	史跡	5	昭和61年(1986)3月29日	大師山古墳群	16	基	豊岡	豊岡市引野字大成ル他	
199	史跡	6	平成6年(1994)4月25日	鶴城址	204102	m ²	豊岡	豊岡市山本字愛宕山49-18他	
200	史跡	7	平成12年(2000)8月29日	三開山城址	151145	m ²	豊岡	豊岡市木内字見開山1051-1他	
201	史跡	8	平成17年(2005)2月24日	加陽大市山遺跡	2040	m ²	豊岡	豊岡市加陽字大市山81	奈良後期～平安
202	史跡	9	昭和55年(1980)3月26日	ヨゴレババ古墳群	2	基	竹野	豊岡市竹野町久日字坊主が鳴484-6	
203	史跡	10	昭和44年(1969)3月15日	神鍋遺跡			日高	豊岡市日高町太田	
204	史跡	11	昭和51年(1976)3月26日	岩倉古墳群			日高	豊岡市日高町栗栖野	
205	史跡	12	昭和43年(1968)3月30日	出石城跡(平城)			出石	豊岡市出石町内町字城山	江戸時代
206	史跡	13	昭和43年(1968)3月30日	家老屋敷及び長屋門			出石	豊岡市出石町内町98-9	江戸時代
207	史跡	14	昭和43年(1968)3月30日	茶白山古墳	1	基	出石	豊岡市出石町谷山847-1	古墳時代
208	史跡	15	昭和44年(1969)6月3日	辰鼓楼	1	棟	出石	豊岡市出石町内町1	明治4年
209	史跡	16	昭和51年(1976)3月31日	須義八幡山古墳	1	基	出石	豊岡市出石町細見字丸山	古墳時代
210	史跡	17	昭和51年(1976)3月31日	船着場灯籠	1	基	出石	豊岡市出石町柳53-23	明治2年
211	史跡	18	昭和51年(1976)3月31日	寺屋敷出土焼窯跡	1	基	出石	豊岡市出石町福住	明治時代
212	史跡	19	昭和51年(1976)3月31日	加藤弘之生家	1	棟	出石	豊岡市出石町下谷	江戸時代
213	史跡	20	平成25年(2013)4月24日	出石焼国会窯・徳利窯	2	基	出石	豊岡市出石町福住字花山	明治～昭和
214	史跡	21	昭和51年(1976)3月5日	亀ヶ城跡			但東	豊岡市但東町太田字家ノ上ほか	室町時代
215	史跡	22	昭和51年(1976)3月5日	御池(恒良親王住居跡)			但東	豊岡市但東町中畑山	室町時代
216	史跡	23	昭和51年(1976)3月5日	旧但馬安国寺跡			但東	豊岡市但東町相田	室町時代
217	史跡	24	昭和51年(1976)3月5日	旧金蔵寺及び金蔵寺城跡			但東	豊岡市但東町中山	中世
218	史跡	25	昭和51年(1976)3月5日	久畑関所跡			但東	豊岡市但東町久畑	江戸時代
219	史跡	26	昭和51年(1976)3月5日	大岡畔・わら谷			但東	豊岡市但東町西野々わら谷他	江戸時代
220	史跡	27	昭和51年(1976)3月5日	奥藤古墳	1	基	但東	豊岡市但東町奥藤	古墳時代
221	史跡	28	昭和51年(1976)3月5日	佐田古墳	1	基	但東	豊岡市但東町佐田	古墳時代
222	史跡	29	昭和51年(1976)3月5日	栗尾古墳	1	基	但東	豊岡市但東町栗尾	古墳時代

番号	種別	種別番号	指定年月日	名称	数量	単位	所在	所在地	年代
223	史跡	30	平成20年(2008)7月28日	倉見陣屋跡		5筆	豊岡	豊岡市倉見字石谷	江戸時代
224	名勝	1	平成13年(2001)2月27日	三木邸庭園		244㎡	豊岡	豊岡市目坂	
225	名勝	2	昭和52年(1977)11月15日	段の白滝と河床			竹野	豊岡市竹野町段字白滝	
226	名勝	4	昭和55年(1980)12月18日	隆国寺石垣		1基	日高	豊岡市日高町荒川22	
227	名勝	5	昭和53年(1978)3月31日	竜谷寺本堂庭園			出石	豊岡市出石町三木135	江戸時代
228	名勝	6	昭和53年(1978)3月31日	白米の滝			出石	豊岡市出石町袴狭	
229	名勝	7	昭和60年(1985)3月20日	願成寺本堂庭園			出石	豊岡市出石町東条32	江戸時代
230	名勝	8	昭和63年(1988)4月26日	経王寺本堂庭園			出石	豊岡市出石町下谷6	江戸時代
231	名勝	9	昭和63年(1988)4月26日	中和邸庭園			出石	豊岡市出石町三木133-2	江戸時代
232	天然記念物	1	昭和44年(1969)6月1日	ハナミョウガの群落			豊岡	豊岡市気比	
233	天然記念物	2	昭和52年(1977)11月1日	めぐみ公園のシノキ		1本	豊岡	豊岡市京町	
234	天然記念物	4	平成7年(1995)6月25日	絹巻神社周辺の暖地性原生林		9278㎡	豊岡	豊岡市気比字絹巻3675-3 他	
235	天然記念物	5	平成6年(1994)6月25日	畑上の大トチノキ群		78498㎡	豊岡	豊岡市畑上1259-28	
236	天然記念物	6	平成9年(1997)6月27日	金刀比羅神社のコブシ		1本	豊岡	豊岡市野上字尾崎626-1	
237	天然記念物	7	平成2年(1990)5月18日	ヒメハルゼミの発生地			城崎	豊岡市城崎町湯島	
238	天然記念物	8	平成2年(1990)5月18日	温泉寺参道沿いの古木群			城崎	豊岡市城崎町湯島	
239	天然記念物	9	昭和51年(1976)3月8日	おまき桜		1本	竹野	豊岡市竹野町椒字岩内	
240	天然記念物	10	昭和44年(1969)3月15日	神鍋山及び神鍋溶岩流			日高	豊岡市日高町栗栖野他	
241	天然記念物	11	昭和48年(1973)3月29日	山神社社叢			日高	豊岡市日高町山宮	
242	天然記念物	12	昭和55年(1980)4月21日	奇勝知見のとんがり山と大桜			日高	豊岡市日高町知見	
243	天然記念物	13	昭和58年(1983)3月28日	久斗兵主神社のケヤキ		1本	日高	豊岡市日高町久斗	
244	天然記念物	14	昭和59年(1984)3月30日	井田神社社叢			日高	豊岡市日高町鶴岡	
245	天然記念物	15	昭和59年(1984)3月30日	万劫の大カツラ		1本	日高	豊岡市日高町万劫59-3	
246	天然記念物	16	平成5年(1993)9月16日	石部神社の大ケヤキ		1本	出石	豊岡市出石町下谷54-1	
247	天然記念物	17	昭和51年(1976)3月5日	説法杉		1本	但東	豊岡市但東町中山1151	
248	天然記念物	18	昭和51年(1976)3月5日	清竜の滝			但東	豊岡市但東町西谷字滝ノ谷105	
249	天然記念物	19	昭和51年(1976)3月5日	大師山巨石群			但東	豊岡市但東町赤花字菅谷	
250	天然記念物	20	昭和51年(1976)3月5日	オオサンショウウオ棲息地			但東	豊岡市但東町坂野	
251	天然記念物	21	平成19年(2007)3月26日	安川神社のムクノキ		1本	豊岡	豊岡市百合地向フ山1314	

国登録・県登録有形文化財

番号	種別	指定年月日	名称	数量	単位	所在	所在地	年代
1	有形(建造物)	平成18年(2006)3月23日	赤木家住宅主屋ほか	15棟	棟	豊岡	豊岡市引野972	明治3年
2	有形(建造物)	平成18年(2006)12月19日	豊岡市役所南庁舎別館(旧兵庫縣農工銀行豊岡支店)	1棟	棟	豊岡	豊岡市中央町11-22	昭和9年
3	有形(建造物)	平成20年(2008)3月7日	平尾家住宅主屋ほか	41棟	棟	豊岡	豊岡市森尾958	明治29年
4	有形(建造物)	平成23年(2011)1月26日	大石家住宅主屋ほか	12棟	棟	但東	豊岡市但東町矢根1076 他	明治8年
5	有形(建造物)	平成26年(2014)8月19日	三木屋東館・三木屋西館	2棟	棟	城崎	豊岡市城崎町湯島487	昭和2年
6	有形(建造物)	平成27年(2015)3月26日	旧中和家住宅主屋	1棟	棟	出石	豊岡市出石町三木字廣畑133-2	江戸中期
7	有形(建造物)	平成27年(2015)8月4日	ゆとうや旅館詠帰亭及び扶老亭ほか	5棟	棟	城崎	豊岡市城崎町湯島字愛宕373	大正15年
8	有形(建造物)	平成27年(2015)11月17日	大鷲川橋梁群	5基	基	城崎	豊岡市城崎町湯島	昭和元年
9	有形(建造物)	平成27年(2015)11月17日	旧城崎郵便局	1棟	棟	城崎	豊岡市城崎町湯島字弁天225-2	昭和2年
10	有形(建造物)	平成27年(2015)11月17日	小林屋旅館	1棟	棟	城崎	豊岡市城崎町湯島字愛宕369	昭和前期
11	有形(建造物)	平成27年(2015)11月17日	西村屋本館大広間棟ほか	3棟	棟	城崎	豊岡市城崎町湯島字御所469	昭和前期
12	有形(建造物)	平成27年(2015)11月17日	新かめや本館	1棟	棟	城崎	豊岡市城崎町湯島字愛宕279	昭和34年
13	有形(建造物)	平成27年(2015)11月17日	温泉寺薬師堂	1棟	棟	城崎	豊岡市城崎町湯島字薬師塚985-2	江戸後期
14	有形(建造物)	平成27年(2015)11月17日	極楽寺本堂	1棟	棟	城崎	豊岡市城崎町湯島字寺ノ谷800-3	大正10年
15	有形(建造物)	平成28年(2016)8月1日	旧豊岡町役場庁舎	1棟	棟	豊岡	豊岡市中央町128-1	昭和3年
16	有形(建造物)	平成28年(2016)8月1日	佐藤家及び西村家住宅	1棟	棟	豊岡	豊岡市中央町	昭和2年
17	有形(建造物)	平成29年(2017)10月27日	旧大和屋旅館	1棟	棟	城崎	豊岡市城崎町湯島字中409	昭和2年
18	有形(建造物)	平成29年(2017)10月27日	蓮成寺本堂	1棟	棟	城崎	豊岡市城崎町湯島字御所452	昭和11年
19	有形(建造物)	平成29年(2017)10月27日	本住寺本堂	1棟	棟	城崎	豊岡市城崎町湯島字長崎493-3	昭和6年
20	有形(建造物)	平成29年(2017)10月27日	城崎温泉ロープウェイ	3棟	棟	城崎	豊岡市城崎町湯島字寺ノ谷806-1	昭和37年
21	有形(建造物)	令和元年(2019)12月5日	コウノトリ保護増殖センター第一フライングケージ	1基	基	豊岡	豊岡市野上1314-1	昭和40年
22	有形(建造物)	令和4年(2022)10月31日	澁谷家住宅主屋	1棟	棟	但東	豊岡市但東町中山字柳ヶ坪147	弘化3年(1846年)ごろ
1	有形(建造物)	平成18年(2006)12月22日	四所神社本殿及び拝殿	2棟	棟	城崎	豊岡市城崎町湯島442	昭和3年



大市山遺跡 建物跡



三野神社大般若經



旧豊岡町役場庁舎(稽古堂)

4、文化財保護法及び関連法令

文化財保護法（抜粋）

（昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号）

最終改正：令和 6 年 6 月 17 日法律第 68 号

第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

（文化財の定義）

第二条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとつて歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）
 - 二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとつて歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）
 - 三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）
 - 四 貝づか、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとつて歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峽谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとつて芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとつて学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）
 - 五 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（以下「文化的景観」という。）
 - 六 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）
- 2 この法律の規定（第二十七条から第二十九条まで、第三十七条、第五十五条第一項第四号、第一百五十三条第一項第一号、第六十五条、第七十一条及び附則第三条の規定を除く。）中「重要文化財」には、国宝を含むものとする。
- 3 この法律の規定（第九十九条、第一百条、第一百十二条、第一百二十二条、第一百三十一条第一項第四号、第一百五十三条第一項第十号及び第一十一号、第六十五条並びに第七十一条の規定を除く。）中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。

（政府及び地方公共団体の任務）

第三条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

（国民、所有者等の心構）

- 第四条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。
- 2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用を努めなければならない。
- 3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当つて関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

第三章 有形文化財

（管理方法の指示）

第三十条 文化庁長官は、重要文化財の所有者に対し、重要文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。

（所有者の管理義務及び管理責任者）

第三十一条 重要文化財の所有者は、この法律並びにこれに基づいて発する文部科学省令及び文化庁長官の指示に従い、重要文化財を管理

しなければならない。

- 2 重要文化財の所有者は、当該重要文化財の適切な管理のため必要があるときは、第九十二条の二第一項に規定する文化財保存活用支援団体その他の適当な者を専ら自己に代わり当該重要文化財の管理の責めに任ずべき者（以下この節及び第八十七条第一項第一号において「管理責任者」という。）に選任することができる。
- 3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、重要文化財の所有者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、当該管理責任者と連署の上二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も同様とする。
- 4 管理責任者には、前条及び第一項の規定を準用する。

（所有者又は管理責任者の変更）

第三十二条 重要文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、且つ、旧所有者に対し交付された指定書を添えて、二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

- 2 重要文化財の所有者は、管理責任者を変更したときは、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、新管理責任者と連署の上二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。この場合には、前条第三項の規定は、適用しない。
- 3 重要文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。氏名若しくは名称又は住所の変更が重要文化財の所有者に係るときは、届出の際指定書を添えなければならない。

（管理団体による管理）

第三十二条の二 重要文化財につき、所有者が判明しない場合又は所有者若しくは管理責任者による管理が著しく困難若しくは不適當であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該重要文化財の保存のため必要な管理（当該重要文化財の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該重要文化財の所有者の所有又は管理に属するものの管理を含む。）を行わせることができる。

- 2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、当該重要文化財の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。
- 3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、前項に規定する所有者、占有者及び地方公共団体その他の法人に通知してする。
- 4 第一項の規定による指定には、第二十八条第二項の規定を準用する。
- 5 重要文化財の所有者又は占有者は、正当な理由がなくて、第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この節及び第八十七条第一項第一号において「管理団体」という。）が行う管理又はその管理のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。
- 6 管理団体には、第三十条及び第三十一条第一項の規定を準用する。

第三十二条の三 前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。

- 2 前項の規定による解除には、前条第三項及び第二十八条第二項の規定を準用する。

第三十二条の四 管理団体が行う管理に要する費用は、この法律に特別の定のある場合を除いて、管理団体の負担とする。

- 2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理により所有者の受ける利益の限度において、管理に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

（滅失、き損等）

第三十三条 重要文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者）は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その事実を知った日から十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

（管理又は修理の補助）

第三十五条 重要文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、重要文化財の所有者又は管理団体がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合には、政府は、その経費の一部に充てさせるため、重要文化財の所有者又は管理団体に対し補助金を交付することができる。

- 2 前項の補助金を交付する場合には、文化庁長官は、その補助の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示することができる。
- 3 文化庁長官は、必要があると認めるときは、第一項の補助金を交付する重要文化財の管理又は修理について指揮監督することができる。

(管理に関する命令又は勧告)

第三十六条 重要文化財を管理する者が不適任なため又は管理が適当でないため重要文化財が滅失し、き損し、又は盗み取られる虞があると認めるときは、文化庁長官は、所有者、管理責任者又は管理団体に対し、重要文化財の管理をする者の選任又は変更、管理方法の改善、防火施設その他の保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

- 2 前項の規定による命令又は勧告に基いてする措置のために要する費用は、文部科学省令の定めるところにより、その全部又は一部を国庫の負担とすることができる。
- 3 前項の規定により国庫が費用の全部又は一部を負担する場合には、前条第三項の規定を準用する。

(修理に関する命令又は勧告)

第三十七条 文化庁長官は、国宝がき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、所有者又は管理団体に対し、その修理について必要な命令又は勧告をすることができる。

- 2 文化庁長官は、国宝以外の重要文化財がき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、所有者又は管理団体に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。
- 3 前二項の規定による命令又は勧告に基いてする修理のために要する費用は、文部科学省令の定めるところにより、その全部又は一部を国庫の負担とすることができる。
- 4 前項の規定により国庫が費用の全部又は一部を負担する場合には、第三十五条第三項の規定を準用する。

(文化庁長官による国宝の修理等の施行)

第三十八条 文化庁長官は、左の各号の一に該当する場合において、国宝につき自ら修理を行い、又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置をすることができる。

- 一 所有者、管理責任者又は管理団体が前二条の規定による命令に従わないとき。
- 二 国宝がき損している場合又は滅失し、き損し、若しくは盗み取られる虞がある場合において、所有者、管理責任者又は管理団体に修理又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置をさせることが適当でないとき。
- 2 前項の規定による修理又は措置をしようとするときは、文化庁長官は、あらかじめ、所有者、管理責任者又は管理団体に対し、当該国宝の名称、修理又は措置の内容、着手の時期その他必要と認める事項を記載した令書を交付するとともに、権原に基く占有者にこれらの事項を通知しなければならない。

第三十九条 文化庁長官は、前条第一項の規定による修理又は措置をするときは、文化庁の職員のうちから、当該修理又は措置の施行及び当該国宝の管理の責に任ずべき者を定めなければならない。

- 2 前項の規定により責に任ずべき者と定められた者は、当該修理又は措置の施行に当たるときは、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを示し、且つ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。
- 3 前条第一項の規定による修理又は措置の施行には、第三十二条の二第五項の規定を準用する。

第四十条 第三十八条第一項の規定による修理又は措置のために要する費用は、国庫の負担とする。

- 2 文化庁長官は、文部科学省令の定めるところにより、第三十八条第一項の規定による修理又は措置のために要した費用の一部を所有者（管理団体がある場合は、その者）から徴収することができる。但し、同条第一項第二号の場合には、修理又は措置を要するに至つた事由が所有者、管理責任者若しくは管理団体の責に帰すべきとき、又は所有者若しくは管理団体がその費用の一部を負担する能力があるときに限る。
- 3 前項の規定による徴収については、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）第五条及び第六条の規定を準用する。

第四十一条 第三十八条第一項の規定による修理又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

- 2 前項の補償額は、文化庁長官が決定する。
- 3 前項の規定による補償額に不服のある者は、訴えをもつてその増額を請求することができる。ただし、前項の補償の決定の通知

を受けた日から六箇月を経過したときは、この限りでない。

- 4 前項の訴えにおいては、国を被告とする。

(補助等に係る重要文化財譲渡の場合の納付金)

第四十二条 国が修理又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置（以下この条において、「修理等」という。）につき第三十五条第一項の規定により補助金を交付し、又は第三十六条第二項、第三十七条第三項若しくは第四十条第一項の規定により費用を負担した重要文化財のその当時における所有者又はその相続人、受遺者若しくは受贈者（第二次以下の相続人、受遺者又は受贈者を含む。以下この条において同じ。）（以下この条において、「所有者等」という。）は、補助又は費用負担に係る修理等が行われた後当該重要文化財を有償で譲り渡した場合においては、当該補助金又は負担金の額（第四十条第一項の規定による負担金については、同条第二項の規定により所有者から徴収した部分を控除した額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から当該修理等が行われた後重要文化財の修理等のため自己の費した金額を控除して得た金額（以下この条において、「納付金額」という。）を、文部科学省令の定めるところにより国庫に納付しなければならない。

- 2 前項に規定する「補助金又は負担金の額」とは、補助金又は負担金の額を、補助又は費用負担に係る修理等を施した重要文化財又はその部分につき文化庁長官が個別的に定める耐用年数で除して得た金額に、更に当該耐用年数から修理等を行つた時以後重要文化財の譲渡の時までの年数を控除した残余の年数（一年に満たない部分があるときは、これを切り捨てる。）を乗じて得た金額に相当する金額とする。
- 3 補助又は費用負担に係る修理等が行われた後、当該重要文化財が所有者等の責に帰することのできない事由により著しくその価値を減じた場合又は当該重要文化財を国に譲り渡した場合には、文化庁長官は、納付金額の全部又は一部の納付を免除することができる。
- 4 文化庁長官の指定する期限までに納付金額を完納しないときは、国税滞納処分例により、これを徴収することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

5 納付金額を納付する者が相続人、受遺者又は受贈者であるときは、第一号に定める相続税額又は贈与税額と第二号に定める額との差額に相当する金額を第三号に定める年数で除して得た金額に第四号に定める年数を乗じて得た金額をその者が納付すべき納付金額から控除するものとする。

- 一 当該重要文化財の取得につきその者が納付した、又は納付すべき相続税額又は贈与税額
- 二 前号の相続税額又は贈与税額の計算の基礎となつた課税価格に算入された当該重要文化財又はその部分につき当該相続、遺贈又は贈与の時までに行つた修理等に係る第一項の補助金又は負担金の額の合計額を当該課税価格から控除して得た金額を課税価格として計算した場合に当該重要文化財又はその部分につき納付すべきこととなる相続税額又は贈与税額に相当する額
- 三 第二項の規定により当該重要文化財又はその部分につき文化庁長官が定めた耐用年数から当該重要文化財又はその部分の修理等を行つた時以後当該重要文化財の相続、遺贈又は贈与の時までの年数を控除した残余の年数（一年に満たない部分があるときは、これを切り捨てる。）

四 第二項に規定する当該重要文化財又はその部分についての残余の耐用年数

- 6 前項第二号に掲げる第一項の補助金又は負担金の額については、第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「譲渡の時」とあるのは、「相続、遺贈又は贈与の時」と読み替えるものとする。
- 7 第一項の規定により納付金額を納付する者の同項に規定する譲渡に係る所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十三条第一項に規定する譲渡所得の金額の計算については、第一項の規定により納付する金額は、同条第三項に規定する資産の譲渡に要した費用とする。

(現状変更等の制限)

第四十三条 重要文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

- 2 前項但書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。
- 3 文化庁長官は、第一項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

- 4 第一項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、文化庁長官は、許可に係る現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。
- 5 第一項の許可を受けることができなかったことにより、又は第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(修理の届出等)

- 第四十三条の二 重要文化財を修理しようとするときは、所有者又は管理団体は、修理に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。但し、前条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。
- 2 重要文化財の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る重要文化財の修理に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

(管理又は修理の受託又は技術的指導)

- 第四十七条 重要文化財の所有者（管理団体がある場合は、その者）は、文化庁長官の定める条件により、文化庁長官に重要文化財の管理（管理団体がある場合を除く。）又は修理を委託することができる。
- 2 文化庁長官は、重要文化財の保存上必要があると認めるときは、所有者（管理団体がある場合は、その者）に対し、条件を示して、文化庁長官にその管理（管理団体がある場合を除く。）又は修理を委託するように勧告することができる。
 - 3 前二項の規定により文化庁長官が管理又は修理の委託を受けた場合には、第三十九条第一項及び第二項の規定を準用する。
 - 4 重要文化財の所有者、管理責任者又は管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官に重要文化財の管理又は修理に関し技術的指導を求めることができる。

第五十五条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお重要文化財に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する場所に立ち入つてその現状又は管理、修理若しくは環境保全の状況につき実地調査をさせることができる。

- 一 重要文化財に関し現状変更又は保存に影響を及ぼす行為につき許可の申請があつたとき。
- 二 重要文化財が毀損しているとき又はその現状若しくは所在の場所につき変更があつたとき。
- 三 重要文化財が滅失し、毀損し、又は盗み取られるおそれのあるとき。
- 四 特別の事情により改めて国宝又は重要文化財としての価値を鑑査する必要があるとき。
- 2 前項の規定により立ち入り、調査する場合においては、当該調査に当る者は、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを示し、且つ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。
- 3 第一項の規定による調査によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 4 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(所有者変更等に伴う権利義務の承継)

- 第五十六条 重要文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、当該重要文化財に関しこの法律に基いてする文化庁長官の命令、勧告、指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。
- 2 前項の場合には、旧所有者は、当該重要文化財の引渡と同時にその指定書を新所有者に引き渡さなければならない。
 - 3 管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第一項の規定を準用する。但し、管理団体が指定された場合には、もつぱら所有者に属すべき権利義務については、この限りでない。

第六章 埋蔵文化財

(調査のための発掘に関する届出、指示及び命令)

- 第九十二条 土地に埋蔵されている文化財（以下「埋蔵文化財」という。）について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、発掘に着手しようとする日の三十日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。
- 2 埋蔵文化財の保護上必要があると認めるときは、文化庁長

官は、前項の届出に係る発掘に関し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。

(土木工事等のための発掘に関する届出及び指示)

- 第九十三条 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）を発掘しようとする場合には、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日前」とあるのは、「六十日前」と読み替えるものとする。
- 2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第一項の届出に係る発掘に関し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

(国の機関等が行う発掘に関する特例)

- 第九十四条 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法令で政令の定めるもの（以下この条及び第九十七条において「国の機関等」と総称する。）が、前条第一項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たつて、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。
- 2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、当該事業計画の策定及びその実施について協議を求めらるべき旨の通知をすることができる。
 - 3 前項の通知を受けた国の機関等は、当該事業計画の策定及びその実施について、文化庁長官に協議しなければならない。
 - 4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知があつた場合において、当該通知に係る事業計画の実施に関し、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができる。
 - 5 前各項の場合において、当該国の機関等が各省各庁の長（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第四条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）であるときは、これらの規定に規定する通知、協議又は勧告は、文部科学大臣を通じて行うものとする。

(埋蔵文化財包蔵地の周知)

- 第九十五条 国及び地方公共団体は、周知の埋蔵文化財包蔵地について、資料の整備その他その周知の徹底を図るために必要な措置の実施に努めなければならない。
- 2 国は、地方公共団体が行う前項の措置に関し、指導、助言その他の必要と認められる援助をすることができる。

(遺跡の発見に関する届出、停止命令等)

- 第九十六条 土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により貝塚、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときは、第九十二条第一項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。
- 2 文化庁長官は、前項の届出があつた場合において、当該届出に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、その土地の所有者又は占有者に対し、期間及び区域を定めて、その現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止を命ずることができる。ただし、その期間は、三月を超えることができない。
 - 3 文化庁長官は、前項の命令をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。
 - 4 第二項の命令は、第一項の届出があつた日から起算して一月以内にななければならない。
 - 5 第二項の場合において、同項の期間内に調査が完了せず、引き続き調査を行う必要があるときは、文化庁長官は、一回に限り、当該命令に係る区域の全部又は一部について、その期間を延長することができる。ただし、当該命令の期間が、同項の期間と通算して六月を超えることとなつてはならない。
 - 6 第二項及び前項の期間を計算する場合においては、第一項の届出があつた日から起算して第二項の命令を発した日までの期間が含まれるものとする。
 - 7 文化庁長官は、第一項の届出がなされなかつた場合においても、第二項及び第五項に規定する措置を執ることができる。
 - 8 文化庁長官は、第二項の措置を執つた場合を除き、第一項の届出がなされた場合には、当該遺跡の保護上必要な指示をすること

- とができる。前項の規定により第二項の措置を執つた場合を除き、第一項の届出がなされなかつたときも、同様とする。
- 9 第二項の命令によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 10 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(国の機関等の遺跡の発見に関する特例)

- 第九十七条 国の機関等が前条第一項に規定する発見をしたときは、同条の規定を適用しないものとし、第九十二条第一項又は第九十九条第一項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、その旨を文化庁長官に通知しなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。
- 2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、当該通知に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、その調査、保存等について協議を求めべき旨の通知をすることができる。
- 3 前項の通知を受けた国の機関等は、文化庁長官に協議しなければならない。
- 4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知があつた場合において、当該遺跡の保護上必要な勧告をすることができる。
- 5 前各項の場合には、第九十四条第五項の規定を準用する。

(文化庁長官による発掘の施行)

- 第九十八条 文化庁長官は、歴史上又は学術上の価値が特に高く、かつ、その調査が技術的に困難なため国において調査する必要があると認められる埋蔵文化財については、その調査のため土地の発掘を施行することができる。
- 2 前項の規定により発掘を施行しようとするときは、文化庁長官は、あらかじめ、当該土地の所有者及び権原に基づく占有者に対し、発掘の目的、方法、着手の時期その他必要と認める事項を記載した令書を交付しなければならない。
- 3 第一項の場合には、第三十九条（同条第三項において準用する第三十二条の二第五項の規定を含む。）及び第四十一条の規定を準用する。

(地方公共団体による発掘の施行)

- 第九十九条 地方公共団体は、文化庁長官が前条第一項の規定により発掘を施行するものを除き、埋蔵文化財について調査する必要があると認めるときは、埋蔵文化財を包蔵すると認められる土地の発掘を施行することができる。
- 2 地方公共団体は、前項の発掘に関し、事業者に対し協力を求めることができる。
- 3 文化庁長官は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に関し必要な指導及び助言をすることができる。
- 4 国は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に要する経費の一部を補助することができる。

(返還又は通知等)

- 第一百条 第九十八条第一項の規定による発掘により文化財を発見した場合において、文化庁長官は、当該文化財の所有者が判明しているときはこれを所有者に返還し、所有者が判明しないときは、遺失物法（平成十八年法律第七十三号）第四条第一項の規定にかかわらず、警察署長にその旨を通知することをもちて足りる。
- 2 前項の規定は、前条第一項の規定による発掘により都道府県又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）の教育委員会が文化財を発見した場合における当該教育委員会について準用する。
- 3 第一項（前項において準用する場合を含む。）の通知を受けたときは、警察署長は、直ちに当該文化財につき遺失物法第七条第一項の規定による公告をしなければならない。

(提出)

- 第一百一条 遺失物法第四条第一項の規定により、埋蔵物として提出された物件が文化財と認められるときは、警察署長は、直ちに当該物件を当該物件の発見された土地を管轄する都道府県の教育委員会（当該土地が指定都市等の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市等の教育委員会。次条において同じ。）に提出しなければならない。ただし、所有者の判明している場合は、この限りでない。

(鑑査)

- 第一百二条 前条の規定により物件が提出されたときは、都道府県の

- 教育委員会は、当該物件が文化財であるかどうかを鑑査しなければならない。
- 2 都道府県の教育委員会は、前項の鑑査の結果当該物件を文化財と認めるときは、その旨を警察署長に通知し、文化財でないと認めるときは、当該物件を警察署長に差し戻さなければならない。

(引渡し)

- 第一百三条 前条第一項に規定する文化財又は同条第二項若しくは前条第二項に規定する文化財の所有者から、警察署長に対し、その文化財の返還の請求があつたときは、文化庁長官又は都道府県若しくは指定都市等の教育委員会は、当該警察署長にこれを引き渡さなければならない。

(国庫帰属及び報償金)

- 第一百四条 前条第一項に規定する文化財又は前条第二項に規定する文化財（国の機関又は独立行政法人国立文化財機構が埋蔵文化財の調査のための土地の発掘により発見したものに限る。）で、その所有者が判明しないものの所有権は、国庫に帰属する。この場合においては、文化庁長官は、当該文化財の発見された土地の所有者にその旨を通知し、かつ、その価格の二分の一に相当する額の報償金を支給する。
- 2 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(都道府県帰属及び報償金)

- 第一百五条 前条第二項に規定する文化財又は前条第二項に規定する文化財（前条第一項に規定するものを除く。）で、その所有者が判明しないものの所有権は、当該文化財の発見された土地を管轄する都道府県に帰属する。この場合においては、当該都道府県の教育委員会は、当該文化財の発見者及びその発見された土地の所有者にその旨を通知し、かつ、その価格に相当する額の報償金を支給する。
- 2 前項に規定する発見者と土地所有者とが異なるときは、前項の報償金は、折半して支給する。
- 3 前項の報償金の額は、当該都道府県の教育委員会が決定する。
- 4 前項の規定による報償金の額については、第四十一条第三項の規定を準用する。
- 5 前項において準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、都道府県を被告とする。

(譲与等)

- 第一百六条 政府は、第一百四条第一項の規定により国庫に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て国が保有する必要がある場合を除いて、当該文化財の発見された土地の所有者に、その者が同条の規定により受けるべき報償金の額に相当するものの範囲内でこれを譲与することができる。
- 2 前項の場合には、その譲与した文化財の価格に相当する金額は、第一百四条に規定する報償金の額から控除するものとする。
- 3 政府は、第一百四条第一項の規定により国庫に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て国が保有する必要がある場合を除いて、独立行政法人国立文化財機構又は当該文化財の発見された土地を管轄する地方公共団体に対し、その申請に基づき、当該文化財を譲与し、又は時価よりも低い対価で譲渡することができる。

- 第一百七条 都道府県の教育委員会は、第一百五条第一項の規定により当該都道府県に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て当該都道府県が保有する必要がある場合を除いて、当該文化財の発見者又はその発見された土地の所有者に、その者が同条の規定により受けるべき報償金の額に相当するものの範囲内でこれを譲与することができる。
- 2 前項の場合には、その譲与した文化財の価格に相当する金額は、第一百五条に規定する報償金の額から控除するものとする。

(遺失物法の適用)

- 第一百八条 埋蔵文化財に関しては、この法律に特別の定めのある場合のほか、遺失物法の適用があるものとする。

第七章 史跡名勝天然記念物

(指定)

- 第一百九条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。
- 2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物（以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定する

ことができる。

- 3 前二項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。
- 4 前項の規定により通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、同項の規定による通知に代えて、その通知すべき事項を当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所在地の市町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に同項の規定による通知が相手方に到達したものとみなす。
- 5 第一項又は第二項の規定による指定は、第三項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、第三項の規定による通知が到達した時又は前項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる。
- 6 文部科学大臣は、第一項の規定により名勝又は天然記念物の指定をしようとする場合において、その指定に係る記念物が自然環境の保護の見地から価値の高いものであるときは、環境大臣と協議しなければならない。

(仮指定)

- 1 前条第一項の規定による指定前において緊急の必要があると認めるときは、都道府県の教育委員会（当該記念物が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。第百三十三条を除き、以下この章において同じ。）は、史跡名勝天然記念物の仮指定を行うことができる。
- 2 前項の規定により仮指定を行ったときは、都道府県の教育委員会は、直ちにその旨を文部科学大臣に報告しなければならない。
- 3 第一項の規定による仮指定には、前条第三項から第五項までの規定を準用する。

(所有権等の尊重及び他の公益との調整)

- 1 文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、第百九条第一項若しくは第二項の規定による指定又は前条第一項の規定による仮指定を行うに当たっては、特に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。
- 2 文部科学大臣又は文化庁長官は、名勝又は天然記念物に係る自然環境の保護及び整備に関し必要があると認めるときは、環境大臣に対し、意見を述べることができる。この場合において、文化庁長官が意見を述べるときは、文部科学大臣を通じて行うものとする。
- 3 環境大臣は、自然環境の保護の見地から価値の高い名勝又は天然記念物の保存及び活用に関し必要があると認めるときは、文部科学大臣に対し、又は文部科学大臣を通じ文化庁長官に対して意見を述べることができる。

(解除)

- 1 第百二十二条 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物がその価値を失つた場合その他特殊の事由のあるときは、文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、その指定又は仮指定を解除することができる。
- 2 第百十條第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物につき第百九条第一項の規定による指定があつたとき、又は仮指定があつた日から二年以内に同項の規定による指定がなかつたときは、仮指定は、その効力を失う。
- 3 第百十條第一項の規定による仮指定が適当でないとき認めるときは、文部科学大臣は、これを解除することができる。
- 4 第一項又は前項の規定による指定又は仮指定の解除には、第百九条第三項から第五項までの規定を準用する。

(管理団体による管理及び復旧)

- 1 第百十三條 史跡名勝天然記念物につき、所有者がない若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第百十九條第二項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不適当であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のために必要な管理及び復旧（当該史跡名勝天然記念物の保存のために必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。）を行わせることができる。
- 2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

- 3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知してする。
- 4 第一項の規定による指定には、第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第百十四條 前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。

- 2 前項の規定による解除には、前条第三項並びに第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第百十五條 第百十三條第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この章（第百三十三條の二第一項を除く。）及び第百八十七條第一項第三号において「管理団体」という。）は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。

- 2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。
- 3 管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。
- 4 史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなくて、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

第百十六條 管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。

- 2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理又は復旧により所有者の受ける利益の限度において、管理又は復旧に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。
- 3 管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき観覧料を徴収することができる。

第百十七條 管理団体が行う管理又は復旧によつて損失を受けた者に対しては、当該管理団体は、その通常生ずべき損失を補償しなければならない。

- 2 前項の補償の額は、管理団体（管理団体が地方公共団体であるときは、当該地方公共団体の教育委員会）が決定する。
- 3 前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定を準用する。
- 4 前項で準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、管理団体を被告とする。

第百十八條 管理団体が行う管理には、第三十條、第三十一条第一項及び第三十三條の規定を、管理団体が行う管理及び復旧には、第三十五條及び第四十七條の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六條第三項の規定を準用する。

(所有者による管理及び復旧)

第百十九條 管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。

- 2 前項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に当たる所有者は、当該史跡名勝天然記念物の適切な管理のため必要があるときは、第百九十二條の二第一項に規定する文化財保存活用支援団体その他の適当な者を専ら自己に代わり当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき者（以下この章及び第百八十七條第一項第三号において「管理責任者」という。）に選任することができる。この場合には、第三十一条第三項の規定を準用する。

第百二十條 所有者が行う管理には、第三十條、第三十一条第一項、第三十二條、第三十三條並びに第百十五條第一項及び第二項（同条第二項については、管理責任者がある場合を除く。）の規定を、所有者が行う管理及び復旧には、第三十五條及び第四十七條の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十六條第一項の規定を、管理責任者が行う管理には、第三十條、第三十一条第一項、第三十二條第三項、第三十三條、第四十七條第四項及び第百十五條第二項の規定を準用する。

(管理に関する命令又は勧告)

第二百二十一条 管理が適当でないため史跡名勝天然記念物が滅失、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、文化庁長官は、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

2 前項の場合には、第三十六条第二項及び第三項の規定を準用する。

(復旧に関する命令又は勧告)

第二百二十二条 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な命令又は勧告をすることができる。

2 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物以外の史跡名勝天然記念物が、き損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な勧告をすることができる。

3 前二項の場合には、第三十七条第三項及び第四項の規定を準用する。

(文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の復旧等の施行)

第二百二十三条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、特別史跡名勝天然記念物につき自ら復旧を行い、又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をすることができる。

一 管理団体、所有者又は管理責任者が前二条の規定による命令に従わないとき。

二 特別史跡名勝天然記念物がき損し、若しくは衰亡している場合又は滅失、き損し、衰亡し、若しくは盗み取られるおそれのある場合において、管理団体、所有者又は管理責任者に復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をさせることが適当でないとき。

2 前項の場合には、第三十八条第二項及び第三十九条から第四十一条までの規定を準用する。

(補助等に係る史跡名勝天然記念物譲渡の場合の納付金)

第二百二十四条 国が復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置につき第一百八条及び第二百十条で準用する第三十五条第一項の規定により補助金を交付し、又は第二百一条第二項で準用する第三十六条第二項、第二百二十二条第三項で準用する第三十七条第三項若しくは前条第二項で準用する第四十条第一項の規定により費用を負担した史跡名勝天然記念物については、第四十二条の規定を準用する。

(現状変更等の制限及び原状回復の命令)

第二百二十五条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 第一項の規定による許可を与える場合には、第四十三条第三項の規定を、第一項の規定による許可を受けた者には、同条第四項の規定を準用する。

4 第一項の規定による処分には、第一百一条第一項の規定を準用する。

5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項で準用する第四十三条第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

7 第一項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第四十三条第三項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命じることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

(関係行政庁による通知)

第二百二十六条 前条第一項の規定により許可を受けなければならないこととされている行為であつてその行為をするについて、他の法令の規定により許可、認可その他の処分で政令に定めるものを受けなければならないこととされている場合において、当該他の法令において当該処分の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者は、

当該処分をするときは、政令の定めるところにより、文化庁長官(第八十四条第一項又は第八十四条の二第一項の規定により前条第一項の規定による許可を都道府県又は市町村の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会)に対し、その旨を通知するものとする。

(復旧の届出等)

第二百二十七条 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第二百五条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

(環境保全)

第二百二十八条 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。

2 前項の規定による処分によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第一項の規定による制限又は禁止に違反した者には、第二百五条第七項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(管理団体による買取りの補助)

第二百二十九条 管理団体である地方公共団体その他の法人が、史跡名勝天然記念物の指定に係る土地又は建造物その他の土地の定着物で、その管理に係る史跡名勝天然記念物の保存のため特に買い取る必要があると認められるものを買取る場合には、国は、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の場合には、第三十五条第二項及び第三項並びに第四十二条の規定を準用する。

(史跡名勝天然記念物保存活用計画の認定)

第二百二十九条の二 史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、文部科学省令で定めるところにより、史跡名勝天然記念物の保存及び活用に関する計画(以下「史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。)を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

2 史跡名勝天然記念物保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 当該史跡名勝天然記念物の名称及び所在地

二 当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容

三 計画期間

四 その他文部科学省令で定める事項

3 前項第二号に掲げる事項には、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関する事項を記載することができる。

4 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その史跡名勝天然記念物保存活用計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施が当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用に寄与するものであると認められること。

二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

三 第八十三条の二第一項に規定する文化財保存活用大綱又は第八十三条の五第一項に規定する認定文化財保存活用地域計画が定められているときは、これらに照らし適切なものであること。

四 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画に前項に規定する事項が記載されている場合には、その内容が史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為を適切に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

5 文化庁長官は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した者に通知しなければならない。

(認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更)

第二百二十九条の三 前条第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更(文部科学省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、文化庁長官の認定を受けなければならない。

い。

2 前条第四項及び第五項の規定は、前項の認定について準用する。

(現状変更等の許可の特例)

第二百二十九条の四 第二百二十九条の二第三項に規定する事項が記載された史跡名勝天然記念物保存活用計画が同条第四項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。以下この章及び第百五十三条第二項第二十五号において同じ。）を受けた場合において、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第二百五条第一項の許可を受けなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該現状変更又は保存に影響を及ぼす行為が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届け出ることをもって足りる。

(認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施状況に関する報告の徴収)

第二百二十九条の五 文化庁長官は、第二百二十九条の二第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者に対し、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画（変更があつたときは、その変更後のもの。次条第一項及び第二百二十九条の七において「認定史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。）の実施の状況について報告を求めることができる。

(認定の取消し)

第二百二十九条の六 文化庁長官は、認定史跡名勝天然記念物保存活用計画が第二百二十九条の二第四項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 文化庁長官は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該認定を受けていた者に通知しなければならない。

(管理団体等への指導又は助言)

第二百二十九条の七 都道府県及び市町村の教育委員会は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をすることができる。

2 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をするように努めなければならない。

(保存のための調査)

第三百十条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

第三百十一条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する土地又はその隣接地に立ち入つてその現状又は管理、復旧若しくは環境保全のためにつき実地調査及び土地の発掘、障害物の除却その他調査のために必要な措置をさせることができる。ただし、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及ぼすおそれのある措置は、させてはならない。

一 史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請があつたとき。

二 史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡しているとき。

三 史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれのあるとき。

四 特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての価値を調査する必要があるとき。

2 前項の規定による調査又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第一項の規定により立ち入り、調査する場合には、第五十五条第二項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

第十二章 補則

第六百六十八条 次に掲げる場合には、関係各省各庁の長は、あらかじめ、文部科学大臣を通じ文化庁長官の同意を求めなければならない。

一 重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき。

二 所管に属する重要文化財又は重要有形民俗文化財を輸出しようとするとき。

三 所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の貸付、交換、売却、譲与その他の処分をしようとするとき。

2 各省各庁の長以外の国の機関が、重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ、文化庁長官の同意を求めなければならない。

3 第一項第一号及び前項の場合には、第四十三条第一項ただし書及び同条第二項並びに第二百五条第一項ただし書及び同条第二項の規定を準用する。

4 文化庁長官は、第一項第一号又は第二項に規定する措置につき同意を与える場合においては、その条件としてその措置に関し必要な勧告をすることができる。

5 関係各省各庁の長その他の国の機関は、前項の規定による文化庁長官の勧告を十分に尊重しなければならない。

(都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)

第八百八十四条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務の全部又は一部は、政令で定めるところにより、都道府県又は市の教育委員会が行ふこととすることができる。

一 第三十五条第三項（第三十六条第三項（第八十三条、第二百一十一条第二項（第七十二条第五項で準用する場合を含む。）及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。）、第三十七条第四項（第八十三条及び第二百二十二条第三項で準用する場合を含む。）、第四十六条の二第二項、第七十四条第二項、第七十六条の十第二項、第七十七条第二項（第九十一条で準用する場合を含む。）、第八十三条、第八十七条第二項、第九十条の七第二項、第一百八条、第二百十条、第二百九条第二項、第七十二条第五項及び第七十四条第三項で準用する場合を含む。）の規定による指揮監督

二 第四十三条又は第二百五条の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可及びその取消し並びにその停止命令（重大な現状変更又は保存に重大な影響を及ぼす行為の許可及びその取消しを除く。）

三 第五十一条第五項（第五十一条の二（第八十五条で準用する場合を含む。）、第八十四条第二項及び第八十五条で準用する場合を含む。）の規定による公開の停止命令

四 第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令

五 第五十四条（第八十六条及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。）、第五十五条、第三十条（第七十二条第五項で準用する場合を含む。）又は第三十一条の規定による調査又は調査のため必要な措置の施行

六 第九十二条第一項（第九十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理、第九十二条第二項の規定による指示及び命令、第九十三条第二項の規定による指示、第九十四条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議、同条第四項の規定による勧告、第九十六条第一項の規定による届出の受理、同条第二項又は第七項の規定による命令、同条第三項の規定による意見の聴取、同条第五項又は第七項の規定による期間の延長、同条第八項の規定による指示、第九十七条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議並びに同条第四項の規定による勧告

2 都道府県又は市の教育委員会が前項の規定によつてした同項第五号に掲げる第五十五条又は第三十一条の規定による立入調査又は調査のための必要な措置の施行については、審査請求をすることができない。

3 都道府県又は市の教育委員会が、第一項の規定により、同項第六号に掲げる事務のうち第九十四条第一項から第四項まで又は第九十七条第一項から第四項までの規定によるものを行う場合には、第九十四条第五項又は第九十七条第五項の規定は適用しない。

4 都道府県又は市の教育委員会が第一項の規定によつてした次の各号に掲げる事務（当該事務が地方自治法第二条第八項に規定する自治事務である場合に限る。）により損失を受けた者に対しては、当該各号に定める規定にかかわらず、当該都道府県又は市が、その通常生ずべき損失を補償する。

一 第一項第二号に掲げる第四十三条又は第二百五条の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可 第四十三条第五項又は第二百五条第五項

二 第一項第五号に掲げる第五十五条又は第三十一条の規定による調査又は調査のため必要な措置の施行 第五十五条第三項又は第三十一条第二項

三 第一項第六号に掲げる第九十六条第二項の規定による命令 同条第九項

5 前項の補償の額は、当該都道府県又は市の教育委員会が決定する。

文化財保護法施行例（抜粋）

（昭和50年9月9日制令第267号）

最終改正：令和6年4月25日政令第174号

（都道府県又は市の教育委員会が処理する事務）

第五条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（当該都道府県が特定地方公共団体である場合にあっては、当該都道府県の知事。以下同じ。）が行うこととする。ただし、我が国にとって歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自ら第五号に掲げる事務（法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十四条第一項又は第九十七条第一項の規定による通知の受理を除く。）を行うことを妨げない。

- 一 法第三十五条第三項（法第八十三条、第一百八条、第二百二十条及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。）の規定による指揮監督（管理に係るものに限る。）並びに法第三十六条第三項（法第八十三条、第二十一条第二項（法第七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。）、第四十六条の二第二項及び第七十二条第二項において準用する法第三十五条第三項の規定による指揮監督
- 二 法第四十三条第四項（法第二百二十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）の停止命令（文化庁長官が許可した現状変更等に係るものに限る。）
- 三 法第五十一条第五項（法第五十一条の二（法第八十五条において準用する場合を含む。）及び第八十五条において準用する場合を含む。）の規定による公開の停止命令（公開に係る重要文化財又は重要有形民俗文化財が当該都道府県の区域内に存するものである場合に限る。）及び法第八十四条第二項において準用する法第五十一条第五項の規定による公開の停止命令
- 四 法第五十三条第四項の規定による公開の停止命令（文化庁長官が許可した公開に係るものに限る。）
- 五 法第九十二条第一項の規定による届出の受理、同条第二項の規定による指示及び命令、法第九十四条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議、同条第四項の規定による勧告、法第九十七条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議並びに同条第四項の規定による勧告
- 2 法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理、法第九十三条第二項の規定による指示、法第九十六条第一項の規定による届出の受理、同条第二項又は第七項の規定による命令、同条第三項の規定による意見の聴取、同条第五項又は第七項の規定による期間の延長及び同条第八項の規定による指示についての文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内における土地の発掘又は遺跡の発見に係るものにあつては、当該指定都市の教育委員会（当該指定都市が特定地方公共団体である場合にあっては、当該指定都市の長）が行うこととする。ただし、我が国にとって歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自らこれらの事務（法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十六条第一項の規定による届出の受理を除く。）を行うことを妨げない。
- 3 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号及び第三号に掲げるものにあつては第一号イ及びロに掲げる現状変更等が指定都市又は地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）の区域内において行われる場合、第二号に掲げるものにあつては指定都市等の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該指定都市等の区域内に存するもののみである場合においては、当該指定都市等の教育委員会（当該指定都市等が特定地方公共団体である場合にあっては、当該指定都市等の長。第七条において同じ。）が行うこととする。

- 一 次に掲げる現状変更等に係る法第四十三条第一項、第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令イ 建造物である重要文化財と一体のものとして当該重要文化財に指定された土地その他の物件（建造物を除く。）の現状変更等
 - ロ 金属、石又は土で作られた重要文化財の型取り
- 二 法第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令（公開に係る重要文化財が当該都道府県又は指定都市等の区域内に存するもののみである場合に限る。）
- 三 法第五十四条（法第七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第五十五条の規定による調査（第一号イ及びロに掲げる現状変更等に係る法第四十三条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）
- 4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号イからリまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域（法第十五条第一項に規定する管理団体（以下この条及び次条第二項第一号イにおいて単に「管理団体」という。）が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画（以下この条並びに次条第二項第一号イ及びハにおいて「管理計画」という。）を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「市の特定区域」という。）内において行われる場合、第一号ヌに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が市の特定区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会（当該市が特定地方公共団体である場合にあっては、当該市の長。以下この条において同じ。）が行うこととする。
 - 一 次に掲げる現状変更等（イからチまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る法第二百二十五条第一項並びに同条第三項において準用する法第四十三条第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令
 - イ 小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が二百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で二年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築又は改築
 - ロ 小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域におけるもの
 - ハ 工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）
 - ニ 法第一百五十五条第一項（法第二百二十条及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修
 - ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修
 - ヘ 建築物等の除却（建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。）
 - ト 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）
 - チ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取
 - リ 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取
 - ヌ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け
 - ル 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの（現に繁殖のために使用されているものを除く。）の除却
 - ヲ イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物

の管理計画を都道府県の教育委員会（当該管理計画が市の区域（管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）又は町村の区域（次条第七項に規定する特定認定市町村である町村であつて同条第二項に規定する事務を行うこととされたものにあつては、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）を対象とする場合に限り。）又は市の教育委員会（当該管理計画が市の特定区域を対象とする場合に限り。）が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等

- 二 法第三十条（法第七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第三百十一條の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行（前号イからマまでに掲げる現状変更等に係る法第二十五条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）
- 5 前項の管理計画に記載すべき事項は、文部科学省令で定める。
- 6 都道府県の教育委員会は、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物について、市の区域を対象とする管理計画を定めようとするときは、あらかじめ、当該市の教育委員会に協議し、その同意を得なければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。
- 7 第四項の規定により同項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものを行うとする都道府県の教育委員会は、文部科学省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。
- 8 文化庁長官は、第四項第一号マの規定による指定区域の指定をしたときは、その旨を官報で告示しなければならない。
- 9 第一項本文、第二項本文、第三項及び第四項の場合においては、法の規定中これらの規定により都道府県又は市の教育委員会が行う事務に係る文化庁長官に関する規定は、都道府県又は市の教育委員会に関する規定として都道府県又は市の教育委員会に適用があるものとする。

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則 (昭和26年7月13日文化財保護委員会規則第10号)

最終改正：平成31年4月1日門部科学省令第7号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四号）第八十条の規定を実施するため、同法第十五条第一項の規定に基づき、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物現状変更等許可申請規則を次のように定める。

（許可の申請）

- 第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四号。以下「法」という。）第二百二十五条第一項の規定による許可を受けようとする者（以下「許可申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官（法第八十四条第一項第二号及び第八十四条の二第一項（法第八十四条第一項第二号に掲げる事務に係る部分に限る。第三条第一項において同じ。）の規定により当該許可を都道府県又は市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（当該都道府県又は市町村が法第五十三条の八第一項に規定する特定地方公共団体（第六条第一項第四号において単に「特定地方公共団体」という。）である場合にあっては、当該都道府県の知事又は市町村の長。以下この条及び第三条第一項において同じ。）が行う場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会）に提出しなければならない。
- 一 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）、名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称
 - 二 指定年月日
 - 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
 - 四 所有者の氏名又は名称及び住所
 - 五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
 - 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地

- 七 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
 - 八 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
 - 九 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）を必要とする理由
 - 十 現状変更等の内容及び実施の方法
 - 十一 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくは毀損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項
 - 十二 現状変更等の着手及び終了の予定時期
 - 十三 現状変更等に係る地域の地番
 - 十四 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
 - 十五 その他参考となるべき事項
- 2 埋蔵文化財の調査のための土地の発掘を内容とする現状変更等の場合における許可申請書には、前項各号に掲げる事項の外、左に掲げる事項を記載するものとする。
 - 一 発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴
 - 二 出土品の処置に関する希望

（許可申請書の添附書類等）

- 第二条 前条の許可申請書には、左に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。
- 一 現状変更等の設計仕様書及び設計図
 - 二 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地ばう、を表示した実測図
 - 三 現状変更等に係る地域のキャビネ型写真
 - 四 現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料
 - 五 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書
 - 六 許可申請者が権原に基づく占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書
 - 七 管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書
 - 八 管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書
 - 九 前条第二項の場合において、許可申請者が発掘担当者以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書
- 2 前項第二号の実測図及び同項第三号の写真には、現状変更等をしようとする箇所を表示しなければならない。

（終了の報告）

- 第三条 法第二十五条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官（法第八十四条第一項第二号及び第八十四条の二第一項の規定により当該許可を都道府県又は市町村の教育委員会が行った場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会）に報告するものとする。
- 2 前項の終了の報告には、その結果を示す写真又は見取図を添えるものとする。

（維持の措置の範囲）

- 第四条 法第二十五条第一項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
- 一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。
 - 二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
 - 三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

（国の機関による現状変更等）

- 第五条 各省各庁の長その他の国の機関が、史跡、名勝又は天然

記念物の現状変更等について、法第六十八條第一項第一号又は第二項の規定による同意を求めようとする場合には第一号及び第二号の規定を、法第六十八條第一項第一号又は第二項の規定による同意を受けた場合には第三号の規定を準用する。

- 2 法第六十八條第三項で準用する法第二十五條第一項ただし書の規定により現状変更について同意を求めるときを要しない場合は、前条各号に掲げる場合とする。

(管理計画)

第六條 文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号。次条において「令」という。）第五條第四項の管理計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
 - 二 指定年月日
 - 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
 - 四 管理計画を定めた都道府県又は市町村の教育委員会（当該都道府県又は市町村が特定地方公共団体である場合にあっては、当該都道府県又は市町村）
 - 五 史跡、名勝又は天然記念物の管理の状況
 - 六 史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する基本方針
 - 七 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等の許可の基準及びその適用区域
 - 八 その他参考となるべき事項
- 2 管理計画には、史跡、名勝又は天然記念物の許可の基準の適用区域を示す図面を添えるものとする。

(市町村の区域に係る事務の処理の開始の公示)

第七條 令第五條第七項（令第六條第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 令第五條第四項各号又は令第六條第二項各号に掲げる事務のうち市町村の区域に係るものの処理を開始する旨
- 二 令第五條第四項各号又は令第六條第二項各号に掲げる事務のうち市町村の区域に係るものの処理を開始する日

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則

（昭和29年文化時保護委員会規則第7号）

最終改正：平成31年4月1日門部科学省令第7号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第十五條第一項及び第七十二條第一項（同法第七十五條及び第九十五條第五項で準用する場合を含む。）の規定に基づき、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則を次のように定める。

(標識)

第一條 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号。以下「法」という。）第十五條第一項（法第二十條及び第七十二條第五項で準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により設置すべき標識は、石造とするものとする。ただし、特別の事情があるときは、金属、コンクリート、木材その他石材以外の材料をもつて設置することを妨げない。

- 2 前項の標識には、次に掲げる事項を彫り、又は記載するものとする。
 - 一 史跡、名勝又は天然記念物の別（特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物の別を表示することを妨げない。）及び名称
 - 二 文部科学省（仮指定されたものについては、仮指定を行つた都道府県又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二條の十九第一項の指定都市の教育委員会（当該都道府県又は指定都市が法第五十三條の八第一項に規定する特定地方公共団体である場合にあっては、当該都道府県又は指定都市）の名称。第四條第三項において同じ。）の文字（所有者又は管理団体の氏名又は名称を併せて表示することを妨げない。）
 - 三 指定又は仮指定の年月日
 - 四 建設年月日
- 3 第一項の標識の表面の外、裏面又は側面を使用する場合には、前項第二号から第四号に掲げる事項は裏面又は側面に、裏面及

び側面を使用する場合には、前項第二号に掲げる事項は裏面に前項第三号及び第四号に掲げる事項は側面に、それぞれ表示するものとする。

(説明板)

第二條 法第十五條第一項の規定により設置すべき説明板には、次に掲げる事項を平易な表現を用いて記載するものとする。

- 一 特別史跡若しくは史跡、特別名勝若しくは名勝又は特別天然記念物若しくは天然記念物の別及び名称
- 二 指定又は仮指定の年月日
- 三 指定又は仮指定の理由
- 四 説明事項
- 五 保存上注意すべき事項
- 六 その他参考となるべき事項

2 前項の説明板には、指定又は仮指定に係る地域を示す図面を掲げるものとする。但し、地域の定がない場合その他特に地域を示す必要のない場合は、この限りでない。

(標柱及び注意札)

第三條 前條第一項第四号又は第五号に掲げる事項が指定又は仮指定に係る地域内の特定の場所又は物件に係る場合に特に必要があるときは、当該場所若しくは物件を標示する標柱又は当該場所若しくは物件の保存上注意すべき事項を記載した注意札を設置するものとする。

(境界標)

第四條 法第十五條第一項の規定により設置すべき境界標は、石造又はコンクリート造とする。

- 2 前項の境界標は、十三センチメートル角の四角柱とし、地表からの高さは三十センチメートル以上とするものとする。
- 3 第一項の境界標の上面には指定又は仮指定に係る地域の境界を示す方向指示線を、側面には史跡境界、名勝境界又は天然記念物境界の文字（特別史跡境界、特別名勝境界又は特別天然記念物境界の文字とすることを妨げない。）及び文部科学省の文字を彫るものとする。
- 4 第一項の境界標は、指定又は仮指定に係る地域の境界線の屈折する地点その他境界線上の主要な地点に設置するものとする。

(標識等の形状等)

第五條 第一條から前條までに定めるものの外、標識、説明板、標柱、注意札又は境界標の形状、員数、設置場所その他これらの施設の設置に関し必要な事項は、当該史跡、名勝又は天然記念物の管理のため必要な程度において、環境に調和するよう設置者が定めるものとする。

(囲いその他の施設)

第六條 法第十五條第一項の規定により設置すべき囲いその他の施設については、前條の規定を準用する。

文化財保護法施行令第五條第四項第一号イからリまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準

（平成12年4月28日庁保記第226号各都道府県教育委員会あて文化庁次長通知）

地方自治法（昭和二年法律第六十七号）第二四五條の九第一項及び第三項の規定に基づき、文化財保護法施行令（昭和五〇年政令第二六七号。以下「令」という。）第五條第四項第一号イからリまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）の許可の事務を都道府県又は市の教育委員会が処理するに当たりよるべき基準を次のとおり定める。

I 共通事項

- (一) 現状変更等が「市」と当該市以外の「市」又は「町村」とにまたがって行われる場合には、現状変更等の許可申請は、許可の権限を有するそれぞれの都道府県又は市の教育委員会が受理し、許可の事務を行う。この場合には、関係教育委員会相互間において、必要に応じ、適宜連絡調整を行うものとする。

(二) 次の場合には、当該現状変更等の許可をすることができない。

- ①史跡名勝天然記念物の適切な保存管理のために策定された「保存管理計画」に定められた保存管理の基準に反する場合
- ②史跡名勝天然記念物の滅失、き損又は衰亡のおそれがある場合
- ③史跡名勝天然記念物の景観又は価値を著しく減じると認められる場合
- ④地域を定めて指定した天然記念物に関し、指定対象である動植物の生息環境又は生態系全体に対して著しい影響を与えるおそれがある場合

(三) 都道府県又は市の教育委員会に対する現状変更等の許可申請の審査のため、地方公共団体等が事前に発掘調査を行う場合は、当該発掘調査の実施につき文化財保護法（昭和二五年法律第二一四号。以下「法」という。）第八〇条第一項の規定による文化庁長官の許可を要する。

(四) 都道府県又は市の教育委員会が現状変更等の許可をするに当たっては、法第八〇条第三項において準用する法第四三条第三項の規定により、許可の条件として次の例のような指示をすることができる。なお、当該許可の条件として指示した発掘調査の実施については、改めて現状変更等の許可を要しない。

- ①当該現状変更等の事前に発掘調査を行うこと。
- ②当該現状変更等に際し、関係教育委員会の職員の立会いを求めること。
- ③重要な遺構などが発見された場合は、設計変更等により、その保存を図ること。
- ④当該現状変更等の実施に当たっては、関係教育委員会の指示を受けること。
- ⑤当該現状変更等の許可申請書又は添付した書類、図面若しくは写真の記載事項又は表示事項のうち、現状変更等の内容及び実施の方法の変更、許可申請者の変更などの実質的な変更については、改めて現状変更等の許可を申請すること。ただし、許可申請者の住所や事務所の所在地の変更など実質的な変更ではないものについては、その旨を報告すること。
- ⑥当該現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を報告すること。

II 個別事項

一 令第五条第四項第一号イ関係

(一)「建築面積」とは、建築基準法施行令（昭和二五年政令第三三八号）第二条第一項第二号に定める建築面積をいう。

(二) 次の場合は、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

- ①新築については、小規模建築物の設置期間の更新があらかじめ予想される場合
- ②改築又は増築については、改築又は増築部分の設置期間が本体である建築物の新築を完了した日から三ヶ月を超える場合
- ③新築、増築、改築又は除却については、当該新築等に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、当該新築等に必要の最小限度のやむを得ない規模を超える場合

(三) 新築、増築、改築又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第八〇条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第八〇条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。

(四) 新築、増築又は改築については、「新築及び除却」、「増築及び除却」又は「改築及び除却」として許可の申請をさせ、除却と併せて許可をするものとする。

二 令第五条第四項第一号ロ関係

(一) 新築、増築、改築又は除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、新築等に必要の最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

(二) 新築、増築、改築又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第八〇条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第八〇条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。

三 令第五条第四項第一号ハ関係

(一)「工作物」には、次のものを含む。

- ①小規模建築物に附随する門、生け垣又は塀
- ②既設の道路に設置される電柱、道路標識、信号機又はガードレール
- ③小規模な観測・測定機器
- ④木道

(二)「道路」には、道路法（昭和二七年法律第一八〇号）第三条各号に掲げる道路（ただし、道路と一体となってその効用を全うする施設及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを除く。）のほか、農道、林道、漁港関連道を含む。

(三)「道路の舗装」とは、既設の未舗装の道路の舗装をいう。

(四)「道路の修繕」とは、既設の舗装又は未舗装の道路の破損、劣化等に対応して行われる部分的な修復その他これに類する工事をいう。

(五) 道路についての「土地の形状の変更」には、道路の幅員の拡幅、路床の削平、側溝の設置及び道路の構造の変更に伴うものを含む。

(六) 工作物の設置、改修又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第八〇条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第八〇条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。

四 令第五条第四項第一号ニ関係

(一)「史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設」とは、法第七二条第一項の標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設をいう。

(二) 設置、改修又は除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置等に必要の最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

(三) 標識、説明板、標柱、注意札、境界標又は囲さくその他の施設であって、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則（昭和二九年文化財保護委員会規則第七号）に定める基準に合致しないものについては、その設置又は改修の許可をすることができない。

五 令第五条第四項第一号ホ関係

(一)「電線」には、配電管内の電線及び電話線等の通信線を含む。

(二) 改修については、改修に伴う土地の掘削が埋設の際に掘削された範囲を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

六 令第五条第四項第一号ヘ関係

(一)「木竹の伐採」とは、幹を切ること及び枝を切断して除去することをいう。

(二)「危険防止のため必要な伐採」とは、倒木や落枝によって人身又は建物に危害が及ぶ危険性の高い場合における危険防止に必要な最小限度のやむを得ない程度の伐採をいう。

(三) 木竹の伐採が、法第八〇条第一項ただし書の維持の措置である場合には、許可を要しない。

国史跡

但馬国分寺跡保存活用計画

令和7年（2025）3月31日発行

編集・発行

豊岡市地域コミュニティ振興部

文化・スポーツ振興課文化財室

兵庫県豊岡市日高町祢布 808

TEL 0796-21-9012